

# 經濟産業省



番号	制度名
経済産業省	
経産01	中小企業者等の法人税率の特例の拡充
経産02	非上場株式等についての贈与税の納税猶予制度の拡充
経産03	特定再開発建築物等の割増償却制度の延長
経産04	車体課税の抜本的見直し
経産05	電気事業法の改正に伴う所要の税制措置
経産06	ガス事業法の改正に伴う所要の税制措置
経産07	熱供給事業法の改正に伴う所要の税制措置
経産08	独立行政法人日本貿易保険の特殊会社化に伴う所要の税制措置
経産09	互助会加入者の権利保護の強化に係る所要の税制措置
経産10	信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減の延長
経産11	個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置の創設
経産12	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）の延長
経産13	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充
経産14	技術研究組合の所得計算の特例の本則化
経産15	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の即時償却の適用期限の延長（グリーン投資減税）
経産16	中小企業等の貸倒引当金の特例の延長
経産17	特定の資産の買換えの場合の課税の特例の延長
経産18	国立研究開発法人日本医療研究開発機構に係る税制上の所要の措置
経産19	引取りに係る沖縄発電用特定石炭等の免税の延長
経産20	認定特定民間中心市街地経済活力向上事業に係る特例措置の創設
経産21	独立行政法人日本貿易保険の特殊会社化に伴う所要の税制措置
経産22	電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更
経産23	ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の変更
経産24	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（鋳さいバラス製造業）
経産25	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（生コンクリート製造業）
経産26	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（セメント製品製造業）

番号	制度名
経産27	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（鉱物の掘採事業を営む者のうち岩石及び砂利掘採業）
経産28	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（鉱物の掘採事業を営む者のうち石炭掘採業）
経産29	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（鉱物の掘採事業を営む者のうち石灰石・鉱物掘採業）
経産30	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（電気供給業）
経産31	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（地熱資源開発事業）
経産32	低公害車の燃料等供給設備に係る課税標準の特例措置の延長
経産33	コージェネレーションに係る課税標準の特例措置の延長
経産34	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充
経産35	沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置の延長



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業者等の法人税率の特例の拡充	府省名	経済産業省
税目	法人税、法人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	/
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし			○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし			○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の達成目標（中小企業の経営基盤を強化し、その成長力を高め、地域経済の活性化を図り、日本経済の自立的な経済成長に貢献する）については、目標値及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば目標を達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値及び達成時期を設定する必要がある。
- ・ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（中小企業の業況判断DI及び中小企業の資金繰り判断DI）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を知るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

- ⑪ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「本制度により得られる税負担軽減効果は、最大で32万円。中小企業者等以外の法人の場合との差額として最大84万円のキャッシュフローが生じるため、資金繰りの改善等の効果が期待できる」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、過去における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「本制度により得られる税負担軽減効果は、最大で32万円。中小企業者等以外の法人の場合との差額として最大84万円のキャッシュフローが生じるため、資金繰りの改善等の効果が期待できる」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を知る事ができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

- ⑫ 本租税特別措置等の税収減を是認するような効果が見込まれるかについて説明されていないため、将来における税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を対比して説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について予測されていないため、効果・達成目標の実現状況を明らかにする必要がある。

注1 課題欄に斜線を付した点検項目については、必要な分析がなされていない。

注2 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注3 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標の達成状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）

本措置は、中小企業者等が地域経済の柱として雇用の大半を担っている存在であることを踏まえ、その活性化や競争力の向上を図るために講じられているものである。具体的には、厳しい経営環境の中で必死に利益を上げている中小企業者等の経営基盤を強化し、その活性化・競争力の強化を通じて、安定的な経済成長につなげていくことを目標としており、その参考指標として、前回要望時には、「中小企業の資金繰り判断BSI（「法人企業景気予測調査」財務総合政策研究所）」の数値等を用いることとしている。

この参考指標について見ると、中小企業の資金繰りBSIは平成26年7～9月期で▲5.7といまだ厳しい状況となっている。

他方、足下では、本年4月に実施された消費税率の引上げに伴う駆け込み需要の反動減が長続きすること、更なる消費税率の引上げも予定されていることなど、中小企業の資金繰りを始めとした経営環境が逼迫するリスクがあることから、引き続き本租税特別措置を講ずることが必要となっている。

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

適用件数は以下のとおり。

平成25年度 704,491件（直前実績と同程度並と推計）

租特透明化法に基づいて把握できる適用額は以下のとおり。

平成23年度 23,541億円

24年度 24,979億円

25年度 24,979億円（直前実績と同程度並と推計）

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

適用件数は以下のとおり。

平成26年度 704,491件（直前実績と同程度並と推計）

27年度 704,491件（同上）

28年度 704,491件（同上）

適用額は以下のとおり。

平成26年度 24,979億円（直前実績と同程度並と推計）

27年度 24,979億円（同上）

28年度 24,979億円（同上）

- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

法人税の減収額は以下のとおり（軽減税率分（▲4%）を適用額に乗じている。）。

平成23年度  $23,541 \times 0.04 = 942$  億円

24年度  $24,979 \times 0.04 = 999$  億円

25年度  $24,979 \times 0.04 = 999$  億円

法人住民税の減収額は以下のとおり（法人住民税率分（▲17.3%）を減収額に乗じている。）。

平成 23 年度 942×0.173＝163 億円  
 24 年度 999×0.173＝173 億円  
 25 年度 999×0.173＝173 億円

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等の法人税率の特例の拡充 (国税2・地方税2(自動連動))(法人税:義、法人住民税:義)
2	要望の内容	中小企業者等に係る法人税の軽減税率(年800万円以下の所得金額に適用。本則19%・租税特別措置15%)について、法人実効税率の引下げの検討状況を踏まえつつ、その引下げを目指す。
3	担当部局	中小企業庁事業環境部財務課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成21年度改正 創設(本則22%・租特18%) 平成23年度改正 拡充(本則22%→19%、租特18%→15%)
6	適用又は延長期間	—
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業は、我が国経済の基盤であり、地域経済の柱として多くの雇用を担う存在であることから、その活性化や競争力の向上を図るため、中小企業者等に係る法人税の軽減税率について、法人実効税率の引下げの検討状況を踏まえつつ、その引下げを目指す。  《政策目的の根拠》 中小企業基本法第24条(自己資本の充実)では、「国は、中小企業の自己資本の充実を図り、その経営基盤の強化に資するため、中小企業に対する投資の円滑化のための制度の整備、租税負担の適正化その他の必要な施策を講ずるものとする。」とされている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 4. 中小・地域 4-2 事業環境整備
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 厳しい経営環境の中で必死に利益を上げている中小企業を支援するため、軽減税率引下げを含めた中小企業政策を一体的に展開することにより、中小企業の経営基盤を強化し、その成長力を高め、地域経済の活性化を図り、日本経済の自立的な経済成長に貢献する。  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 上記目標達成のため、法人税の軽減税率の特例を含めた中小企業関連税制等諸施策を通じて中小企業者等に係るキャッシュフローの改善や経営基盤の強化を図ることを当面の目標とし、その達成度を検討するため、具体的には、「中小企業の業況判断DI」や「中小企業の資金繰り判断DI」(いずれも中小企業景況調査)の数値等を参考にする。  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国経済は緩やかな回復を続けているものの、消費税率引上げに伴う経済への影響や、円安による原材料費の高騰など、経済の下振れリスクが存在している。外部経済環境の変化の影響を受けやすい中小企業にとって、このよ



		<p>うな現在の経済状況は予断を許すものではなく、経営基盤の安定・強化を図ることが喫緊の課題となっている。特に、消費税率は段階的な引上げの最中であり、更なる引上げが予定されている。消費税の転嫁が困難な中小企業にとって、消費税率の引上げは更なる資金繰り圧迫、利益の圧縮にも繋がり、我が国経済に大きな影響を与えるおそれがある。</p> <p>中小企業は我が国経済の基盤であり、地域経済の柱として、多くの雇用を担う存在であることから、中小企業者等に係る法人税の軽減税率の引下げにより、キャッシュフローの改善と財務基盤の安定・強化を通じ、その活性化や競争力の維持・向上を図ることが必要である。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>年 800 万円以下の所得金額を有する全ての中小企業者等が適用対象となる。</p> <p>※過去 5 年間の適用件数          ・平成 20 年度:726,325 件          ・平成 21 年度:697,692 件          ・平成 22 年度:688,997 件          ・平成 23 年度:677,525 件          ・平成 24 年度:704,491 件          (出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」等</p>
		<p>② 減収額</p> <p>【減収額試算】          ・平成 23 年度(22%→18%):942 億円          ・平成 24 年度(19%→15%):999 億円</p> <p>(出典:租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書)</p>
		<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年 1 月～平成 26 年 6 月)          我が国経済の緩やかな回復基調の中、中小企業の資金繰り等も改善しつつあるが、いまだ「良い」とは言えない状況。円安による原材料費の高騰や、消費税率の更なる引上げにより先行きの見通しは極めて不透明な状態。こうした状況下においてキャッシュフローの改善や財務基盤の安定を図るためにも、軽減税率の引下げが必要。</p>

		<p>中小企業の業況判断DIの推移</p> <p>(出典)中小企業業況調査 業況判断DI=「好転」-「悪化」</p>
		<p>中小企業の資金繰りDIの推移</p> <p>(出典)中小企業業況調査 業況判断DI=「好転」-「悪化」</p>
		<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 24 年 4 月～平成 26 年 3 月)          本制度により得られる税負担軽減効果は、最大で 32 万円。25.5%の法人税率が適用される中小企業者等以外の法人の場合との差額として最大 84 万円のキャッシュフローが生じるため、資金繰りの改善等の効果が期待できる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 24 年 4 月～平成 26 年 3 月)          中小企業者等を取り巻く外部環境が厳しい中において、資金繰りのショートを引き金に財務基盤の安定性が損なわれ、中小企業者等の経営基盤を脅かし、更なる地域経済の停滞が生じることが予想される。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月)          本制度により得られる税負担軽減効果は、最大で 32 万円。25.5%の法人税率が適用される中小企業者等以外の法人の場合との差額として最大 84 万円のキャッシュフローが生じるため、資金繰りの改善等の効果が期待できる。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき</p> <p>我が国経済は緩やかな回復を続けているものの、消費税率引上げに伴う経済への影響や、円安による原材料費の高騰など、経済の下振れリスクが存在。このような経済状況は全ての中小企業者等に影響するものである。そのた</p>

	妥当性等	め、全ての中小企業者等を対象にした租税特別措置によって対策を実施することが妥当であり、特定の企業を対象とした補助金やその他の措置では十分な効果を期待できない。なお、租税負担能力に着目して、中小企業者等とそれ以外の法人の法人税率に差異を設けた制度であることから、課税の公平原則に照らしても、必要最小限の妥当な措置となっている。
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	本特例と同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しない。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置は、地域経済の柱として多くの雇用を担う存在であり、また経営環境の変化に特に影響を受けやすい中小企業者等の経営基盤の強化を図るためのものであることから、中小企業者等の法人税率に併せて法人住民税についても同様の効果を適用することが相当である。
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 24 年 8 月



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	非上場株式等についての贈与税の納税猶予制度の拡充	府省名	経済産業省
税目	贈与税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑤ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
  - 所期における本租税特別措置等により達成しようとする目標の達成状況が説明されていないため、所期の目標が既に達成されていないかを示した上で、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を明らかにする必要がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
  - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
    - 本租税特別措置等の達成目標（贈与税負担によって事業活動の継続に支障が生じる中小企業の事業承継の円滑化を図ることにより、中小企業の事業活動の継続を実現し、雇用の確保や地域経済の活力維持につなげる）については、目標値及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば目標を達成されたといえるのかが不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値及び達成時期を設定する必要がある。
  - 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
    - 本租税特別措置等の適用数等が想定外に僅少でないことについて、本租税特別措置等の適用数等の所期（制度創設時又は前回延長要望時）の想定が示されていないため、所期に想定していた適用数等を示して説明する必要がある。
      - 本租税特別措置等の適用数等が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていないことについて、適用件数ではなく、認定件数に基づいて説明されているため、適切に説明する必要がある。
- 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
 

[過去の実績]

  - 本租税特別措置等の税収減を是認するような効果が確認されているかについて説明されていないため、過去における税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を対比して説明する必要がある。
 

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

    - 本租税特別措置等の適用額の過去の実績について、「国税庁統計年報」と算定に用いた数値の出典が示されているが、適用額の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、適用額について、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。
    - 本租税特別措置等の減収額の過去の実績が把握されていないため、分析対象期間における減収額について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

[将来の見込み]

  - 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「本特例措置が講じられないことにより、362人の雇用が喪失するおそれがある」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑥ 本租税特別措置等の適用件数、適用者数及び適用額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用件数、適用者数及び適用額について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における減収額について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について、「平成 26 年度の相続認定見込み：97 件、贈与認定見込み：70 件」と説明されているが、平成 27 年度以降が把握されていないことから、効果・達成目標の実現状況を適切に説明する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

#### <点検結果表の別紙>

#### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中 7 ①「政策目的の根拠」欄への補足説明）  
本特例措置を規定している租税特別措置法第 70 条の 7 第 1 項において、本特例措置の対象を中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成 20 年法律第 33 号。以下「経営承継円滑化法」という。）第 12 条第 1 項に規定する経済産業大臣の認定を受けた会社の代表権を有していた者の株式の贈与に限定している。  
経営承継円滑化法第 12 条で経済産業大臣が認定をする目的、背景については、経営承継円滑化法第 1 条において「多様な事業の分野において特色ある事業活動を行い、多様な就業の機会を提供すること等により我が国の経済の基盤を形成している中小企業について、代表者の死亡等に起因する経営の承継がその事業活動の継続に影響を及ぼすことにかんがみ、（中略）中小企業における経営の承継の円滑化を図り、もって中小企業の事業活動の継続に資することを目的とする。」と定められている。
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中 8 ①「適用数等」欄への補足説明）  
本租税特別措置の適用件数及び適用額は以下のとおり（出典：国税庁統計年報）。
 

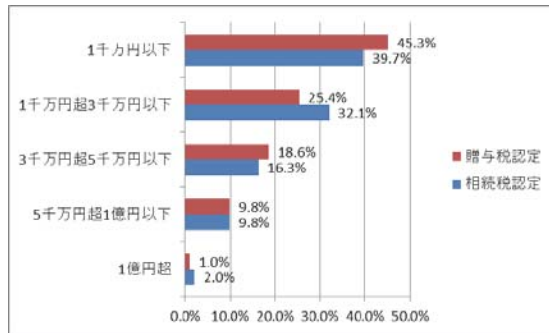
	適用件数	適用額
平成 22 年度	63 件	56 億円
23 年度	77 件	77 億円
24 年度	72 件	45 億円
25 年度	72 件	60 億円

 （25 年度の件数は、経済産業大臣の認定数から同数と推定。25 年度の適用額は、減収見込額を活用）
- ⑤ 僅少・偏りの状況（評価書中 8 ①「適用数等」欄への補足説明）  
事業承継の開始（特に本要望の対象としている、原贈与者が存在する中で受贈者が再贈与をすること）の時期を予測することは必ずしも容易でなく、経営者の世代交代のタイミングはそれぞれの会社によっても異なる中、本特例措置は、贈与税の負担による事業承継の問題が顕在化した企業経営者の利用を想定しているものであり、制度創設から 307 件の利用は想定外に僅少であるものではない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	非上場株式等についての贈与税の納税猶予制度の拡充 (国税3)(贈与税:外)
2	要望の内容	非上場株式等についての贈与税の納税猶予制度について、活用を更に促進するため、以下の拡充を行う。  ・贈与税の納税猶予制度の適用を受けている者が、一定の要件の下で株式を再贈与した場合に、当該再贈与に係る贈与税に対して贈与税の納税猶予制度が適用できるよう、贈与税の納税猶予制度を拡充する。
3	担当部局	中小企業庁事業環境部財務課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成20年度改正 平成21年度改正において「取引相場のない株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度」を創設することを決定(税制改正大綱) 平成21年度改正 平成20年度税制改正大綱を受け、非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の創設 平成22年度改正 特別外国子会社に係る認定要件の明確化、納税猶予税額の計算方法の見直し等 平成23年度改正 風俗営業会社等に係る特別子会社の要件の見直し等 平成25年度改正 事前確認の廃止、親族外承継の対象化、雇用8割維持要件の緩和等
6	適用又は延長期間	期限の定めのない措置
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 多様な就業の機会を提供すること等により我が国の経済の基盤を形成している中小企業の事業承継を円滑化することにより、中小企業の事業活動の継続を実現し、雇用の確保や地域経済の活力維持につなげる。  《政策目的の根拠》 ・『中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律』 中小企業における経営の承継の円滑化を図り、もって中小企業の事業活動の継続に資するため、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号。以下「経営承継円滑化法」という。)が平成20年10月(一部は平成21年3月)に施行された。 非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予制度の適用は、経営承継円滑化法第12条第1項の経済産業大臣の認定を受けることが前提とされており、また、当該制度の適用の継続に当たっては、相続税・贈与税の申告期限から5年間、後継者が代表を継続する等の要件が経営承継円滑化法施行規則(平成21年経済産業省令第22号)によって課されている。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 4. 中小・地域 4-2 事業環境整備

	③: 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本特例措置は、贈与税負担によって事業活動の継続に支障が生じる中小企業の事業承継の円滑化を図ることにより、中小企業の事業活動の継続を実現し、雇用の確保や地域経済の活力維持につなげることを目標とする。  ＜達成目標＞ 本特例措置の活用を促進するための方策を講ずることにより、贈与税負担によって事業活動の継続に支障が生じるとされる者が、将来贈与の時点で本特例措置を利用し、事業承継の円滑化が図られることを目標とする。  ＜目標達成時期＞ 経営者の世代交代のタイミングはそれぞれの会社によっても異なる。年月の経過により、常に高齢人口に新たに加わっていく世代がいることも踏まえると、事業承継問題は短期的に解決するものではなく、将来にわたり長期継続的に対処していく課題であると言える。 このため、本特例措置は長期継続的に適用数を評価していくことが必要である。																					
		《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本特例措置を適用するための前提となる経営承継円滑化法に基づく経済産業大臣の認定を受けた者の数とする。  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置は、適用者に対して、贈与税の申告期限から5年間、雇用の平均8割以上を確保する等の要件を課していることから、政策目的である中小企業の事業活動の継続の実現と、それに伴う雇用の確保や地域経済の活力維持に寄与する。																					
8	有効性等	①: 適用数等 《表1》経営承継円滑化法に基づく認定件数の実績と見込み(出典:中小企業庁調べ) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21fy (実績)</th> <th>H22fy (実績)</th> <th>H23fy (実績)</th> <th>H24fy (実績)</th> <th>H25fy (実績)</th> <th>H26fy (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相続認定</td> <td>153</td> <td>133</td> <td>63</td> <td>67</td> <td>123</td> <td>97</td> </tr> <tr> <td>贈与認定</td> <td>29</td> <td>67</td> <td>73</td> <td>69</td> <td>69</td> <td>70</td> </tr> </tbody> </table> ・平成21年度は平成20年10月～平成22年3月まで。 ・平成26年度は過去4年の実績値を用いて推計した見込数。  (参考1)偏りの無いことの説明 ○認定企業の資本金別分布 認定企業の資本金別の分布《図1》を見ると、幅広く利用されていることがうかがえる。 (集計期間:平成20年10月～平成26年3月) 《図1》		H21fy (実績)	H22fy (実績)	H23fy (実績)	H24fy (実績)	H25fy (実績)	H26fy (見込)	相続認定	153	133	63	67	123	97	贈与認定	29	67	73	69	69	70
	H21fy (実績)	H22fy (実績)	H23fy (実績)	H24fy (実績)	H25fy (実績)	H26fy (見込)																	
相続認定	153	133	63	67	123	97																	
贈与認定	29	67	73	69	69	70																	

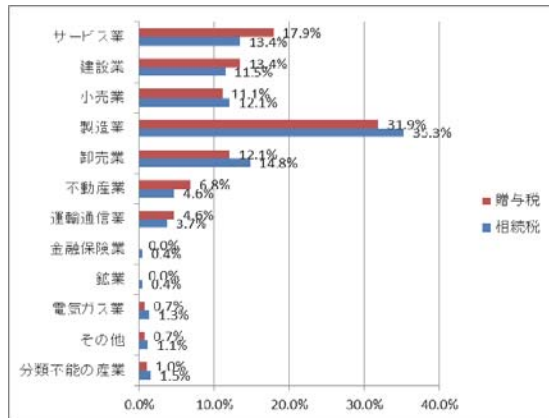


(出典：中小企業庁調べ)

(参考2) 認定企業の業種別分布

ほぼ全ての業種が本特例措置の適用対象となっており、認定企業の業種別分布を(図2)を見ると、幅広く利用されていることがうかがえる。

(集計期間：平成20年10月～平成26年3月)



(出典：中小企業庁調べ)

② 減収額

《表2》相続税・贈与税の納税猶予適用額

(単位：億円)

	H20	H21	H22	H23	H24
相続税	56	43	41	22	67
贈与税	-	-	56	77	45

(出典：国税庁「税務統計」)

(注1) 平成20～21年の贈与税は非公表のため不明。

(注2) 平成20年は10月から12月までに限る。

③ 効果・達成目標の実現状況

《政策目的の実現状況》(分析対象期間：H20年10月～H26年3月)

本特例措置は、適用者に対して、贈与税の申告期限から5年間、雇用の平均8割以上を確保する等の要件を課していることから、政策目的である中小企業の事業活動の継続の実現と、それに伴う雇用の確保や地域経済の活力維持に寄与するものである。

相続税の納税猶予と合わせると、制度創設から約5年半で、経営承継円滑化法に基づく経済産業大臣の認定件数は合計850件程度となっており、当該認定企業の事業活動の継続が実現していると考えられる。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：H21年度～H26年度)

《表1(再掲)》経営承継円滑化法に基づく認定件数の実績と見込み

(出典：中小企業庁調べ)

	H21fy (実績)	H22fy (実績)	H23fy (実績)	H24fy (実績)	H25fy (実績)	H26fy (見込)
相続認定	153	133	63	67	123	97
贈与認定	29	67	73	69	69	70

・平成21年度は平成20年10月～平成22年3月まで。

・平成26年度は過去4年の実績値を用いて推計した見込数。

これまでの認定企業における雇用者数は合計約4万8,000人であり、これらの雇用の維持にもつながったと考えられる。

《表3》認定企業における雇用者数(現在認定中の企業における相続・贈与時点の人数)

(出典：中小企業庁調べ)

	相続税認定企業 (539件)	贈与税認定企業 (307件)	合計 (846件)
総数	28,068人	20,586人	48,654人
1社平均	52.1人	67.1人	57.5人
中間値	21.0人	24.0人	22.0人

(分析対象期間：平成20年10月～平成26年3月)

さらに、相続税又は贈与税の申告期限から1年後の時点における認定企業の雇用状況を見ると、相続・贈与時と比べて平均で増加(+865人)しており、雇用者数が継続的に確保されている。

《表4》認定企業の雇用者数の推移(現在認定中の企業のうち、相続税・贈与税の申告期限から1年後(報告基準日)を迎えた認定企業の雇用者数の推移)

(出典：中小企業庁調べ)

	相続税認定 (316件)	贈与税認定 (210件)	合計 (526件)
①相続・贈与時	17,083人	14,130人	31,213人
②報告基準日	17,321人	14,757人	32,078人
増減	+238人	+627人	+865人

(分析対象期間：平成20年10月～平成26年3月)

			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成27年度～平成29年度)</p> <p>中小企業は国内経済の付加価値を作り出し、雇用の受け皿役になる等、経済社会の重要な役割を担っており、所有と経営が一致しがちな中小企業であっても、経営者の交代如何を問わず、事業継続させていくことが必要である。このため、事業承継を円滑に実現させることが必要である。</p> <p>現在、贈与税の納税猶予制度の適用を受けている者のうち、次の代への株式の再贈与ができないことにより円滑な事業承継に影響が生じると答えている割合は、57.8% (中小企業庁委託「事業承継税制に関するアンケート」) である。</p> <p>贈与税の納税猶予制度の認定を受けているこれらの企業では、贈与時から1年後の報告基準日までの間に627人の雇用者が増加していることから、本特例措置が講じられないことにより、362人の雇用が喪失するおそれがある。</p>
			<p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成27年度～平成29年度)</p> <p>現在、贈与税の納税猶予制度の適用を受けている者のうち、次の代への株式の再贈与ができないことにより円滑な事業承継に影響が生じると答えている割合は、57.8% (中小企業庁委託「事業承継税制に関するアンケート」) である。</p> <p>贈与税の納税猶予制度の認定を受けているこれらの企業では、贈与時から1年後の報告基準日までの間に627人の雇用者が増加していることから、本特例措置が講じられないことにより、362人の雇用が喪失するおそれがある。</p>
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、非上場株式等が流動性の低いものであり、後継者が贈与により非上場株式等を取得した場合の贈与税の納税資金確保が困難であることにかんがみ、特別に軽減措置を講じようとするものである。したがって、租税特別措置によることが妥当である。</p> <p>実際に、事業承継をする際の課題として、中規模企業の約4割、小規模事業者の約3割が「相続税、贈与税の負担」を挙げている(出典:平成25年中小企業白書)。</p> <p>また、本特例措置の目的は、中小企業の事業活動の継続を実現し、雇用の確保や地域経済の活力維持につなげることであり、この目的に資する税制とするため、雇用の平均8割以上を確保する等の要件を課すことにより贈与税の納税を猶予している。このため、申告時点で税負担を免除する方式ではなく、申告時には納税猶予とし、事業継続の要件を満たさなくなった場合に納税させる納税猶予方式を探っている。</p> <p>さらに、課税の公平性の観点から、事業用資産を持たない者や、主に個人事業主向けである小規模宅地の特例とのバランスなどを踏まえて、非上場株式等の課税価格の100%に対応する相続税の納税を猶予するのではなく、80%に対応する相続税の納税を猶予している。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>中小企業の事業承継円滑化のための総合的支援策として、以下の措置を講じている。</p> <p>〈予算措置の役割〉</p> <p>予算措置は、事業承継に係る各制度の普及啓発のためであり、法律・税制・金融に係る制度利用の前さばき的なものである。具体的には、施策説明会による普及啓発活動などを行っており、相続税・贈与税の納税を猶予する本特例措置とは役割が異なる。</p> <p>(措置名)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業事業承継円滑化支援事業(施策説明会等)(平成26年度予算額2.3億円)</li> </ul>

			<p>〈法律の役割〉</p> <p>経営承継円滑化法に基づく民法の特例は、事業承継の際に後継者以外の者による遺留分減殺請求によって、中小企業の株式が分散し経営の安定が損なわれるリスクを事前に低減するものであり、相続税・贈与税の納税を猶予する本特例措置とは役割が異なる。</p> <p>(措置名)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遺留分に関する民法特例</li> </ul>
		③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>〈金融支援の役割〉</p> <p>金融支援は、事業承継に際し事業用資産や株式等の購入資金に係る資金貸付のみならず、経営者交代による取引先の減少や売上高の減少などに苦しむ会社の資金繰り対策にも資するものである。さらに、税制措置とは異なり、個人事業主の事業承継にも活用できることが大きな特徴である。したがって、相続税・贈与税の納税を猶予する本特例措置とは役割が異なる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融支援(信用保証制度、日本政策金融公庫)</li> <li>・企業再建・事業承継支援資金(日本政策金融公庫)</li> </ul>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成24年8月





点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定再開発建築物等の割増償却制度の延長	府省名	経済産業省
税目	法人税、個人所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし			
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし			○
⑪ 税収減は認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑫ 税収減は認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の達成目標（中心市街地の経済活力の向上（来訪者、売上高、就業者のいずれかで評価）を相当程度増加させること）については、目標値及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば目標を達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値及び達成時期を設定する必要がある。

・ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の認定をうけた中心市街地での通行量、居住人口、就業者数、年間小売販売額、空き店舗率、施設入込数、公共交通機関利用者数等の統計調査等）は、補助金等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「特定民間中心市街地経済活力向上事業は、地元住民や自治体の強いコミットメントがあり、かつ経済効果の高い民間プロジェクトに絞り込んで重点支援を行うことで、民間投資の喚起を通じた中心市街地の活性化を図るものである。本租税特別措置等も当該事業の認定により適用される」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計（平成26年度から32年度まで）について、「平成26年度 2.4百万円、平成27年度 45.7百万円、平成28年度 97.6百万円、平成29年度 86.8百万円、平成30年度 77.7百万円、平成31年度 69.7百万円、平成32年度 36.4百万円」とされているが、算定の過程の説明に課題があるため、適切な算定根拠に基づき、推計する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等による達成目標の実現状況の将来推計について、「本租税特別措置の適用により、意欲的な目標を掲げた民間投資の喚起を通じて中心市街地の魅力を高め、中心市街地全体が活性化し、地域の個性を生かした魅力ある中心市街地の形成が期待される」と説明されているが、効果が予測されていないため、その効果を明らかにした上で、達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられた

ものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

#### <点検結果表の別紙>

#### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中 7 ①<<政策目的の根拠>>欄及び②「政策体系における政策目的の位置付け」欄への補足説明）

○政策体系における政策目的の位置付けについて

#### 4. 中小・地域

#### 4-3 経営安定・取引適正化

中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号。以下「法」という。）の目的については、「中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上（中心市街地活性化）」とされており、さらに、「中心市街地の活性化のための特別な措置」として、法第 50 条に「特定民間中心市街地経済活力向上事業」が位置付けられている。また、本事業の必要性については、法第 8 条において政府が定めることとされている「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針（基本方針）」の第 11 章において記載されている。

<法及び基本方針の関連部分（抜粋）>

○中心市街地の活性化に関する法律 一部抜粋

#### 第一章 総則

（定義）

#### 第七条 略

2～12 略

13 この法律において「特定民間中心市街地経済活力向上事業」とは、中心市街地への来訪者又は中心市街地の就業者若しくは小売業の売上高を相当程度増加させることを目指した中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業及び第十一項第一号に掲げる事業であつて、民間事業者が行うものをいう。

#### 第二章 基本方針

第八条 政府は、中心市街地の活性化を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 中心市街地の活性化の意義及び目標に関する事項

二～六 略

七 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の中心市街地における経済活力の向上のための事業及び措置に関する基本的な事項

八～十二 略

3～7 略

#### 第四章 中心市街地の活性化のための特別な措置

第三節 認定特定民間中心市街地活性化事業及び認定特定民間中心市街地経済活力向上事業に対する特別の措置

(特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の認定)

第五十条 特定民間中心市街地経済活力向上事業（認定基本計画に記載されたものに限る。）を実施しようとする者（第七条第七項第五号に定める事業を実施しようとする場合にあっては同号に掲げる会社を設立しようとする中小小売業者とし、同項第六号に定める事業を実施しようとする場合にあっては同号に掲げる会社を設立しようとする中小小売業者を、同項第七号に定める事業を実施しようとする場合にあっては特定会社を設立しようとする者を、同条第八項に規定する事業及び同条第十一項第一号に掲げる事業を実施しようとする場合にあっては当該事業を実施する法人を設立しようとする者を含む。第四項において「特定民間中心市街地経済活力向上事業者」という。）は、単独で又は共同して、協議会における協議を経て、特定民間中心市街地経済活力向上事業に関する計画（以下この条及び次条において「特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」という。）を作成し、経済産業大臣の認定を申請することができる。

2 前項の規定による認定の申請は、市町村を経由して行わなければならない。この場合において、市町村は、当該特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に関し意見を付すことができる。

3 特定民間中心市街地経済活力向上事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 特定民間中心市街地経済活力向上事業の中心市街地への来訪者又は中心市街地の就業者若しくは小売業の売上高の増加の目標及び内容
- 二 特定民間中心市街地経済活力向上事業の実施時期
- 三 特定民間中心市街地経済活力向上事業を行うのに必要な資金の額及びその調達方法
- 四 第五十八条第一項に規定する大規模小売店舗立地法の特例の適用を受けようとする場合にあっては、その旨及び当該特例の適用を受けて設置しようとする大規模小売店舗の所在地その他経済産業省令で定める事項

4～9 略

2～3 略

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）別紙1参照

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

○減収額（見込み）  
平成26年度 : 2.4 百万円

○減収額の算定について（見込み）

【平成26年度】

- ・建物  
(取得見込額) 208,000,000円×(償却率) 0.031×(割増率) 0.3×(税率) 0.2025  
=391,716円 ∴10万円未満四捨五入 0.4百万円
- ・建物付属設備  
(取得見込額) 188,000,000円×(償却率) 0.154×(割増率) 0.3×(税率) 0.2025  
=1,758,834円 ∴10万円未満四捨五入 1.8百万円
- ・構築物  
(取得見込額) 2,300,000円×(償却率) 0.118×(割増率) 0.3×(税率) 0.2025  
=164,876円 ∴10万円未満四捨五入 0.2百万円

【平成27年度以降】

別紙2参照

○中心市街地の活性化を図るための基本的な方針 一部抜粋

第11章 特定民間中心市街地経済活力向上事業の中心市街地への来訪者又は中心市街地の就業者若しくは小売業の売上高の増加の目標の設定に関する事項

1. 目標設定の意義

特定民間中心市街地経済活力向上事業は、地元住民や自治体の強いコミットメントがあり、かつ経済効果の高い民間プロジェクトに対して、経済産業大臣が認定した場合に重点的な支援を講じるものである。限られた政策支援を重点化するに相応しい事業に絞り込んで、予算措置の拡充、税制措置の創設、低利融資措置の創設、地元が望む場合には大規模小売店舗立地法の特例措置の創設などの政策支援を集中させることで、中心市街地への民間投資を強力に喚起していくことが必要である。

こうした中心市街地の活性化の起爆剤となる民間プロジェクトは、中心市街地の経済活力の向上（来訪者、就業者、売上高のいずれかで評価）を相当程度増加させることを目指して実施されなければならない。また、こうした目標を達成する成功率を高めるための取組が併せて実施されなければならない。

割増償却制度の減収額試算

平成 26 年 8 月 18 日
経済産業省 商務流通保安 G
中心市街地活性化室

(計算方法)

[取得価額] × [定額法or定率法の償却率] × [30%割増償却] × [法人税率] × [件数]

①平成27年度に実施される事業

【建物】

(大企業) 430 百万円 × 0.031 (定額法) × 30 % × 25.50 % × 8 件 = 8.2 百万円

(中小企業) 430 百万円 × 0.031 (定額法) × 30 % × 20.25 % × 4 件 = 3.2 百万円

【建物付属設備】

(大企業) 230 百万円 × 0.154 (定率法) × 30 % × 25.50 % × 8 件 = 21.7 百万円

(中小企業) 230 百万円 × 0.154 (定率法) × 30 % × 20.25 % × 4 件 = 8.6 百万円

【構築物】

(大企業) 40 百万円 × 0.118 (定率法) × 30 % × 25.50 % × 8 件 = 2.9 百万円

(中小企業) 40 百万円 × 0.118 (定率法) × 30 % × 20.25 % × 4 件 = 1.1 百万円

②平成28年度に実施される事業

【建物】

(大企業) 430 百万円 × 0.031 (定額法) × 30 % × 25.50 % × 10 件 = 10.2 百万円

(中小企業) 430 百万円 × 0.031 (定額法) × 30 % × 20.25 % × 5 件 = 4.0 百万円

【建物付属設備】

(大企業) 230 百万円 × 0.154 (定率法) × 30 % × 25.50 % × 10 件 = 27.1 百万円

(中小企業) 230 百万円 × 0.154 (定率法) × 30 % × 20.25 % × 5 件 = 10.8 百万円

【構築物】

(大企業) 40 百万円 × 0.118 (定率法) × 30 % × 25.50 % × 10 件 = 3.6 百万円

(中小企業) 40 百万円 × 0.118 (定率法) × 30 % × 20.25 % × 5 件 = 1.4 百万円

(①②合計)

平成27年度に実施される事業 45.7 百万円

平成28年度に実施される事業 57.1 百万円

(試算の基礎)

- ・ 特定民間中心市街地経済活力向上事業を見据えて、平成25年度補正 商店街まちづくり事業(中心市街地活性化事業)の調査事業を行っているもののうち、調査事業後、平成27年度に商業施設等の整備を実施する見込みがある事業を適用見込数とした。また、平成27年度以後は、今般の法改正により、中心市街地活性化基本計画の認定要件を緩和し、裾野拡大によって、より多くの市町村がより多様な事業を基本計画に定めることが可能となることから、重点支援が可能な効果が高い民間プロジェクトが今後増加する見込み。このため、平成27年度は大企業が8件、中小企業が4件の計12件、28年度は大企業が10件、中小企業が5件の計15件が実施されると仮定した。(根拠：現在当該整備を実施見込みのある企業を確認したところ、おおむね大企業と中小企業の割合は2：1であったため。)
・ 各年度の取得価額は、特定民間中心市街地経済活力向上事業を見据えて、中心市街地再興戦略事業費補助金を活用予定である2事業の取得金額の平均値(建物の取得金額：430百万円、建物附属設備の取得金額：230百万円、構築物の取得金額：40百万円)とした。(詳細は注1を参照)
・ 建物の平均耐用年数は33年間と仮定(定額法)(詳細は注1を参照)
・ 建物附属設備の平均耐用年数は13年間と仮定(定率法)(詳細は注1を参照)
・ 構築物の平均耐用年数は17年間と仮定(定率法)(詳細は注1を参照)
・ 法人税率は、大企業は25.5%、中小企業は2区分(25.5%、15%)の税率の平均値を取り20.25%と仮定。

<注1> 中心市街地再興戦略事業費補助金を活用予定である2事業における建物・建物附属設備・構築物の取得価額及び耐用年数

Table with 4 columns: A事業者, B事業者, 平均取得価格(百万円), 平均耐用年数(年). Rows include 建物, 建物附属設備, 構築物.

割増償却制度の減収額試算(法人税)

Table with 10 columns: 減収年度, 事業年度, 部位, 税率分類, 取得価額(円), 定額法or定率法の償却率, 割増率, 法人税率, 件数, 所得減収額(円), 控除収額(円). Includes data for 平成27 and 28 years.

Table with 10 columns: 減収年度, 事業年度, 部位, 税率分類, 取得価額(円), 定額法or定率法の償却率, 割増率, 法人税率, 件数, 所得減収額(円), 控除収額(円). Includes data for 平成28 and 29 years.

Table with 10 columns: 減収年度, 事業年度, 部位, 税率分類, 取得価額(円), 定額法or定率法の償却率, 割増率, 法人税率, 件数, 所得減収額(円), 控除収額(円). Includes data for 平成29 and 30 years.

Table with 10 columns: 減収年度, 事業年度, 部位, 税率分類, 取得価額(円), 定額法or定率法の償却率, 割増率, 法人税率, 件数, 所得減収額(円), 控除収額(円). Includes data for 平成30 and 31 years.

Table with 10 columns: 減収年度, 事業年度, 部位, 税率分類, 取得価額(円), 定額法or定率法の償却率, 割増率, 法人税率, 件数, 所得減収額(円), 控除収額(円). Includes data for 平成31 and 32 years.

Table with 10 columns: 減収年度, 事業年度, 部位, 税率分類, 取得価額(円), 定額法or定率法の償却率, 割増率, 法人税率, 件数, 所得減収額(円), 控除収額(円). Includes data for 平成32 and 33 years.

合計 413.9
年度平均 68.9833333

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定再開発建築物等の割増償却制度の延長 (国税4)(法人税:義、個人所得税:外)
2	要望の内容	認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づいて行われる特定民間中心市街地経済活力向上事業により整備される建築物及び構築物の取得に対する割増償却(5年間 割増率30%)の適用期限(平成27年3月31日)を2年間延長する。
3	担当部局	経済産業省商務流通保安グループ中心市街地活性化室
4	評価実施時期	平成26年7月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成26年度 創設
6	適用又は延長期間	2年間(平成27年4月～平成29年3月)
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 改正中心市街地活性化法により創設された特定民間中心市街地経済活力向上事業のもと、地元住民や自治体の強いコミットメントがあり、かつ経済効果の高い民間プロジェクトに絞り込んで、従来より手厚い支援を重点的に行うことにより、民間投資の喚起を通じた中心市街地の活性化を図る。 (参考) 中心市街地の活性化を図るための基本的な方針第11章 抜粋</p> <p>《政策目的の根拠》 中心市街地の活性化については、平成10年に中心市街地活性化法を制定し、平成18年にまちなか居住や都市機能整備も含め総合的な対策を講じるため同法の見直しを行ってきたが、平成18年度から平成24年度末までに市町村が策定する中心市街地活性化の基本計画期間が終了した44中心市街地において、各市が自己評価を実施したところ、目標達成率が約3割となっており、中心市街地が十分に活性化しているとは言えない状況であり、この要因の一つとして、中心市街地活性化に対する民間投資が不十分であったことが挙げられる。 こうした状況を踏まえ、民間投資を喚起するため、民間事業者の事業採算性を向上させ、事業実施を決断させるインセンティブを与える必要がある。そのため、建物等の取得時における割増償却制度を活用することにより、ランニングコストの低減化を図り、魅力ある商業施設の整備を強力に促し、中心市街地の活性化につなげるための本租税特別措置を延長する必要がある。 (参考) 中心市街地の活性化を図るための基本的な方針第1章 抜粋</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>経営安定・取引適正化 (参考) 中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律第50条</p>

③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本租税特別措置等は、自治体からの強いコミットメントを受けた特定民間中心市街地経済活力向上事業の実施に必要な建物等の取得に係るコストを低減することで、当該事業の採算性を向上させ、事業実施を決断するインセンティブを与えるための措置。高い目標の達成というハードルを超える可能性を高めるために必要な投資負担を軽減することで、事業実施予定者に投資回収の算段を付けさせ、担い手を呼び込むことを目的としている。 事業立ち上げ段階では予算、低利融資、規制緩和等による支援を実施することとなるが、波及効果をもたらす上で事業継続が不可欠となり、こうしたランニングコストを低減することで採算性を向上させることとなるため、担い手を呼び込むことを目指す。 本租税特別措置等が適用される特定民間中心市街地経済活力向上事業により、中心市街地の経済活力の向上(来訪者、売上高、就業者のいずれかで評価)を相当程度増加させることを目指す。</p> <p>(参考) 中心市街地の活性化を図るための基本的な方針第11章 特定民間中心市街地経済活力向上事業の目標は、以下の二つの要件をともに満たすものとして設定されなければならない。 (1)意欲的な数値指標 以下のいずれかの指標を達成することが、当該事業の事業計画に照らして十分に見込まれること。 ①「年間来訪者数」が、中心市街地の居住人口の4倍以上であること。 ②「年間売上高」が、中心市街地の年間小売商品販売額の1%以上であること。 ③「年間平均雇用人数」が、50人以上であること。 (2)周辺地域の経済活力を向上させる波及効果 来訪者、就業者、売上高の増加が、事業実施区域に止まらず、当該事業実施区域を含んだ中心市街地及びその周辺地域に対して、どのような形で寄与するかが明確であること。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の認定をうけた中心市街地での通行量、居住人口、就業者数、年間小売販売額、空き店舗率、施設入込数、公共交通機関利用者数等の統計調査等</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 中心市街地活性化法における施策は、「日本再興戦略」に掲げられている居住や都市機能の「コンパクト化」を目指す上で、これまで蓄積されてきた生活機能やインフラがある中心市街地を第一候補として位置付け、超高齢化・人口減少社会における持続可能な都市・地域の拠点を形成するもの。都市機能立地の緩やかなコントロールを図る「都市再生特別措置法」及び持続可能な地域公共交通ネットワークの形成を目指す「地域公共交通活性化再生法」と一体となって、アベノミクスを地域に浸透させることとしている。 中でも、中心市街地活性化法に基づき経済産業大臣が認定する「特定民間中心市街地経済活力向上事業」は、民間投資を一層喚起するために、来訪者・売上高・就業者を相当程度増加させるなど効果が高く、かつ地元住民や自治体の強いコミットメントがある民間プロジェクトに限って重点支援を実施するもの。当該プロジェクトの実施及び継続を中心市街地活性化の起爆剤として民</p>
--------------	--

			<p>間投資を喚起し、周辺地域の経済活力を向上させる波及効果をもたらす拠点形成を目標としている。</p> <p>当該事業は、当該市町村に居住する住民だけでなく、近隣市町村に居住する住民の利用や、それ以外の地域から出かけてくる人々の利用も視野に入れた高度な機能を有する施設を整備するような取組に対して大胆かつ集中的に、予算、税、融資等の優遇措置を講じて支援し、中心市街地全体に波及する効果を生み出すものである。民間投資によって街並みの連続性が再生し、個店の魅力が向上することで、中心市街地全体が活性化し、地域の個性を生かした魅力ある中心市街地の形成の実現に寄与する。</p>
8	有効性等	①: 適用数等	<p>(適用件数)</p> <p>平成 27 年度 : 12 件 平成 28 年度 : 15 件 (経済産業省推計)</p>
		②: 減収額	<p>(減収額)</p> <p>平成 27 年度 : 45.7 百万円 平成 28 年度 : 97.6 百万円 平成 29 年度 : 86.8 百万円 平成 30 年度 : 77.7 百万円 平成 31 年度 : 69.7 百万円 平成 32 年度 : 36.4 百万円 (経済産業省推計)</p>
		③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:改正中心市街地活性化法施行前1年間)</p> <p>平成 18 年の中心市街地活性化法改正において、人口減少・高齢化という新たな課題を意識して、ア. 基本計画に対する内閣総理大臣認定制度の導入、イ. まちづくり会社や商工会議所等が関与する中心市街地活性化協議会の法制化、ウ. 公共公益施設の集約促進・まちなか居住の推進、エ. 大規模小売店舗立地法の特例等の措置を講じたところである。</p> <p>しかし、中心市街地活性化基本計画に定めた期間が終了した自治体の自己評価したところによれば、目標達成率は約3割となっており、特に、経済活力系(販売額、空き店舗数)の目標達成率は約1割と衰退傾向に歯止めがかかっていない状況にある。</p> <p>商店街への来街者数の減少を分析すると、「魅力ある店舗の減少」、「業種・業態の不足」や「近郊の大型店の進出」等の要因があり、このような問題に対応するためには、民間投資を誘発し、個店の魅力を高め、集客力を増加させる取組が必要となっている。</p>

【商店街への来街者数の減少要因(3選択肢まで回答)】

要因	割合 (%)
魅力ある店舗の減少	55.2
業種・業態の不足	52.2
近郊の大型店の進出	50.3
地域の人口減少	42.1
駐輪場・駐車場の不足	13.8

出典:平成24年度商店街実態調査(中小企業庁委託事業/平成 25 年3月発行)

そこで、地域経済を牽引する市町村の中心市街地において、その中で効果の高い民間プロジェクトを絞り込んで重点的に手厚い支援を行うことで、個店の改装・販売促進活動・新商品の提供等に係る設備の導入等により個店の魅力を高めていくことが有効である。

本租税特別措置等は、意欲的な数値目標(来訪者、売上高、就業者のいずれかで評価)を達成できる魅力ある商業施設等を整備しやすくなるための措置の一つとして、ランニングコストの軽減を図っていくもの。

本租税特別措置等により、中心市街地の魅力を高め、中心市街地全体を活性化させ、地域の個性を生かした魅力ある中心市街地の形成の実現を図る。

特定民間中心市街地経済活力向上事業は、今般の法改正により新たに創設された事業であり、本租税特別措置等は当該事業計画の認定に基づいて適用措置される。(改正法の施行は平成 26 年7月3日)

平成 26 年度においては、すでに特定民間中心市街地経済活力向上事業を見据えて、中心市街地再興戦略補助金を活用予定の案件が3件あり、また今後も年間で少なくとも 10 件程度、本租税特別措置等の適用が見込まれる。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:改正中心市街地活性化法施行前1年間)

中心市街地活性化基本計画に定めた期間が終了した自治体の自己評価したところによれば、目標達成率は約3割となっており、特に、経済活力系(販売額、空き店舗数)の目標達成率は約1割と衰退傾向に歯止めがかかっていない状況にある。

【中心市街地活性化基本計画の達成状況】

	通行量	居住人口等	観光入込数等	販売額等	公共交通機関利用	空き店舗等	その他	計
設定数	45	28	25	18	6	10	13	145
目標達成数	12	5	11	2	2	2	8	42
目標達成率	27%	18%	44%	11%	33%	20%	62%	29%
基準値改善数	26	13	20	3	5	5	11	83
基準値改善率	58%	46%	80%	17%	83%	50%	85%	57%

出典:第1回中心市街地活性化評価・調査委員会資料(内閣官房地域活性化統合本部作成)より経済産業省作成

		<p>今般、改正中心市街地活性化法が平成 26 年 7 月 3 日に施行されたことを受け、地元住民や自治体等による強いコミットメントを前提に、実効性のある計画を立てることができる事業について、政策資源を選択・集中させる特定民間中心市街地経済活力向上事業として認定し、本租税特別措置の適用により、意欲的な目標を掲げた民間投資の喚起を通じて中心市街地の魅力を高め、中心市街地全体が活性化し、地域の個性を生かした魅力ある中心市街地の形成が期待される。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 本租税特別措置等がない場合には、中心市街地への民間投資は依然として低迷し、空き店舗・未利用地の活用は進まず、地域の個性を生かした魅力ある中心市街地の形成を図ることはできない。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 減収額の将来推計は、平成 27 年度以降、約 70 百万円／年と推計される。一方、平成 18 年の中心市街地活性化法改正において、人口減少・高齢化という新たな課題を意識した制度の措置を講じたところである。 しかし、中心市街地活性化基本計画に定めた期間が終了した自治体の自己評価したところによれば、目標達成率は約 3 割となっており、特に、経済活力系(販売額、空き店舗数)の目標達成率は約 1 割と衰退傾向に歯止めがかかっていない状況にある。 今般、新たに行った中心市街地活性化法改正において創設された、特定民間中心市街地経済活力向上事業は、地元住民や自治体の強いコミットメントがあり、かつ経済効果の高い民間プロジェクトに絞りにて重点支援を行うことで、民間投資の喚起を通じた中心市街地の活性化を図るものである。本租税特別措置等も当該事業の認定により適用される。 本租税特別措置等がない場合には、中心市街地への民間投資は依然として低迷し、空き店舗・未利用地の活用は進まず、ますます中心市街地が衰退していくと推察されるため、地域経済を牽引する中心市街地について、当該市町村に居住する住民だけでなく、近隣市町村に居住する住民の利用や、それ以外の地域から出かけてくる人々の利用も視野に入れた高度な機能を有する施設を整備するような取組に対して大胆かつ集中的に、予算、税、融資等の優遇措置を講じて支援し、中心市街地全体に波及する効果を生み出す必要がある。</p>	
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>意欲的な数値目標(来訪者、売上高、就業者のいずれかで評価)を達成できる魅力ある商業施設等を整備しやすくするための措置の一つとして、予算や融資面からは、イニシャルコストの軽減を図り、税制面からは、ランニングコストの軽減を図っていくものである。</p> <p>民間投資を喚起するために実施する事業者への措置の中で、予算、低利融資、規制緩和等は事業立ち上げ段階の支援措置となるが、事業の波及効果をもたらす上では事業継続が不可欠となり、事業の採算性を向上させるには本税制措置が有効であると考えられる。</p> <p>また、中心市街地のプロジェクト全てを対象とするのではなく、地元の強いコミットメントがあり、経済効果が高い民間プロジェクトに絞り込んでいるため、民間投資の喚起を通じた中心市街地の活性化を図るうえで、必要最小限の特例</p>

		<p>措置となっている。</p>
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>特定民間中心市街地経済活力向上事業に関する税制措置は、以下の措置を創設、または要望中。</p> <p>(措置名)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減(租税特別措置法第 81 条の 2 / 登録免許税 / 平成 26 年度創設)</li> <li>・認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき、当該事業の用に供する土地・建物の取得等を行った場合の課税標準の特例措置の創設(固定資産税等 / 平成 27 年度要望中)</li> </ul> <p>&lt;税制の役割&gt; まちづくり事業の収益性と比較して土地保有に関連したコストが高く、事業を躊躇している事業者インセンティブを与え、増加している空き店舗・未利用地の活用を促進させる。</p> <p>(措置名)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき、当該事業の用に供する土地・建物の取得等を行った場合の課税標準の特例措置の創設(固定資産税等 / 平成 27 年度要望中)</li> </ul> <p>&lt;予算の役割&gt; 近隣市町村の住民や観光客等のニーズに対応できる高度な商業等の機能の整備への支援や地域経済を牽引する先進的なまちづくりを実証するため省エネルギー施設の導入を支援する。</p> <p>(措置名)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中心市街地再興戦略事業費補助金</li> <li>・戦略的中心市街地エネルギー有効利用事業費補助金</li> </ul> <p>&lt;融資の役割&gt; 財政基盤が脆弱かつ経営資源に乏しい中小小売業者や特定会社等に対して資金提供を円滑にし、経営基盤の安定・強化を図る。</p> <p>(措置名)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業活力強化貸付(中小・国民)</li> </ul>
	③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>地域経済を牽引する市町村の中心市街地では、地域の個性を生かした魅力ある中心市街地の形成を図るために、中心市街地における民間投資の拡大や空き店舗・未利用地の活用を促進させることが必要であることから、本租税特別措置等を利用した場合の個人住民税・法人住民税・法人事業税における手当をすること(個人住民税・法人住民税・法人事業税の自動連動)が相当</p>



		である。
10	有識者の見解	<p>(参考)</p> <p>中心市街地の再活性化にむけて(提言)(平成 25 年 6 月 4 日、産業構造審議会中心市街地活性化部会)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中心市街地が活性化していないのは、民間投資が不十分であることが要因であると考えられるため、投資がより活性化するよう、施策を再構築する必要がある。</li> <li>・地権者や空き店舗・未利用地の利用者・取得者に対して、税制上の措置等の支援策を講じ、不動産の流動化を図ることを検討すべき。</li> </ul>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	車体課税の抜本的見直し	府省名	経済産業省
税目	自動車重量税、自動車取得税、自動車税、軽自動車税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑤ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。

＜エコカー減税及び自動車税グリーン化特例＞

③ 本租税特別措置等の達成目標（（1）自動車取得税の廃止及び自動車重量税、自動車税についての一層のグリーン化、（2）自動車市場の拡大を通じた日本経済全体の活性化）については、目標値及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば目標を達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値及び達成時期を設定する必要がある。

・ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合及び自動車税グリーン化の軽減対象車新規登録台数）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を知るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。

(2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないことについて説明が不足している。

＜エコカー減税及び自動車税グリーン化特例＞

⑤ 本租税特別措置等の適用数等（ただし、適用数等の過去の実績把握に説明不足の点あり）が想定外に僅少でないことについて、本租税特別措置等の適用数等の所期（制度創設時又は前回延長要望時）の想定が示されていないため、所期に想定していた適用数等を示して説明する必要がある。

(3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

【過去の実績】

＜エコカー減税＞

⑪ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せず税収減を是認するような効果が「環境性能に優れた自動車の普及が進んでおり、税負担の軽減による普及促進効果は大きい」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、過去における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

④ 本租税特別措置等の適用件数、適用者数及び適用額の過去の実績が把握されていないため、分析対象期間における適用件数、適用者数及び適用額について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

・ 本租税特別措置等の適用額の過去の実績について、地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文及び適用額を記載し、所期の見込みとかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。

⑦ 本租税特別措置等の減収額の過去の実績について平成 21 年度から 24 年度までしか把握されていないため、25 年度の減収額を明らかにする必要がある。

・ 本租税特別措置等の過去の減収額について、地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文及び適用額を記載し、所期の

見込みとかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。

- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「…環境性能に優れた自動車の普及が進んでおり、税負担の軽減による普及促進効果は大きい。(平成25年度の新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合は82.5%)」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

#### <自動車税グリーン化特例>

- ⑩ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずには税収減を是認するような効果が「平成24年度において、新車登録(登録車)の約8割が自動車税グリーン化の軽減対象車となっており、…環境性能に優れた自動車の普及に大きな効果を発揮している」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、過去における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ④ 本租税特別措置等の適用件数の過去の実績について、「国土交通省試算、平成24年度以降は経済産業省試算」と算定に用いた数値の出典が示されているが、適用件数の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、適用件数について、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ・ 本租税特別措置等の適用額の過去の実績について、地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文及び適用額を記載し、所期の見込みとかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
- ⑦ 本租税特別措置等の減収額の過去の実績について平成20年度から24年度までしか把握されていないため、25年度の減収額を明らかにする必要がある。
- ・ 本租税特別措置等の減収額の過去の実績について、「平成22年度までは国土交通省試算」と算定に用いた数値の出典が示されているが、減収額の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、減収額について、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。
  - ・ 本租税特別措置等の過去の減収額について、地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文及び適用額を記載し、所期の見込みとかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「平成24年度において、新車登録(登録車)の約8割が自動車税グリーン化の軽減対象車となっており、…環境性能に優れた自動車の普及に大きな効果を発揮している」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

#### [将来の見込み]

<エコカー減税及び自動車税グリーン化特例>

- ⑫ 本租税特別措置等の税収減を是認するような効果が見込まれるかについて説明されていないため、将来における税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を対比して説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑥ 本租税特別措置等の適用件数、適用者数及び適用額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用件数、適用者数及び適用額について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における減収額について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について予測されていないため、効果・達成目標の実現状況を明らかにする必要がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標の達成状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

租税特別措置等により達成しようとする目標として、前回要望時において、2020年までに実現すべき成果目標として、新車販売に占める次世代自動車の割合を最大で50%としているところ。

達成状況については、平成21年度11%、22年度12%、23年度16%、24年度21%、25年度23%となっており、目標の達成に向けて進捗しているところであり、引き続き施策を実施していくことが必要。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	車体課税の抜本的見直し (国税5)(自動車重量税:外) (地方税3)(自動車取得税:外、自動車税:外、軽自動車税:外)
2	要望の内容	平成26年度与党税制改正大綱を踏まえ、以下の要望を行う  1. 平成27年4月時点での措置 ・自動車取得税のエコカー減税、中古車特例の基準切替え、延長 ・自動車重量税のエコカー減税の基準切替え、拡充、恒久化 ・自動車重量税の当分の間税率の廃止を前提とした税制の一層のグリーン化 ・自動車税の初年度月割課税の廃止、税率引下げ ・軽自動車税の軽減措置の導入 ・軽自動車税における二輪車の取扱いの検討  2. 消費税率10%への引上げ時点(平成27年10月予定)での措置 ・自動車取得税の廃止 ・自動車税の環境性能割の導入 ・自動車税のグリーン化特例の基準切替え、拡充
3	担当部局	製造産業局自動車課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<エコカー減税(自動車取得税、自動車重量税)の経緯> ○平成21年度創設  ○平成24年度 ・平成27年度燃費基準値に見直し ・軽減措置拡充(燃費基準+20%達成車を免税対象に追加、免税対象車は2回目車検時の重量税▲50%軽減を追加)  ○平成26年度 ・軽減措置拡充(取得税について、燃費基準+10%達成車は▲75%→▲80%、燃費基準達成車は▲50%→▲60%。重量税について、2回目車検時の▲50%→免税。)  <自動車税のグリーン化特例の経緯> ○平成13年度創設  ○平成15年度 ・平成12年排出ガス基準達成車のうち☆車、☆☆車を軽減対象から除外 ・軽減措置を新規登録から2年間から1年間に短縮

		<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成 16 年度               <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 17 年排出ガス基準値に見直し</li> </ul> </li> <li>○平成 18 年度               <ul style="list-style-type: none"> <li>・燃費基準超過達成値を+20%及び+10%に変更</li> </ul> </li> <li>○平成 20 年度               <ul style="list-style-type: none"> <li>・メタノール自動車を除外</li> <li>・燃費基準超過達成値を+25%及び+15%に変更</li> </ul> </li> <li>○平成 22 年度               <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラグインハイブリッド自動車を追加</li> <li>・燃費基準+15%超過達成車を対象から除外</li> </ul> </li> <li>○平成 24 年度               <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 27 年度燃費基準値に見直し</li> <li>・軽減率を▲25%及び▲50%と段階的に設定</li> </ul> </li> <li>○平成 26 年度               <ul style="list-style-type: none"> <li>・構造要件にクリーンディーゼル自動車を追加</li> <li>・構造要件に該当する自動車及び燃費基準+20%達成車(平成 32 年度燃費基準達成車に限る)は▲75%、燃費基準+10%達成車は▲50%に変更。(燃費基準達成車(+10%未満)は対象から除外)</li> </ul> </li> </ul>
6	適用又は延長期間	平成27年度～
7	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>① 平成 26 年度与党税制改正大綱を踏まえ、以下の見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○自動車取得税のエコカー減税について対象車の基準を 2020 年度燃費基準へ切替え。</li> <li>○自動車取得税について消費税率 10%への引上げ時点(平成 27 年 10 月予定)で廃止。</li> <li>○自動車重量税については対象車の基準を 2020 年度燃費基準へ切替え、軽減措置の拡充、恒久化を図る。当分の間税率(旧暫定税率)について廃止を前提としつつ、税制の一層のグリーン化を図る。</li> <li>○自動車税について、環境性能課税(環境性能割)を、環境性能に優れた車以外(2020 年度燃費基準未達成車)に対するパッド課税との考え方で導入する。排気量割については、初年度月割課税を廃止、コンパクト一等の税率を引き下げる。(排気量 1,000cc 以下の負担水準を軽自動車の2倍程度にする等)</li> <li>○自動車税のグリーン化特例について、対象車の基準を 2020 年度燃費基準へ切替え、軽減措置の拡充を図る。</li> <li>○四輪車等に係る軽自動車税については、環境性能に優れた車に対して軽減措置を導入する。</li> <li>○二輪車等に係る軽自動車税については、新規車両及び既存車両の識別可能性を考慮しつつ、税率の引上げが平成27年度以後に新規取得される新車から適用することとされた四輪車等(軽自動車)との均衡を図る観点から、必要な見直しを行う。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>点から、必要な見直しを行う。</li> <li>② 自動車市場の拡大を通じて自動車産業ひいては日本経済全体の活性化を図るため、車体課税についてグリーン化を強化するとともに自動車取得税の廃止、自動車重量税の負担の軽減等の見直しを行い、消費税増税による自動車需要の落ち込みと日本経済への悪影響を回避する。</li> <li>③ 消費税率 10%引上げ時の自動車取得税の廃止に伴う自動車取得税のエコカー減税の廃止後においても、環境・エネルギー制約に対応するため、次世代自動車をはじめとする環境性能に優れた自動車の普及促進を図る。特に次世代自動車は、我が国自動車産業が先行して開発、市場投入しており、有望な成長分野。その普及拡大により更なる競争力強化を図る。</li> </ul> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○所得税法等の一部を改正する法律(平成 21 年法律 13 号)附則第 104 条第 3 項</li> <li>四 自動車関係諸税については、簡素化を図るとともに、厳しい財政事情、環境に与える影響等を踏まえつつ、税制の在り方及び暫定税率(租税特別措置法及び地方税法(昭和三十五年法律第二百二十六号)附則に基づく特例による税率をいう。)を含む税率の在り方を総合的に見直し、負担の軽減を検討すること。</li> <li>○社会保障・税一体改革大綱(平成 24 年 2 月) 自動車取得税及び自動車重量税については、「廃止、抜本的な見直しを強く求める」とした平成 24 年度税制改正における与党の重点要望に沿って、国及び地方を通じた関連税制のあり方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化の観点から、見直しを行う。</li> <li>○社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律案(議員修正後) (税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置)第七条 カ 自動車取得税及び自動車重量税については、国及び地方を通じた関連税制の在り方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減及びグリーン化(環境への負荷の低減に資するための施策をいう。)の観点から、見直しを行う。</li> <li>○社会保障・税一体改革に関する三党実務者間会合合意文書(平成 24 年 6 月 15 日) 自動車取得税及び自動車重量税については、第 7 条第 1 号ワ(※法案修正後はカ)の規定に沿って抜本的見直しを行うこととし、消費税率(国・地方)の 8%への引上げ時まで結論を得る。</li> <li>○平成 25 年度与党税制改正大綱(平成 25 年1月) 自動車取得税及び自動車重量税については、税制抜本改革法第 7 条第 1 号カにおいて、国及び地方を通じた関連税制の在り方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化を図る観点から、見直しを行うこととされている。</li> <li>イ 自動車取得税については、安定的な財源を確保して、地方財政への影響に対する適切な補てん措置を講じることを前提に、地方団体の意見を踏まえながら、以下の方向で抜本的な改革を行うこととし、平成 26 年度税制</li> </ul>
--	--	---

	<p>改正で具体的な結論を得る。</p> <p>(イ)自動車取得税は、二段階で引き下げ、消費税 10%の時点で廃止する。消費税 8%の段階では、エコカー減税の拡充などグリーン化を強化する。必要な財源は別途措置する。</p> <p>(ロ)消費税 10%段階で、自動車税において、自動車取得税のグリーン化機能を踏まえつつ、一層のグリーン化の維持・強化及び安定的な財源確保の観点から、地域の自主性、自立性を高めつつ、環境性能等に応じた課税を実施することとし、他に確保した安定的な財源と合わせて、地方財政へは影響を及ぼさない。</p> <p>□自動車重量税については、以下の方向で見直しを行うこととし、平成 26 年度税制改正で具体的な結論を得る。</p> <p>(イ)エコカー減税制度の基本構造を恒久化する。消費税 8%段階では、財源を確保して、一層のグリーン化等の観点から、燃費性能等に応じて軽減する等の措置を講ずる。今後、グリーン化機能の維持・強化及び安定的な財源確保の観点から、環境性能に応じた課税を検討する。</p> <p>(ロ)自動車重量税については、車両重量等に応じて課税されており、道路損壊等と密接に関連している。今後、道路等の維持管理・更新や防災・減災等の推進に多額の財源が必要となる中で、原因者負担・受益者負担としての性格を明確化するため、その課税について、道路の維持管理・更新等のための財源として位置づけ、自動車ユーザーに還元されるものであることを明らかにする方向で見直しを行う。その際、その課税の一部が公害健康被害補償の財源として活用されていることにも留意する。</p> <p>○民間投資活性化等のための税制改正大綱(平成 25 年 10 月) 自動車取得税及び自動車重量税については、経済情勢に配慮する観点から、消費税率引上げの前後における駆け込み需要及び反動減の緩和も視野に入れ、税制抜本改革法第 7 条第 1 号力に基づき、国及び地方を通じた関連税制の在り方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化を図る観点から、見直しを行う。</p> <p>○平成 26 年度与党税制改正大綱(平成 25 年 12 月) 税制抜本改革法第 7 条第 1 号力の規定及び平成 25 年度与党税制改正大綱、さらには、「民間投資活性化等のための税制改正大綱」を踏まえ、経済情勢に配慮する観点から、消費税率引上げの前後における駆け込み需要及び反動減の緩和も視野に入れ、国、地方を通じ、車体課税について、以下のように見直すこととする。</p> <p>①自動車取得税については、消費税率 8%への引上げ時において、平成 22 年度燃費基準を満たした自動車等の取得に係る税率を引き下げることとし、自家用自動車については 5%から 3%、営業用自動車及び軽自動車については 3%から 2%にそれぞれ引き下げるとともに、平成 26 年度までの措置であるエコカー減税の軽減率を拡充する。エコカー減税については、平成 27 年度税制改正において基準の切替えと重点化を図る。 自動車取得税は、消費税率 10%への引上げ時(平成 27 年 10 月予定)に廃止する。そのための法制上の措置は、消費税率 10%段階における他の車体課税に係る措置と併せて講ずる。</p> <p>②自動車税については、平成 25 年度末で期限切れを迎える「グリーン化特例」について、対象車種にクリーンディーゼル車を追加する等の基準の切替</p>
--	---

	<p>えと重点化、拡充を行った上で 2 年間延長する。</p> <p>また、消費税率 10%段階において、平成 25 年度与党税制改正大綱を踏まえ、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能課税(環境性能割)を、自動車税の取得時の課税として実施することとし、平成 27 年度税制改正で具体的な結論を得る。その大要は、以下のとおりとする。</p> <p>イ 課税標準は取得価額を基本とし、控除及び免税点のあり方等について併せて検討する。税率は、省エネ法に基づく燃費基準値の達成度に応じて、0~3%の間で変動する仕組みとする。具体的な燃費基準値達成度の税率への反映方法等については、省エネ法に基づく平成 32 年度燃費基準への円滑な移行を視野に入れて検討を行う。</p> <p>ロ 環境性能課税の課税規模は、平均使用年数を考慮した期間において、他に確保した安定的な財源と合わせて、地方財政へは影響を及ぼさない規模を確保するものとする。</p> <p>ハ 自動車税(排気量割)のグリーン化特例については、環境性能割の導入時に、環境性能割を補完する趣旨を明確化し、環境性能割非課税の自動車に対象を重点化した上で、軽減を強化する。</p> <p>ニ 環境性能課税及びグリーン化特例の制度設計に当たっては、幅広い関係者の意見を聴取しつつ、技術開発の動向等も踏まえて、一層のグリーン化機能が発揮されるものとなるよう、検討するものとする。</p> <p>③軽自動車税については、平成 27 年度以降に新たに取得される四輪車等の税率を、自家用乗用車にあっては 1.5 倍に、その他の区分の車両にあっては農業者や中小企業者等の負担を考慮し約 1.25 倍にそれぞれ引き上げる。 また、軽自動車税においてもグリーン化を進める観点から、最初の新規検査から 13 年を経過した四輪車等について、平成 28 年度から約 20%の重課を行うこととし、併せて軽減についても検討を行うこととする。二輪車等については、税率を約 1.5 倍に引き上げた上で、2,000 円未満の税率を 2,000 円に引き上げる。</p> <p>④自動車重量税については、エコカー減税を拡充するとともに、その財源の確保及び一層のグリーン化等の観点から、経年車に対する課税の見直しを行う。 平成 27 年度税制改正において、現行エコカー減税の期限到来に併せ、エコカー減税の基準の見直しを行うとともに、エコカー減税制度の基本構造を恒久化する。 自動車重量税については、道路等の維持管理・更新や防災・減災等の推進に多額の財源が必要となる中で、その原因者負担・受益者負担としての性格を踏まえる。また、その課税の一部が公害健康被害補償の財源として活用されていることにも留意する。</p> <p>○低炭素社会づくり行動計画(平成 20 年 7 月) 次世代自動車(ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、CNG 自動車等)について、2020 年までに新車販売のうち 2 台に 1 台の割合で導入するという野心的な目標の実現を目指す。</p> <p>○新成長戦略(平成 22 年 6 月) ・次世代自動車(エコカー等)の普及促進 ・購入補助や環境負荷に応じた税制上のインセンティブの付与 ・新車販売に占める次世代自動車の割合を最大で 50%に</p>
--	--

		<p>○日本再生戦略(平成24年7月) 2020年までに実現すべき成果目標として、新車販売に占める次世代自動車の割合を最大で50%</p> <p>○日本再興戦略(平成25年6月) 2030年までに新車販売台数に占める次世代自動車の割合を5~7割とすることを旨とする。</p> <p>○平成26年度経済財政報告(平成26年7月) 今回は、駆け込み需要と反動減を平準化させるための施策がとられた。具体的には、自動車販売に係る平準化措置として、消費税率引上げ後に自動車取得税の引下げやエコカー減税の拡充等の施策が実施されたが、前述のとおり、自動車販売の伸びは前回よりもかなり大きかった。これは、既に取得税が免税・減税となっているエコカーの割合が自動車販売全体に占める割合が高かったことや、エコカー減税の拡充等による負担軽減分が、消費税率引上げによる負担増加分に比べてかなり小さかったことから、平準化の効果が発揮されにくかったためと考えられる。</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>1. 経済産業 1-1 経済基盤</p>
③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>①平成26年度与党税制改正大綱を踏まえ、自動車取得税について消費税率10%への引上げ時点(平成27年10月予定)で廃止や、自動車重量税、自動車税について一層のグリーン化を図る。</p> <p>② 自動車市場の拡大を通じて自動車産業ひいては日本経済全体の活性化を図る。</p> <p>③ 消費税率10%時の自動車取得税の廃止に伴う自動車取得税のエコカー減税の廃止後においても、環境・エネルギー制約に対応するため、次世代自動車をはじめとする環境性能に優れた自動車の普及促進を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>&lt;新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合&gt;</p> <p>平成21年度 65.1% 平成22年度 76.7% 平成23年度 81.9% 平成24年度 73.9% 平成25年度 82.5%</p> <p>&lt;自動車税グリーン化の軽減対象車新規登録台数(国土交通省試算、平成24年度以降は経済産業省試算)&gt;</p> <p>平成20年度 118万台 平成21年度 220万台 平成22年度 177万台 平成23年度 200万台</p>

		<p>平成24年度 205万台 平成25年度 233万台</p> <p>&lt;新車販売台数に占める次世代自動車の割合(経済産業省調べ)&gt;</p> <p>平成21年度 11% 平成22年度 12% 平成23年度 16% 平成24年度 21% 平成25年度 23%</p> <p>&lt;国内自動車販売台数の推移(日本自動車工業会データベース)&gt;</p> <p>平成20年度 470万台 平成21年度 488万台 平成22年度 460万台 平成23年度 475万台 平成24年度 521万台 平成25年度 569万台</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>○エコカー減税(平成21年度から措置)の導入により、環境性能に優れた自動車の普及が進んでおり、税負担の軽減による普及促進効果は大きい。</p> <p>&lt;新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合(自動車工業会公表情報)&gt;</p> <p>平成21年度 65.1% 平成22年度 76.7% 平成23年度 81.9% 平成24年度 73.9% 平成25年度 82.5%</p> <p>○平成24年度において、新車登録(登録車)の約8割が自動車税グリーン化の軽減対象車となっており、エコカー減税とあわせて、環境性能に優れた自動車の普及に大きな効果を発揮している。</p> <p>&lt;自動車税グリーン化の軽減対象車新規登録台数(国土交通省試算、平成24年度以降は経済産業省試算)&gt;</p> <p>平成20年度 118万台 平成21年度 220万台 平成22年度 177万台 平成23年度 200万台 平成24年度 205万台 平成25年度 233万台</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>&lt;新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合(自動車工業会公表情報)&gt;</p> <p>平成21年度 65.1% 平成22年度 76.7% 平成23年度 81.9% 平成24年度 73.9% 平成25年度 82.5%</p> <p>&lt;自動車税グリーン化の軽減対象車新規登録台数(国土交通省試算、平成24年度以降は経済産業省試算)&gt;</p> <p>平成20年度 118万台</p>

		<p>平成 21 年度 220 万台 平成 22 年度 177 万台 平成 23 年度 200 万台 平成 24 年度 205 万台 平成 25 年度 233 万台</p> <p>本措置の適用数量は想定以上に僅少ではなく、また適用要件を満たす全ての自動車を対象であるため、特定の者に偏ってはいない。</p>
②	減収額	<p>&lt;エコカー減税&gt; ○自動車取得税 ○自動車重量税 平成 21 年度 ▲1,390 億円 平成 21 年度 ▲1,020 億円 (20 年度登録) 平成 22 年度 ▲1,395 億円 平成 22 年度 ▲724 億円 (21 年度登録) 平成 23 年度 ▲1,417 億円 平成 23 年度 ▲1,018 億円 (22 年度登録) 平成 24 年度 ▲1,620 億円 平成 24 年度 ▲347 億円 (23 年度登録) (総務省試算) (財務省試算)</p> <p>&lt;自動車税グリーン化特例&gt; ○過去5年間の軽減額試算 ○過去5年間の重課額試算 平成 20 年度 ▲192 億円 平成 20 年度 203 億円 (19 年度登録) 平成 21 年度 ▲224 億円 平成 21 年度 205 億円 (20 年度登録) 平成 22 年度 ▲249 億円 平成 22 年度 211 億円 (21 年度登録) 平成 23 年度 ▲313 億円 平成 23 年度 237 億円 (22 年度登録) 平成 24 年度 ▲346 億円 平成 24 年度 250 億円 (23 年度登録) (平成 22 年度までは国土交通省試算、平成 23 年度以降は総務省試算)</p>
③	効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 ○エコカー減税(平成 21 年度から措置)の導入により、環境性能に優れた自動車の普及が進んでおり、税負担の軽減による普及促進効果は大きい。 &lt;新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合(自動車工業会公表情報)&gt; 平成 21 年度 65.1% 平成 22 年度 76.7% 平成 23 年度 81.9% 平成 24 年度 73.9% 平成 25 年度 82.5%</p> <p>○平成 24 年度において、新車登録(登録車)の約8割が自動車税グリーン化の軽減対象車となっており、エコカー減税とあわせて、環境性能に優れた自動車の普及に大きな効果を発揮している。 &lt;自動車税グリーン化の軽減対象車新規登録台数(国土交通省試算、平成 24 年度は経済産業省試算)&gt; 平成 20 年度 118 万台 平成 21 年度 220 万台 平成 22 年度 177 万台 平成 23 年度 200 万台 平成 24 年度 205 万台 平成 25 年度 233 万台</p>

		<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 ○エコカー減税(平成 21 年度から措置)の導入により、環境性能に優れた自動車の普及が進んでおり、税負担の軽減による普及促進効果は大きい。 &lt;新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合(自動車工業会公表情報)&gt; 平成 21 年度 65.1% 平成 22 年度 76.7% 平成 23 年度 81.9% 平成 24 年度 73.9% 平成 25 年度 82.5%</p> <p>○平成 24 年度において、新車登録(登録車)の約8割が自動車税グリーン化の軽減対象車となっており、エコカー減税とあわせて、環境性能に優れた自動車の普及に大きな効果を発揮している。 &lt;自動車税グリーン化の軽減対象車新規登録台数(国土交通省試算、平成 24 年度は経済産業省試算)&gt; 平成 20 年度 118 万台 平成 21 年度 220 万台 平成 22 年度 177 万台 平成 23 年度 200 万台 平成 24 年度 205 万台 平成 25 年度 233 万台</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 ○日本再興戦略等において、2030 年までに新車販売台数に占める次世代自動車の割合を 5~7 割とすることを目標に掲げているが、これは必要政策支援を積極的に講じた場合の目標であるため、本措置が講じられなかった場合は、この目標の達成は困難。次世代自動車戦略研究会において、2020 年と 2030 年の車種別普及見通し(新車販売台数に占める割合)について、メーカーが燃費改善、次世代自動車開発等に最大限の努力を行った場合の民間努力ケースについて、検討を行い整理した結果、2030 年の新車販売台数に占める次世代自動車の割合は 30%~40%であった。 &lt;2020~2030 年の乗用車車種別普及見通し(民間努力ケース)(次世代自動車戦略 2010)&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2020 年</th> <th>2030 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>従来車</td> <td>80%以上</td> <td>60~70%</td> </tr> <tr> <td>次世代自動車</td> <td>20%未満</td> <td>30~40%</td> </tr> <tr> <td>ハイブリッド自動車</td> <td>10~15%</td> <td>20~30%</td> </tr> <tr> <td>電気自動車 プラグインハイブリッド自動車</td> <td>5~10%</td> <td>10~20%</td> </tr> <tr> <td>燃料電池自動車</td> <td>僅か</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>クリーンディーゼル自動車</td> <td>僅か</td> <td>~5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;新車販売台数に占める次世代自動車の割合(経済産業省調べ)&gt; 平成 21 年度 11% 平成 22 年度 12% 平成 23 年度 16% 平成 24 年度 21% 平成 25 年度 23%</p>		2020 年	2030 年	従来車	80%以上	60~70%	次世代自動車	20%未満	30~40%	ハイブリッド自動車	10~15%	20~30%	電気自動車 プラグインハイブリッド自動車	5~10%	10~20%	燃料電池自動車	僅か	1%	クリーンディーゼル自動車	僅か	~5%
	2020 年	2030 年																					
従来車	80%以上	60~70%																					
次世代自動車	20%未満	30~40%																					
ハイブリッド自動車	10~15%	20~30%																					
電気自動車 プラグインハイブリッド自動車	5~10%	10~20%																					
燃料電池自動車	僅か	1%																					
クリーンディーゼル自動車	僅か	~5%																					



		<p>○エコカー減税(平成21年度から措置)の導入により、環境性能に優れた自動車の普及が進んでいる。本措置が講じられなかった場合には、これまでの水準の維持は困難。</p> <p>&lt;新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合(自動車工業会公表情報)&gt;</p> <p>平成21年度 65.1%</p> <p>平成22年度 76.7%</p> <p>平成23年度 81.9%</p> <p>平成24年度 73.9%</p> <p>平成25年度 82.5%</p> <p>○自動車税グリーン化の導入により、環境性能に優れた自動車の普及は着実に進展しており、平成24年度では、新車登録(登録車)の約8割が自動車税グリーン化の軽減対象車となっている。本措置が講じられなかった場合には、これまでの水準の維持は困難。</p> <p>&lt;自動車税グリーン化の軽減対象車新規登録台数(国土交通省試算、平成24年度は経済産業省試算)&gt;</p> <p>平成20年度 118万台</p> <p>平成21年度 220万台</p> <p>平成22年度 177万台</p> <p>平成23年度 200万台</p> <p>平成24年度 205万台</p> <p>平成25年度 233万台</p>	
		<p>《税込減を是認するような効果の有無》</p> <p>○エコカー減税(平成21年度から措置)の導入により、環境性能に優れた自動車の普及が進んでおり、税負担の軽減による普及促進効果は大きい。</p> <p>&lt;新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合(自動車工業会公表情報)&gt;</p> <p>平成21年度 65.1%</p> <p>平成22年度 76.7%</p> <p>平成23年度 81.9%</p> <p>平成24年度 73.9%</p> <p>○平成24年度において、新車登録(登録車)の約8割が自動車税グリーン化の軽減対象車となっており、エコカー減税とあわせて、環境性能に優れた自動車の普及に大きな効果を発揮している。</p> <p>&lt;自動車税グリーン化の軽減対象車新規登録台数(国土交通省試算、平成24年度は経済産業省試算)&gt;</p> <p>平成20年度 118万台</p> <p>平成21年度 220万台</p> <p>平成22年度 177万台</p> <p>平成23年度 200万台</p> <p>平成24年度 205万台</p> <p>平成25年度 233万台</p>	
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>○エコカー減税(平成21年度から措置)等により、環境性能に優れた自動車の普及が進んでおり、税負担の軽減による効果は大きい。そのため、税制上の優遇措置を講じることが妥当。</p> <p>&lt;新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合(自動車工業会公表情報)&gt;</p>

		<p>平成21年度 65.1%</p> <p>平成22年度 76.7%</p> <p>平成23年度 81.9%</p> <p>平成24年度 73.9%</p> <p>平成25年度 82.5%</p>
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>○クリーンエネルギー自動車等導入促進対策補助金</p> <p>ー平成26年度予算額：300億円</p> <p>ー電気自動車等の購入者に対し、ベース車両(同格のガソリン車)との価格の一部を補助</p> <p>環境・エネルギー制約への対応の観点から、優れた環境性能を有する電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車等の普及促進を図る。</p> <p>税制改正要望の目的は自動車市場の拡大を通じて自動車産業ひいては日本経済全体の活性化を図るため、車体課税についてグリーン化を強化するとともに自動車取得税の税率引下げ、自動車重量税の負担の軽減等の見直しを行い、消費税増税による自動車需要の落ち込みと日本経済への悪影響を回避しつつ、環境性能に優れた自動車の普及を進めることにある。一方で、上記補助金の目的は、環境性能に優れた自動車の中でも特に、従来車との価格差が大きい電気自動車、プラグイン・ハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車について、初期需要を促すために購入補助を行うものである。</p>
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>①道路特定税源の廃止により、自動車取得税及び自動車重量税は課税根拠を喪失したにも関わらず、取得段階では消費税と自動車取得税の二重課税となっており、保有段階でも自動車重量税のほかに自動車税(又は軽自動車税)の2つの税が課されており、複雑かつ過大な負担を強いっている。特に移動手段を車に依存せざるをえず、複数台を保有する場合は多い地方ほど負担が重い。</p> <p>②自動車産業は裾野が広く、他産業への波及効果も極めて大きい。また、関連産業を含めて500万人超(全就業人口の約1割)の雇用を生み出している基幹産業。自動車産業の活性化は、関連産業全体の活性化につながり、ひいては地方を含む日本経済全体の活性化につながる。</p> <p>③上記のとおり、車体課税の負担軽減、環境対応車の普及促進を通じた国内自動車市場の活性化は、地方経済の活性化にも資する。</p> <p>④また、環境性能に優れた自動車の普及は、国全体で取り組むべき温暖化対策や、地域住民の生活に直結する大気汚染防止の観点からも重要な施策であることから、地方公共団体に協力を求めることは妥当。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	<p>平成19年度事後評価書 (26. エネルギーの高度利用・エネルギー源の多様化)</p> <p>平成20年度事後評価書 (15. ものづくり産業振興)</p>

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	電気事業法の改正に伴う所要の税制措置	府省名	経済産業省
税目	法人税、登録免許税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり	<input type="checkbox"/> 予測なし		○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 1 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
  - (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
    - ③ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（送配電部門の中立性の一層の確保が図られた企業形態を採る企業の増加数）は、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。
  - (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
 

[将来の見込み]

    - ⑫ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに税収減を是認するような効果が「送配電部門の中立性の一層の確保に係る組織再編による税務上の負担の発生を回避することにより、電気事業法の改正に伴う送配電部門の中立性の一層の確保を円滑に実施することが期待できる」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

    - ⑥ 本租税特別措置等の適用件数、適用者数及び適用額の将来推計が定量的に予測されていないが、定量的に予測できない理由が示されていないため、適用件数、適用者数及び適用額が定量的に予測されていない適切な理由を明らかにする必要がある。
    - ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計について年度ごとに予測されていないため、分析対象期間の年度ごとに減収額を明らかにする必要がある。
    - ・ 本租税特別措置等の減収額の将来推計についての算定根拠が不明なため、分析対象期間内の減収額について、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。
    - ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について、「送配電部門の中立性の一層の確保に係る組織再編による税務上の負担の発生を回避することにより、電気事業法の改正に伴う送配電部門の中立性の一層の確保を円滑に実施することが期待できる」と説明されているが、効果が予測されていないため、その効果を明らかにした上で、達成目標の実現状況を説明する必要がある。
- 2 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分
  - ⑭ 同様の政策目的に係る他の政策手段の有無について示し、他の政策手段がある場合

には他の政策手段との役割分担を明らかにすることにより、本租税特別措置等の相当性を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》欄への補足説明）  
送配電部門の中立性の一層の確保が図られた企業形態を採る企業の増加数として定量的に把握することができる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	電気事業法の改正に伴う所要の税制措置 (国税7)(法人税:義、登録免許税:外) (地方税5)(法人住民税:義、法人事業税:義)
2	要望の内容	電気事業法の改正に伴い実施される送配電部門の中立性の一層の確保に向けて、所要の税制措置を講じる。
3	担当部局	資源エネルギー庁 電力・ガス事業部政策課 電力改革推進室
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	・登録免許税の非課税措置等: 電力システム改革の第3段階実施まで(各社1度のみ適用) ・租税特別措置法上の準備金に係る引継規定の創設:恒久措置 ・使用済燃料再処理等既発電費相当の収入金額の控除:平成31年度まで
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 1. 電気の安定供給の確保 東日本震災以降、多様な電源の活用が不可欠な中で、需要家の選択による需要抑制、広域的な電力融通を促進し、需給ひっ迫への備えを強化する。 2. 電気料金の最大限抑制 競争の促進や全国大で安い電源から順に使うこと(メリットオーダー)の実現、需要家の選択による需要抑制を通じた発電投資の適正化により、電気料金を最大限抑制する。 3. 需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大 需要家の電力選択のニーズに多様な選択肢で応える。また、他業種・他地域からの参入、新技術を用いた発電や需要抑制策等の活用を通じてイノベーションを誘発する。 《政策目的の根拠》 ○電力システムに関する改革方針(平成25年4月2日閣議決定) ○日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) 二. テーマ2②「広域系統運用の拡大、小売及び発電の全面自由化、送配電部門の中立性の一層の確保を3つの柱として、60年ぶりの抜本改革となる電力システム改革を進める。」 ○電気事業法の一部を改正する法律【第1弾】(平成25年11月13日成立) ○新・総合特別事業計画(平成25年12月27日原子力損害賠償支援機構・東京電力株式会社、平成26年1月15日認定) ○エネルギー基本計画(平成26年4月11日閣議決定) 第3章第6節1. 電力システム改革の断行 ○電気事業法等の一部を改正する法律【第2弾】(平成26年6月11日成立) ○「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定) 一. 5-3. 環境・エネルギー制約の克服 ②電力システム改革の断行
		② 政策体系における政策目的の位置付け 5. エネルギー・環境 5-3 電力・ガス

	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 電力システム改革の実現(平成30年から平成32年までを目標) 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 送配電部門の中立性の一層の確保 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 送配電部門の中立性の一層の確保を可能とすることにより、電力システム改革を実現し、政策目的の達成に寄与する。
		8 有効性等
	① 適用数等	現在の一般電気事業者等
	② 減収額	・登録免許税の非課税措置:最大35,080百万円/件(各社1度のみ) ・使用済燃料再処理等既発電費相当の収入金額の控除:373百万円/年
	③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成28年~) 送配電部門の中立性の一層の確保を可能とすることにより、電力システム改革を実現し、政策目的の達成を図る。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成28年~) 送配電部門の中立性の一層の確保に係る組織再編による税務上の負担の発生を回避することにより、電気事業法の改正に伴う送配電部門の中立性の一層の確保を円滑に実施することが期待できる。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成28年~) 組織再編により税務上の負担が生じるため、送配電部門の中立性の一層の確保を実施することができなくなる。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成28年~) 送配電部門の中立性の一層の確保に係る組織再編による税務上の負担の発生を回避することにより、電気事業法の改正に伴う送配電部門の中立性の一層の確保を円滑に実施することが期待できる。
9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等 ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 ③ 地方公共団体が協力する相当性	国の政策として進められた過去の企業組織再編の事例を見ても、税務上の負担を生じさせないよう措置が講じられている。 — —
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	ガス事業法の改正に伴う所要の税制措置	府省名	経済産業省
税目	法人税、所得税、登録免許税、消費税、法人住民税、事業税、固定資産税、事業所税等		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を測るための定性的な測定指標（①ガス小売の自由化範囲の拡大、②ガス供給インフラ（導管等）のアクセス向上と整備促進及び③簡易ガス事業制度のあり方等の論点に係る見直し等に応じた整備）が設定されているが、定量的な測定指標が設定できない理由が示されていないため、定量的に設定できない適切な理由を明らかにする必要がある。

・ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標は、租税特別措置等の整備そのものであり、達成目標を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 本租税特別措置等の税収減を是認するような効果が見込まれるかについて説明されていないため、将来における税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を対比して説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑥ 本租税特別措置等の適用件数、適用者数及び適用額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用件数、適用者数及び適用額について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における減収額について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について、定性的に「ガス事業法の改正に応じて、現行の税制措置について整備を行うことにより、適切な課税関係を維持することができる」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、そ

の分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

政策目的を実現するためには政策手段としてガス事業法（昭和29年法律第51号）の改正が必要である。これに連動して技術的な税制上の整備を中立的立場で行うものであり、基本的には政策目的実現のための手段としての本租税特別措置等に変更を加えるものではない。

- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

政策目的を実現するためには政策手段としてガス事業法改正が必要である。これに連動して技術的な税制上の整備を中立的立場で行うものであり、基本的には政策目的実現のための手段としての本租税特別措置等に変更を加えるものではない。ガス事業法改正に連動して行う技術的な税制上の整備であり、その役割は分担されている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	ガス事業法の改正に伴う所要の税制措置 (国税8)(法人税:義、所得税:外、登録免許税:外、消費税:外 等) (地方税6)(法人住民税:義、事業税:義、固定資産税:外、事業所税:外 等)												
2	要望の内容	ガス事業法の改正に伴う所要の税制措置を講じる。												
3	担当部局	資源エネルギー庁 ガス市場整備課												
4	評価実施時期	平成 26 年 8 月												
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—												
6	適用又は延長期間	—												
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 電力システム改革と相まって、ガスが低廉かつ安定的に供給され、消費者に新たなサービスなど多様な選択肢が提示されるように、小売の全面自由化、天然ガスの導管による供給インフラのアクセス向上と整備促進、簡易ガス事業制度の在り方などの、ガスシステム改革を推進する。 《政策目的の根拠》 エネルギー基本計画(平成 26 年 4 月 11 日閣議決定) 第3章第6節 市場の垣根を外していく供給構造改革等の推進 2. ガスシステム及び熱供給システム改革の推進 (1) 低廉かつ安定的な供給を実現するガスシステムの構築に向けた改革												
		② 政策体系における政策目的の位置付け 5. エネルギー・環境 5-3 電気・ガス												
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ガスシステム改革の推進によるガス事業法の改正に応じた現行の税制措置の整備。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ① ガス小売の自由化範囲の拡大 ② ガス供給インフラ(導管等)のアクセス向上と整備促進 ③ 簡易ガス事業制度のあり方等の論点に係る見直し等に応じた整備。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 ガス事業法の改正に応じて、現行の税制措置について整備を行うことにより、ガスシステム改革の着実な実行が期待できる。												
8	有効性等	① 適用数等 ・事業類型の見直しによる新たなガス小売事業者、ガス導管事業者等が対象  (一般ガス事業者数(民営)) <table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td>H21</td> <td>H22</td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> </tr> <tr> <td>事業者数</td> <td>181</td> <td>180</td> <td>180</td> <td>180</td> <td>181</td> </tr> </table>	年度	H21	H22	H23	H24	H25	事業者数	181	180	180	180	181
		年度	H21	H22	H23	H24	H25							
事業者数	181	180	180	180	181									
② 減収額	—													

	③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成28年~) ガスが低廉かつ安定的に供給され、消費者に新たなサービスなど多様な選択肢が提示されるようなガスシステム改革の着実な実行を図る。このため、ガス事業法の改正が必要となる。
		《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成28年~) ガス事業法の改正に応じて、現行の税制措置について整備を行うことにより、適切な課税関係を維持することができる。
		《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成28年~) ガス事業法の改正に応じて、現行の税制措置について整備を行わなければ、適切な課税ができなくなる。
		《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成28年~) —
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等 ガス事業法の改正に応じて、現行の税制措置について整備を行わなければ、適切な課税ができなくなる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 —
		③ 地方公共団体が協力する相当性 —
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—





点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	熱供給事業法の改正に伴う所要の税制措置	府省名	経済産業省
税目	法人税、所得税、登録免許税、消費税、法人住民税、事業税、個人住民税、固定資産税、事業所税、地方消費税等		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題	
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない			
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし		○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	○	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし		○
租税特別措置等の相当性					
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし		
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし		※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の達成目標（熱供給システム改革の着実な実行）については、目標水準及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば目標を達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標水準及び達成時期を設定する必要がある。

- 本租税特別措置等の効果を測るための定性的な測定指標（エネルギー供給の効率的な実施、エネルギー市場の垣根の撤廃や、異業種からの参入促進）が設定されているが、定量的な測定指標が設定できない理由が示されていないため、定量的に設定できない適切な理由を明らかにする必要がある。

- 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 本租税特別措置等の税収減を是認するような効果が見込まれるかについて説明されていないため、将来における税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を対比して説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑥ 本租税特別措置等の適用件数、適用者数及び適用額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用件数、適用者数及び適用額について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における減収額について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について、定性的に「熱供給システム改革に伴い、現行の税制措置について整理を行うことにより、適切な課税関係を維持することができる」と説明されているが、測定指標を用いて説明しておらず、また、設定している測定指標では本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができないため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）  
他の政策措置等はない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	熱供給事業法の改正に伴う所要の税制措置 (国税9)(法人税:義、所得税、登録免許税、消費税:外等) (地方税7)(法人住民税:義、事業税:義、個人住民税:外、固定資産税:外、事業所税:外、地方消費税:外等)
2	要望の内容	「熱供給事業」とは、ある建物から、導管を通じて、複数の建物に対して、熱(蒸気、温水、冷水等)を供給する事業。 本年4月に閣議決定された「エネルギー基本計画」及び本年6月に閣議決定された「日本再興戦略」改訂2014」を踏まえ、電力・ガスのシステム改革と併せて、エネルギー供給を効率的に実施できるようにするため、熱供給事業の在り方の見直しを検討する。 この熱供給システム改革に伴い、所要の税制措置について継続措置を講じる。
3	担当部局	資源エネルギー庁電力・ガス事業部熱供給産業室
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	法人税法(第45条第1項第4号)昭和47年(熱供給事業法制定時) 法人税法施行令(第13条第8号)昭和48年(熱供給事業法制定時) 地方税法(第349条の3第18項)昭和47年(熱供給事業法制定時) 地方税法(第701条の34第3項第15号)昭和50年(左記条項制定時) 地方税法施行令(第56条の31)昭和50年(左記条項制定時) 所得税法施行令(第6条第8号)昭和48年(熱供給事業法制定後) 消費税法施行令(第5条第8号)昭和63年(左記政令制定時) 登録免許税法(別表第1第103号)等
6	適用又は延長期間	恒久措置(既存措置と同様)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 電力・ガスのシステム改革と併せて、熱供給事業に関するシステム改革を徹底的に進めていくことにより、エネルギー供給を効率的に実施できるようにするため、制度改革を含めて、熱供給事業の在り方の見直しを検討する。 《政策目的の根拠》 エネルギー基本計画(平成26年4月11日閣議決定) 第3章 エネルギーの需給に関する長期的、総合的かつ計画的に講ずべき施策 第6節 市場の垣根を外していく供給構造改革等の推進 2. ガスシステム及び熱供給システム改革の推進 (2)熱・電利用の効率化を促すための熱供給市場の構造改革

		電力・ガスのシステム改革と併せて、熱供給事業に関するシステム改革を徹底的に進めていくことにより、熱電一体供給も含めたエネルギー供給を効率的に実施できるようにするため、制度改革を含めて、熱供給事業の在り方の見直しを検討する。 ○「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定) 5-3. 環境・エネルギー制約の克服 (3)新たに講ずべき具体的施策 ③ガスシステム及び熱供給システム改革の推進 電力・ガスのシステム改革と併せて、熱電一体供給も含めたエネルギー供給を効率的に実施できるようにするため、熱供給事業の在り方の見直しを検討する。												
	② 政策体系における政策目的の位置付け	5. エネルギー・環境 5-3 電力・ガス												
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 熱供給システム改革の着実な実行 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・エネルギー供給の効率的な実施 ・エネルギー市場の垣根の撤廃や、異業種からの参入促進 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 熱供給システム改革を着実に実行するとともに、エネルギー供給の効率的な実施、エネルギー市場の垣根の撤廃、異業種からの参入促進という政策目標の実現を図る。												
8	有効性等	① 適用数等 ・熱供給事業法に基づく熱供給事業者が対象(熱供給事業者数) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業者数</td> <td>87</td> <td>84</td> <td>81</td> <td>81</td> <td>78</td> </tr> </tbody> </table> ※年度末現在。 ② 減収額 - ③ 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成28年度~) エネルギー供給の効率的な実施が施され、またエネルギー市場の垣根を撤廃することによる異業種からの参入促進を図る。 このためには熱供給システム改革後も現行の税制措置について、継続的な運用が必要。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成28年度~) 熱供給システム改革に伴い、現行の税制措置について整理を行うことにより、適切な課税関係を維持することができる。	年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	事業者数	87	84	81	81	78
年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度									
事業者数	87	84	81	81	78									

			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成28年度～)</p> <p>参入規制の緩和等の熱供給システム改革により、高度な公益性を有する熱供給事業の業務に係る負担が増大することになれば、かえって、新規参入を阻害するおそれがある。</p> <p>また、結果として、需要家負担の増加につながることとなれば、システム改革によって需用家負担が増加するという、本末転倒な結果となるおそれがある。</p> <p>さらに、上述の論理によって、業界が熱供給システム改革そのものに対して、反対姿勢を取るおそれがある。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成28年～)</p> <p>—</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	熱供給システム改革に伴い、現行の税制措置について整理を行うものであり、現行の税制措置の拡充等ではない。また、電気・ガス等の異業種との間での相互参入の促進等を狙いとした改正であり、熱供給事業の公益性について変更を伴うものではないため、引き続き適切な税制措置を行うことが必要。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	独立行政法人日本貿易保険の特殊会社化に伴う所要の税制措置	府省名	経済産業省
税目	法人税、所得税、登録免許税、印紙税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
  - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
    - 本租税特別措置等の効果を測るための測定指標が設定されていないため、その効果の検証が困難であることから、これを設定する必要がある。
  - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。  
 [将来の見込み]  
 ⑫ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「NEXIによる貿易保険事業の政策的効果は、これまで、独立行政法人評価委員会において厳格に評価されてきており、NEXIの特殊会社への移行後においても、透明性ある形で貿易保険事業の意義について評価を行う予定」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。  
 また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。  
 ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について予測されていないため、効果・達成目標の実現状況を明らかにする必要がある。
- 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分
  - 同様の政策目的に係る他の政策手段の有無について示し、他の政策手段がある場合には他の政策手段との役割分担を明らかにすることにより、本租税特別措置等の相当性を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

#### ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

減収額については、直近の独立行政法人日本貿易保険（以下「NEXI」という。）の平成24年度末の決算等を根拠とし算出。なお、今後、我が国輸出、海外投資の増減による保険料収入の変化や、突発的な巨額の保険金支払事故の発生等により減収額についても大きく変動する可能性がある。

(注) NEXIの特殊会社への移行は、平成28年度末までに行われることとされており、表中の27年度減収額とは、特殊会社への移行初年度における減収額として試算したものである。

#### ◎ 特殊会社への移行初年度

##### (1) 法人税

- ・ 13,718百万円 (注1) × 法人税率 (25.5%) = 3,498百万円
- ・ 3,498百万円 - 774百万円 (注2) = 2,724百万円

(注) 1 NEXIの平成24年度決算を基に当期利益に貸倒引当金、退職手当引当等に係る税務調査を行った。  
ただし、保険金支払動向等により大きく変動し得る。  
2 所得税額

##### (2) 所得税

- ・ 5,056百万円 (注1) × 所得税率 (15.315%) (注2) = 774百万円

(注) 1 平成24年度決算におけるNEXIの預金利息・有価証券利息の受取利息。  
2 税率は、復興特別所得税を含む。

##### (3) 登録免許税(特殊会社への移行時)

- ・ 247,754百万円 (注) × 登録免許税率 (0.7%) = 1,734百万円

(注) NEXIの平成24年度末現在の資本金及び資本剰余金。  
貿易再保険特別会計を廃止し、その資産及び負債をNEXIに承継した後の資本金は更に増える見込み。

##### (4) 印紙税

- ・ 27百万円 (注1) + 1百万円 (注2) = 28百万円

(注) 1 保険証券：133,995件 (過去5年間の平均付保件数) × 印紙税率 (0.0002百万円/件) = 27百万円  
2 請負契約：1百万円 (平成24年度の請負契約件数等を基に算出)

#### ◎ 次年度以降については、法人税、所得税、印紙税について初年度と同額の減収額を見込み、3,526百万円とした。

#### ⑩ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

諸外国においても、貿易保険制度は国の事業として行われており、貿易保険に対する課税は行われていない。我が国の貿易収支が悪化しているという状況を踏まえれば、我が国が先に述べたインフラ輸出を含めた輸出面において国際競争力を維持するためには、貿易保険における利用者負担を増加させないことが極めて重要である。

NEXIの特殊会社化に伴う税制措置は、利用者負担の増加を防止することを目的としており、それ自体が直接の政策効果を有するものではないが、NEXIによる貿易保険事業の政策的効果は、これまで、独立行政法人評価委員会において厳格に評価されてきており、NEXIの特殊会社への移行後においても、透明性ある形で貿易保険事業の意義について評価を行う予定（詳細は法改正後に具体化予定）。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	独立行政法人日本貿易保険の特殊会社化に伴う所要の税制措置 (国税10)(法人税:義、所得税:外、登録免許税:外、印紙税:外)
2	要望の内容	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)(以下、「基本的方針」という。)に基づき、日本貿易保険が独立行政法人から全額政府出資の特殊会社に移行した後においても、我が国企業の国際競争力や保険利用者の利便性を損なうことなく、引き続き国の事業として貿易保険を円滑かつ的確に実施できるようにするため、以下に掲げる措置を講ずる。 ①将来の保険金の支払に充てるため、十分な責任準備金を積み立てるための損金算入を認める措置を講ずる ②新会社の設立に係る登記及び増資の登記に関する登録免許税の免税措置を講ずる ③NEXIの資産運用による利子所得に対する所得税の免税措置を講ずる ④その他、日本貿易保険の特殊会社化に伴う所要の税制上の措置を講ずる ※ 経済産業省としては、本要望については、租税特別措置法による措置ではなく、各税法又は貿易保険法による措置を要望している。
3	担当部局	経済産業省貿易経済協力局貿易保険課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 独立行政法人日本貿易保険が、基本的方針に基づき全額政府出資の特殊会社に移行した後においても、我が国企業の国際競争力や保険利用者の利便性を損なうことなく、引き続き国の事業として貿易保険を円滑かつ的確に実施できるようにする。 《政策目的の根拠》 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定) 【日本貿易保険、貿易再保険特別会計】 ○ 国の政策意図の反映など国との一体性を高めつつ、経営の自由度、効率性、機動性を向上させるため、全額政府出資の特殊会社に移行する。 ○ 貿易再保険特別会計は、平成28年度末までに廃止し、その資産及び負債は本法人に承継する。 ○ 全額政府出資の特殊会社化に当たっては、貿易再保険特別会計の廃止に伴い、貿易保険の特性を踏まえた経済産業大臣による指揮監督、本法人の保険金支払いに係る債務等に対する政府保証、必要な税制措置、予算

		管理及び組織・事務の機動性確保のための措置を検討する。 なお、本法人が保有する将来の保険金支払いのための準備金については、定期的に規模の妥当性を検証し、その結果も踏まえ、保険料率等の見直しの措置を講ずる。 平成21年度税制改正の要綱(平成21年1月23日閣議決定) ○九 その他 16 独立行政法人日本貿易保険が特殊会社化されることに伴い、次の措置を講ずる。 (1) 貿易保険に係る責任準備金の損金参入制度を創設するとともに、国庫納付金の損金算入ができることとする等所要の措置を講ずる。 (2) 金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用の特例の適用対象に、株式会社日本貿易保険を加える。 (3) 株式会社日本貿易保険が受ける設立に係る登記等及び増資の登記に対する登録免許税の免税措置を講ずる。 (4) 株式会社日本貿易保険を印紙税法別表第二(非課税法人の表)に加える。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	3. 対外経済 3-3 貿易投資
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 貿易保険の円滑かつ的確な実施を確保し、日本企業の国際競争力や保険利用者の利便性を損なうことなく、対外取引に伴うリスク軽減を図る。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 — 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 —
8	有効性等	① 適用数等 1法人(日本貿易保険) ② 減収額 平成27年度 5,260百万円(推計) (1)所得税 774百万円 (2)法人税 2,724百万円 (3)登録免許税 1,734百万円 (4)印紙税 28百万円 ③ 効果・達成目標の実現状況 —



			<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》</p> <p>—</p>
			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》</p> <p>本措置が講じられなかった場合、保険料の高騰につながり、我が国企業の国際競争力を損なうおそれがある。</p>
			<p>《税込減を是認するような効果の有無》</p> <p>—</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>独立行政法人から特殊会社に移行することとなるが、移行後においても、①国の事業として行われるべき貿易保険事業のみを実施する法人であること、②政府により日本貿易保険の株式は常時全額保有されること、保険金支払債務等に係る政府保証が付与されることなどにより、引き続き国の責任と関与の下で運営されることなどが想定されていることから、日本貿易保険の公共的性格に何ら変わりはない。よって、現行の独立行政法人形態と同様、税制上の所要の措置を講ずることは妥当である。</p> <p>—</p> <p>本措置の対象税目には地方税も含まれているが、貿易保険による国際展開支援によって、地域企業が事業を拡大させ成長することは、地域経済の活性化に繋がるため、地方公共団体が協力することは妥当である。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	互助会加入者の権利保護の強化に係る所要の税制措置	府省名	経済産業省
税目	法人税、所得税、登録免許税、消費税、法人住民税、法人事業税、不動産取得税、住民税（利子割）、地方消費税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を測るための定性的な測定指標（互助会の経営破綻時における役務等の施行の保護、解約への返金対応による権利保護の実現、権利保護の強化による経営破綻の防止）が設定されているが、定量的な測定指標が設定できない理由が示されていないため、定量的に設定できない適切な理由を明らかにする必要がある。  
 ・ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「税制における優遇措置をとることで、消費者保護という本来の目的を達成するための新制度への柔軟な移行を図るとともに、加入者に対して効率的な運用益な配分を行う」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑥ 本租税特別措置等の適用件数、適用者数及び適用額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用件数、適用者数及び適用額について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について、「互助会が経営破綻に至ってしまった場合に・・・施行を100%保護する。また、解約への返金対応により、権利の保護を実現。互助会契約の・・・権利保護を強化することにより、このような事態を生じさせないこと」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

## &lt;点検結果表の別紙&gt;

## 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7②「政策体系における政策目的の位置付け」欄への補足説明）

互助会加入者の権利保護が必要な根拠は、割賦販売法（昭和36年法律第159号）の目的規定（第1条）の「（略）購入者等が受けることのある損害の防止（略）を講ずることにより、割賦販売等に係る取引の健全な発達を図るとともに、購入者等の利益を保護し、あわせて商品等の流通及び役務の提供を円滑にし、もつて国民経済の発展に寄与する」ことから導かれる。

- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

減収額については、税制改正要望の中で、以下の試算を提示している。

## &lt;試算根拠 国税&gt;

## ○前提

新設する基金は、10年間で500億円の積立てを行うものとし、うち100億円は業界団体から当初出捐する。したがって基金規模の推移は以下のイメージ。なお、期間中に救済が発生した場合、基金の額が減ずるが、この場合、積立期間を延長することで、500億円を目指すこととする（＝毎年の基金への負担金額は変化しない。）。

## (億円単位)

年数	当初	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
額	100	140	180	220	260	300	340	380	420	460	500

救済発生時の、登録免許税等については、過去、業界内で行った救済と同程度の救済が発生すると仮定して、実績額の概数を計上する。

平成27年度 : 4,782.5百万円

平成28年度及び29年度以降の平均 : 2,232.5百万円

## 内 訳

- ①基金に係る法人税 1096.5百万円（10年間の額の一年当たり平均）

$30,000\text{百万円} \times 1\%$ （運用利回り） $\times 25.5\% = 76.5\text{百万円}$

$4,000\text{百万円}$ （各年の負担金収入） $\times 25.5\% = 1,020\text{百万円}$

- ②負担金の損金算入による業界各社の法人税 1,020百万円

$4,000\text{百万円} \times 25.5\% = 1,020\text{百万円}$

（注）全事業者が黒字と仮定

- ③登録免許税 116百万円

過去3年の実績値の平均

- ④当初出捐に係る法人税（平成27年度のみ）

$10,000\text{百万円} \times 25.5\% = 2,550\text{百万円}$

## &lt;試算根拠 地方税&gt;

## ○前提

新設する基金は、10年間で500億円の積立てを行うものとし、うち100億円は業界団体から当初出捐する。したがって基金規模の推移は以下のイメージ。なお、期間中に救済が発生した場合、基金の額が減ずるが、この場合、積立期間を延長することで、500億円を目指すこととする（＝毎年の基金への負担金額は変化しない。）。

## (億円単位)

年数	当初	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
額	100	140	180	220	260	300	340	380	420	460	500

救済発生時の、不動産取得税については、過去、業界内で行った救済と同程度の救済が発生すると仮定して、実績額の概数を計上する。

平成27年度 : 1946.5百万円

平成28年度及び29年度以降の平均 : 947.5百万円

## 内 訳

- ①基金に係る法人住民税 141.4百万円（10年間の額の一年当たり平均）

$1096.5$ （法人税減収額） $\times 12.9\% = 141.4$ 百万円

- ②負担金の損金算入による業界各社の法人住民税 132百万円

$1,020$ 百万円（法人税減収額） $\times 12.9\% = 132$ 百万円

（注）全事業者が黒字と仮定

- ③基金に係る法人事業税 124.5百万円

$300$ （ $=30,000 \times 1\%$ ）百万円 $\times 6.7\% = 20.1$ 百万円

$4,000$ 百万円 $\times 6.7\% = 268$ 百万円

$(20.1\text{百万円} + 268\text{百万円}) \times 43.2\% = 124.5$ 百万円

- ④負担金の損金算入による業界各社の法人事業税 339.56百万円

$4,000$ 百万円 $\times 5.3\% = 212$ 百万円

$212$ 百万円 $\times 54.7\% = 115.96$ 百万円

$4,000$ 百万円 $\times 0.29\% = 11.6$ 百万円

- ⑤不動産取得税 210百万円

過去3年の実績値の平均

- ⑥当初出捐に係る法人住民税（平成27年度のみ）

$2,550$ 百万円 $\times 12.9\% = 328.9$ 百万円

- ⑦当初出捐に係る法人事業税（平成27年度のみ）

$10,000$ 百万円 $\times 6.7\% = 670$ 百万円

- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

本件は、互助会事業者の負担金の下で、加入者の権利保護を実現し、互助会取引の信頼性を強化するため、互助会事業者に互助会加入者保護機構（仮称）への加入を義務付けつつ、所要の税制措置を行うものであり、同一目的を実現できる他の政策手段は存在しない（例えば、予算措置では支援対象を限定する必要あり）。

⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

本件は、互助会事業者の負担金の下で、加入者の権利保護を実現し、互助会取引の信頼性を強化するため、互助会事業者に互助会加入者保護機構（仮称）への加入を義務付けつつ、所要の税制措置を行うものであり、同一目的を実現できる他の政策手段は存在しない（例えば、予算措置では支援対象を限定する必要あり）。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	互助会加入者の権利保護の強化に係る所要の税制措置 (国税11)(法人税:義)(所得税、登録免許税、消費税:外) (地方税9)(法人住民税、法人事業税:義)(不動産取得税、住民税(利子割)、地方消費税:外)
2	要望の内容	割賦販売法(以下「割賦法」という。)に基づく許可事業者である冠婚葬祭互助会(以下「互助会」という。)の会員の権利保護を強化すべく、経営危機に至った互助会及び当該互助会を救済する(会員との契約に係る前受金及び役務提供の義務を引き継ぐこと)互助会に対して資金支援を行い、ひいては救済される互助会の会員保護を図ることを目的として、新設を検討している互助会加入者保護機構(仮称)(以下「機構」という。)について、非課税法人等とする措置を講じる(法人税法別表第2、所得税法別表第1、消費税法別表第3)。 また、機構が上記業務を行うための基金を拡充するために、互助会事業者が負担する負担金の損金算入を認める措置を講じる(租税特別措置法施行令第39条の22第2項)。 当該機構または機構が設立する受皿会社が会員の権利を保護するに際して、互助会が有する不動産(いわゆる葬儀会館等)や互助会が割賦法上保全義務を課されている供託金を取得することが想定されるところ、これらの取得にかかる登録免許税の非課税措置を講じる。 当該機構については、地方税法第72条の5第1項第5号に追加し法人事業税を非課税とする措置を講じる。また、当該機構又は機構が設立する受皿会社が、会員の権利を保護するに際して、冠婚葬祭互助会が有する不動産(いわゆる葬儀会館等)を取得することが想定されるところ、この不動産取得に係る不動産取得税を非課税とする措置を講じる(地方税法第73条の7第1項追加指定及び当該取得は土地の譲渡に該当しないとする規定の新設(割賦販売法での措置を想定))。
3	担当部局	経済産業省 商務流通保安グループ 商取引監督課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 互助会とは、割賦法に定める前払式特定取引に該当する、冠婚葬祭に係る役務等を提供する事業者であり、法に基づく許可事業者。加入者から60～120回程度に分けて、毎月3000円～5000円程度の前受金の支払いを受け、冠婚葬祭が必要になった際に、儀式に必要な役務物品の一部を提供(いわゆる「施行」)する。 前述のとおり、役務の提供を受ける前に加入者から金銭の支払いを受けるため、割賦販売法において、支払いを受けた金銭の50%を保全する義務(法務局への現金等の供託又は指定受託機関(互助会保証株式会社及び銀行等)による供託委託契約による)が課されている。しかし、保全が50%にとどまることや保険や預金と異なり金銭を返

		<p>還するより冠婚葬祭の施行を提供する方が加入者の意向に沿う場合もあることから、互助会からの負担金により基金を造成し、互助会の経営悪化時に加入者の権利保護を行う。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>近年、会員契約の増加に伴う前受金残高の伸び率が頭打ちとなる中で、過去の過大な施行施設等への投資負担から、財務面で経営に行き詰まる互助会が生じることが懸念される。</p> <p>従来、互助会が経営不振となった場合には、近隣の互助会が加入者と関係する負債を引き受け、加入者の権利を保護してきたが、(破綻に至った場合、法が義務付ける保全割合である前受金残高の50%を超える分に関する会員の権利が保護できないケースが多い)業界全体としての伸びが見込みにくくなる中、引受けによる権利保護は今後、限界を迎えるおそれがある。</p> <p>こうした厳しい状況のなか、機構を割取法上に位置づけ、同機構による加入者保護の強化を図る。具体的には、①互助会に対し、同機構に加入し負担金を納付することを義務付け、②機構は負担金をもとに基金を造成、互助会が破綻した場合において、加入者の権利を保護(他社への契約移転、施行を希望する加入者へ役務物品の提供(機構を通じた他社への取次)及び返金を希望する加入者への返金)する。</p>
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>6. 保安・安全</p> <p>6-3 商取引安全</p>
	③: 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>互助会が経営破綻に至ってしまった場合に、他の事業者により同等の役務等を提供することで施行を100%保護する。また、解約への返金対応により、権利の保護を実現。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・互助会が経営破綻に至ってしまった場合に、他の事業者により同等の役務等を提供することで施行を100%保護する。また、解約への返金対応により、権利の保護を実現。</li> <li>・互助会契約の急激な契約解除が生じると解除に伴う資金流出により、経営状況に問題のない互助会も破綻するおそれがあるところ、権利保護を強化することにより、このような事態を生じさせないこと。</li> </ul> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>現在、年間数件程度の破綻・引受対応が行われており、今後、更に増加するおそれがある。当該機構の設立により、互助会破綻時においても他の事業者により同等の役務等を提供することが可能となり、加入者の保護が図られる。また、加入者は既に支払った金額について保護を受けられることから、安心して契約を継続することが可能となり、結果的に契約の解除に伴う資金流出による経営破綻を防止することにつながる。(加入者も所期の役務を受けられる。)</p>
8	有効性等	<p>①: 適用数等</p> <p>互助会加入者保護機構(仮称)</p> <p>互助会</p>
	②: 減収額	<p>国税 ▲2,232百万円</p> <p>地方税 初年度 ▲1,946百万円</p> <p>平年度 ▲947百万円</p>

		③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成27年度以降)</p> <p>互助会が経営破綻に至ってしまった場合に、他の事業者により同等の役務等を提供することで施行を100%保護する。また、解約への返金対応により、権利の保護を実現。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成27年度以降)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・互助会が経営破綻に至ってしまった場合に、他の事業者により同等の役務等を提供することで施行を100%保護する。また、解約への返金対応により、権利の保護を実現。</li> <li>・互助会契約の急激な契約解除が生じると解除に伴う資金流出により、経営状況に問題のない互助会も破綻するおそれがあるところ、権利保護を強化することにより、このような事態を生じさせないこと。</li> </ul> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》</p> <p>上述のとおり、今後は業界全体の需要が縮小していくことが見込まれ、経営不振に陥る事業者が増加していくことが予想される。業界主導による契約者保護の取組にも限界が生じ、これまで、業界により事実上、保護されてきた加入者の権利が毀損される事態が生じかねない。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>機構が、冠婚葬祭互助協会有する資産の一部を取得することが想定されるところ、税制における優遇措置をとることで、消費者保護という本来の目的を達成するための新制度への柔軟な移行を図るとともに、加入者に対して効率的な運用益な配分を行う。所要の税制措置が講ぜられなければ、機構が加入者の権利を十分保護できないことにより、互助会事業者の深刻な経営不振を招き、却って消費者被害への対応に大きな負担が生じたり、経営状況に問題のない事業者からの税収を減じたりすることにもなりかねない。</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>本特例措置は、加入者の権利保護のみを事業内容とする機構について、国税にあっては法人税、所得税等、権利保護に係る事業に関する非課税措置等、地方税にあっては法人住民税、事業税等、権利保護に係る事業に関する非課税措置等を講じるものであり、必要最小限なものとなっている。</p> <p>—</p> <p>互助会事業者は各地方において冠婚葬祭を提供する役割を果たしており、互助会事業者の破綻等が生じれば、当該互助会の営業圏において、消費者トラブルが生じるおそれがある。加入者の権利保護を通じ、消費者トラブルを防ぐこと自身が地方公共団体における消費者保護に資することはもちろん、地方公共団体におけるトラブルへ対策等の負担を減少させることにもつながる。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減の延長	府省名	経済産業省
税目	登録免許税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input checked="" type="checkbox"/> 達成されている <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。  
 なお、政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
算定根拠は別紙のとおり。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
算定根拠は別紙のとおり。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）  
算定根拠は別紙のとおり。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）  
算定根拠は別紙のとおり。

◆ 信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減の延長  
(適用件数・適用実績の見込み試算)

①有担保保証実績(一般社団法人全国信用保証協会連合会)

	前年度比増減率	
	件数	金額
平成24年度	① 90.4%	② 90.3%
25年度	③ 94.1%	④ 93.9%

②租特の適用実績(法務省 民事・訴訟・人権統計年報)

	件数	減収額(百万円)
平成24年度	ア 1,929	イ 105

(注) ②の減収額試算方法 (単位:百万円)

	登録免許税 納付額(軽減後)	減収額	【参考】 軽減措置なし(4/1000)の 場合の登録免許税納付額
平成20年度	274	823	1,097
21年度	88	263	350
22年度	61	183	244
23年度	69	137	206
24年度	63	105	167

(数値の根拠)

・登録免許税の軽減適用件数、納付額:法務省「民事・訟務・人権統計年報」

[http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei\\_ichiran\\_touki.html](http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_touki.html)

・減収額:不動産等登記と仮定して試算(減収額=登録免許税納付額×軽減税率)

(注) 平成20~22年度は(減収額=登録免許税納付額×3)  
(不動産登記の税率 本則[4/1000]-本措置[1/1000]=軽減税率[3/1000])

(注) 平成23年度は4~6月と7~3月の軽減措置率が異なるので、次のとおり減収額を試算  
=登録免許税納付額×(4/1000-1/1000)×3/12+同納付額/1.5×(4/1000-1.5/1000)×9/12

	減収年間相当額	減収額
H23.4~6	206	52
H23.7~H24.3	115	86

(注) 平成24年度は(減収額=登録免許税納付額/1.5×2.5)

(不動産登記の税率 本則[4/1000]-本措置[1.5/1000]=軽減税率[2.5/1000])

③見込試算

	件数	減収額(百万円)	改善率	
			件数	金額
平成25年度見込み	ウ=ア×③ 1,814	エ=イ×④ 98	⑤=③/① 104%	⑥=④/② 104%
26年度見込み	オ=ウ×⑦ 1,775	カ=エ×⑧ 96	⑦=③×⑤ 98%	⑧=④×⑥ 98%
27年度見込み	キ=オ×⑨ 1,805	ク=カ×⑩ 97	⑨=⑦×⑤ 102%	⑩=⑧×⑥ 102%
28年度見込み	ケ=キ×⑪ 1,910	コ=ク×⑫ 103	⑪=⑨×⑤ 106%	⑫=⑩×⑥ 106%

④1件当たり軽減額試算

	軽減額(千円)
平成25年度試算	エ×1,000/ウ 54
26年度試算	カ×1,000/オ 54
27年度試算	ク×1,000/キ 54
28年度試算	コ×1,000/ケ 54

(注) 計算式:③における「減収額/件数」

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減の延長 (国税21)(登録免許税:外)
2	要望の内容	本特例措置は、信用保証協会がその保証に係る担保として抵当権の設定登記等を行う際の登録免許税について、担保物件の内容にかかわらず一律1.5/1,000に軽減する制度である。 保証に係る担保としての抵当権の設定登記等に係る登録免許税は、実務上、保証制度を利用する中小企業者等に対して負担を求めているところ、本特例措置は有担保保証に係る中小企業者等の利用負担を軽減し、信用補完制度の利用を通じて幅広く中小企業者等の資金繰りを支援するため、一律に軽減措置を講じているものである。 については、本特例措置の適用期限を2年間延長する。
3	担当部局	中小企業庁事業環境部金融課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	・昭和46年度に創設 ・以後2年ごとに単純延長 ・平成23年度に軽減率を縮減して延長 (担保物件によらず一律1/1,000に軽減 → 1.5/1,000) ※ただし、「所得税法等の一部を改正する法律案」が年度末までに成立しなかったため、平成23年4月1日～6月30日までは1/1,000、平成23年7月1日～平成27年3月31日までは1.5/1,000 平成25年度は単純延長
6	適用又は延長期間	平成27年4月1日～平成29年3月31日(2年間)
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 信用補完制度の利用を通じて、中小企業者等に対して必要かつ十分な資金供給を行うことにより、幅広く中小企業者等の資金繰りを支援する。 ※本政策は、信用補完制度に加えて政府系金融機関による融資も併せて実行することにより達成を目指すものである。 (指標:保証承諾実績、資金繰りDI) 《政策目的の根拠》 中小企業基本法では、「国は、中小企業に対する資金の供給の円滑化を図るため、政府関係金融機関の機能の強化、信用補完事業の充実、民間金融機関からの中小企業に対する適正な融資の指導その他の必要な施策を講ずるものとする」と明記されている。また、平成22年6月18日に閣議決定された「中小企業憲章」の行動指針においては、政府が具体的に取組を進めることの一つに「中小企業向けの金融を円滑化する」ことが明記され、その政策的重要性が改めて示されている。 信用補完制度は、平成25年度に約9兆3,068億円の保証承諾をしており、平成25年度末に約29兆7,785億円の保証債務残高があるなど、中小企業者等の資金繰りの円滑化に大きな役割を果たしている。信用補完制度は「信用保証協会法」及び「中小企業信用保険法」に基づくものであり、中小企業者等に対する信用保証協会による信用保証、信用保証協会に対する政府の再保険(日本政策金融公庫による信用保険)によって中小企業者等の信用力を補完し、中小企業者等の資金繰りの円滑化を図っている。 本特例措置は中小企業者等の信用補完制度の利用負担を軽減するものであり、中小企業者等の資金繰り円滑化に寄与する必要不可欠な施策である。

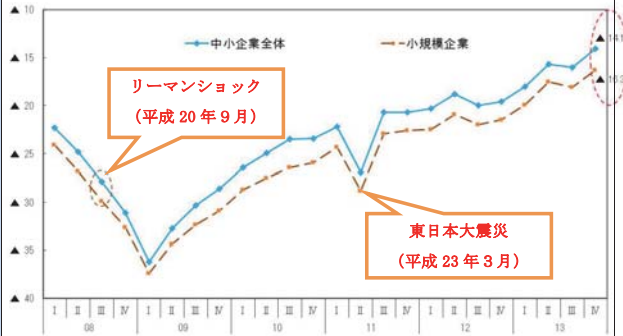
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	4. 中小・地域 4-2 事業環境整備																																				
	③: 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本特例措置等により、中小企業者等の信用補完制度の利用負担を軽減し、信用補完制度の利用を通じて幅広く中小企業の資金繰りを支援する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本特例措置の適用件数 ※保証承諾件数及び有担保保証の割合については、中小企業者等を取り巻く経済状況、中小企業者等の資金調達環境、中小企業者等の資金繰り対策等、本特例措置以外の要因により大きく変動するため、あらかじめ正確に予測することは困難である。しかし、こうした時々の状況変化が生じても、本特例措置を通じて中小企業者等の信用補完制度の利用負担を一定程度軽減し、信用補完制度の利用を通じて幅広く中小企業者等の資金繰りを支援することが重要であるため、本指標を設定している。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 中小企業者等が信用保証協会に担保を提供する際、保証料のほか、登録免許税についても負担する必要がある。 本特例措置により、中小企業者等の登録免許税の負担が4/1,000等から一律1.5/1,000に軽減されることから、本特例措置は有担保保証に係る中小企業者等の信用補完制度の利用負担を軽減し、資金繰り円滑化に寄与している。																																				
8	有効性等	①: 適用数等 [適用件数の推移] (単位:件) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件</td> <td>3,058</td> <td>1,995</td> <td>2,046</td> <td>1,929</td> <td>1,814</td> <td>1,775</td> <td>1,805</td> <td>1,910</td> </tr> </tbody> </table> ※出典: H21～H24(実績) 法務省「民事・訟務・人権統計年報」 H25～H28(推計) 経済産業省試算  本特例措置は、保証付き融資のうち有担保の場合であって、信用保証協会が担保の抵当権を新規に設定登記等する場合(下記③等)に適用される措置である。このため、信用補完制度を利用する全ての中小企業に適用されるものではないことから、上記適用件数は僅少ではない。 <平成25年度の例>(出典:(社)全国信用保証協会連合会調べ) ① 保証承諾件数・・・約73.2万件 ② ①のうち、信用保証協会が担保設定した件数・・・約1.4万件 ③ ②のうち、当該年度で新規に抵当権設定登記等をした件数・・・約1,800件 また、信用保証協会の利用対象者は、信用保証協会法第20条第1項に基づく「中小企業者等」とされているため、本特例措置が特定の者に偏って適用されているわけではない。  ②: 減収額 [減収額の推移] (単位:百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>額</td> <td>263</td> <td>183</td> <td>137</td> <td>105</td> <td>98</td> <td>96</td> <td>97</td> <td>103</td> </tr> </tbody> </table> ※出典: H21～H24(実績) 法務省「民事・訟務・人権統計年報」の登録免許税実績額より経済産業省推計 H25～H28(推計) 経済産業省試算	年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	件	3,058	1,995	2,046	1,929	1,814	1,775	1,805	1,910	年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	額	263	183	137	105	98	96	97	103
年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28																														
件	3,058	1,995	2,046	1,929	1,814	1,775	1,805	1,910																														
年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28																														
額	263	183	137	105	98	96	97	103																														



③ 効果・達成目標の実現状況

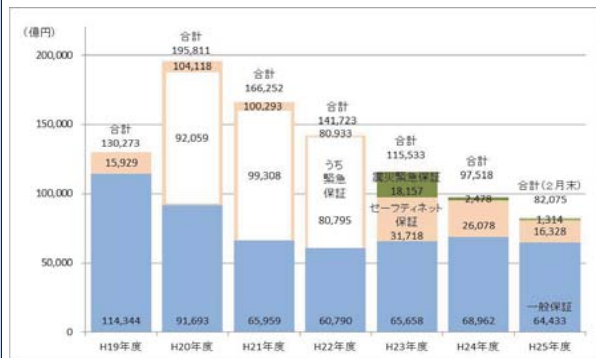
《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成20年~平成25年12月)  
 中小企業の資金繰りは、平成20年9月のリーマンショックや平成23年3月の東日本大震災の影響を受けたが、「緊急保証」(平成20年10月31日~平成23年3月31日)や「東日本大震災復興緊急保証」(平成23年5月23日~)等の対策により下支えしており、足元は改善傾向にある。  
 信用補完制度は中小企業者等の資金繰り支援という政策目標に対して、相当の効果があったものと考えられる。

【資金繰りDI】



(出典: 中小企業景況調査(中小企業庁))

【保証承諾実績】



(出典: (社)全国信用保証協会連合会)

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成19年度~平成25年度)  
 平成20年9月のリーマンショック以降、急激に景気が悪化し、信用補完制度の重要性が高まる中、政府では平成20年10月に緊急保証(保証枠36兆円)を措置し、中小企業者等の資金繰りを下支えてきた。  
 緊急保証の効果により、平成20~22年度の保証承諾実績は対平成19年度比で大きく増加しているが、緊急保証では無担保保証について、一般枠に

加えて別枠での利用が可能だったため、有担保保証はそれほど増加せず、本特例措置の適用件数は減少した。

また、平成23年3月の東日本大震災後、政府では平成23年5月に東日本大震災復興緊急保証を措置するなど、直接被害を受けた中小企業者等に加えて全国的な震災被害対策として、3階建ての信用保証枠を用意した(対象となる中小企業は、無担保保証について、一般枠に加えて別枠での利用が可能)。

平成25年度は平成24年度と比べて、セーフティネット保証の利用は大きく減少し、保証承諾実績そのものも減少しているが、一般保証の利用割合が増加しているため、今後相対的に有担保保証割合が増加することも考えられる。

[適用件数の推移] (単位:件)

年度	H22	H23	H24	H25
件	1,995	2,046	1,929	1,814

(出典: 法務省「民事・訴訟・人権統計年報」)  
 ※H25(推計) 経済産業省試算

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成20年度~平成28年度)

信用保証協会は担保力に乏しい中小企業者等に対しては無担保で保証を実施しているが、中小企業者等としては担保の提供によってさらなる資金調達が可能となる。

信用補完制度の利用者には、小規模・零細事業者や個人事業主などの経営基盤が脆弱な者が多い実態を踏まえると、本特例措置の効果は高い(利用者の85%弱が、従業員20人以下の小規模企業者)。

このため、本特例措置が延長されなかった場合、中小企業者等の資金繰りの円滑化に大きな役割を果たしている信用補完制度について、中小企業者等の利用負担の実質的な引上げとなり、中小企業者等の資金繰り支援という政策目標を阻害することになる。

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成21年度~平成28年度)

本特例措置は、中小企業者等の信用補完制度の利用負担を軽減(※)し、資金繰り円滑化に寄与する。

※本措置による登録免許税の軽減額は、保証料の負担と比較するとその1/10、金利の負担と比較するとその1/20に相当すると見込まれる。

※本特例措置による1件当たり軽減額(=上記「減収額」/「適用件数」)

[1件当たり軽減額の推移] (単位:千円)

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
額	86	92	88	82	54	54	54	54

(経済産業省試算)

信用補完制度の利用者には、小規模・零細事業者や個人事業主などの経営基盤が脆弱な者が多い実態を踏まえると、本特例措置の効果は大きい(利用者の85%弱が、従業員20人以下の小規模企業者)。

本特例措置は、予算措置と異なり、予算の制約を受けずに、中小企業者等が有担保による保証を利用する場合には一律に適用されるというメリットがある。利用者全ての利用負担を等しく公平に軽減する措置は、税制措置以外にない。

また、政府系金融機関である日本政策金融公庫の登録免許税が非課税であることを勘案すると、同様に公的金融を担う信用保証協会の登録免許税を軽減することは、国民の納得できる必要最小限の特例措置である。

さらに、中小企業者等の信用リスクが高いが担保の提供があれば保証が可

9 相当性 ① 租税特別措置等によるべき妥当性等

		<p>能となる場合や、無担保枠を超えた保証付き融資を利用する場合等、中小企業者等の資金調達円滑化に関して、担保は重要な役割を果たしている。このため、本特例措置は、信用力に乏しい中小企業者等や、より大きな資金を調達したい中小企業者等の信用補完制度の利用負担軽減を図るものとして継続的に措置されており、適用期限の延長は必要不可欠である。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>信用補完制度に係る支援措置には、本特例措置のほかに、①&lt;税制&gt;特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例(信用保証協会)、②&lt;補助金&gt;経営安定関連保証等対策費補助金、③&lt;補助金&gt;資金供給円滑化信用保証協会等補助金がある。</p> <p>①は信用保証協会の財政基盤の強化を通じて保証債務額の限度拡大に資するものであり、②及び③は信用保証協会に対する損失補償である。</p> <p>本特例措置は、有担保保証に係る中小企業の信用補完制度の利用負担を軽減するものであり、上記①～③と明確に役割分担ができています。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	-
10	有識者の見解	-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 24 年 8 月



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置の創設	府省名	経済産業省
税目	相続税、贈与税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の達成目標（個人事業者の事業承継の円滑化を図る）については、目標値及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば目標を達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値及び達成時期を設定する必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「本特例措置が講じられないことにより、6,710人の雇用が喪失するおそれがある」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計について、「中小企業庁試算」と算定に用いた数値の出典が示されているが、減収額の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、減収額について、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等による達成目標の実現状況の将来推計について、「個人事業者の事業活動の継続の実現と、それに伴う雇用の確保や地域経済の活力維持を図る」と説明されているが、効果が予測されていないため、その効果を明らかにした上で、達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
別紙のとおり。なお、平成29年度分（制度創設要望年度から3年目）の適用数については、27年度及び28年度の算定と同様のものとした。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）  
⑥の項目と同じ。
- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）  
中小企業の事業承継円滑化のための総合的支援策として、以下の措置を講じている。  
(予算措置の役割)  
予算措置は、事業承継に係る各制度の普及啓発のためであり、法律・税制・金融に係る制度利用の前さばきのなものである。具体的には、一般経営者向けセミナー等の普及啓発活動などを行っており、相続税・贈与税の納税負担を軽減する要望事項とは役割が異なる。  
(措置名)  
・中小企業事業承継円滑化支援事業（施策説明会等）（平成26年度予算額2.3億円）  
(金融支援の役割)  
金融支援は、事業承継に際し事業用資産等の購入に係る資金貸付のみならず、経営者交代による取引先や売上高の減少などに苦しむ事業者の資金繰り対策にも資するものである。したがって、相続税・贈与税の納税負担を軽減する本特例措置とは役割が異なる。  
・金融支援（信用保証制度）

### 個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置の創設（減収見込額）

1. 減収見込額  
(1) 贈与税分  
贈与時は相続時精算課税を適用し、その後5年間要件を満たした場合に相続税の課税価格が減額される。そのため、贈与時は減収額なし。
- (2) 相続税分  
1 個人事業者当たり事業用資産額×適用見込件数×80%  
×相続税負担割合（注1）（6.8%）  
=7,352万円×610×0.8×0.068=243,968万円
2. 1 個人事業者当たり事業用資産額（注2）  
①事業用資産（土地）平均額  
4,702万円  
②事業用資産（建物）平均額  
1,541万円  
③事業用資産（機械装置等）平均額  
1,109万円  
④平均額合計  
7,352万円
3. 適用見込件数  
(1) 個人事業者の人数  
(総務省・経済産業省「平成24年経済センサスー活動調査」再編加工)  
217万5,262人  
(2) 事業用資産の継承予定の有無（注2）  
47.5%  
(3) 贈与・譲渡により事業承継を検討している人の割合（注2）  
19.9%  
(4) 贈与のうち相続時精算課税を適用した人の割合  
(国税庁「平成24年分贈与税統計年報」)  
12.9%  
(5) 1年以内に事業承継を行いたい個人事業者の割合（注2）  
2.3%  
(6) 適用見込件数  
(1) × (2) × (3) × (4) × (5)  
=2,175,262×0.475×0.199×0.129×0.023=610

(注) 1 財務省ホームページ「相続税の負担割合の推移」

2 平成26年度中小企業庁委託「個人事業主が所有する事業用資産及び事業承継に関するアンケート調査」による（n=2,271）。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置の創設 (国税23)(相続税:外、贈与税:外)
2	要望の内容	<p>小規模企業の活力を発揮していく必要性が増大していることから、小規模企業について事業の持続的な発展を図ることを目的として、「小規模企業振興基本法」が制定された。これを踏まえ、小規模事業者の約6割を占める個人事業者の事業用資産に係る相続税・贈与税について、負担軽減措置として以下のような措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一定の要件を達成していることについて、経済産業大臣の確認を受けた個人事業者が活用していた特定の資産に係る贈与税については、相続時精算課税を適用する。</li> <li>・当該贈与から5年間(又は贈与者が死亡するまでのどちらか短い方)、引き続き一定の要件を達成していることについて、経済産業大臣の確認を受け続けた場合には、贈与者が死亡した場合において生じる相続税の計算において、贈与時の課税価格を軽減する。</li> </ul>
3	担当部局	中小企業庁事業環境部財務課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新設要望
6	適用又は延長期間	期限の定めのない措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 地域の経済や雇用を支える個人事業者の事業承継を円滑化することにより、個人事業者の事業活動の継続を実現し、雇用の確保や地域経済の活力維持につなげることを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○小規模企業振興基本法(抜粋) 第3条 小規模企業の振興は、人口構造の変化、国際化及び情報化の進展等の経済社会情勢の変化に伴い、国内の需要が多様化し、若しくは減少し、雇用や就業の形態が多様化し、又は地域の産業構造が変化する中で、顧客との信頼関係に基づく国内外の需要の開拓、創業等を通じた個人の能力の発揮又は自立的で個性豊かな地域社会の形成において小規模企業の活力が最大限に発揮されることの必要性が増大していることに鑑み、個人事業者をはじめ自己の知識及び技能を活用して多様な事業を創出する小企業者が多数を占める我が国の小規模企業について、多様な主体との連携及び協働を推進することによりその事業の持続的な発展が図られることを旨として、行われなければならない。</p> <p>第16条第2項 国は、小規模企業者の事業の承継又は廃止の円滑化を図るため、事業の承継又は廃止の円滑化に関する情報の提供の促進及び研修の充実、事業の承継のための制度の整備、小規模企業に関して実施する共済制度の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>

	② 政策体系における政策目的の位置付け	4. 中小・地域 4-2 事業環境整備	
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 相続税負担によって事業活動の継続に支障が生じるおそれがある個人事業者が、将来相続の時点で本特例を利用することにより、個人事業者の事業承継の円滑化を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本特例措置を適用するための前提となる経済産業大臣の確認を受けた者の数とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例は、適用者に対して、事業用資産の贈与から5年間、一定の要件を課すことによって、政策目的である個人事業者の事業活動の継続の実現と、それに伴う雇用の確保や地域経済の活力維持に寄与する。</p>
		8 有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>平成27年度 610人 平成28年度 610人 (出典)中小企業庁委託調査アンケート等より中小企業庁試算。</p> <p>② 減収額</p> <p>平成27年度 24億円 平成28年度 24億円 ※中小企業庁試算。</p> <p>③ 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成27年度~平成28年度) 個人事業者の数は、平成21年経済センサスでは約242万者であったが、平成24年経済センサスでは約217万者となっており、約25万者の減少となっている。 また、個人事業者の常用雇用者数も、平成21年経済センサスでは約338人であったが、平成24年経済センサスでは約295万人となっており、約46万人の減少となっている。 本特例により、適用者に対して、事業用資産の贈与から5年間、一定の要件を課すことによって、政策目的である個人事業者の事業活動の継続の実現と、それに伴う雇用の確保や地域経済の活力維持を図る。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成27年度~平成28年度) 本特例により、適用者に対して、事業用資産の贈与から5年間、一定の要件を課すことによって、政策目的である個人事業者の事業活動の継続の実現と、それに伴う雇用の確保や地域経済の活力維持を図る。</p>

			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成27年度～平成29年度)</p> <p>中小企業は国内経済の付加価値を作り出し、雇用の受け皿役になる等、経済社会の重要な役割を担っており、所有と経営が一致しがちな中小企業であっても、経営者の交代如何を問わず、事業継続させていくことが必要である。このため、事業承継を円滑に実現させることが必要である。</p> <p>中小企業に該当する個人事業者の平均常用雇用者数は約11人(総務省・経済産業省「平成24年経済センサス-活動調査」より推計)であり、推計適用人数が610人であることから、本特例措置が講じられないことにより、6,710人の雇用が喪失するおそれがある。</p>
			<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成27年度～平成29年度)</p> <p>中小企業に該当する個人事業者の平均常用雇用者数は約11人(総務省・経済産業省「平成24年経済センサス-活動調査」より推計)であり、推計適用人数が610人であることから、本特例措置が講じられないことにより、6,710人の雇用が喪失するおそれがある。</p>
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、個人事業者が事業承継時に相続する事業用資産は事業の継続のために必要不可欠なものであり、担税力が乏しいことに鑑み、措置を講じようとするものである。したがって、要望の措置は妥当である。</p> <p>実際に、事業承継を考えている個人事業者の約4割が「相続税の負担が不安である」と回答している(出典:中小企業庁委託アンケート)。</p> <p>また、本特例措置の目的は、個人事業者の事業活動の継続を実現し、雇用の確保や地域経済の活力維持につなげることであり、この目的に資する税制とするため、贈与時から5年間引き続き一定の要件を達成していることの確認を要件に課している。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>小規模企業の活力を発揮していく必要性が増大していることから、小規模企業について事業の持続的な発展を図ることを目的として、「小規模企業振興基本法」が制定されている。</p>
		③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>本税制措置は地方税に係る租税特別措置等ではない。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）の延長	府省名	経済産業省
税目	所得税、法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし		◎
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（売上額D I）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「中小商業・サービス業の経営の安定化・活性化に有効な措置である」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、過去における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「中小商業・サービス業の平成25年度の売上高D Iは、平成24年度と比較しマイナス幅が縮小。本税制も売上額の増加を後押ししている」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「本特例措置の効果として、…設備投資が売上げの安定化や向上に資する」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、過去における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について、平成26年第2四半期までの売上額D Iが説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

・ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について、平成26年第2四半期までの売上額D Iが説明されているが、28年度までの売上額D Iが予測されていないことから、効果・達成目標の実現状況を適切に説明する必要がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。



注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標の達成状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

所期における具体的な目標は「平成26年第1四半期と第2四半期の中小卸売業、小売業、サービス業の前期比売上額D Iの変動幅を可能な限り小さいものとする」とともに、売上額D Iを安定的に向上させていくことである。

この点において、中小企業景況調査（独立行政法人中小企業基盤整備機構）によれば、平成26年第1四半期と第2四半期の中小卸売業、小売業、サービス業の前期比売上額D Iは次のとおり。

	平成26年第1四半期	26年第2四半期
卸売業	▲2.9	▲34.4
小売業	▲19.9	▲37.5
サービス業	▲12.1	▲18.2

（注）中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

平成26年第2四半期は、消費税率引上げの影響により売上額D Iのマイナス幅が大きくなっている。本措置が導入された平成25年度の各四半期の売上額D Iは、25年第1四半期のものに比べていずれも上回っているなど、本措置導入後、売上額D Iは安定的な向上が認められたところであり、更なる消費税率の引上げを見据え、引き続き本措置が必要。

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<<租税特別措置等により達成しようとする目標>>欄への補足説明）

平成27年10月には消費税率10%への引上げが検討されているところ、27年第3四半期の中小商業・サービス業の前期比売上額D Iの変動幅を可能な限り小さいものとする」とともに、売上高D Iを安定的に向上させていくことを目標とする。

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

別添1のとおり。

- ⑤ 僅少・偏りの状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成24年に評価を実施した際は、25年度に2万3,819件の適用実績を予測していたところ。対して、25年度の適用数の推計は1万4,528件であり、24年における予測値の約6割の適用があった。ただし、評価実施時点での設計していた制度から、対象業種が限定されたことや、経営改善指導等を設備取得前に受けること等の変更があったことを考慮すれば、想定外の僅少であるとはいえないと考えている。

中小4団体（日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会及び全国商店街振興組合連合会）が平成25年度に発行した証明書は、サービス業（約6割）、小売業（約3割）、卸売業・その他（約1割）となっている。この割合は、中小商業・サービス業の企業数の比率（注）と同程度となっており、適用者が想定外に偏っていることはないと考えている。

(別添1)

(注) サービス業 約68%  
 小売業 約25%  
 卸売業 約7% (出所:平成21年経済センサス基礎調査)

⑥ 適用数等の将来予測 (評価書中8①「適用数等」欄への補足説明)  
 別添1のとおり。

⑦ 減収額の実績把握 (評価書中8②「減収額」欄への補足説明)  
 平成25年度の法人住民税及び法人事業税の減収額は次のとおり。  
 法人住民税 33億円 (190億円×0.173)  
 法人事業税 79億円 (190億円÷0.23 (法人税率) ×0.096)

⑧ 減収額の将来予測 (評価書中8②「減収額」欄への補足説明)  
 法人税の減収額は別添2ととおり。  
 法人住民税・法人事業税の減収額は次のとおり。

	平成26年度	27年度	28年度
法人住民税	21億円	16億円	16億円
法人事業税	51億円	51億円	51億円

法人住民税 (平成26年度) 12,172×0.173

(平成27年度及び28年度) 12,172×0.129

法人事業税 (平成26年度) (52,922 (注1) ×0.053) + (2,805 (注2) ×0.81)

(平成27年度及び28年度) (52,922 (注1) ×0.067) + (3,546 (注2) ×0.432)

(注) 1 52,922=12,172 (国税減収見込額) ÷0.23 (法人税率)

2 2,805=52,922×0.053

3,546=52,922×0.067

⑫ 税収減是認の効果の将来見込み (評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明)

設備投資が売上げの安定化や向上に資すると考えられる。

## 1. 適用件数の過去の実績について

(1) 平成25年4月から26年3月までの証明書発行枚数を、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、全国商店街振興組合連合会経由で各地商工会議所、商工会等における証明書発行枚数を確認。  
 4団体計 662枚・・・【a】

(2) 全認定経営革新等支援機関 (平成26年1月17日段階で20,440機関) のメーリングリストを用いて、平成25年4月から12月までの証明書発行枚数を確認 (平成26年2月20日から27日までの期間)。  
 回答数: 1,987 認定経営革新等支援機関・・・【b】  
 発行枚数: 990 枚・・・【c】  
 1認定支援機関当たり約0.5枚 (【c】 / 【b】)・・・【d】

これらのデータから、全認定経営革新等支援機関 (平成26年2月24日段階で20,873機関) の証明書発行枚数を推計 (【d】 ×20,873=10,400枚・・・【e】)

(3) (2) の証明書発行枚数は、9か月分となるため、12か月分に引き延ばし、  
 【e】 ÷9 ×12=13,866枚 (認定経営革新等支援機関の証明書発行枚数)・・・【f】

(4) (1) の4団体の証明書発行件数と (3) 認定経営革新等支援機関の証明書発行枚数を合算  
 【a】 + 【f】 =14,528枚・・・(平成25年度の証明書発行枚数)

## 2. 平成26年度から28年度までの適用件数について

平成25年度: 14,528件

26年度: 12,204件

14,528件 (平成25年度実績推計) ×▲16.0% (投資伸び率) (注)

(注) 日銀短観「ソフトウェアを含む設備投資額 (除く土地投資額)」における平成25年度から26年度への投資伸び率 (計画)

27年度: 12,204件

28年度: 12,204件

(平成27年度及び28年度は、26年度と同程度と推定。)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）の延長 （国税 24・地方税 33（自動連動））（所得税：外、法人税：義、法人住民税：義、法人事業税：義）
2	要望の内容	適用期限を2年間延長する。  【制度概要】 商業・サービス業を営む中小企業者等が経営改善指導等に基づき、建物附属設備（1台60万円以上）又は器具・備品（1台30万円以上）を取得した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を認める措置。
3	担当部局	中小企業庁事業環境部財務課
4	評価実施時期	平成 26 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 25 年度 創設
6	適用又は延長期間	2年間（平成 28 年度末まで）
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 卸売業、小売業、サービス業を営む中小企業（以下「中小商業・サービス業」という。）について、消費税率の引上げを見据えつつ、店舗・サービスの魅力向上や業務の効率化等に資する設備投資を促進することで、経営の安定化・活性化を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案の国会提出に伴う今後の対応について（平成 24 年 3 月 30 日閣議決定） ・中小事業者のために必要な財政上、税制上その他の支援措置を検討する。</p> <p>○消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策推進本部「消費税の円滑かつ適正な転嫁・価格表示に関する対策の基本的な方針（中間整理の具体化）」（平成 24 年 10 月 26 日） ・消費税率の引上げに伴う中小企業等への影響を勘案して事務負担軽減等の支援に万全を期すため、予算編成や税制改正等において、必要な財政上、税制上その他の支援措置を具体化する。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>4. 中小・地域 4-3 経営安定・取引適正化</p>

平成26年度から28年度までの減収額について

(別添2)

単位:百万円

番号	項目	平成26年度	27年度	28年度	備考
①	建物・構築物・建物附属設備、船舶、車両運搬具、工具・器具・備品購入額(資本金1億円以下)	1,183,134	1,183,134	1,183,134	①平成25年度中小企業実態基本調査報告書から24年度の左記項目投資額を算出。 ②平成25年度以降については、日銀短観「ソフトウェアを含む設備投資額(除く土地投資額)」から試算。24→25年度の増減率(+19.6%)、25→26年度の増減率(計画)(-16.0%)から26年度を算出。
②	①に占める建物附属設備、工具・器具・備品購入額の割合	36%	36%	36%	平成24年度民間企業投資・除却調査結果
③	建物附属設備、工具・器具・備品購入額(①×②)	425,928	425,928	425,928	
④	要件価額以上の取得割合	0.84	0.84	0.84	中小企業税制に関するアンケート調査結果
⑤	適用対象となる取得価額(③×④)	357,780	357,780	357,780	
⑥	⑤のうち、特別償却利用額(⑤×0.84)	300,535	300,535	300,535	平成25年度中小企業税制に関するアンケート
⑦	⑤のうち、税額控除利用額(⑤×0.16)	57,245	57,245	57,245	平成25年度中小企業税制に関するアンケート
⑧	特別償却の減収分(⑥×0.3(注1)×0.23(注2)×0.5(注3))	10,368	10,368	10,368	(注)1 特別償却30% (注)2 法人税率 (注)3 利益法人割合
⑨	税額控除の減収分(⑦×0.07(注1)×0.5(注3)×0.9(注4))	1,803	1,803	1,803	(注)1 税額控除7% (注)3 利益法人割合 (注)4 有効控除割合
⑩	減収分合計(⑧+⑨)	12,172	12,172	12,172	

(注)平成27年度及び28年度については、26年度と同程度と推定。

		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小商業・サービス業における魅力の向上や業務の効率化等に資する設備投資を促進することにより、売上高の安定化・向上を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 売上高DⅠの変動</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 消費税率の引上げ時における中小商業・サービス業の売上高への影響を最小限に抑えるとともに、その安定的な向上を図ることで、中小商業・サービス業の経営の安定化・活性化に寄与する。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>平成25年度:14,528件 平成26年度:12,204件 平成27年度:12,204件 (経済産業省試算)</p>
		② 減収額	<p>平成25年度:190億円 (平成25年度税制改正の大綱)</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成25年4月～平成26年3月) 本税制は、利用に当たり商工会議所等から経営改善指導等を受けることを要件としている。これにより、事業者は経営改善に資する設備投資を行うことができる。</p> <p>なお、平成25年度の利用実績として、陳列棚、システムキッチンを導入し、店舗の雰囲気改善により来客数・売上げの増加を図ったもの(飲食サービス業)や、POSレジ(小売業)、食器洗浄機(飲食サービス業)を導入し、業務の効率化を図った等の活用実績が見られる。</p> <p>また、設備投資に当たり本税制が後押しになったとの利用者の声も多く寄せられており、中小商業・サービス業の経営の安定化・活性化に有効な措置であると考えられる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成24年1月～平成26年6月) 中小商業・サービス業の平成25年度の売上高DⅠは、平成24年度と比較しマイナス幅が縮小。本税制も売上額の増加を後押ししている。</p>

			<p>＜中小商業・サービス業の売上高DⅠの推移＞</p> <p>(出典: 中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」)</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成27年4月～平成29年3月) 本特例措置が延長されなかった場合、消費税率の引上げの影響により中小商業・サービス業の経営状況が悪化し、これらの事業者の廃業の増加や雇用の縮小を招き、地域経済の活性化、雇用の確保に悪影響を与えるおそれがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25年4月～平成26年3月) 本税制は、利用に当たり商工会議所等から経営改善指導等を受けることを要件としている。これにより、事業者は経営改善に資する設備投資を行うことができる。</p> <p>なお、平成25年度の利用実績として、陳列棚、システムキッチンを導入し、店舗の雰囲気改善により来客数・売上げの増加を図ったもの(飲食サービス業)や、POSレジ(小売業)、食器洗浄機(飲食サービス業)を導入し、業務の効率化を図った等の活用実績が見られる。</p> <p>また、設備投資に当たり本税制が後押しになったとの利用者の声も多く寄せられており、中小商業・サービス業の経営の安定化・活性化に有効な措置であると考えられる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本税制は、全般的な商業・サービス業の経営状況の底上げを目的としている。そのため、予算の制約がなく、要件を満たすものが全て対象となる租税特別措置によることが妥当である。</p> <p>なお、設備投資に当たり、商工会議所等から経営改善指導等を受けることを本税制の要件としているとともに、対象設備は限定されていることから、租税特別措置としても妥当なものとなっている。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>中小企業者等が利用できる設備投資促進税制として、中小企業投資促進税制があり、当該税制では、機械・装置の投資促進を目的としている。</p> <p>これに対して、本税制は、中小商業・サービス業の経営の安定化・活性化を目的としている。対象設備も、店舗の改装に係る建物附属設備や看板等の器具・備品としており、制度の目的及び対象設備が異なる。</p>

		③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	中小商業・サービス業は地域密着型の内需型産業であり、本特例措置により、中小商業・サービス業の事業者の経営の安定化・活性化を図ることは、地域経済の活性化及び雇用の確保・創出に資することとなる。そのため、本特例措置を利用した場合の法人住民税・事業税における手当(本特例措置を利用した場合の法人住民税・事業税の自動連動)をすることが相当である。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 24 年 8 月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充	府省名	経済産業省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標の達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、点検の過程において、評価書の修正が行われたことにより、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充(国税25)(法人税:義)
2	要望の内容	<p>○我が国の国際競争力を支える研究開発の維持・強化を図るため、主要国の研究開発税制とのイコールフットイングを確保しつつ、オープンイノベーションの重点的推進等を含め、効率的・効果的な民間研究開発投資を促す仕組みとする。</p> <p>ーオープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の拡充を図る(恒久措置)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・控除率の大幅引上げ(5倍程度)及び控除上限の別枠化(法人税額の10%)。</li> <li>・特別試験研究費の範囲の拡大(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化)。</li> <li>ー総額型の控除上限の引上げ措置(法人税額の30%)の延長を図る(平成28年度まで)。</li> </ul>
3	担当部局	経済産業省産業技術環境局技術振興・大学連携推進課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・増加型:昭和42年度創設</li> <li>・中小企業技術基盤強化税制:昭和60年度創設</li> <li>・特別共同試験研究に係る税額控除制度:平成5年度創設</li> <li>・総額型:平成15年度創設</li> <li>・高水準型:平成20年度創設</li> <li>・平成25年度税制改正にて、総額型の控除上限を20%から30%に引上げ(2年間の時限措置)</li> <li>・平成26年税制改正にて、上乘せ措置(増加型及び高水準型)を3年間延長するとともに、増加型の控除率を定率5%から5%~30%(試験研究費の増加率に応じて控除率が変更する仕組み)に変更</li> </ul>
6	適用又は延長期間	<p>○オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の拡充(恒久措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・控除率の大幅引上げ(5倍程度)及び控除上限の別枠化(法人税額の10%)</li> <li>・特別試験研究費の範囲の拡大(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化)</li> </ul> <p>○総額型の控除上限の引上げ措置(法人税額の30%)の延長(平成28年度まで)</p>
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>我が国の研究開発投資総額(平成24年度:17.3兆円)の約7割(同:12.2兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化する。</p> <p>具体的には、民間研究開発投資を平成28年度までに対GDP比で世界第1位に復活することを目指す。数値水準としては、対GDP比3%以上である。あわせて、自前主義からオープンイノベーションへ企業行動を変革する。</p>

		<p>《政策目的の根拠》</p> <p>○日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)</p> <p>3. 科学技術イノベーションの推進</p> <p>⑥官・民の研究開発投資の強化</p> <p>「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指し、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。</p> <p>これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすると目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを旨とする。」</p> <p>○日本再興戦略改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)</p> <p>3. 科学技術イノベーションの推進/世界最高の知財立国</p> <p>(3)新たに講ずべき具体的施策</p> <p>官民合わせた研究開発投資の目標(対GDP比4%以上)及び政府研究開発投資として目指す水準(対GDP比1%)が掲げられている日本再興戦略に基づき、研究開発投資を促進するとともに(以下略)。</p> <p>企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>1. 経済産業</p> <p>1-3 イノベーション</p> <p>○日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)</p> <p>3. 科学技術イノベーションの推進</p> <p>⑥官・民の研究開発投資の強化</p> <p>「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指し、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。</p> <p>これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすると目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを旨とする。」</p> <p>○日本再興戦略改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)</p> <p>3. 科学技術イノベーションの推進/世界最高の知財立国</p> <p>(3)新たに講ずべき具体的施策</p> <p>官民合わせた研究開発投資の目標(対GDP比4%以上)及び政府研究開発投資として目指す水準(対GDP比1%)が掲げられている日本再興戦略に基づき、研究開発投資を促進するとともに(以下略)。</p> <p>企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。</p> <p>○第4期科学技術基本計画(平成23~27年度)(平成23年8月閣議決定)</p> <p>Ⅱ. 将来にわたる持続的な成長と社会の実現</p> <p>5. 科学技術イノベーションの推進に向けたシステム改革</p> <p>(1)科学技術イノベーションの戦略的な推進体制の強化</p> <p>②産学官の「知」のネットワーク強化</p> <p>「科学技術によるイノベーションを促進するための「知」のネットワークの強化に向けて、産学官の連携を一層拡大するための取組を進める。」Ⅴ. 社会とともに創り進める政策の展開</p>

		<p>4. 研究開発投資の拡充 「民間の研究開発投資を誘発するため、国として、・・・民間研究開発投資への税制優遇措置等について検討を行うことが必要である。」</p> <p>○科学技術イノベーション総合戦略2014（平成26年5月23日閣議決定） 第3章 科学技術イノベーションに適した環境創出 3. 重点的取組 （3）イノベーションを結実させる ①新規事業に取り組む企業の活性化 「我が国では、行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、必要となる研究開発能力、技術的知見、人的資源及び資金を広くオープンな外部資源から調達し、効率的なイノベーションを目指すオープンイノベーションの必要性が高まっている」</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資を今後3年以内に対 GDP 比で世界第1位に復活する（日本再興戦略）。数値水準としては、対 GDP 比3%以上である。</p> <p>あわせて、企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。（「日本再興戦略」改定2014）</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることで、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高め、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化することに大きく寄与することが可能。なお、研究論文(kasahara et al.(2011))によれば、研究開発税制（総額型）は、控除額に対し民間研究開発投資を約2.33倍押し上げる効果がある。平成26年度経済産業省アンケート調査でも、約75%の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。 また、異なる組織間の技術知識ストックが交流・融合することがオープンイノベーションの要諦であることから、補助金と比して企業の研究開発内容に対して中立的である税制による支援により、創意工夫ある自主的なオープンイノベーションに取り組む企業を効果的に支援することができ、企業行動をオープンイノベーション志向へ変革するよう、環境整備に寄与することが可能。</p>
8 有効性等	① 適用数等	<p>○利用実績（うち中小企業分（資本金1億円以下）） ①減収額実績（うち、税法上の中小企業分） ＜総額型＞ 平成22年度 3,337億円(16億円) 平成23年度 2,848億円(45億円) 平成24年度 3,017億円(42億円) 平成25年度 4,618億円(48億円)(見込み) 平成26年度 4,618億円(48億円)(見込み)</p>

		<p>＜中小企業技術基盤強化税制＞ 平成22年度 165億円(164億円) 平成23年度 224億円(222億円) 平成24年度 212億円(209億円) 平成25年度 278億円(275億円)(見込み) 平成26年度 278億円(275億円)(見込み)</p> <p>＜オープンイノベーション型＞ 平成22年度 0.6億円(0億円) 平成23年度 0.4億円(0.1億円) 平成24年度 0.6億円(0億円) 平成25年度 0.6億円(0億円)(見込み) 平成26年度 0.6億円(0億円)(見込み)</p> <p>②適用事業者(法人)数 ＜総額型＞ 平成22年度 2,611(504) 平成23年度 2,793(705) 平成24年度 3,297(842) 平成25年度 3,636(972)(見込み) 平成26年度 3,636(972)(見込み)</p> <p>＜中小企業基盤強化税制＞ 平成22年度 4,029(4,026) 平成23年度 4,603(4,585) 平成24年度 4,706(4,686) 平成25年度 5,430(5,412)(見込み) 平成26年度 5,430(5,412)(見込み)</p> <p>＜オープンイノベーション型＞ 平成22年度 91(28) 平成23年度 91(27) 平成24年度 100(32) 平成25年度 100(32)(見込み) 平成26年度 100(32)(見込み)</p> <p>※平成22年度は、「会社標本調査(国税庁)」、平成23、24年度は「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」により把握。ただし、オープンイノベーション型の平成22年度実績は、「平成25年度経済産業省アンケート調査(大企業)」で得られた、平成23年度、平成24年度の活用実績を「平成23、24年度租税特別措置の活用実態調査(財務省)」の実績値で割り戻し、平均カバー率を算出したうえで試算した。(別紙②参照) ※平成25、26年度については、「平成26年度経済産業省アンケート調査(大企業)」及び「平成26年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査」の結果において、研究開発税制を活用した、または税制を活用する見込みと回答した企業数及び金額を抽出し、上記調査の数字を「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」の数字で割り戻した数値で補正し算出している。(別紙①参照)</p>
--	--	--



(平成26年度については、アンケート調査の回答企業数が少なく、試算した数値が信用に足る数値とは判断できないため、平成25年度と同じ数値とした。)

なお、オープンイノベーション型の平成25、26年度見込みについては、適用数、適用額が少ないこと及び過去の伸び率を勘案し、平成24年度と同数とした。

平成25年度要望時の見込み(平成26年度要望時の見込みは、上乗せ分(増加型、高水準型)の見込みを記載していたため、平成25年度要望時の見込みを記載。なお、平成25年度要望時は、総額型の見込みと中小企業技術基盤強化税制の見込みを合算したものを記載していたため、総額型のみを抜粋し記載した。)

平成24年度見込み(総額型) 2,992事業年度 3,639億円  
平成25年度見込み( " ) 3,135事業年度 4,052億円

※平成25年度租税特別措置の適用実態調査結果(財務省)  
平成24年度(実績) 総額型 3,297事業年度 3,017億円

平成24年度適用件数及び適用金額については、平成25年度要望時の想定と比較して、想定外に僅少ではないと考える。

○将来推計(平成27年度)

- ・総額型 3,636/事業年度 461,786百万円
- ・中小企業技術基盤強化税制 5,430/事業年度 27,846百万円
- ・オープンイノベーション型 373/事業年度 2,749百万円

試算根拠:別紙②参照

	適用企業数	適用金額(百万円)
平成28年度		
・総額型	3,636/事業年度	475,640百万円
・中小企業技術基盤強化税制	5,430/事業年度	28,681百万円
・オープンイノベーション型	373/事業年度	2,831百万円
平成29年度		
・総額型	3,636/事業年度	489,909百万円
・中小企業技術基盤強化税制	5430/事業年度	29,541百万円
・オープンイノベーション型	373/事業年度	2,916百万円

※総額型は、控除上限の引下げ措置(法人税額の30%)の延長のため、将来推計(平成27年度)は、平成26年度見込み(別紙①)と同数とした。

※平成28、29年度の適用件数見込みについては、現時点において適用件数を増減させる要素が明確でないことから、平成27年度将来推計と同数とした。また、適用金額については、日本再興戦略期間中は名目GDPが毎年3%増加する見込みであることから、平成28年度見込みについては、平成27年度見込みの103%に相当する額、平成29年度についても平成28年度見込みの103%に相当する額とした。

(平成26年度経産省アンケート調査結果による試算)

○利用業種  
(総額型控除上限20%→30%適用企業)  
平成25年度において、下記の通り、幅広い業種で利用されている。

【総額型控除上限20%→30%適用企業 業種別内訳】

業種名	適用企業数	(うち中小企業)
総計	2919	1893
化学	423	237
電気機器	366	203
精密機器	243	174
医薬品	224	116
食料品	190	145
輸送用機器	152	58
機械	136	87
非鉄金属	102	58
金属製品	102	87
建設業	73	29
鉄鋼	73	58
卸売業	63	58
その他	772	581

平成26年度「経済産業省企業アンケート調査」、平成26年度「中小企業庁企業アンケート調査」及び財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より作成

(オープンイノベーション型)  
平成24年度において、下記の通り、幅広い業種で利用されている。

【オープンイノベーション型 業種別内訳】

業種名	適用企業数	(うち中小企業)
総計	100	32
食料品	6	0
化学工業	12	2
窯業・土石製品	3	1
機械製造業	5	2
電気機械器具	8	3
卸売業	11	5
小売業	3	3
運輸通信公益事業	4	0
サービス業	13	8
その他	35	8

財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より

② 減収額	<p>○減収額実績（うち中小企業分(資本金1億円以下)）</p> <p>&lt;総額型&gt;                  平成22年度 3,337億円(16億円)                  平成23年度 2,848億円(45億円)                  平成24年度 3,017億円(42億円)</p> <p>&lt;中小企業技術基盤強化税制&gt;                  平成22年度 165億円(164億円)                  平成23年度 224億円(222億円)                  平成24年度 212億円(209億円)</p> <p>&lt;オープンイノベーション型&gt;                  平成22年度 0.6億円(0億円)                  平成23年度 0.4億円(0.1億円)                  平成24年度 0.6億円(0億円)</p> <p>(出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」)</p> <p>○将来推計                  平成27年度 総額型 ▲562億円                  オープンイノベーション型 ▲27億円                  (平成26年度経産省アンケート調査結果による試算)</p> <p>※平成27年度推計の根拠                  総額型については、平成26年度経産省アンケート調査(大企業)により得られた平成25年度の総額型活用実績を使用し、法人税額の20%超の控除を受けた企業について、控除額から法人税額の20%を減じた額を試算。この数値を、上記経産省アンケート調査(大企業)の数字と財務省租税特別措置の適用実態調査の数字を比較して得たカバー率で除して算出した。(中小企業についても、平成26年度中小企業基盤強化税制アンケート調査により得られた平成25年度の総額型活用実績から上記と同様に試算。)</p> <p>※オープンイノベーション型についても、平成26年度経産省アンケート調査(大企業)において、平成25年度の特別試験研究費の額を記入している企業(黒字企業のみ)は、別枠化されたオープンイノベーション型を活用するとし、オープンイノベーション型の控除率を60%、別枠化されたオープンイノベーション型の控除上限を法人税額の10%として試算。この数値を、上記経産省アンケート調査(大企業)の数字を財務省「租税特別措置の適用実態調査」の数字と比較して得たカバー率で除し、上記経産省アンケート調査の平成25年度特別試験研究費の額を減じて試算した。)なお、中小ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、特許庁「平成25年度知的財産活動調査」によると、資本金が1億円未満の企業が企業グループ外から受領したライセンス収入(特許、実用新案及びノウハウ)及び資本金1億円未満の企業が特許譲渡の対価として受領した額の合計は、1,641百万円であり、この金額には、研究開発目的でないものも含まれている。一般に、ライセンス収入は売上にかかるロイヤリティ収入が大部分を占めるものであるため、我が国企業が研究開発目的にて支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を全体の1/10程度と仮定すると164百万円となる。これに我が国にお</p>
-------	---

③ 効果・達成目標の実現状況	<p>ける欠損計上法人の比率(70.3%(平成24年度))等を考慮すると、減収見込額は極めて僅少になるため、中小ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、試算に含めないこととした。</p> <p>&lt;政策目的の実現状況&gt;(分析対象期間:平成19年~平成29年)                  我が国は、2008年をピークに、官民合わせた研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている4%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。</p> <p>○主要国の対GDP研究開発投資比率(単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2007</th> <th>2008</th> <th>2009</th> <th>2010</th> <th>2011</th> <th>2012</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>韓国</td> <td>3.21</td> <td>3.36</td> <td>3.56</td> <td>3.74</td> <td>4.04</td> <td>4.36</td> </tr> <tr> <td>日本</td> <td>3.46</td> <td>3.47</td> <td>3.36</td> <td>3.25</td> <td>3.38</td> <td>3.35</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>2.63</td> <td>2.77</td> <td>2.82</td> <td>2.74</td> <td>2.76</td> <td>2.79</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>2.53</td> <td>2.69</td> <td>2.82</td> <td>2.80</td> <td>2.89</td> <td>2.98</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>2.08</td> <td>2.12</td> <td>2.27</td> <td>2.24</td> <td>2.25</td> <td>2.29</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.75</td> <td>1.75</td> <td>1.82</td> <td>1.77</td> <td>1.78</td> <td>1.73</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>1.40</td> <td>1.47</td> <td>1.70</td> <td>1.76</td> <td>1.84</td> <td>1.98</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>1.12</td> <td>1.04</td> <td>1.25</td> <td>1.13</td> <td>1.09</td> <td>1.12</td> </tr> </tbody> </table> <p>*2012年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国                  (出典:OECD「Main Science and Technology Indicators」)</p> <p>リーマンショック後の民間研究開発投資の対GDP比率の大幅な落ち込みからは回復基調にあるが、平成24年度の研究開発投資の伸び率は引き続き低い水準に留まっている。</p> <p>&lt;今後の達成予測&gt;                  主要先進諸国等において研究開発投資が拡充されている中ではあるが、主要国の研究開発税制とのイコールフットイングを確保することを通じて、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準(第1位)に押し上げることができるものと考えられる。</p> <p>&lt;租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況&gt;(分析対象期間:平成19年~平成29年)                  我が国は、2008年をピークに民間の研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている3%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。                  *民間の研究開発費の対GDP比率の目標                  官民合わせた目標(4%以上)から、政府分(1%)を除いた数値</p>		2007	2008	2009	2010	2011	2012	韓国	3.21	3.36	3.56	3.74	4.04	4.36	日本	3.46	3.47	3.36	3.25	3.38	3.35	アメリカ	2.63	2.77	2.82	2.74	2.76	2.79	ドイツ	2.53	2.69	2.82	2.80	2.89	2.98	フランス	2.08	2.12	2.27	2.24	2.25	2.29	イギリス	1.75	1.75	1.82	1.77	1.78	1.73	中国	1.40	1.47	1.70	1.76	1.84	1.98	ロシア	1.12	1.04	1.25	1.13	1.09	1.12
	2007	2008	2009	2010	2011	2012																																																										
韓国	3.21	3.36	3.56	3.74	4.04	4.36																																																										
日本	3.46	3.47	3.36	3.25	3.38	3.35																																																										
アメリカ	2.63	2.77	2.82	2.74	2.76	2.79																																																										
ドイツ	2.53	2.69	2.82	2.80	2.89	2.98																																																										
フランス	2.08	2.12	2.27	2.24	2.25	2.29																																																										
イギリス	1.75	1.75	1.82	1.77	1.78	1.73																																																										
中国	1.40	1.47	1.70	1.76	1.84	1.98																																																										
ロシア	1.12	1.04	1.25	1.13	1.09	1.12																																																										

○主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位:%)

	2007	2008	2009	2010	2011	2012
韓国	2.45	2.53	2.64	2.80	3.09	3.40
日本	2.70	2.72	2.54	2.49	2.60	2.57
アメリカ	1.86	1.97	1.96	1.87	1.89	1.95
ドイツ	1.77	1.86	1.91	1.88	1.96	2.02
フランス	1.31	1.33	1.40	1.42	1.44	1.48
イギリス	1.09	1.09	1.10	1.08	1.13	1.10
中国	1.01	1.08	1.25	1.29	1.39	1.51
ロシア	0.72	0.66	0.78	0.68	0.66	0.66

\*2012年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国

(出典:OECD「Main Science and Technology Indicators」)

<今後の達成予測>  
 主要先進諸国等において研究開発税制が拡充されている中ではあるが、平成26年度税制改正で実施した増加型の抜本的拡充に加え、主要国の研究開発税制とのイコールフットイングを確保することで、企業における研究開発投資を比較的短期間に拡大させる環境を整えることができるため、最高水準(第1位)の対GDP民間研究開発投資比率の確保に寄与することが可能と考えられる。

<租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響>  
 リーマンショック後の民間研究開発投資の対GDP比率の大幅な落ち込みから脱却できていない現状が続き、わが国の成長力・国際競争力の壊滅的な低下が懸念される。  
 加えて、企業の研究開発が自前主義に留まり、今後我が国における画期的イノベーションの創出が滞り、わが国の成長力・国際競争力が長期的に減衰することが懸念される。

<税収減を是認するような効果の有無>(分析対象期間:平成19年～平成29年)  
 日本再興戦略の当面の目標「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す」「官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にする」の達成に向け、過去及び将来において、以下の効果が期待される。  
 なお、研究論文(kasahara et al.(2011))によれば、研究開発税制(総額型)は、控除額に対し民間研究開発投資を約2.33倍押し上げる効果がある。平成26年度経済産業省アンケート調査でも、約75%の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。  
 上記で示した総額型の押し上げ倍率(2.33倍)及び「租税特別措置の適用実態調査」の実績から、平成24年度における研究開発投資押し上げ額は、7,029億円。(平成24年度総額型実績301673百万円×2.33倍=702898百万円)  
 また押し上げ効果として、平成24年度の12.2兆円(平成24年度実績)は約

5.8%押し上げられており、研究開発税制は、対GDP民間研究開発投資比率の増加に貢献したといえる。

○総額型の控除上限引き上げ措置(30%)の延長(平成28年度まで)  
 現行の総額型は、民間研究開発投資を維持する方策として有効であることから、主要国の研究開発税制とのイコールフットイングを確保することで、民間研究開発投資を安定的に維持・拡大させることが期待でき、日本再興戦略に明示された3年という限られた期間における研究開発投資の増加が期待できる。

○オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の拡充(恒久措置)  
 ・控除率の大幅引上げ(5倍程度)及び控除上限の別枠化(法人税の10%)  
 ・特別試験研究費の範囲の拡大(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化)  
 我が国企業におけるオープンイノベーションの取組は国際的に遅れており、これが競争力において他国に劣後する大きな要因となっている。特別試験研究費税額控除制度は、企業の自前主義・自己完結主義からの脱却を図り、効率的な研究開発を促進することに有効であることから、オープンイノベーションに向けた企業行動の変革に寄与することが期待できる。

また、今回要望による経済波及効果を試算したところ以下のとおりであり、税収減以上の高い効果があると考えられる。

・平成27年度減収見込額 562億円(総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ分)  
 ↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果  
 ・研究開発投資押し上げ額 1,309億円  
 ↓ GDP押し上げ効果(マクロモデルによる計算)  
 ・単年度の減収(562億円分)が、平成27年度～平成36年度までの10年間に及ぼす①GDP押し上げ効果:5,627億円、②雇用創出効果:約6.7万人、③税収効果:約927億円

・平成27年度減収見込額 27億円(オープンイノベーション型の抜本拡充分)  
 ↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果  
 ・研究開発投資押し上げ額 63億円  
 ↓ GDP押し上げ効果(マクロモデルによる計算)  
 ・単年度の減収(27億円分)が、平成27年度～平成36年度までの10年間に及ぼす①GDP押し上げ効果:270億円、②雇用創出効果:約0.3万人、③税収効果:約44億円

さらに、日本再興戦略や科学技術イノベーション総合戦略2014に記載のある他の施策(「橋渡し」を担う公的研究機関等における機能の強化、新規事業に取り組む企業の活性化の促進、規制・制度の改革の推進、国際標準化・知的財産戦略の強化等)の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。

9 相当性 ① 租税特別措置等によるべき妥当性等  
 我が国における研究開発投資の現状については、以下のとおり。  
 ①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高い(76.1%、主要国中トップ)。  
 ②企業が実施する研究開発費の大部分を企業が負担している(98.2%)。  
 ③政府による企業への直接支援が少ない(1.1%、主要国中最低)。

すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要。また研究開発投資にはスピルオーバー効果はあり(負の外部経済)、研究開発主体が研究開発成果を独占できないことから、社会的に望ましい水準よりも過小投資となるとの指摘もあることから、政府による支援が必要であり、その基盤となる研究開発税制の拡充・延長が重要。

特に、日本再興戦略において掲げられた「民間研究開発投資を今後3年以内対 GDP 比で世界第1位に復活する」という目標を達成するためには、今後3年で研究開発費を大幅に増加させる必要があり、研究開発投資増加促進及び研究開発投資の維持効果の高い総額型の措置を中心に本税制を拡充・延長することが必要かつ効果的である。

なお、研究開発に対する優遇税制措置は世界各国で導入されており、かつ、近隣の競争国である韓国をはじめ、近年、主要国では積極的に拡充されている。

(参考)

○本国は研究開発税制の拡充策を推進。  
 OECD加盟国で比較すると、1999年当時(研究開発税制採用16ヶ国中4ヶ国が増加型のみの制度であったが、2013年現在、研究開発税制採用国27ヶ国のうち増加型のみの国は11、  
 ○なお、OECD非加盟の主要国(中国、ロシア、シンガポール、台湾)においても、現在増加型のみの国はない。

主要国の研究開発税制の動向

国	税制	動向	備考
英国	恒久措置 法人税法	2008 大企業向け経費控除率を引上げ(15%→30%) 2008~2012 中小企業向け経費控除率を引上げ(30%→70%; 2009年→100%; 2011年→125%; 2012年) 2013 大企業向けの経費控除率の拡大	1999年時点 増進型 現行制度 増進型
法国	恒久措置 フランス税法	2018 従前の措置に加え、中小企業が活動的な投資開発に課した一定の支出に対して20%の税額控除の創設	1999年時点 増進型 現行制度 増進型
韓国	恒久措置 ※重点分野は 増進措置 額控除削減制度	2008 重点分野(新成長動力及び雇用技術開発)に対する税額控除の新創 2018 中堅企業の研究開発、産学連携等に適用(対象は、大企業と同等) ※2014年8月に公費された産学協働支援では、重点分野の額控除をさらに拡大する方針。	1999年時点 増進型と増進型の並行制度 現行制度 ①重点分野・産学協働②重点分野・産学協働と増進型の並行制度
中国	恒久措置 法人所得税法	2018 対象範囲に設備の保守・管理費用や新機の研究・製造に關する費用控除等を追加	現行制度 増進型
韓国	増進措置 内閣輸入法	※2014年2月に公費された予算案では、産学協働制度の恒久化及び増進率の引上げについて記載。	1999年時点 増進型とハイブリッド型の並行制度 現行制度 ハイブリッド型増進型と増進型の特性をもった制度。

また、我が国におけるオープンイノベーションの現状は、OECD の調査によると他国と比較しても劣後している。(我が国の高等教育機関及び公的研究機関の研究開発費に占める民間拠出の割合は 2.4%であり、OECD 平均 5.0%の約半分と低水準)

すなわち、いまだに少なからぬ企業が自前主義に固執している状況であることから、日本再興戦略改訂版 2014 において掲げられている「企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。」という目標を達成するためには、企業行動を自前主義からオープンイノベーション志向へ変革させる必要がある。このため、企業行動に影響を与え得る税制によってインセンティブを与えることが必要である。

加えて、異なる組織間の技術知識ストックが交流・融合することがオープンイノベーションの要諦であることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進する税制による措置が効果的である。

		<p>なお、オープンイノベーションに係る優遇税制措置は、フランスやイタリア、スペインなど欧州においても導入されている。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。OECD ペーパーにおいても、「研究開発税制は産業、地域及び企業に対して中立的な特徴を持つと評価されており、企業の創意工夫を可能とする研究開発税制と特定分野等に誘導する補助金とを組み合わせることが効果的であることを示唆している。また、日本再興戦略や科学技術イノベーション総合戦略 2014 に記載のある他の施策(「橋渡し」を担う公的研究機関等における機能の強化、新規事業に取り組む企業の活性化の促進、規制・制度の改革の推進、国際標準化・知的財産戦略の強化等)の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>地方税法第23条第1項第4号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則抄第8条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成25年9月

## 別紙①

平成 25 年度、平成 26 年度の適用数等推計の考え方

## ○租税特別措置法の適用実態調査（財務省：平成 24 年度実績）

総額型：適用件数：3,297（うち中小企業：842）

適用総額：301,673 百万円（うち中小企業：4,163 百万円）

中小企業技術基盤強化税制：適用件数：4,706（うち中小企業：4,686）

適用総額：21,164 百万円（うち中小企業：20,901 百万円）

オープンイノベーション型：平成 23 年度適用件数：91（27）

平成 23 年度適用総額：41 百万円（8）

平成 24 年度適用件数：100（32）

平成 24 年度適用総額：63 百万円（4）

## ○平成 26 年度経済産業省アンケート調査（大企業）（平成 24 年度実績）

総額型 平成 24 年度集計結果 適用件数：497（租税特別措置法の適用実態調査に対するカバー率：15.07%）

適用総額：183,271 百万円（カバー率：60.75%）

（平成 24、25 年度の適用額が記載されている企業のみ抽出して試算）

平成 25 年度集計結果 適用件数：548

適用総額：280,535 百万円

平成 25 年度推計件数：548 ÷ 15.07% = 3,636

総額：280,535 百万円 ÷ 60.75% = 461,786 百万円

うち、中小企業分（平成 26 年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査（平成 24 年度実績）

総額型 平成 24 年度集計結果：適用件数：142（カバー率：16.86%）

適用総額：647（カバー率：15.54%）

平成 25 年度集計結果 適用件数：164

適用総額：746 百万円

平成 25 年度推計件数：164 ÷ 16.86% = 972

総額：746 百万円 ÷ 15.54% = 4,801 百万円

オープンイノベーション型：平成 25 年度適用件数 100 社

平成 25 年度適用総額 63 百万円

※オープンイノベーション型の減収見込額・適用見込事業者数については利用数及び利用金額が少ないこと、また過去の伸び率等を勘案し、平成 24 年度実績と同数とした。

## ○中小企業技術基盤強化税制

平成 26 年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査（平成 24 年度実績）

平成 24 年度集計結果：適用件数：142（カバー率：3.02%）

適用総額：658（カバー率：3.11%）

平成 25 年度集計結果 適用件数：164

適用総額：866 百万円

平成 25 年度推計件数：164 ÷ 3.02% = 5,430

総額：866 百万円 ÷ 3.11% = 27,846 百万円

うち資本金 1 億円以下

平成 24 年度集計結果：適用件数：142（カバー率：3.03%）

適用総額：658（カバー率：3.15%）

平成 25 年度集計結果 適用件数：164

適用総額：866 百万円

平成 25 年度推計件数：164 ÷ 3.03% = 5,412

総額：866 百万円 ÷ 3.15% = 27,509 百万円

## 別紙②

## 【減収額・適用事業者数の推計の考え方】

総額型及び中小企業技術基盤強化税制（控除上限 30%の延長）における  
減収見込額・適用見込事業者数について

## ○減収見込額

（大企業）

1. 経済産業省平成 26 年度企業アンケート調査（以下「大企業アンケート」という。）により得られた平成 25 年度の総額型活用実績を使用。法人税額の 20%超の控除を受けた企業について、控除額から法人税額の 20%を減じた額を合計すると、36,313 百万円。

2. 財務省租税特別措置の適用実態調査（以下「実態調査」という。）によると、平成 24 年度の総額型の活用実績は 301,669 百万円。

3. 大企業アンケートにおける平成 24 年度の総額型実績は 199,331 百万円なので、金額のカバー率は約 66.08%。

4. 1. で得られた 36,313 百万円を金額のカバー率で割り戻して得られた 54,957 百万円を減収見込額とした。

（中小企業者等）

1. 中小企業庁平成 26 年度企業アンケート調査（以下「中小企業アンケート」という。）により得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び実態調査を用い、上記 1～4 と同様の手法により得られた減収見込額は、1,237 百万円。

よって、大企業と中小企業者等の減収見込額の合計 56,194 百万円を、減収見込額とした。

## ○適用見込事業者数

（大企業）

1. 大企業アンケートにより得られた平成 25 年度の総額型活用実績を使用。法人税額の 20%超の控除を受けた企業数は 180 社。

2. 実態調査によると、平成 24 年度の総額型の活用企業数は 3,297 社。

3. 大企業アンケートにおける平成 24 年度の総額型活用企業数は 497 社なので、件数のカバー率は約 15.07%。

4. 1. で得られた 180 社を件数のカバー率で割り戻して得られた 1,194 社を適用見込事業者数とした。

（中小企業者等）

1. 中小企業アンケートにより得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び実態調査を用い、上記 1～4 と同様の手法により得られた適用見込件数は、2,320 社。

よって、大企業と中小企業者等の適用見込件数の合計 3,514 社を、適用見込件数とした。

オープンイノベーション型 減収見込額・適用見込事業者数について

○減収見込額

1. 大企業アンケートにおいて、平成25年度の特別試験研究費の額を記入している企業（黒字企業のみ）は、別枠化されたオープンイノベーション型を活用するとする。
2. オープンイノベーション型の控除率を60%、別枠化されたオープンイノベーション型の控除上限を法人税額の10%とした場合、それら企業の減収見込額は649百万円。
3. 実態調査によると、平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は59百万円。
4. 大企業アンケートにおける平成24年度のオープンイノベーション型実績は15.7百万円なので、金額のカバー率は約26.61%。
5. 2. で得られた649百万円を金額のカバー率で割り戻して得られた2,439百万円から、実態調査の実績額である59百万円を差し引いて得られた2,380百万円を大企業の減収見込額とした。
6. 中小企業者等の減収見込額については、以下の式により得られた310百万円から、実態調査の実績額である4百万円を差し引いて得られた306百万円とした。

$$\text{中小企業者等} : 2,380 \times \frac{(8+4/33+59)}{\text{大企業の適用金額に対する中小企業者等割合 (実態調査平成23年度及び平成24年度実績平均)}} = 310 \text{ 百万円}$$

7. 大企業及び中小企業者等の控除見込額合計額2,686百万円を、オープンイノベーション型の減収見込額とした。

(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価について)

1. 特許庁「平成25年度知的財産活動調査」によると、資本金が1億円未満の企業が企業グループ外から受領したライセンス収入（特許、実用新案及びノウハウ）及び資本金1億円未満の企業が特許譲渡の対価として受領した額の合計は、1,641百万円。
2. 上記金額には、研究開発目的でないものも含まれている。一般に、ライセンス収入は売上にかかるロイヤリティ収入が大部分を占めるものであるため、我が国企業が研究開発目的にて支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を全体の1/10程度と仮定すると、164百万円。
3. 我が国における利益計上法人の比率（29.7%（平成24年度））等を考慮すると、減収見込額は極めて僅少になるため、中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、試算に含めないこととした。

○適用見込事業者数

1. 大企業アンケートにおいて、平成25年度の特別試験研究費の額を記入している企業（黒字企業のみ）は38社。

2. 実態調査によると、平成24年度のオープンイノベーション型の適用事業者数は68社。

3. 大企業アンケートにおける平成24年度のオープンイノベーション型実績は10社なので、件数のカバー率は約14.71%。

4. 1. で得られた38社をカバー率で割り戻して得られ258社を大企業の適用見込件数とした。

5. 中小企業者等の適用見込件数については、以下の通りとした。

$$\text{中小企業者等} : 258 \times \frac{(27+32/64+68)}{\text{大企業の適用金額に対する中小企業者等割合 (実態調査平成23年度及び平成24年度実績平均)}} = 115 \text{ 社}$$

6. 大企業及び中小企業者等の適用見込件数373社を、オープンイノベーション型の適用見込件数とした。

オープンイノベーション型 平成22年実績について

1. 経済産業省平成25年度企業アンケート調査（対象：大企業）により得られた、平成23年度及び平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は、それぞれ16.7百万円及び14.6百万円。
2. 実態調査によると、平成23年度及び平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は、それぞれ33百万円及び59百万円。
3. 上記アンケートにおける、平成23年度及び平成24年度の金額の平均カバー率は、約34.0%。

$$\text{カバー率} : 16.7 + 14.6 / 33 + 59 = 34.0\%$$

4. 経済産業省平成25年度企業アンケート調査により得られた、平成22年度のオープンイノベーション型の活用実績16.5百万円を、上記金額の平均カバー率で割り戻して得られた48百万円を、平成22年度におけるオープンイノベーション型の適用実績とした。
5. うち中小企業者等の実績についてはアンケート等により把握できていないため、以下のとおり6百万円とした。

$$\text{中小企業者等} : 48 \times \frac{(8+4 / 33+59)}{\text{大企業の適用金額に対する中小企業者等割合}} = 6 \text{ 百万円}$$

5. よって、大企業と中小企業者等の減収額の合計を54百万円とした。
6. 同様の手法により、平成22年度の適用事業者数を91と試算した。

$$\text{カバー率} : 12 + 9 / 64 + 68 = 15.9\%$$

$$\text{適用事業者数} : 10 / 15.9\% = 63$$

$$\text{中小企業者等} : 63 \times \frac{(27+32 / 64+68)}{\text{大企業の適用事業者数に対する中小企業者等割合}} = 28$$

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	技術研究組合の所得計算の特例の本則化	府省名	経済産業省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし			※
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし			※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			※
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。  
 なお、背景にある政策の今日的な「合理性」及び政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。



<点検結果表の別紙>

### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標の達成状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）

直近の延長要望を行った際の達成目標は、「1組合当たり、当面2年間で事業費である研究開発費を増加させること」であり、平成24年度の対前年伸び率実績は18.2%、同じく25年度は0.9%であったため、目標を達成している。その上で、租税特別措置としての目標の達成状況にかかわらず、本措置は他の法人形態との税制上のイコールフットイングを図るために必要なものであることから、租税特別措置でなく法人税法（昭和40年法律第34号）本則化を要望しているもの。

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<租税特別措置等により達成しようとする目標>欄への補足説明）

毎年度1組合当たりの事業費である研究開発費を増加させることを具体的達成目標としている。

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
適用額の過去の実績は以下のとおり。

（単位：百万円）

FY21	FY22	FY23	FY24	FY25
12,170	6,536	820	1,035	2,531

- （注）1 平成21年度及び22年度については、全組合についての経済産業省調査に基づき記載。  
2 平成23年度及び24年度については、「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」に基づき記載。  
3 平成25年度については、26年4月までに設立された全組合についての経済産業省調査に基づき記載。

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
今後3年間の推計は以下のとおり。

今後3年間の利用見込み

区 分		FY26	FY27	FY28
①適用件数	組合数	14	11	13
	組合員数	239	205	218
②適用額（百万円）		1,814	1,270	1,872
③減収額（②×25.5%）		463	324	477

- （注）1 平成26年度及び27年度については、26年4月までに設立された全組合についての経済産業省調査で得られた数値に、過去3年間の新設組合（経済産業省分）の平均値（以下の表参照）を加算。  
2 平成28年度は、過去3年間（平成25年度から27年度まで）の平均とした。

過去3年間（FY23-25）の新設組合（経済産業省分）の平均値

①適用件数	組合数	1
	組合員数	17
②適用額（百万円）		186

- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

減収額の実績については以下のとおり。

区分	FY21	FY22	FY23	FY24	FY25
適用額（百万円）	12,170	6,536	820	1,035	2,531
減収額（百万円）	3,651	1,961	246	264	645
	適用額×法人税率30%			適用額×法人税率25.5%	

- （注）1 平成21年度及び22年度については、全組合についての経済産業省調査に基づき記載。  
2 平成23年度及び24年度については、「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」に基づき記載。  
3 平成25年度以降については、26年4月までに設立された全組合についての経済産業省調査に基づき記載。

- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

今後3年間の推計は以下のとおり。

今後3年間の利用見込

区 分		FY26	FY27	FY28
①適用件数	組合数	14	11	13
	組合員数	239	205	218
②適用額（百万円）		1,814	1,270	1,872
③減収額（②×25.5%）		463	324	477

- （注）1 ⑥に掲載した表を再掲。  
2 平成26年度及び27年度については、26年4月までに設立された全組合についての経済産業省調査で得られた数値に、過去3年間の新設組合（経済産業省分）の平均値（以下の表参照）を加算。  
3 平成28年度は、過去3年間（平成25年度から27年度まで）の平均とした。

過去3年間（FY23-25）の新設組合（経済産業省分）の平均値

①適用件数	組合数	1
	組合員数	17
②適用額（百万円）		186

（注）⑥に掲載した表を再掲。

- ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）

平成26年度の単年度の減税（463百万円）により、事業費に関し6,900百万円の効果が推計され、これによって27年度以降の1組合当たりの事業費が拡大することが予想される。

- ⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③<税収減を是認するような効果の有無>欄への補足説明）

平成25年度の単年度の減税（645百万円）により、事業費に関し9,620百万円の効果が推計され、これによって26年度の事業費見込み49,780百万円（対前年度伸び率26.5%、1組合当たり839百万円）の実現に寄与している。したがって、税収減を是認するような効果が発現している。

⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）

平成26年度の単年度の減税（463百万円）により、事業費に関し6,900百万円の効果が推計されるため、税収減を是認する効果が見込まれており、これによって27年度以降の1組合当たりの事業費が拡大することが予想される。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	技術研究組合の所得計算の特例の本則化（国税26）（法人税：義）
2	要望の内容	技術研究組合が、賦課金をもって試験研究用資産を取得し、1円まで圧縮記帳をした場合には、減額した金額を損金に算入する制度について、法人税法本則上の措置とする。
3	担当部局	産業技術環境局 技術振興・大学連携推進課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和36年度 創設 昭和55年度 適用期限設定（昭和60年3月31日まで） 昭和60年度 適用期限延長（2年間） 昭和62年度 適用期限延長（2年間） 平成元年度 適用期限延長（2年間） 平成3年度 適用期限延長（2年間） 平成5年度 適用期限延長（2年間） 平成7年度 適用期限延長（2年間） 平成9年度 適用期限延長（2年間） 平成11年度 適用期限延長（2年間） 平成13年度 適用期限延長（2年間） 平成15年度 適用期限延長（2年間） 平成17年度 適用期限延長（2年間） 平成19年度 適用期限延長（2年間） 平成21年度 適用期限延長（2年間） 〔平成21年6月、鉱工業技術研究組合法から技術研究組合法へ改正〕 平成23年度 適用期限延長（2年間） 平成25年度 適用期限延長（2年間）
6	適用又は延長期間	法人税法本則上の恒久的な措置とする。
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 試験研究を協同して行う技術研究組合について、円滑な研究開発事業を実施するための環境を整備することを通じて、共同研究及び研究開発投資の促進を図ることにより、持続的な経済成長に寄与する。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○日本再興戦略（平成25年6月閣議決定） 第Ⅱ. 3つのアクションプラン 3. 科学技術イノベーションの推進 ⑥官・民の研究開発投資の強化 「民間研究開発投資を今後3年以内に対 GDP 比で世界第1位に復活することを目指し、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、産学官のオープンイノベーションの推進～などの取組を実施するとともに、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。」</p> <p>○日本再興戦略改訂2014（平成26年6月閣議決定） 3. 科学技術イノベーションの推進/世界最高の知財立国 (3)新たに講ずべき具体的施策 「官民合わせた研究開発投資の目標（対 GDP 比4%以上）及び政府研究開発投資として目指す水準（対 GDP 比1%）が掲げられている日</p>

		<p>本再興戦略に基づき、研究開発投資を促進するとともに(以下略)。企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。」</p> <p>○第4期科学技術基本計画(平成23～27年度)(平成23年8月閣議決定)</p> <p>5. 科学技術イノベーションの推進に向けたシステム改革                  (1) 科学技術イノベーションの戦略的な推進体制の強化                  ② 産学官の「知」のネットワーク強化                  「科学技術によるイノベーションを促進するための「知」のネットワークの強化に向けて、産学官の連携を一層拡大するための取組を進める。」</p>																																	
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>1. 経済産業                  1-3 イノベーション</p>																																	
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》                  技術研究組合について、他の法人形態との税制上のイコールフットイングを図り、これを通じて技術研究組合を利用した共同研究を促進すること。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》                  1組合当たり、事業費である研究開発費を増加させること。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》                  技術研究組合の活用を通じて、共同研究及び研究開発投資の促進を図る。</p>																																	
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>前回は、16件、211組合員(24年度)の適用を想定しており、実績は25年度にて14件、211組合員となっていることから、想定外に僅少ではない。また、化学、電機、石油・窯業、医薬品等、幅広い業種で適用されていることから、想定外に偏っていない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>FY21</th> <th>FY22</th> <th>FY23</th> <th>FY24</th> <th>FY25</th> <th>FY26 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>組合数</td> <td>9</td> <td>15</td> <td>17</td> <td>8</td> <td>14</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>組合員数</td> <td>105</td> <td>167</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>211</td> <td>239</td> </tr> </tbody> </table> <p>・21年度及び22年度については、全組合についての経産省調査に基づき記載。                  ・23年度及び24年度については、「租税透明化法に基づく適用実態調査結果」に基づき記載。                  ・25年度以降については、平成26年4月までに設立された全組合についての経産省調査及び平成26年度新設組合の見込みを基に算出。</p> <p>② 減収額 (単位: 百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>FY21</th> <th>FY22</th> <th>FY23</th> <th>FY24</th> <th>FY25</th> <th>FY26 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,651</td> <td>1,961</td> <td>246</td> <td>264</td> <td>645</td> <td>463</td> </tr> </tbody> </table> <p>・21年度及び22年度については、全組合についての経産省調査に基づき記載。                  ・23年度及び24年度については、「租税透明化法に基づく適用実態調査結果」に基づき記載。                  ・25年度以降については、平成26年4月までに設立された全組合についての経産省調査及び平成26年度新設組合の見込みを基に算出。</p>	区分	FY21	FY22	FY23	FY24	FY25	FY26 (見込)	組合数	9	15	17	8	14	14	組合員数	105	167	-	-	211	239	FY21	FY22	FY23	FY24	FY25	FY26 (見込)	3,651	1,961	246	264	645	463
区分	FY21	FY22	FY23	FY24	FY25	FY26 (見込)																													
組合数	9	15	17	8	14	14																													
組合員数	105	167	-	-	211	239																													
FY21	FY22	FY23	FY24	FY25	FY26 (見込)																														
3,651	1,961	246	264	645	463																														

③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23～26年度)                  技術研究組合について、他の法人形態との税制上のイコールフットイングを図り、これを通じて共同研究及び研究開発投資の促進により、持続的な経済成長に寄与。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23～26年度)                  1組合当たりの事業費の伸び率は、平成24年度増加、平成25年度は微増、26年度は増加となっており、目標を達成。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>H26年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業費(百万円)</td> <td>30,562</td> <td>36,118</td> <td>36,449</td> <td>49,780</td> </tr> <tr> <td>組合数</td> <td>55</td> <td>55</td> <td>55</td> <td>59</td> </tr> <tr> <td>1組合当たり事業費</td> <td>556</td> <td>657</td> <td>663</td> <td>839</td> </tr> <tr> <td>対前年度伸び率</td> <td></td> <td>18.2%</td> <td>0.9%</td> <td>26.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>・平成26年4月までに設立された経済産業省所管の全組合についての経産省調査及び平成26年度新設組合の見込みを基に算出。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(平成23～26年度)                  租税特別措置が延長されない場合、他の法人形態に比べて税制上不利な状況が発生することから、技術研究組合を活用した設備投資が減少し、あるいは、技術研究組合の新設件数が減少し、共同研究及び研究開発投資の促進に支障が生ずるおそれがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成26～35年度)                  ○所得計算の特例による技術研究組合の設備投資の押し上げ効果を試算した場合、減税額の約3.55倍となる。                  ※H26 経産省アンケート調査における、経産省所管各組合の減税による押し上げ率を加重平均するなどして算出。</p> <p>○技術研究組合の所得計算の特例のGDP押し上げ額をマクロモデルにより試算すると、平成26年度の単年度の減税(463百万円)により、技術研究組合の設備投資に関する効果(1,643百万円)を通じ、10年間累計で約65億円のGDP押し上げ効果が見込まれる。                  ※上記アンケート結果を元に、減税により押し上げられた設備投資の経済波及効果を試算。研究開発税制のGDP押し上げ効果を算出するものと同一の方法により試算。</p> <p>○また、技術研究組合の過去の実績から、設備投資費と事業費の比率は、およそ1:4.2の関係となっていることから、平成26年度の単年度の減税(463百万円)により、事業費に関し6,900百万円の効果は推計され、達成目標(技術研究組合を利用した共同研究等の促進)の実現に寄与していることから、税収減を是認する効果が認められる。                  ※経産省所管組合のH21-H25の事業費、設備投資費合計から算出。</p>	区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	H26年度 (見込)	事業費(百万円)	30,562	36,118	36,449	49,780	組合数	55	55	55	59	1組合当たり事業費	556	657	663	839	対前年度伸び率		18.2%	0.9%	26.5
区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	H26年度 (見込)																						
事業費(百万円)	30,562	36,118	36,449	49,780																						
組合数	55	55	55	59																						
1組合当たり事業費	556	657	663	839																						
対前年度伸び率		18.2%	0.9%	26.5																						

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>出資制の法人は、構成員からの拠出金(資本金)が損益と無関係であるために、圧縮記帳がなくても、課税関係が発生しない。</p> <p>他方、非出資性の法人は、構成員からの拠出金(賦課金)が益金算入されるために、圧縮記帳がないと課税関係が発生する。</p> <p>このため、技術研究組合と同様に非出資制の協同組合等については、租税特別措置ではなく法人税法本則(法人税法第46条)で、圧縮記帳が認められている。</p> <p>以上を踏まえ、技術研究組合と、非出資制の協同組合等や出資制法人との税制上のイコールフットイングを図る観点から圧縮記帳は必要。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">法人区分</th> <th colspan="3">課税計算</th> </tr> <tr> <th>収益 A (構成員からの拠出金)</th> <th>費用 B (固定資産の取得時)</th> <th>AとB差に係る課税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">非出資制</td> <td>技術研究組合</td> <td>賦課金 ↓ (益金算入)</td> <td>固定資産取得費 ↓ 圧縮記帳(→損金算入) [租特法 66 の 10]</td> <td>(損益相殺) ↓ 課税なし</td> </tr> <tr> <td>非出資制の協同組合等</td> <td>賦課金 ↓ (益金算入)</td> <td>固定資産取得費 ↓ 圧縮記帳(→損金算入) [法人税法 46]</td> <td>(損益相殺) ↓ 課税なし</td> </tr> <tr> <td>出資制</td> <td>出資制の協同組合等 株式会社</td> <td>資本金 ↓ (益金不算入)</td> <td>固定資産取得費 ↓ (損金不算入) ※減価償却資産は長期にわたって費用化</td> <td>(損益無関係) ↓ 課税なし</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">イコールフットイング</p>	法人区分		課税計算			収益 A (構成員からの拠出金)	費用 B (固定資産の取得時)	AとB差に係る課税	非出資制	技術研究組合	賦課金 ↓ (益金算入)	固定資産取得費 ↓ 圧縮記帳(→損金算入) [租特法 66 の 10]	(損益相殺) ↓ 課税なし	非出資制の協同組合等	賦課金 ↓ (益金算入)	固定資産取得費 ↓ 圧縮記帳(→損金算入) [法人税法 46]	(損益相殺) ↓ 課税なし	出資制	出資制の協同組合等 株式会社	資本金 ↓ (益金不算入)	固定資産取得費 ↓ (損金不算入) ※減価償却資産は長期にわたって費用化	(損益無関係) ↓ 課税なし
		法人区分				課税計算																			
				収益 A (構成員からの拠出金)	費用 B (固定資産の取得時)	AとB差に係る課税																			
非出資制	技術研究組合	賦課金 ↓ (益金算入)	固定資産取得費 ↓ 圧縮記帳(→損金算入) [租特法 66 の 10]	(損益相殺) ↓ 課税なし																					
	非出資制の協同組合等	賦課金 ↓ (益金算入)	固定資産取得費 ↓ 圧縮記帳(→損金算入) [法人税法 46]	(損益相殺) ↓ 課税なし																					
出資制	出資制の協同組合等 株式会社	資本金 ↓ (益金不算入)	固定資産取得費 ↓ (損金不算入) ※減価償却資産は長期にわたって費用化	(損益無関係) ↓ 課税なし																					
② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	なし。																								
③ 地方公共団体が協力する相当性	—																								
10	有識者の見解	—																							
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成24年8月																							



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取付した場合の即時償却の適用期限の延長（グリーン投資減税）	府省名	経済産業省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長
			<input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題	
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか		<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし		
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑤ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎	
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○	
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし		
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
租税特別措置等の相当性					
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし		
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の目標達成時期が、その延長期間を超えて「再生可能エネルギーについては、これまでのエネルギー基本計画を踏まえて示した水準（2020年の発電電力量のうちの再生可能エネルギー等の割合は最大導入ケースにおいて13.5%（1,414億kWh）及び2030年の発電電力量のうちの再生可能エネルギー等の割合は約2割（2,140億kWh）を更に上回る水準の導入を目指す」と設定されているが、その理由が示されていないため、当該理由を明示する必要がある。
- (2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないことについて説明が不足している。
- ⑤ 本租税特別措置等の適用数等（ただし、適用数等の過去の実績把握に説明不足の点あり）が想定外に僅少ではないことについて、過去の実績に言及されておらず、所期の想定との比較が不十分なため、適切に説明する必要がある。
- (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

- ⑪ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せず税収減を是認するような効果が「本措置により太陽光及び風力発電設備等のエネルギー環境負荷低減推進設備等への投資時の負担の軽減が図られることから、投資促進の効果がある」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、過去における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ④ 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の過去の実績について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文、適用件数及び適用額を記載し、所期の見込みと乖離している場合には、乖離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
  - ・ 本租税特別措置等の適用件数の過去の実績について、資源エネルギー庁ホームページ（URL）と算定に用いた数値の出典が示されているが、適用件数の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、適用件数について、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑦ 本租税特別措置等の減収額の過去の実績が把握されていないため、分析対象期間における減収額について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

[将来の見込み]

- ⑫ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せず税収減を是認するような効果が「即時償却の効果としてはFIT開始後から平成25年度末までに約27,000件、約4,000億円の投資誘因効果があったと試算できるため、今後も同程度の効果が見込まれる」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑥ 本租税特別措置等の適用件数の将来推計について、「…太陽光は平成25年度と同程度の導入数、風力は事業者の運転開始見込み数（固定価格買取制度の認定申請時のデータ）をそれぞれ算出し、合算」と算定に用いた数値の出典が示されているが、適用件数の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、適用件数について、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における減収額について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

#### <点検結果表の別紙>

#### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
算定根拠については、資源エネルギー庁ホームページ「再生可能エネルギー発電設備の導入状況等について」（[http://www.fit.go.jp/statistics/public\\_sp.html](http://www.fit.go.jp/statistics/public_sp.html)）より運転開始件数を採用。
- ⑤ 僅少・偏りの状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
平成25年度要望当時、太陽光及び風力の適用事業者数については、24年1,821件、25年2,291件を想定していたところ、固定価格買取制度に基づく運転開始件数（事業者数は把握できず）は想定数を上回っている。また、本税制措置の利用者について、財務省公表の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」によれば、製造業、建設業、サービス業、不動産業等幅広い業種で比較的均等に利用実績があり、特定の者に偏っていない。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
平成27年度の適用件数（見込み）は103,068件。算定根拠は、太陽光は平成25年度と同程度の導入数、風力は事業者の運転開始見込数（固定価格買取制度の認定申請時のデータ）をそれぞれ算出し、合算。
- ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）  
達成目標を102億kWhとした場合、平成25年度は22.5億kWhを導入と試算している。同様に平成26年度及び27年度を試算すると、以下のとおり。  
太陽光：平成26年度、27年度とも25年度と同程度の74億kWh  
風力：平成26年度  $27.2 \text{ 万 kWh} \times 24 \text{ 時間} \times 365 \text{ 日} \times 0.2 = 4 \text{ 億 8 千万 kWh}$   
27年度  $20.2 \text{ 万 kWh} \times 24 \text{ 時間} \times 365 \text{ 日} \times 0.2 = 3 \text{ 億 5 千万 kWh}$   
平成26年度：78億8千万kWh  $\times 30\% = 23.6 \text{ 億 kWh}$   
平成27年度：77億5千万kWh  $\times 30\% = 23.2 \text{ 億 kWh}$   
したがって、 $[75 \text{ 億 kWh} + 78 \text{ 億 8 千万 kWh} + 77 \text{ 億 5 千万 kWh}] \times 30\% = 69.4 \text{ 億 kWh}$   
目標値102億kWhに対して、本税制措置により3年間で69.4億kWhの導入が予測される。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の即時償却の適用期限の延長(グリーン投資減税) (国税 27)(法人税:義、所得税:外)
2	要望の内容	○次の設備の即時償却の適用期限を1年間延長する(平成 28 年 3 月末まで)。 ・太陽光発電 ・風力発電
3	担当部局	資源エネルギー庁長官官房総合政策課需給政策室
4	評価実施時期	平成 26 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 23 年度 創設 (対象期間は平成 23 年 6 月 30 日から平成 26 年 3 月 31 日まで)  平成 24 年度 一部改正 太陽光発電設備及び風力発電設備のうち、固定価格買取制度の認定を受けていて、かつ、一定の発電容量以上の設備について、即時償却を創設した。 (平成 24 年 5 月 29 日から平成 25 年度 3 月 31 日までの 1 年間)  平成 25 年度 拡充・延長 ①太陽光発電設備(10kW 以上)、風力発電設備(1 万 kW 以上)の 7%税額控除(中小企業者)又は即時償却について、コージェネレーション設備を対象に追加する。 ②ハイブリッド建設機械、電気自動車、電気自動車専用急速充電器等の 7%税額控除(中小企業者)又は 30%特別償却について、新たに中小水力発電設備、下水熱利用設備、定置用蓄電設備、LED 照明、高効率空調、高断熱窓を対象設備に追加する。  適用期限を、①は平成 27 年 3 月 31 日まで、②については平成 28 年 3 月 31 日までの措置とする。  平成 26 年度 縮減 熱電併給型動力発生装置、熱併給型動力発生装置、高効率複合工作機械、ハイブリッド建設機械、高効率電気式誘導加熱炉、断熱強化型工業炉、高性能工業炉廃熱回収式燃焼装置、ガス冷房装置、高断熱窓設備、水蓄熱式冷凍機組込型空調機、高効率照明設備を対象から削除する。
6	適用又は延長期間	平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに延長
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 グリーン投資減税は、平成 22 年 6 月に閣議決定された「エネルギー基本計画」及び「新成長戦略」を踏まえ、最新の技術を駆使した高効率な省エネ・低炭

		<p>素設備や、再生可能エネルギー設備への投資(グリーン投資)を重点的に支援する制度として創設され、平成 23 年 6 月 30 日に施行された。省エネ効果・CO2削減効果の高い設備に対する投資を促進し、低炭素社会の構築を実現することを目的としたものである。</p> <p>震災以降の原子力発電停止による火力発電の増加に伴い、温室効果ガス排出量は 2010 年度から 2 年で約 7%増加している。加えて、原発依存度を可能な限り低減させていく、という政権の方針の下、再生可能エネルギー導入の推進は極めて重要である。本年 4 月 11 日に閣議決定された新たな「エネルギー基本計画」においても、再生可能エネルギーについて、「2013 年から 3 年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進」と掲げられており、その目標値については、「これまでのエネルギー基本計画を踏まえて示した水準を更に上回る水準の導入を目指」すとされている。再生可能エネルギーの導入を最大限加速するためにも、他の施策と同様に本税制措置が必要。</p> <p>&lt;太陽光発電&gt; 太陽光は 2012 年 7 月に開始された固定価格買取制度(FIT)により導入が進んだが、今後は①メガソーラー用地減少による中小規模へのシフト、②適地減少による追加費用発生、等を背景に導入ペースが鈍化する可能性もある。このような状況下で、今後も中小企業者等から再エネ全体の牽引役である太陽光発電への積極的投資を促すには、初期費用軽減効果の高い措置が必要である。</p> <p>&lt;風力発電&gt; FIT 開始と同時期に大規模風力発電設備が環境アセス法の対象に追加されたこと(環境アセスの手続きには 3~4 年の期間が必要)、及び地域的に脆弱な送電網の問題等が要因となり、1 万 kW 以上の風力の導入実績は年間 25 万 kW 程度から 5 万 kW 程度に停滞。風力は大規模開発すれば火力並みの発電コスト(10 円/kWh)が可能のため、今後の再エネの主たる担い手として重要であり、即時償却を延長することで、事業者に対し引き続き支援を行う必要がある。</p> <p>《政策目的の根拠》 平成 26 年 4 月 11 日に閣議決定された今次エネルギー基本計画では、「再生可能エネルギーについては、2013 年から 3 年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進していく」と、「これまでのエネルギー基本計画を踏まえて示した水準(※)を更に上回る水準の導入を目指」すことを明記。</p> <p>※2009 年 8 月に策定した「長期エネルギー需給見通し(再計算)」「(2020 年の発電電力量のうちの再生可能エネルギー等の割合は 13.5%(1,414 億 kWh))」及び 2010 年 6 月に開催した総合資源エネルギー調査会総合部会・基本計画委員会合同会合資料の「2030 年のエネルギー需給の姿」(2030 年の発電電力量のうちの再生可能エネルギー等の割合は約 2 割(2,140 億 kWh))。</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	5. エネルギー・環境 5-2 新エネルギー・省エネルギー 5-3 電力・ガス 5-4 環境
③	達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 先般閣議決定されたエネルギー基本計画における、再生可能エネルギーの開発・利用を最大限加速化、を実現する。



			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>将来のエネルギーミックスに関しては、省エネルギーの取組の進展、再生可能エネルギーの導入状況、原発再稼働の状況、海外からの資源調達コストの状況、高効率火力の技術開発の見通しなどを見極めて示すこととしているが、再生可能エネルギーについては、「これまでのエネルギー基本計画を踏まえて示した水準(※)を更に上回る水準の導入を目指すことをエネルギー基本計画に明記。</p> <p>※2009年8月に策定した「長期エネルギー需給見通し(再計算)」(2020年の発電電力量のうちの再生可能エネルギー等の割合は最大導入ケースにおいて13.5%(1,414億kWh))及び2010年6月に開催した総合資源エネルギー調査会総合部会・基本計画委員会合同会合資料の「2030年のエネルギー需給の姿」(2030年の発電電力量のうちの再生可能エネルギー等の割合は約2割(2,140億kWh))。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本措置により、設備導入にかかる初期負担軽減(キャッシュフロー改善)がはかられ、再生可能エネルギーの導入が更に促進する。</p>
8	有効性等	①: 適用数等	<p>適用件数</p> <p>平成24年度(実績) 17,410件 平成25年度見込み 103,064件 平成26年度見込み 103,074件</p> <p>※FITによる認定を受けて運転を開始した件数又は開始が見込まれる件数(太陽光10kW以上及び風力1万kW以上)</p>
		②: 減収額	<p>平成23年度 232億円 平成24年度 271億円</p> <p>(出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」)</p> <p>※グリーン投資減税の対象設備全体の減収額。上記適用実態調査結果にはグリーン投資減税とエネ革税制の両方が記載されているので、あわせて示す。</p>
		③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年～平成25年)</p> <p>再生可能エネルギー導入量は順調に増加しており、その推移は下記のとおり。</p> <p>再生可能エネルギー累積導入量(設備容量:kW)</p> <p>2011年度 1,860万kW 2012年度 2,242万kW 2013年度 2,960万kW</p> <p>(出典:資源エネルギー庁新エネルギー小委員会資料)</p> <p>太陽光発電累積導入量(設備容量:kW)</p> <p>2011年度 531万kW 2012年度 728万kW 2013年度 1,432万kW</p> <p>(出典:資源エネルギー庁新エネルギー小委員会資料)</p>

			<p>風力発電累積導入量(設備容量:kW)</p> <p>2011年度 256万kW 2012年度 264万kW 2013年度 269万kW</p> <p>(出典:資源エネルギー庁新エネルギー小委員会資料)</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成25年)</p> <p>グリーン投資減税の創設当時、目標で示された「再生可能エネルギー導入量の約1%」を「2030年の発電電力量のうちの再生可能エネルギー等の割合21%(長期エネルギー需給見通し)」の内の1%であるとする、達成すべき数値は以下のとおり。</p> <p><math>2,140 \text{ 億kWh} \div 21 = 102 \text{ 億kWh}</math></p> <p>これを平成25年度から平成27年度の3年間で達成することとしている。平成25年度の導入実績を発電電力量に換算すると以下のとおり。</p> <p>太陽光: <math>704 \text{ 万kW} \times 24 \text{ 時間} \times 365 \text{ 日} \times 0.12 = 74 \text{ 億kWh}</math> 風力: <math>5 \text{ 万kW} \times 24 \text{ 時間} \times 365 \text{ 日} \times 0.2 = 8,700 \text{ 万kWh}</math></p> <p>上記約75億kWhのうちグリーン投資減税の直接的な寄与度はアンケート結果等より約3割と想定されることから、<math>75 \text{ 億kWh} \times 0.3 = 22.5 \text{ 億kWh}</math></p> <p>従って、3年間のうち最初の1年では目標の約22%を達成した状況といえる。今後はより一層の加速的導入が必要である。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年度)</p> <p>上記計算結果から、平成25年度の即時償却の効果は22億kWhと見込まれることから、仮に本税制が拡充・延長されない場合には、同程度の発電電力量が導入されないことが想定される。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年度～平成25年度)</p> <p>本措置により太陽光及び風力発電設備等のエネルギー環境負荷低減推進設備等への投資時の負担の軽減が図られることから、投資促進の効果がある。平成25年度の委託調査でFIT認定事業者に対して実施したアンケート結果によると、事業者の約4割がグリーン投資減税を投資インセンティブとして重視しており、特に即時償却の効果としてはFIT開始後から平成25年度末までに約27,000件、約4,000億円の投資誘因効果があったと試算できるため、今後も同程度の効果が見込まれる。</p>
--	--	--	---

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	エネルギー関連投資の促進支援は広く事業者全般を対象とすべきものであり、特定業界や個別企業の信用力によらず利用可能な税制による措置をもって進めることが適切である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	本税制は補助金との併用が認められていない。よって、補助金と本税制とで対象設備が重複することはない。 また、固定価格買取制度と本税制措置との関係では、固定価格買取制度はランニングコスト支援、税制は設備導入にかかる初期負担軽減(キャッシュフロー改善)と役割分担がなされている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	-
10	有識者の見解		-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 24 年 8 月



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業等の貸倒引当金の特例の延長	府省名	経済産業省
税目	法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の達成目標（貸倒れに係るリスク担保力を確保し、中小企業の事業基盤の安定化及び組合の取引活動の健全化を図る）については、目標値及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば目標を達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値及び達成時期を設定する必要がある。
- 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（中小企業者の資金繰りDI）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を知るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

【過去の実績】

⑪ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「平成21年度から25年度までで見ると、3,189百万円のコスト（減収額実績）により、10,198百万円（本措置による引当金の割増額）の貸倒リスクへの対応力が強化されていることから、過去の実績において税収減を是認するような効果が確認される」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、過去における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「いまだ組合の経営基盤の安定・強化に十分な引当金の繰入れが困難な状況になっている」と説明されているが、測定指標（中小企業者の資金繰りDI）を用いて説明しておらず、また、設定している測定指標では本租税特別措置等の直接的な効果を知る事ができないため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

【将来の見込み】

⑫ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「平成26年度から28年度までで見ると、1,266百万円のコスト（減収額見込み）により、4,512百万円（本措置による引当金の割増額）の貸倒リスクへの対応力が強化されると推計されることから、税収減を是認するような効果が見込まれる」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について予測されていないため、効果・達成目標の実現状況を明らかにする必要がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

#### <点検結果表の別紙>

#### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標の達成状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

所期（前回評価時）の達成目標（中小企業の基盤の安定化及び組合の取引活動の円滑化（組合の貸倒引当率を中小企業法人全般に引き上げる））に対して、組合の貸倒引当率は、中小企業と比較すると、卸小売業を除き、依然として低い水準にとどまっている。

	中小企業 (法人全般)	組 合 (平成25年度)
卸小売業	1.70%	1.84%
製造業	1.84%	1.69%
サービス業	1.35%	0.73%
建設業	1.29%	1.20%
運輸業	0.98%	0.79%

(注) 1 中小企業（法人全般）：民間データベース等の法人情報（平成25年1～12月に決算期到来法人情報）を基に中小企業庁推計

2 組合：全国中央会調査

組合における貸倒れの発生件数・貸倒総額の振れは大きく、また、組合の経営基盤は依然として脆弱な状況にあり、いまだ組合の経営基盤の安定・強化に十分な貸倒引当金の繰入れが困難な状況になっている。

#### 【貸倒発生組合数等の推移】（金額単位：百万円）

	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
発生組合数	911	486	326	683	653
発生件数	2,186	2,479	2,608	3,825	3,918
貸倒総額	5,878	2,826	3,098	6,522	5,669

(注) 全国中小企業団体中央会調査による推計

よって、貸倒れに係るリスク担保力を確保するとともに、経営基盤の安定・強化を図るため、本租税特別措置等を引き続き実施する必要がある。

- ⑤ 僅少・偏りの状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成26年8月の全国中小企業団体中央会サンプル調査結果によると、25年度において全体の約3割（8,826組合）の組合が貸倒引当金を見積もっており、このうちほぼ全ての組合（8,552組合）が本税制措置を利用している。所期の実績（前回延長要望時の平成21年度実績）においても、貸倒引当金を見積もっている組合のうち9割が本税制措置を利用していたことから、適用実績は想定外に僅少でない。

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成27年度及び28年度の適用件数の推計は以下のとおり。

27年度 貸倒引当金繰入組合数：8,826組合  
本税制措置利用組合数：8,552組合

28年度 貸倒引当金繰入組合数：8,826 組合  
 本税制措置利用組合数：8,552 組合

平成26年度から28年度までの適用件数は、過去の適用件数の実績が大きく増減しており実績から適用件数を推計することは困難であること、また、金銭債権の相手先は現在の経済情勢の下で倒産する確率が高い中小企業が多いことから倒産の予測可能性の見極めも困難であることから、25年度実績と同様に推移すると仮定している。

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

減収額は、全国中小企業団体中央会のサンプル調査結果から推計した適用実績に基づき算定している。算定方法は別添のとおり（法人住民税及び法人事業税を含む。）。

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

平成27年度及び28年度の減収額の推計は以下のとおり。

27年度 286百万円（国税） 136百万円（地方税）

28年度 286百万円（国税） 136百万円（地方税）

法人税については、平成26年度から28年度までの減収額は、過去の適用件数の実績が大きく増減しており、実績から減収額を推計することは困難であること、また、金銭債権の相手先は現在の経済情勢の下で倒産する確率が高い中小企業が多いことから倒産の予測可能性の見極めも困難であることから、25年度減収額と同様に推移すると仮定している。法人住民税及び法人事業税については、別添のとおり。

⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

本措置の効果として、平成25年度では、8,826組合が貸倒引当金を計上し、そのほぼ全ての組合（8,552組合）が12%割増の特例の適用を受けている。金額では、平成21年度から25年度までで見ると、3,189百万円のコスト（減収額実績）により、10,198百万円（本措置による引当金の割増額）の貸倒リスクへの対応力が強化されていることから、過去の実績において税収減を是認するような効果が確認される。

（金額単位：百万円）

	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
減税額実績(国税)	742	484	319	316	286
(地方税)	350	229	151	164	148
繰入実施組合数	9,204	5,926	5,181	8,958	8,826
特例利用組合数	8,807	5,778	4,963	8,761	8,552
特例繰入限度額	24,448	15,970	10,536	15,524	14,034
(うち割増額)	(3,373)	(2,203)	(1,454)	(1,664)	(1,504)

⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

本措置の効果として、平成26年度から28年度までは、8,826組合が貸倒引当金を計上し、そのほぼ全ての組合（8,552組合）が12%割増の特例の適用を受けると推計される。金額では、平成26年度から28年度までで見ると、1,266百万円のコスト（減収額見込み）により、4,512百万円（本措置による引当金の割増額）の貸倒リスクへの対応力が強化されると推計されることから、税収減を是認するような効果が見込まれる。

（金額単位：百万円）

	平成26年度	27年度	28年度
減税額見込(国税)	286	286	286
(地方税)	136	136	136
繰入実施組合数	8,826	8,826	8,826
特例利用組合数	8,552	8,552	8,552
特例繰入限度額	14,034	14,034	14,034
(うち割増額)	(1,504)	(1,504)	(1,504)

(別添)

中小企業等の貸倒引当金の特例による減収額算出方法

《平成 25 年度減収額》【国税】

$(14,034 \text{ 百万円} - 12,529 \text{ 百万円}) \times 19.0\% = 286 \text{ 百万円}$

[貸倒引当金の特例利用状況 (平成 26. 8 全国中小企業団体中央会サンプル調査結果)]

- ・ 貸倒引当金繰入実施率 29.4% (553 組合 / 1,875 組合)
- ・ 12%割増利用組比率 96.9% (536 組合 / 553 組合)
- ・ 12%割増貸倒引当金繰入限度額 1,641 千円 (879,827 千円 / 536 組合)
- ・ 通常貸倒引当金繰入限度額 1,465 千円 ((879,827 千円 / 112%) / 536 組合)

[上記より推計 (全組合での利用状況推計)]

- ・ 組合数 30,020 組合
- ・ 12%割増利用見込組合数 8,552 組合 (30,020 組合 × 29.4% × 96.9%)
- ・ 12%割増貸倒引当金繰入見込額 14,034 百万円 (1,641 千円 × 8,552 組合)
- ・ 通常貸倒引当金繰入見込額 12,529 百万円 (1,465 千円 × 8,552 組合)

(注) 平成 21 年度から 24 年度までについても同様の方法 (各年度の全国中小企業団体中央会サンプル調査結果に基づき全組合での利用状況を推計。ただし、平成 21 年度から 23 年度までについては、貸倒引当金割増率 16%、法人税率 22%(にて算出) により推計。

《平成 25 年度減収額》【地方税】

$49.4 \text{ 百万円 (注1)} + 99.3 \text{ 百万円 (注2)} = 148.7 \text{ 万円}$

(注) 1 法人住民税

$286 \text{ 百万円} \times 17.3\% = 49.4 \text{ 百万円}$

2 法人事業税 (旧税率を利用)

$(14,034 \text{ 百万円} - 12,529 \text{ 百万円}) \times 6.6\% = 99.3 \text{ 百万円}$

(注) 平成 21 年度から 24 年度までについても、各年度の国税減収額に基づき算定。

《平成 26～28 年度減収額 (見込み)》【国税】

平成 26～28 年度見込みは 25 年度と同様に推移するとして算定。

《平成 26～28 年度減収額》【地方税】

$36.9 \text{ 百万円 (注1)} + 99.1 \text{ 百万円 (注2)} = 136 \text{ 百万円}$

(注) 1 法人住民税

$286 \text{ 百万円} \times 12.9\% = 36.9 \text{ 百万円}$

2 法人事業税

①  $(14,034 \text{ 百万円} - 12,529 \text{ 百万円}) \times 4.6\% = 69.2 \text{ 百万円}$

②  $69.2 \text{ 百万円} \times 43.3\% = 29.9 \text{ 百万円}$

③ ①+②=99.1 百万円

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業等の貸倒引当金の特例の延長 (国税 28・地方税 34(自動連動))(法人税:義、法人住民税:義、事業税:義)
2	要望の内容	資本金1億円以下の中小企業等については、貸倒引当金の繰入限度額の計算は、貸倒実績率によらずに法定繰入率によることができることとされているが、事業協同組合(事業協同小組合及び協同組合連合会を含む)及び商工組合(商工組合連合会を含む)(以下「組合」という。)については、さらに繰入限度額を12%増しとすることが認められているところ。 本税制の割増措置の適用期限を2年間(平成28年度末まで)延長する。
3	担当部局	中小企業庁 経営支援部 経営支援課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	○昭和25年度 貸倒準備金制度創設 ○昭和39年度 貸倒引当金への変更 ○昭和41年度 中小企業等の特例創設(割増率20%) ○昭和55年度 中小企業等の割増率の縮減(割増率20%→16%) ○平成12年度 公益法人等及び協同組合等を除き、廃止 ○平成17年度 2年延長 ○平成19年度 2年延長 ○平成21年度 2年延長 ○平成23年度 1年延長 ○平成24年度 3年延長 貸倒引当金制度の対象の限定(中小法人等) 組合等の割増率の縮減(割増率16%→12%)
6	適用又は延長期間	平成27年4月1日～平成29年3月31日(2年間)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業の経営基盤の強化を図るため、組合の貸倒れに係るリスク担保力を充実させることにより、中小企業の事業基盤の安定化及び組合の健全な取引活動を支援する。 《政策目的の根拠》 中小企業組合制度は、中小企業等協同組合法に基づくもので、中小規模の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う者等が相互扶助の精神に基づき、協同して事業に取り組むことによって、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もってその自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的行為の向上を図ることを目的として、中小企業の持つ脆弱部分を個々の力を結集することにより強化・補完しようとする者の努力を支援するものであり、中小企業施策の中で重要な位置を占めている。 中小企業基本法において、共同化の推進(第18条)として「中小企業者の事業の共同化のための組織の整備」が明記されている。また、中小企業憲章の基本原則として、「中小企業組合、業種間連携などの取組を支援し、力の発揮を増幅する」と明記されている。 組合は実施する共同経済事業の内容に応じて、金銭債権(共同販売・共同受注)、貸付債権(資金の貸付)等を有することとなり、その取引先は現在の経済情勢の下で倒産する確率が高い中小企業が多い。そのため、倒産の予測可能性の見極めは困難であり、また、貸倒実績のプレが大きくなる傾向にある。仮に取

	引先が倒産した場合には、組合事業の停滞などにより、その損害や取引不安が組合や組合員はもとより、組合の債権者等にまで連鎖的に波及することが懸念される。また、組合員は製品の販売等において共同経済事業に依存していることから、組合員の経営に甚大な影響を及ぼすおそれがある。																								
② 政策体系における政策目的の位置付け	4. 中小・地域 4-3 経営安定・取引適正化																								
③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 貸倒れに係るリスク担保力を確保し、中小企業の事業基盤の安定化及び組合の取引活動の健全化を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本税制措置は、貸倒れが発生した場合に備えて貸倒引当金の引当を促す措置であり、具体的な目標達成金額等はないが、ひとつの指標として、中小企業者の資金繰りDIがプラスに転じることが挙げられる。</p> <p>【資金繰りDIの推移(前年同月比)】 ○平成23年 3月期 ▲36.0 ○平成23年 6月期 ▲31.3 ○平成23年 9月期 ▲28.6 ○平成23年12月期 ▲25.4 ○平成24年 3月期 ▲22.2 ○平成24年 6月期 ▲20.9 ○平成24年 9月期 ▲23.2 ○平成24年12月期 ▲23.1 ○平成25年 3月期 ▲19.2 ○平成25年 6月期 ▲17.5 ○平成25年 9月期 ▲13.2 ○平成25年12月期 ▲ 8.2 ○平成26年 3月期 ▲ 5.8 ○平成26年 6月期 ▲13.3 (出典：全国中小企業団体中央会「中小企業月次景況調査」) (調査対象：2,600組合の役員)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 組合の資金繰りは、東日本大震災の影響により悪化し、以降改善傾向にあるが、依然として厳しい状況が続いている。そのため、本税制措置による中小企業組合の経営基盤の安定・強化は、引き続き必要である。 また、組合における貸倒れの発生件数・貸倒総額のブレも大きくなっている。</p> <p>【貸倒発生組合数等の推移】 (金額単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21年度</th> <th>H22年度</th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> <th>H25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発生組合数</td> <td>911</td> <td>486</td> <td>326</td> <td>683</td> <td>653</td> </tr> <tr> <td>発生件数</td> <td>2,186</td> <td>2,479</td> <td>2,608</td> <td>3,825</td> <td>3,918</td> </tr> <tr> <td>貸倒総額</td> <td>5,878</td> <td>2,826</td> <td>3,098</td> <td>6,522</td> <td>5,669</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：全国中小企業団体中央会調査による推計)</p>		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	発生組合数	911	486	326	683	653	発生件数	2,186	2,479	2,608	3,825	3,918	貸倒総額	5,878	2,826	3,098	6,522	5,669
	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度																				
発生組合数	911	486	326	683	653																				
発生件数	2,186	2,479	2,608	3,825	3,918																				
貸倒総額	5,878	2,826	3,098	6,522	5,669																				

8 有効性等	① 適用数等	①「租税特別措置の適用実態調査結果に関する報告書」(第186回国会提出)の適用件数は次のとおり。																									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>中小企業者等の貸倒引当金の特例</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>9,293の内数</td> <td>8,994の内数</td> </tr> </tbody> </table>	中小企業者等の貸倒引当金の特例	23年度	24年度	適用件数	9,293の内数	8,994の内数																			
中小企業者等の貸倒引当金の特例	23年度	24年度																									
適用件数	9,293の内数	8,994の内数																									
		②「租税特別措置の適用実態調査結果に関する報告書」に記載された数値は、本要望対象の組合以外の他の法律に基づく組合等の適用件数及び適用額が合算された数値であり、本要望対象の組合に係る数値のみを抽出することができない。本要望対象の組合に限定した適用件数等は次のとおり。 (金額単位：百万円)																									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21年度</th> <th>H22年度</th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>組合総数</td> <td>39,165</td> <td>33,482</td> <td>31,211</td> <td>30,574</td> </tr> <tr> <td>繰入実施組合数 (実施割合)</td> <td>9,204 (23.5%)</td> <td>5,926 (17.7%)</td> <td>5,181 (16.6%)</td> <td>8,958 (29.3%)</td> </tr> <tr> <td>特例利用組合数</td> <td>8,807</td> <td>5,778</td> <td>4,963</td> <td>8,761</td> </tr> <tr> <td>特例繰入限度額 (1組合平均)</td> <td>24,448 (2.8)</td> <td>15,970 (2.8)</td> <td>10,536 (2.1)</td> <td>15,524 (1.8)</td> </tr> </tbody> </table>		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	組合総数	39,165	33,482	31,211	30,574	繰入実施組合数 (実施割合)	9,204 (23.5%)	5,926 (17.7%)	5,181 (16.6%)	8,958 (29.3%)	特例利用組合数	8,807	5,778	4,963	8,761	特例繰入限度額 (1組合平均)	24,448 (2.8)	15,970 (2.8)	10,536 (2.1)	15,524 (1.8)
	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度																							
組合総数	39,165	33,482	31,211	30,574																							
繰入実施組合数 (実施割合)	9,204 (23.5%)	5,926 (17.7%)	5,181 (16.6%)	8,958 (29.3%)																							
特例利用組合数	8,807	5,778	4,963	8,761																							
特例繰入限度額 (1組合平均)	24,448 (2.8)	15,970 (2.8)	10,536 (2.1)	15,524 (1.8)																							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H25年度</th> <th>H26年度(見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>組合総数</td> <td>30,020</td> <td>30,020</td> </tr> <tr> <td>繰入実施組合数 (実施割合)</td> <td>8,826 (29.4%)</td> <td>8,826 (29.4%)</td> </tr> <tr> <td>特例利用組合数</td> <td>8,552</td> <td>8,552</td> </tr> <tr> <td>特例繰入限度額 (1組合平均)</td> <td>14,034 (1.6)</td> <td>14,034 (1.6)</td> </tr> </tbody> </table>		H25年度	H26年度(見込)	組合総数	30,020	30,020	繰入実施組合数 (実施割合)	8,826 (29.4%)	8,826 (29.4%)	特例利用組合数	8,552	8,552	特例繰入限度額 (1組合平均)	14,034 (1.6)	14,034 (1.6)										
	H25年度	H26年度(見込)																									
組合総数	30,020	30,020																									
繰入実施組合数 (実施割合)	8,826 (29.4%)	8,826 (29.4%)																									
特例利用組合数	8,552	8,552																									
特例繰入限度額 (1組合平均)	14,034 (1.6)	14,034 (1.6)																									
		(出典：全国中小企業団体中央会調査による試算・推計)																									
		注)全国中小企業団体中央会が毎年度実施している貸倒引当金利用実態調査結果の貸倒引当金実施比率・特例利用実施比率により、組合全体での利用数を推計(組合総数×貸倒引当金実施比率(特例利用実施比率))。平成26年度見込みは平成25年度と同様に推移すると仮定して計算。																									
		③貸倒引当金の繰入実施組合は全体の約3割となっている。また、平成24年3月の全国中小企業団体中央会「事業協同組合実態調査報告書」によると、債権回収リスクが比較的高い事業である「共同受注事業」(18.0%)、「共同販売事業」(10.5%)が組合の重点事業となっていることから、本税制措置は実質的な適用対象組合でほぼ利用されている。また、本税制措置は幅広い業種で利用されている。																									
		【組合の重点事業の割合】																									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>重点事業としている組合の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共同受注事業</td> <td>18.0%</td> </tr> <tr> <td>共同販売事業</td> <td>10.5%</td> </tr> <tr> <td>事業資金の貸付事業</td> <td>4.7%</td> </tr> <tr> <td>債務保証事業</td> <td>1.6%</td> </tr> </tbody> </table>		重点事業としている組合の割合	共同受注事業	18.0%	共同販売事業	10.5%	事業資金の貸付事業	4.7%	債務保証事業	1.6%															
	重点事業としている組合の割合																										
共同受注事業	18.0%																										
共同販売事業	10.5%																										
事業資金の貸付事業	4.7%																										
債務保証事業	1.6%																										
		(出典：平成24年3月全国中小企業団体中央会「事業協同組合実態調査報告書」有効回収組合数：2,379組合)																									



		<p><b>【引当実施組合の業種別割合の推移】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21年度</th> <th>H22年度</th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> <th>H25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業</td> <td>34.9%</td> <td>31.4%</td> <td>30.1%</td> <td>28.6%</td> <td>27.8%</td> </tr> <tr> <td>建設業</td> <td>13.6%</td> <td>15.4%</td> <td>17.9%</td> <td>15.7%</td> <td>16.1%</td> </tr> <tr> <td>運輸業</td> <td>7.8%</td> <td>7.2%</td> <td>8.4%</td> <td>9.0%</td> <td>8.9%</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>7.5%</td> <td>8.8%</td> <td>5.9%</td> <td>9.5%</td> <td>9.6%</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>13.9%</td> <td>13.8%</td> <td>14.6%</td> <td>13.4%</td> <td>13.4%</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>16.2%</td> <td>14.2%</td> <td>15.8%</td> <td>12.4%</td> <td>13.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典:全国中小企業団体中央会調査)</p>		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	製造業	34.9%	31.4%	30.1%	28.6%	27.8%	建設業	13.6%	15.4%	17.9%	15.7%	16.1%	運輸業	7.8%	7.2%	8.4%	9.0%	8.9%	卸売業	7.5%	8.8%	5.9%	9.5%	9.6%	小売業	13.9%	13.8%	14.6%	13.4%	13.4%	サービス業	16.2%	14.2%	15.8%	12.4%	13.2%
	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度																																							
製造業	34.9%	31.4%	30.1%	28.6%	27.8%																																							
建設業	13.6%	15.4%	17.9%	15.7%	16.1%																																							
運輸業	7.8%	7.2%	8.4%	9.0%	8.9%																																							
卸売業	7.5%	8.8%	5.9%	9.5%	9.6%																																							
小売業	13.9%	13.8%	14.6%	13.4%	13.4%																																							
サービス業	16.2%	14.2%	15.8%	12.4%	13.2%																																							
②	減収額	<p>①「租税特別措置の適用実態調査結果に関する報告書」(平成24年度)を基に試算した減収額(実績推計)は、▲66億円の内数。</p> <p>②「租税特別措置の適用実態調査結果に関する報告書」に記載された数値は、本要望対象の組合以外の他の法律に基づく組合等の減収額が合算された数値であり、本要望対象の組合に係る数値のみを抽出することができない。本要望対象の組合に限定した減収額は次のとおり。</p> <p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21年度</th> <th>H22年度</th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> <th>H25年度</th> <th>H26年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>742</td> <td>484</td> <td>319</td> <td>316</td> <td>286</td> <td>286</td> </tr> </tbody> </table>		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度 (見込)	減収額	742	484	319	316	286	286																												
	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度 (見込)																																						
減収額	742	484	319	316	286	286																																						
③	効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成21年度～平成25年度)</p> <p>上記のとおり、組合の資金繰りは、東日本大震災の影響により悪化し、以降改善傾向にあるが、依然として厳しい状況が続いている。</p> <p>また、中小企業の倒産比率は次のとおり推移しており、いまだ組合の経営基盤の安定・強化に十分な引当金の繰入れが困難な状況になっている。</p> <p><b>【中小企業倒産比率の推移】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21年</th> <th>H22年</th> <th>H23年</th> <th>H24年</th> <th>H25年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>倒産比率</td> <td>1.58%</td> <td>1.45%</td> <td>1.40%</td> <td>1.36%</td> <td>1.23%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典:中小企業白書、法務省「登記統計」の情報に基づき算出)</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成21年度～平成25年度)</p> <p>組合における貸倒れの発生件数・貸倒総額のプレが大きくなっている。また、組合の経営基盤は依然として脆弱な状況にあり、いまだ組合の経営基盤の安定・強化に十分な引当金の繰入れが困難な状況になっている。</p> <p><b>【貸倒発生組合数等の推移】</b></p> <p>(金額単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21年度</th> <th>H22年度</th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> <th>H25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発生組合数</td> <td>911</td> <td>486</td> <td>326</td> <td>683</td> <td>653</td> </tr> <tr> <td>発生件数</td> <td>2,186</td> <td>2,479</td> <td>2,608</td> <td>3,825</td> <td>3,918</td> </tr> <tr> <td>貸倒総額</td> <td>5,878</td> <td>2,826</td> <td>3,098</td> <td>6,522</td> <td>5,669</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典:全国中小企業団体中央会調査による推計)</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成21年度～平成25年度)</p> <p>本税制措置が廃止された場合には、割増前の貸倒引当金繰入額を超える部分の金額が有税となるが、組合は中小企業が出資して組織される相互扶助団体であり、経営基盤が脆弱である。そのため、有税での引当となった場合には、引当水準の低下が懸念される。引当水準が低下した場合には、実際に貸倒れが発生した際に内部留保が毀損しかねず、このことが共同事業の取引先や金融機関等に対する信用力の低下に直結し、組合の事業継続に重大な影響を及ぼすおそれがある。</p>		H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	倒産比率	1.58%	1.45%	1.40%	1.36%	1.23%		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	発生組合数	911	486	326	683	653	発生件数	2,186	2,479	2,608	3,825	3,918	貸倒総額	5,878	2,826	3,098	6,522	5,669						
	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年																																							
倒産比率	1.58%	1.45%	1.40%	1.36%	1.23%																																							
	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度																																							
発生組合数	911	486	326	683	653																																							
発生件数	2,186	2,479	2,608	3,825	3,918																																							
貸倒総額	5,878	2,826	3,098	6,522	5,669																																							

		<p>また、組合事業の停滞が、組合・組合員はもとより、その債権者を巻き込んだ多数の関係企業の事業継続を困難にするおそれもある。</p> <p>《租税減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成21年度～平成25年度)</p> <p>中小企業の倒産比率は上記のとおり推移している。組合の主力事業である共同販売等の貸倒れにより、組合事業が停滞することは、組合・組合員はもとより、その債権者を巻き込んだ多数の関係企業の事業継続を困難にさせる。</p> <p>組合は、上記貸倒れに備えるために、貸倒引当金を設定していることから、本税制措置を継続し、組合の共同事業の破綻を回避することによって、貸倒リスクの連鎖化に歯止めをかけ、企業が集積する地域経済への悪影響を回避する。</p> <p>また、本税制措置は、貸倒れが発生した場合に備えて貸倒引当金の引当を促す措置であるが、貸倒引当金は、組合が各事業年度に貸倒実績等に基づき引当額を見込み、損失処理するものであることから、本税制措置の効果を定量的に把握すること、また、当該効果を税減収額と比較することは困難である。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>①組合の取引先が倒産した場合、組合事業の停滞などにより、その損害や取引不安が組合や組合員はもとより、組合の債権者等にまで連鎖的に波及する。また、組合員は共同経済事業に依存していることから、そのリスクは個々の組合員の事業存続に甚大な影響を及ぼす。そのため、貸倒引当金の繰入れを十分に行い、その損害や取引リスクを軽減することによって、組合の健全な発展と組合員及び債権者の企業経営も継続可能となる。</p> <p>②本税制措置は、税の減免措置ではなく、繰延措置であり、仮に補助金等の政策手段で当該措置を行った場合、適用対象全組合(平成25年度特例利用組合数(推計)8,552組合)に同様に措置するには膨大な執行コストがかかることとなる。補助金等の他の措置で行うよりも広く組合に適用でき、最小の政策資源で対応が可能である本税制で措置することが妥当である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等の役割分担</p> <p>本税制措置と同一の目的・対象要件で交付される補助金等は存在しない。</p> <p>なお、組合に対しては、その全所得に対して法人税が課税されるが、組合は、営利を目的とせず、組合員の共同の利益の増進を目的とするものであるため、法人税率の19%(年800万円以下の所得には15%)の軽減税率が適用されている等、各般の税制上の支援措置が講じられている。</p> <p>法人税率の19%の軽減税率は、組合が以下の特徴を有するが故に内部留保の充実が不可欠であることから、その充実を目的としている。</p> <p>(1)組合は、信用力、資金調達力が弱い中小企業が不足する経営資源の相互補完を図りつつ、協同して事業に取り組むために設立。</p> <p>(2)組合は、具体的には、共同販売、資金の貸付け、共同施設の設置等による経営体質改善、生産性の向上、新たな設備の導入を図るための事業等を行うが、中小企業の集合体であるため財務基盤が脆弱。</p> <p>本税制措置(貸倒引当金の特例)については、貸倒リスクを伴う共同経済事業を行う組合が、貸倒れによって内部留保が毀損することを防止し、また、組合員への影響を防止するという消極的な内部留保の充実を目的としており、繰入限度額の12%増しとすることが認められている。</p> <p>これらの税制措置を相互に活用することで組合の経営基盤の安定、かつ中小企業の経営基盤の強化につながる。</p>

	③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	税負担を軽減することで、貸倒れに備えるための引当金の引当を促す措置で あり、地方税においても同様の措置が必要である。 また、地方では、本税制制度が活用されることにより、地域の同業種を網羅 する組合が安定した財政基盤の上で事業を行うことにより裨益されるものであ ることから、地方公共団体が一定の措置を講ずることは妥当である。
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期	平成22年8月



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定の資産の買換えの場合の課税の特例の延長	府省名	経済産業省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長
			<input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	※
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】  
 本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。  
 なお、背景にある政策の今日的な「合理性」、政策目的に向けた手段としての「有効性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」のいずれについても、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

## ＜点検結果表の別紙＞

## 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

## ② 所期の目標の達成状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

前回要望時における達成目標は、低未利用地の面積：平成15年度13.1万ha→25年度13.1万ha、土地取引件数：平成22年115万件→26年150万件である。

前回要望時の目標のうち、低未利用地の面積については、平成20年度時点で12.1万haとなっており、13.1万haより減少しているが、達成目標の趣旨は人口減少等により引き続き低未利用地の増加が懸念される中、低未利用地の水準を増やすことなく、少なくとも維持していくことであり、今後は平成20年時点の12.1万haを維持していくことが求められる（なお、低未利用地の面積の算出については、国土交通省において5年ごとに実施している「法人土地・建物基本調査」を基にしており、平成25年度の調査結果については集計中のため、最新の値は20年度のものとなる）。土地取引件数については、いわゆるリーマンショックを契機とする平成20年後半以来の景気後退の影響により大きく減少し、若干の回復傾向にあるものの、25年時点で128万件と、リーマンショック前の件数と比較して依然として低迷している。

以上のように、前回要望時の目標である土地取引件数の目標が達成できていない状況にあるため、本特例により、低未利用地の面積の現状維持を図るとともに、引き続き土地取引件数の目標の達成を図る必要がある。

## ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）

本特例措置は、長期保有土地等の譲渡益を活用した新規投資需要を喚起することにより、土地取引の活性化及び土地の有効利用の促進を図るものであることから、低未利用地の面積及び土地取引件数を測定指標とすることが適切である。

本特例による直接的な効果としては、平成26年度に国土交通省・経済産業省が行ったアンケートにより把握した24年度の適用実績に基づき推計した本特例による土地取引件数及び有効利用された土地の面積が参考となる。各数値は以下のとおり（アンケートでは平成24年度・25年度の実績を把握、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」では23年度・24年度の数値が把握できるため、共通となる24年度について推計）。

## ○土地取引件数

平成24年度に特例を適用した法人は43法人。

うち、土地の譲渡を行った法人数は41法人、譲渡件数は289件。また取得を行った法人数は22法人、取得件数は41件。

アンケートの比率を「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第186回国会報告）」により把握された平成24年度の適用法人数818法人に換算すると、

- ・土地の譲渡を行った法人は780社、土地の譲渡件数は5,498件
- ・土地の取得を行った法人は419社、土地の取得件数は780件

よって、合計で6,278件の土地取引が本特例により行われたと推計され、平成24年の土地取引件数は120万件であることから、本特例の寄与度としては0.52%となる。

## ○有効利用された土地の面積

平成26年度の国土交通省「土地保有移動調査（平成24年取引分）」によると、平成24年の法人間の土地取引件数は7万5,255件、取引面積は3,307万373㎡であり、1件当たり439㎡となる。

上記のアンケート結果から推計した、本特例による土地取引件数は、6,278件であることから、439㎡×6,278件＝275.9haの土地が本特例の土地取引により、より有効に利用されたことになり、潜在的な低未利用地の解消に寄与したと推察される。

また、前述のアンケートにより把握した平成24年度に本特例を適用した43法人について、「買換特例が廃止又は縮小された場合の影響」について意向を確認したところ、「新規設備投資にマイナスの影響を与える」と回答した法人は、63%であった。

質問事項は、今後特例がなくなった場合の影響についてはあるが、本特例の適用があった法人に対して確認したものであり、平成24年度における意志決定においても、アンケート結果と同様の判断がなされたと仮定すると、43法人中63%に当たる27法人については、本特例が買換えを行う要因となったと推測され、上記に記載の土地取引件数に対する寄与度0.52%のうち63%に当たる0.33%、有効利用された土地の面積275.9haのうち63%に当たる173.8haについては、本特例が直接的に寄与したと考えられる。

## ⑤ 僅少・偏りの状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

前回要望時、本特例に係る評価書に記載されていた適用件数（見込み）は、平成23年度：809件の内数、24年度：809件の内数であり、実績については、23年度：810件、24年度：818件であった（「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」による）。したがって、想定していた適用数よりも僅少となつてはいない。また、同報告書の実績によると本特例は、製造業、不動産業、卸売業、運輸通信公益事業、建設業等と多岐にわたる事業者において活用されており、適用に偏りはない。

## ⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

前述の補足説明③に記載のとおり、アンケートにより把握した実績から、本特例により、平成24年度には、6,278件×63%＝3,955件の土地取引が行われ、173.8haの土地がより有効に利用されたこととなる。また、平成25年度についても、24年度と同等の適用があったと見込んでいることから、本特例により、約4,000件の土地取引が行われ、約180haの土地が有効に利用されたと推定される。このため、潜在的な低未利用地の解消に寄与したと推測されるところ、本租税特別措置により、達成目標の実現に一定の成果が上がっていることが把握される。

## ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

前述の補足説明③に記載のとおり、アンケートにより把握した実績から、平成24年度には、本特例により6,278件×63%＝3,955件の土地取引が行われ、173.8haの土地がより有効に利用されたこととなり、潜在的な低未利用地の解消に寄与したと推測される。平成26年度から29年度までについても、24年度と同程度の適用があると見込んでいるところ、26年度から29年度までの各年度においても約4,000件の土地取引が行われ、約180haの土地がより有効に利用されることが見込まれ、本租税特別措置により、達成目標の実現に向けて一定の成果が予測される。

## ⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

本特例により、長期保有土地等の譲渡益を活用した新規投資が喚起され、土地の有効利用、土地取引の活性化のみならず、事業再編の円滑化や産業の空洞化防止が図られているところであり、③に記載のとおり、アンケートにより把握した実績から、例えば、平成24年度には、本特例により6,278件×63%=3,955件の土地取引が行われ、173.8haの土地がより有効に利用されたこととなり、潜在的な低未利用地の解消に寄与したと推測される。本租税特別措置により、達成目標の実現に一定の成果が上がっていることが把握され、その効果は税込減(平成22年度:391億円、23年度:1,155億円、24年度:711億円、25年度:711億円(見込み))に比して大きいことから、税込減を是認することができる。

⑫ 税込減是認の効果の将来見込み(評価書中8③「税込減を是認するような効果の有無」欄への補足説明)

本特例を延長することにより、長期保有土地等の譲渡益を活用した新規設備投資が喚起され、土地の有効利用、土地取引の活性化のみならず、事業再編の円滑化や産業の空洞化防止が図られるところであり、③に記載のとおり、アンケートにより把握した実績から、平成24年度には、本特例により6,278件×63%=3,955件の土地取引が行われ、173.8haの土地がより有効に利用されたこととなり、潜在的な低未利用地の解消に寄与したと推測される。平成26年度から29年度までについても、24年度と同程度の適用があると見込んでいるところ、26年度から29年度までの各年度においても約4,000件の土地取引が行われ、約180haの土地がより有効に利用されることが見込まれ、本租税特別措置により、達成目標の実現に向けて一定の成果が予測されることから、26年度以降に見込まれる減収額(711億円)に比して大きいことから、税込減を是認することができる。

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性(評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明)

特に企業の長期保有土地等の事業用資産を活用した設備投資需要を喚起する政策目的を達成するため、企業規模の大小や業種・分野を問わず利便性高く活用できる租特により、その政策効果を最大限に活用することができる。

⑭ 他の政策手段との役割分担(評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明)

事業者の所有する遊休不動産を始めとした事業用資産の買換えについては、その税負担が重要な判断要素の一つとなっている実情から、他の手段で代替することが困難なものであり、本特例を講ずることにより、直接的にインセンティブを与えていくことが適当である。

なお、平成23年度補正予算事業において、サプライチェーンの中核となる代替の効かない部素材分野と雇用を支える投資促進を目的として国内立地推進事業費補助金(経済産業省)が措置されるとともに、26年度税制改正により、先端設備や生産ライン・オペレーション改善に資する設備導入時の税制措置として生産性向上設備投資促進税制が新設されているところ。しかしながら、これらの補助金及び租税特別措置とは異なり、本特例は、企業が所有する長期保有土地等の譲渡益を活用した事業用資産の買換えによる新規投資が喚起された結果、土地の有効利用、土地取引の活性化のみならず、事業再編の円滑化や産業の空洞化防止が図られるものであり、本特例を引き続き措置する必要がある。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定の資産の買換えの場合の課税の特例の延長 (国税31)(法人税:義、所得税:外)
2	要望の内容	長期保有(10年超)の土地等を譲渡し、新たに事業用資産(買換資産)を取得した場合において、譲渡した事業用資産の譲渡益について課税の繰延べ(繰延率80%)を認めている現行措置(平成26年12月31日まで)を3年3ヶ月間延長する。
3	担当部局	経済産業省製造産業局参事官室
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成6年度 創設 平成7年度 延長 平成8年度 延長・拡充 平成9年度 延長・拡充 平成10年度 延長・拡充 平成13年度 延長 平成16年度 延長 平成19年度 延長 平成21年度 延長 平成24年度 延長・縮減
6	適用又は延長期間	3年3ヶ月間
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 企業の所有する長期保有土地等の事業用資産を活用した設備投資需要を喚起することにより、企業の事業再編の促進、産業空洞化の防止を図るとともに、土地取引を活性化し、土地の有効利用及び地域の活性化を促進する。  《政策目的の根拠》 「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)においては、「激んでいたヒト・モノ・カネを一気に動かしていく」と、『日本再興戦略』改訂2014-未来への挑戦-」(平成26年6月24日閣議決定)においても、「激んでいたヒト・モノ・カネが成長に向かって動き始めた」、「この1年間の変化を一過性のものに終わらせず、経済の好循環を引き続き回転させていくためには、日本人や日本企業が本来有している潜在力を覚醒し、日本経済全体としての生産性を向上させ、「稼ぐ力(=収益力)」を強化していくことが不可欠である。」と述べられている。また、「経済財政運営と改革の基本方針2014~デフレ脱却から好循環拡大へ~」(平成26年6月24日閣議決定)においても、「この経済の好循環の動きを更に進め、デフレ脱却と経済再生への道筋を確かなものとし成長への期待を根付かせていくために、需要の安定的な拡大に取り組む。同時に、需給ギャップが縮小してきた今こそ、新たなチャレンジの好機であり、絶え間なくイノベーションが起こり、次々に高付加価値の財・サービスを生み出し、成長する経済を目指す」と掲げられており、本特例はデフレからの早期脱却と経済再生の実現に向けて全力で取り組む政府の方針に沿う特例である。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 1. 経済産業 1-2 新陳代謝

		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人及び世帯が所有する宅地などに係る低未利用地(空き地等)の面積(平成15年:13.1万ha→平成29年:現状維持(平成20年:12.1万ha))</li> <li>・土地取引件数(平成25年:128万件→平成29年:141万件)</li> </ul> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人及び世帯が所有する宅地などに係る低未利用地(空き地等)の面積(平成15年:13.1万ha→平成29年:現状維持(平成20年:12.1万ha))</li> <li>・土地取引件数(平成25年:128万件→平成29年:141万件)</li> </ul> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本措置のインセンティブにより、低未利用地の有効活用及び土地取引の活性化を通じて、地域経済の活性化が図られる。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>平成22年度 件数 343件(推計) 損金算入額 1,303億円(推計)</p> <p>平成23年度 件数 810件 損金算入額 3,850億円</p> <p>平成24年度 件数 818件 損金算入額 2,790億円</p> <p>平成25年度 件数 818件(見込み) 損金算入額 2,790億円(見込み)</p> <p>平成26年度 件数 818件(見込み) 損金算入額 2,790億円(見込み)</p> <p>平成27年度 件数 818件(見込み) 損金算入額 2,790億円(見込み)</p> <p>平成28年度 件数 818件(見込み) 損金算入額 2,790億円(見込み)</p> <p>平成29年度 件数 818件(見込み) 損金算入額 2,790億円(見込み)</p> <p>※平成22年度は、「租税特別措置の適用実態調査(第186回国会提出)」より平成23年度の実績から、買換特例全体に占める当該項目の比率を算出し、国税庁「会社標本調査結果」を元に推計。平成23年度及び平成24年度は、「租税特別措置の適用実態調査(第186回国会提出)」による。 ※※平成25年度以降は平成24年度実績による。 本特例は、長期保有土地等を譲渡して新たに事業用資産を取得する事業者を対象とするものであり、適用数が想定外に僅少ではない。また、国土交通省が実施したアンケートによると、本特例は多様な業種の事業者に活用されており、適用に偏りはない。</p>

		② 減収額	<p>平成22年度 391億円(推計) 平成23年度 1,155億円(法人税率30%として推計) 平成24年度 711億円(法人税率25.5%として推計) 平成25年度 711億円(見込み) 平成26年度 711億円(見込み) 平成27年度 711億円(見込み) 平成28年度 711億円(見込み) 平成29年度 711億円(見込み)</p> <p>※平成22年度は、「租税特別措置の適用実態調査(第186回国会提出)」より平成23年度の実績から、買換特例全体に占める当該項目の比率を算出し、国税庁「会社標本調査結果」を元に推計。平成23年度及び平成24年度は、「租税特別措置の適用実態調査(第186回国会提出)」による。 ※※平成23年度及び平成24年度は、「租税特別措置の適用実態調査(第186回国会提出)」による適用総額に法人税率を乗じて推計。 ※※※平成25年度以降は、平成24年度実績による。</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成24年度～平成29年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人及び世帯が所有する宅地などに係る低未利用地(空き地等)の面積(平成15年:13.1万ha→平成25年:現状維持(平成20年:12.1万ha))</li> <li>・土地取引件数(平成15年:161万件→平成25年:128万件)</li> </ul> <p>いわゆるリーマンショックを契機とする平成20年後半以来の景気後退の影響により、土地取引件数は114万件(平成23年)まで落ち込んだが、本特例をはじめとした各種施策の効果により、平成24年以降増加しており、平成29年には土地取引件数が141万件まで回復する見込みである。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成24年度～平成29年度)</p> <p>本特例により、企業の所有する長期保有土地等を活用した設備投資需要が喚起され、順調に低未利用地の面積が減少している。 他方、いわゆるリーマンショックを契機とする平成20年後半以来の景気後退の影響により、土地取引件数は114万件(平成23年)まで落ち込んだが、本特例をはじめとした各種施策の効果により、平成24年以降増加しており、平成29年には土地取引件数が141万件まで回復する見込みである。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成24年度～平成29年度)</p> <p>本特例が実施されなかった場合、土地取引件数が減少するとともに、低未利用地が増加し、地域経済の停滞等に繋がることとなる。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24年度～平成29年度)</p> <p>本措置は土地等の事業用資産の譲渡益に係る特例であるが、その適用要件を、長期保有土地等を買換え、新たに取得した300㎡以上の土地等を事業の用に供する場合に限っており、企業に土地等の譲渡益を活用したさらなる設備投資のインセンティブを与えることから、土地取引の活性化、土地の有効利</p>

			<p>用の促進、産業の空洞化防止等の本特例の目的を達成するために効果的である。</p> <p>本特例により、長期保有土地等を活用した新規設備投資が喚起され、土地の有効活用、土地取引の活性化のみならず、事業再編の円滑化や産業の空洞化防止が図られているところであり、その効果は、税込減(平成22年度:402億円の内数、平成23年度:1,155億円の内数、平成24年度:711億円の内数)に比して大きいことから、税込減を是認することができる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本措置は、土地等の事業用資産の譲渡益に係る特例であるが、その適用要件を、長期保有土地等を買換え、新たに取得した300㎡以上の土地等を事業の用に供する場合に限っており、かつ、措置の内容は課税の直接的な減免ではなく、課税の繰延であることから、土地の有効利用の促進、産業の空洞化の防止等のために企業の設備投資に対するインセンティブを与えるという政策目的に照らして、適切かつ必要最低限の措置であるといえる。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例により、各地域における不動産の流動化・有効利用の促進を図り、地価下落の続く地方の不動産市場を活性化し、地域経済の振興が図られるものであることから、地方公共団体が政策目的の実現に協力することに相当性がある。</p>
10	有識者の見解		<ul style="list-style-type: none"> <li>・成長性の高い土地利用に転換していく社会的ルールを作るべきであるところ、買換特例は一つの大きなツールである。</li> <li>・不動産関係の税制に関して、不動産は多くの取引を行うことによって適正価格がつくものであり、優遇措置をとり、補助金を付けてでも取引を促進すべき。</li> </ul>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成23年9月





点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	国立研究開発法人日本医療研究開発機構に係る税制上の所要の措置	府省名	経済産業省
税目	法人税、所得税、消費税、印紙税、法人住民税、事業税、住民税（利子割）、固定資産税、事業所税、地方消費税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	/
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減取額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	/
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	/
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 課題欄に斜線を付した点検項目については、必要な分析がなされていない。
- 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。
- 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

一定の仮定の下に、以下のような試算を行っている。

（国税）

- 所得税、法人税については、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下「機構」という。）の業務運営方針が固まっていないが、ここでは、減収見込みは想定していない。
- 消費税については、減収に係る要望は行っていない。
- 印紙税については、平成27年度の機構に係る概算要求ベースの金額を基に、27年度において機構が作成する請負契約書等に係る印紙税を、契約金額の区分ごとの印紙税額（200円～10万円）に契約本数（見込み）を乗じることによる試算値。

（地方税）

- 法人住民税（法人税割）、住民税（利子割）、事業税については、機構の業務運営方針が固まっていないが、ここでは、減収見込みは想定していない。
- 事業所税については、資産割（事務所の床面積6,700m<sup>2</sup>（注）×600円/m<sup>2</sup>）と従業者割（従業者給与総額の見込み約29億53百万円×税率0.25%）の合算による試算値。  
（注）想定される最大値を使用。
- 固定資産税については、機構が所有する見込みの固定資産（研究用の器具・備品等）に係る課税標準額×税率（1.4%）による試算値。  
具体的には、以下のとおり。  
固定資産税額（特例なし）：約25億3百万円（課税標準額）×1.4%＝約35百万円（A）  
固定資産税額（特例あり（注））：約10億14百万円（課税標準額）×1.4%＝約14百万円（B）  
減収見込み：（A）－（B）＝約21百万円  
（注）当初5年は課税標準額を1/3に軽減。以降5年は課税標準額を2/3に軽減。
- 地方消費税については、減収に係る要望を行っていない。

法人税、法人住民税及び法人事業税については、利子収入や特許収入等に課税され得るが、機構の業務運営方針が固まっていないこと、日本版バイドール規定（注）の適用が想定されること等から、ここでは、減収見込みはないものと試算している。

（注）政府資金による委託研究開発から派生した特許権等を受託先に帰属させ得ることとするもの。

⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

税制及び財政措置を行うことによって、機構において、医療分野における基礎から実用化までの一貫した研究開発等を推進させるもの。

このうち、財政措置は、医療分野研究開発推進計画に掲げる研究開発プロジェクトを推進するとともに、実用化等の支援を目的としている。

一方、本租税措置は、機構の公共性に鑑み、納税に係る事務を軽減し、機構内における事務・事業の円滑かつ効率的な実施の実現を目的としている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	国立研究開発法人日本医療研究開発機構に係る税制上の所要の措置 （国32）（法人税：義）（所得税、消費税、印紙税：外） （地41）（法人住民税、事業税：義）（住民税（利子割）、固定資産税、事業所税、地方消費税：外） <span style="float: right;">【新設・延長・拡充】</span>
2	要望の内容	国立研究開発法人日本医療研究開発機構の設立（平成27年4月1日予定）に伴い、税制上の所要の措置を講ずるもの。 【国税】 ・所得税（公共法人等（所得税法別表第一）として非課税措置を適用） ・法人税（公共法人（法人税法別表第一）として非課税措置を適用） ・消費税（公共法人等（所得税法別表第一）として課税方法の特例を適用（別表第三）） ・印紙税（非課税措置を適用（印紙税法別表第二）） 【地方税】 ・法人住民税（法人税割）（公共法人（法人税法別表第一）として非課税措置を適用） ・住民税（利子割）（公共法人等（所得税法別表第一）として非課税措置を適用） ・事業税（公共法人（法人税法別表第一）として非課税措置を適用） ・固定資産税（償却資産の課税標準の特例を適用） ・事業所税（公共法人（法人税法別表第一）として非課税措置を適用） ・地方消費税※消費税（国税）と連動した要望
3	担当当局	経済産業省商務情報政策局ヘルスケア産業課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 医療分野の研究開発について、健康・医療戦略推進本部の下で、基礎から実用化まで切れ目ない支援を行う国立研究開発法人日本医療研究開発機構を新たに設立することにより、医療分野の研究開発を戦略的に推進し、国民が健康な生活及び長寿を享受することのできる社会を形成すること。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》 健康・医療戦略推進法（平成26年法律第48号） （独立行政法人日本医療研究開発機構の中核的な役割） 第19条 医療分野研究開発推進計画は、独立行政法人日本医療研究開発機構が、研究開発の能力を活用して行う医療分野の研究開発及びその環境の整備並びに研究機関における医療分野の研究開発及びその環境の整備の助成において中核的な役割を担うよう作成するものとする。</p>

		<p>独立行政法人日本医療研究開発機構法（平成26年法律第49号） （機構の目的）</p> <p>第3条 独立行政法人日本医療研究開発機構（以下「機構」という。）は、医療分野の研究開発における基礎的な研究開発から実用化までの研究開発までの一貫した研究開発の推進及びその成果の円滑な実用化並びに医療分野の研究開発が円滑かつ効果的に行われる環境の整備を総合的かつ効果的に行うため、医療分野研究開発推進計画（健康・医療戦略推進法（平成26年法律第48号）第18条第1項に規定する医療分野研究開発推進計画をいう。）に基づき、大学、研究開発法人（研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成20年法律第63号）第2条第8項に規定する研究開発法人をいう。）その他の研究機関（以下この条において単に「研究機関」という。）の能力を活用して行う医療分野の研究開発その環境の整備、研究機関における医療分野の研究開発及びその環境の整備の助成等の業務を行うことを目的とする。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>2. 個別産業 2-1 ものづくり 2-2 サービス</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 平成27年4月1日に国立研究開発法人日本医療研究開発機構を設立し、医療分野の研究開発における基礎的な研究開発から実用化のための研究開発までの一貫した研究開発の推進等を行い、健康・医療戦略推進本部が定める医療分野研究開発推進計画を実施する。 ※上記の目標は、租税特別措置等に加え、国からの財源措置等と相まって達成しようとするもの。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 測定指標については、今後策定する国立研究開発法人日本医療研究開発機構に係る中長期目標等を踏まえ、必要に応じて設定。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 世界最高水準の医療の提供、ひいては健康長寿社会の実現に資する。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等 1法人（国立研究開発法人日本医療研究開発機構）</p> <p>② 減収額 国税：▲1百万円（初年度）、▲1百万円（平年度） 地方税：▲11百万円（初年度）、▲32百万円（平年度）</p> <p>③ 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成27年4月～） 医療分野の研究開発を戦略的に推進し、世界最高水準の医療を実現するとともに、健康・医療に係る産業を戦略産業として育成していくことにより、国民が健康な生活及び長寿を享受することのできる社会を形成するため、内閣に健康・医療戦略推進本部を設置すること等を定める健康・医療戦略推進法（平成26年法律第48号）及び同本部の下で医療分野の研究開発の研究費の配分等を行う法人を設立するための独立行政法人日本医療研究開発機構法（平成26年法律第49号）が平成26年5月30日に公布された。 独立行政法人日本医療研究開発機構法に基づき国立研究開発法人日本医療研究開発機構（※）を平成27年4月1日に設立することを予定している。 国立研究開発法人日本医療研究開発機構において、租税特別措置等によ</p>

		<p>り、必要な資金によって医療分野の研究開発を推進することで、国民が健康な生活及び長寿を享受することのできる社会の形成に寄与する。 （※）「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」（平成26年法律第67号）により、平成27年4月1日より、法人の名称は「独立行政法人日本医療研究開発機構」から「国立研究開発法人日本医療研究開発機構」となる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 国立研究開発法人日本医療研究開発機構において、租税特別措置等により、必要な資金によって医療分野の研究開発を推進することで、国民が健康な生活及び長寿を享受することのできる社会の形成に寄与する。 なお、測定指標は今後策定する国立研究開発法人日本医療研究開発機構に係る中長期目標等を踏まえ、必要に応じて設定することとしており、測定指標を用いて、将来における租特等の直接的な効果を現時点で予測することは困難。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成27年4月～） 仮に税制上の措置を講じない場合には、現状の厳しい財政事情の中にあつて、研究に必要な予算が不足することが予想され、医療分野の研究開発の推進による世界最高水準の医療の提供、そして、健康長寿社会の実現という政策実現に支障が生じる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成27年4月～） 平年度において国税及び地方税併せて33百万円の税収減が見込まれるが、他方、租税特別措置等により、医療分野の研究開発について必要な予算で研究費の配分等を行うことにより、革新的な医薬品等の開発につながり、世界最高水準の医療を実現し、健康長寿社会を形成するとともに、我が国経済の成長にも資するものとなる。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等 国立研究開発法人日本医療研究開発機構は、業務運営に係る予算が国費により充当され、自ら収益事業を行わない極めて公共性の高い独立行政法人であり、税制上の措置は、医療分野の研究開発の推進等による世界最高水準の医療の提供、ひいては、健康長寿社会の実現に必要である。 なお、他の独立行政法人は、税制上の優遇措置を受けていることから、国立研究開発法人日本医療研究開発機構だけ別の扱いとすることは均衡を欠くことになる。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 税制上の特例措置だけでなく、国の財源措置など他の支援措置を一体として実施することで、国立研究開発法人日本医療研究開発機構において、必要な予算によって、医療分野の研究開発における基礎的な研究開発から実用化のための研究開発までの一貫した研究開発の推進し、世界最高水準の医療を実現し、ひいては、健康長寿社会を形成することに資する。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性 健康・医療戦略推進法においては、健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出に関し、国との役割分担の下、地方公共団体の区域の特性を生かした施策を策定・実施する責務を有しており、地方公共団体が協力する相当がある。また、日本医療研究開発機構が研究費を配分する研究機関は、全国各地に存在するため、当該地域における医療分野の研究開発の発展、ひいては、健康・医療の向上に資すると考えられることから、地方公共団体の協力</p>

			する相当性がある。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	引取りに係る沖縄発電用特定石炭等の免税の延長	府省名	経済産業省
税目	石油石炭税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし
⑤ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり			<input type="checkbox"/> 把握なし
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり			<input type="checkbox"/> 予測なし
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり			<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。  
 なお、背景にある政策の今日的な「合理性」、政策目的に向けた手段としての「有効性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」のいずれについても、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

<点検結果表の別紙>

### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標の達成状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）

平成24年度には前回要望時に想定していた、1kWh当たり0.25円を上回る1kWh当たり0.28円の電力料金の低減を実現し、沖縄における電気の安定的かつ適切な供給の確保という目標を達成している。

他方で、沖縄の電気料金はいまだ他地域と比べて割高であり、県民生活の向上と産業振興のためには、引き続き本措置を講ずることが必要である。

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

	平成26年度 (見込み)	27年度 (見込み)	28年度 (見込み)	29年度 (見込み)	30年度 (見込み)	31年度 (見込み)
石炭消費量 (千t)	2,605	2,021	2,045	1,854	1,860	1,887
LNG消費 量(千t)	198	330	330	380	380	380

(注) 平成26年度から31年度までの数値は沖縄電力(株)及び電源開発(株)から聴取

- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）  
平成31年度の減収額について以下のとおり記載する。

	平成31年度(見込み)
石炭免税額(百万円)	2,585
LNG免税額(百万円)	707
合計	3,292

(注) 数値は沖縄電力(株)及び電源開発(株)から聴取

算定式は、以下のとおり

#### 【石炭免税額】

沖縄電力(株)及び電源開発(株)の石炭使用量×石油石炭税の税率(平成26年4月～28年3月:1,140円/t、28年4月～:1,370円/t)

#### 【LNG免税額】

沖縄電力(株)のLNG使用量×石油石炭税の税率(平成26年4月～28年3月:1,600円/t、28年4月～:1,860円/t)

- ⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③<税収減を是認するような効果の有無>欄への補足説明）

本措置による減税額分については、電気料金の原価に織り込まれておらず、全額県民の電気料金負担軽減につながっている(平成21～25年度合計で10,105億円の減収額)。

具体的には、平成21年度から25年度までの5年間平均で、1kWh当たり約0.27円の電力料金の低減がなされており、電気の安定的かつ適正な供給の確保に寄与しており、税収減を是認する効果があった。

#### □減収額実績

	平成21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)
減収額 (百万円)	1,722	1,976	1,843	2,040	2,524
販売電力量 (百万kWh)	7,478	7,521	7,440	7,314	7,556
影響額 (円/kWh)	0.23	0.26	0.25	0.28	0.33

(注) 1 数値は沖縄電力(株)及び電源開発(株)から聴取

2 ここでの影響額は、減収額/販売電力量により算出

- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<税収減を是認するような効果の有無>欄への補足説明）

「減収額の実績と達成目標の達成状況(効果)」について、下記に記載する。

本措置による減税額分については、電気料金の原価に織り込まれず、全額県民の電気料金負担軽減につながる(平成27～31年度合計で16,039億円の減収額の見込み)。

具体的には、平成27年度から31年度までの5年間平均で、1kWh当たり約0.41円の電力料金の低減が見込まれ、電気の安定的かつ適正な供給の確保に寄与することが見込まれ、将来においても税収減を是認する効果があると見込まれる。

沖縄における県民生活の向上及び産業振興のためには、今後とも電気の安定的な供給及び電気料金の低廉化は必要不可欠である。継続性のより高い政策手段である本租税特別措置を行うことが必要かつ適切である。

#### □減収額の将来推計と達成目標の実現状況の将来予測

	平成27年度 (見込み)	28年度 (見込み)	29年度 (見込み)	30年度 (見込み)	31年度 (見込み)
減収額 (百万円)	2,831	3,415	3,247	3,254	3,292
販売電力量 (百万kWh)	7,636	7,667	7,737	7,808	7,878
影響額 (円/kWh)	0.37	0.45	0.42	0.42	0.42

(注) 1 数値は沖縄電力(株)及び電源開発(株)から聴取

2 ここでの影響額は、減収額/販売電力量により算出

- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

沖縄は、電力需要が小さく、また地理的・地形的制約等から火力発電に依存せざるを得ないこと、供給コストの高い離島を抱えていること等の電力供給面における構造的な不利性を抱えている。

このような中、燃料費を抑制し、沖縄における電気の安定的かつ適正な供給を確保するため、本租税特別措置等を講じてきたところであり、沖縄における県民生活の向上及び産業振興のためには、継続性のより高い政策手段である本租税特別措置に基づく支援が必要である。

また、補助金等の予算措置では、あらかじめ必要な額の予測ができず、必要な補助金額が確保されないおそれがあることから、本租税特別措置の手段を採ることは必要かつ適切である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	引取りに係る沖縄発電用特定石炭等の免税の延長 (国税34)(石油石炭税:外)
2	要望の内容	一般電気事業者又は卸電気事業者が沖縄県の区域内にある事業場において発電の用に供する天然ガス又は石炭にかかる石油石炭税の免除について適用期限を5年間延長する。 また、電気事業法第2弾改正の小売全面自由化に併せて行う電気事業法上の事業類型の見直しに伴う、所要の整理を行う。
3	担当部局	資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成15年度 創設 平成17年度 2年間の延長 平成19年度 5年間の延長 平成24年度 3年間の延長及び免税対象へのLNGの追加
6	適用又は延長期間	平成27年4月1日～平成32年3月31日(5年間)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 エネルギー基本計画(平成26年4月閣議決定)では、安全性(Safety)を前提とした上で、エネルギーの安定供給(Energy Security)を第一とし、経済効率性の向上による低コストでのエネルギー供給(Economic Efficiency)を実現し、同時に、環境への適合(Environment)を図ることをエネルギー政策の基本的視点とするとともに、国際的視点、経済成長の視点を重要な視点としている。これらの基本的な視点の下、“多層化・多様化した柔軟なエネルギー需給構造”の実現のための電力政策を着実に推進する。 特に沖縄は、電力需要が小さく、また地理的・地形的制約等から火力発電に依存せざるを得ないこと、供給コストの高い離島を多く抱えていること等の電力供給面における構造的な特殊性を抱えていることから、本措置により、沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保を図る。 《政策目的の根拠》 沖縄振興特別措置法(平成14年3月31日法律第14号)(以下、沖振法)「第7節電気の安定的かつ適正な供給の確保」中、第65条第2項において、「一般電気事業者又は卸電気事業者(電気事業法第二条第一項第四号に規定する卸電気事業者をいう。)が沖縄にある事業場において発電の用に供する石炭等(石油石炭税法(昭和五十三年法律第二十五号)第二条第三号に規定するガス状炭化水素であって関税率法(明治四十三年法律第五十四号)別表第二七一一・一一号に掲げる天然ガスに該当するもの及び同条第四号に規定する石炭をいう。)については、租税特別措置法で定めるところにより、その石油石炭税を免除する。」と規定されている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 5. エネルギー・環境 5-3 電力・ガス
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 電力市場環境の整備を図ることにより、電力の安定供給の確保を実現する。 特に、沖振法に基づいて策定された「沖縄振興基本方針」及び「沖縄振興計画」に基づき、沖縄における電気の安定的かつ適正な供給を確保することにより、沖縄県民の生活及び産業界における沖縄振興のための電力の安定的な



8	有効性等	① 適用数等	供給及び適正な料金水準を確保することにより、沖縄の産業活動及び住民の生活における基礎条件の改善を目指す。																																												
			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本措置による免税額分が電気料金に与える影響</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 租特の目標である「電力の安定的な供給及び適正な料金水準を確保することにより、沖縄の産業活動及び住民の生活における基礎条件の改善」を実現することで、政策目的である「効率的かつ安定的な供給の確保、環境への適合を確保するための電力政策を着実に推進」及び「沖縄県の自立型経済を構築するため、その基礎となる社会資本の整備や県民生活の向上」に寄与する。</p>																																												
		② 減収額	<p>適用件数：2社（一般電気事業者1社、卸電気事業者1社） 本措置によって、構造上の問題に伴う発電コストを抑えることが可能となることから、本措置は手段としての確であり、他地域との電気料金の格差を是正するための必要最小限の措置である。 なお、電気料金は省令に基づいて算定されており、本措置による石油石炭税の免税額分については料金原価に織り込まれていないことから、電気料金の低減を通じて県民負担の軽減に繋がっている。</p> <p>○適用量</p> <p>適用量：石炭（単位：千t）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石炭消費量</td> <td>2,461</td> <td>2,823</td> <td>2,634</td> <td>2,377</td> <td>2,460</td> </tr> <tr> <th>年度</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> <tr> <td>石炭消費量</td> <td>2,605</td> <td>2,021</td> <td>2,045</td> <td>1,854</td> <td>1,860</td> </tr> </tbody> </table> <p>※数値は沖縄電力(株)及び電源開発(株)より聴取 ※平成21年度～平成25年度は実績値、平成26年度～平成30年度は見込み値を記載（下記の減収額についても同様）。</p> <p>適用量：LNG（単位：千t）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>LNG消費量</td> <td>131</td> <td>196</td> <td>198</td> <td>330</td> </tr> <tr> <th>年度</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <td></td> </tr> <tr> <td>LNG消費量</td> <td>330</td> <td>380</td> <td>380</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※数値は沖縄電力(株)より聴取 ※平成24年度～平成25年度は実績値、平成26年度～平成30年度は見込み値を記載（下記の減収額についても同様）。</p>	年度	H21	H22	H23	H24	H25	石炭消費量	2,461	2,823	2,634	2,377	2,460	年度	H26	H27	H28	H29	H30	石炭消費量	2,605	2,021	2,045	1,854	1,860	年度	H24	H25	H26	H27	LNG消費量	131	196	198	330	年度	H28	H29	H30		LNG消費量	330	380	380	
年度	H21	H22	H23	H24	H25																																										
石炭消費量	2,461	2,823	2,634	2,377	2,460																																										
年度	H26	H27	H28	H29	H30																																										
石炭消費量	2,605	2,021	2,045	1,854	1,860																																										
年度	H24	H25	H26	H27																																											
LNG消費量	131	196	198	330																																											
年度	H28	H29	H30																																												
LNG消費量	330	380	380																																												
			<p>○減収額</p> <p>免税額：石炭（単位：百万円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>免税額</td> <td>1,722</td> <td>1,976</td> <td>1,843</td> <td>1,882</td> <td>2,262</td> </tr> <tr> <th>年度</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> <tr> <td>免税額</td> <td>2,969</td> <td>2,303</td> <td>2,801</td> <td>2,540</td> <td>2,547</td> </tr> </tbody> </table> <p>※数値は沖縄電力(株)及び電源開発(株)より聴取</p>	年度	H21	H22	H23	H24	H25	免税額	1,722	1,976	1,843	1,882	2,262	年度	H26	H27	H28	H29	H30	免税額	2,969	2,303	2,801	2,540	2,547																				
年度	H21	H22	H23	H24	H25																																										
免税額	1,722	1,976	1,843	1,882	2,262																																										
年度	H26	H27	H28	H29	H30																																										
免税額	2,969	2,303	2,801	2,540	2,547																																										

③	効果・達成目標の実現状況	<p>免税額：LNG（単位：百万円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>免税額</td> <td>158</td> <td>262</td> <td>317</td> <td>528</td> </tr> <tr> <th>年度</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <td></td> </tr> <tr> <td>免税額</td> <td>614</td> <td>707</td> <td>707</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※数値は沖縄電力(株)より聴取</p>	年度	H24	H25	H26	H27	免税額	158	262	317	528	年度	H28	H29	H30		免税額	614	707	707																															
		年度	H24	H25	H26	H27																																														
免税額	158	262	317	528																																																
年度	H28	H29	H30																																																	
免税額	614	707	707																																																	
		<p>《政策目的の実現状況》 （分析対象期間：平成21年4月～平成26年3月）</p> <p>本措置により、平成21年度から平成25年度までの5年間平均で、1kWh当たり約0.27円の電力料金の低減がなされており、電気の安定的かつ適正な供給の確保に寄与している。他方で、沖縄の電気料金は未だ他地域と比べて割高であることから、引き続き本措置を講じる必要がある。</p> <p>&lt;電気料金に与える影響（実績）&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>販売電力量（百万kWh）</td> <td>7,478</td> <td>7,521</td> <td>7,440</td> <td>7,314</td> <td>7,556</td> </tr> <tr> <td>影響額（円/kWh）</td> <td>0.23</td> <td>0.26</td> <td>0.25</td> <td>0.28</td> <td>0.33</td> </tr> </tbody> </table> <p>※沖縄電力(株)及び電源開発(株)より聴取 ※影響額は、免税額/販売電力量により算出</p> <p>&lt;電気料金の推移&gt;（単位：円/kWh）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>沖縄電力(株)</td> <td>20.14</td> <td>19.90</td> <td>21.07</td> <td>21.44</td> <td>22.08</td> </tr> <tr> <td>9社平均</td> <td>15.98</td> <td>15.87</td> <td>16.80</td> <td>17.92</td> <td>19.79</td> </tr> <tr> <td>単価差</td> <td>4.16</td> <td>4.03</td> <td>4.27</td> <td>3.52</td> <td>2.29</td> </tr> </tbody> </table> <p>※電気料金の算定方法は、電灯・電力料収入を電灯・電力（自由化対象需要分を含む）の販売電力量（kWh）で除したものの。</p> <p>（参考） 沖縄電力(株)はこれまで、効率化の推進により逐次料金改定を行っているが、構造的不利性により電源を火力発電に頼っていることから、燃料価格高騰などの外部要因により、実績単価は上昇傾向にある。</p> <p>（単位：%）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H17.7</th> <th>H18.7</th> <th>H20.9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料金改定率</td> <td>▲3.27</td> <td>▲3.24</td> <td>▲0.45</td> </tr> </tbody> </table>	年度	H21	H22	H23	H24	H25	販売電力量（百万kWh）	7,478	7,521	7,440	7,314	7,556	影響額（円/kWh）	0.23	0.26	0.25	0.28	0.33	年度	H21	H22	H23	H24	H25	沖縄電力(株)	20.14	19.90	21.07	21.44	22.08	9社平均	15.98	15.87	16.80	17.92	19.79	単価差	4.16	4.03	4.27	3.52	2.29		H17.7	H18.7	H20.9	料金改定率	▲3.27	▲3.24	▲0.45
年度	H21	H22	H23	H24	H25																																															
販売電力量（百万kWh）	7,478	7,521	7,440	7,314	7,556																																															
影響額（円/kWh）	0.23	0.26	0.25	0.28	0.33																																															
年度	H21	H22	H23	H24	H25																																															
沖縄電力(株)	20.14	19.90	21.07	21.44	22.08																																															
9社平均	15.98	15.87	16.80	17.92	19.79																																															
単価差	4.16	4.03	4.27	3.52	2.29																																															
	H17.7	H18.7	H20.9																																																	
料金改定率	▲3.27	▲3.24	▲0.45																																																	

		<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 (分析対象期間:平成21年4月～平成26年3月)</p> <p>本措置による免税額分については、料金原価に織り込まれていないことから、電気料金の低減を通じて県民負担の軽減に繋がっている。</p> <p>＜電気料金に与える影響(実績)＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>販売電力量 (百万 kWh)</td> <td>7,478</td> <td>7,521</td> <td>7,440</td> <td>7,314</td> <td>7,556</td> </tr> <tr> <td>影響額 (円/kWh)</td> <td>0.23</td> <td>0.26</td> <td>0.25</td> <td>0.28</td> <td>0.33</td> </tr> </tbody> </table> <p>※沖縄電力(株)及び電源開発(株)より聴取</p>	年度	H21	H22	H23	H24	H25	販売電力量 (百万 kWh)	7,478	7,521	7,440	7,314	7,556	影響額 (円/kWh)	0.23	0.26	0.25	0.28	0.33			
年度	H21	H22	H23	H24	H25																		
販売電力量 (百万 kWh)	7,478	7,521	7,440	7,314	7,556																		
影響額 (円/kWh)	0.23	0.26	0.25	0.28	0.33																		
		<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 (分析対象期間:平成27年4月～平成32年3月)</p> <p>本措置が存在しない場合、沖縄電力(株)の需要家への料金に、免税されない分が上乗せされることになるため、沖縄県内の一般家庭及び産業界に与える影響も大きいことから、本措置を継続することが重要である。</p> <p>なお、本措置により、平成27年度は標準家庭(300kWh)で月額約111円の料金低減効果が見込まれる。</p> <p>＜電気料金に与える影響(見込み)＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>販売電力量 (百万 kWh)</td> <td>7,564</td> <td>7,636</td> <td>7,667</td> <td>7,737</td> <td>7,808</td> <td>7,878</td> </tr> <tr> <td>影響額 (円/kWh)</td> <td>0.43</td> <td>0.37</td> <td>0.45</td> <td>0.42</td> <td>0.42</td> <td>0.42</td> </tr> </tbody> </table> <p>※沖縄電力(株)及び電源開発(株)より聴取 ※影響額は、免税額/販売電力量により算出。</p>	年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	販売電力量 (百万 kWh)	7,564	7,636	7,667	7,737	7,808	7,878	影響額 (円/kWh)	0.43	0.37	0.45	0.42	0.42	0.42
年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31																	
販売電力量 (百万 kWh)	7,564	7,636	7,667	7,737	7,808	7,878																	
影響額 (円/kWh)	0.43	0.37	0.45	0.42	0.42	0.42																	
		<p>《税収減を是認するような効果の有無》 (分析対象期間:平成27年4月～平成32年3月)</p> <p>本措置が存在しない場合、沖縄電力(株)の需要家への料金に、免税されない分が上乗せされることになる。上乗せされる金額は上記の通りであり、沖縄県内の一般家庭及び産業界に与える影響も大きいことから、本措置を継続することが重要である。</p> <p>なお、本措置により、平成27年度は標準家庭(300kWh)で月額約111円の料金低減効果が見込まれる。</p>																					
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>沖縄における電気事業については、 1) 地理的・地形的な制約や需要規模の制約から水力発電等の導入が困難であり、化石燃料(特に石炭、LNG)に大きく依存せざるを得ない、 2) ①多数の離島を抱え、ユニバーサルサービスを提供するため、多額の投資が必要(離島部門は構造的な収支不均衡)、②他の電力会社との電力相互融通が不可能であるため、高い供給予備力が必要、③地域特有の台風・塩害対策に巨額の投資が必要、等の理由から設備投資負担が大きい、 等の構造的不利性があり、電力料金が他社より割高となっている。</p>																					

		<p>このような構造的不利性がある中、沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保のためには、政策的支援が必要となる。</p> <p>特に、沖縄においては、今後とも、石炭等の化石燃料による火力発電が、基幹電源としての役割を担うことが見込まれるため、電気料金の抑制のためには、本措置による化石燃料の発電コストの抑制が必要不可欠である。</p>
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>沖振法等に基づく支援措置として、沖縄振興開発金融公庫からの融資、沖縄電力(株)に係る課税標準の特例、産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の課税の特例がある。</p> <p>まず、産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の課税の特例は、沖縄県における産業高度化や事業革新の促進を目的とした施策であることから、本措置と趣旨を異にしている。</p> <p>また、沖縄振興開発金融公庫からの融資は、設備形成を促すため、より条件の良い資金の確保を目的とした施策であることから、本措置と趣旨を異にしている。</p> <p>更に、沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る課税標準の特別措置は、政策的に一定の類似性が見られるものであるが、沖縄が本土から遠く離れた離島であり、他の電力会社との相互融通が不可能であるため、高い供給予備力を持たざるを得ないこと等に鑑み、設備投資負担の軽減等を図るための施策であることから、本措置と明確な役割分担がなされている。</p>
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>—</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成23年8月



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	認定特定民間中心市街地経済活力向上事業に係る特例措置の創設	府省名	経済産業省
税目	固定資産税、都市計画税、不動産取得税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし		○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の達成目標（本特例措置等が適用される特定民間中心市街地経済活力向上事業により、中心市街地の経済活力の向上（来訪者、売上高、就業者のいずれかで評価）を相当程度増加させることを目指す）については、目標値及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば目標を達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値及び達成時期を設定する必要がある。

・ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（中心市街地における空き店舗率及び歩行者通行量）は、他の措置、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

【将来の見込み】

⑫ 本租税特別措置等の税収減を是認するような効果を説明するために用いる次の点検項目が適切に説明されていないため、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

⑥ 本租税特別措置等の適用件数の将来推計について、「経済産業省推計」と算定に用いた数値の出典が示されているが、適用件数の算定に用いた数値の根拠が不明なため、適用件数について、算定に用いた数値の根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計（平成27年度～35年度）について、別紙2のとおり示されているが、原単位となる適用数等の説明に課題があるため、適切な算定根拠に基づき、推計する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等による達成目標の実現状況の将来推計について、「本特例措置等の適用により、意欲的な目標を掲げた民間投資の喚起及び空き店舗・未利用地の流動化を通じて、中心市街地の魅力を高め、中心市街地全体が活性化し、地域の個性を生かした魅力ある中心市街地の形成が期待される」と説明されているが、効果が予測されていないため、その効果を明らかにした上で、達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注1 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認

められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

#### <点検結果表の別紙>

#### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①<<政策目的の根拠>>欄及び②「政策体系における政策目的の位置付け」欄への補足説明）

○ 政策体系における政策目的の位置付けについて

4. 中小・地域

4-3 経営安定・取引適正化

中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）の目的については、「中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上（中心市街地活性化）」とされており、さらに、「中心市街地の活性化のための特別な措置」として、法第50条に「特定民間中心市街地経済活力向上事業」が位置付けられている。また、本事業の必要性については、法第8条において政府が定めることとされている「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針（基本方針）」の第11章において記載されている。

<中心市街地活性化法及び基本方針の関連部分（抜粋）>

○ 中心市街地の活性化に関する法律 一部抜粋

第一章 総則

（定義）

第七条 略

2～12 略

13 この法律において「特定民間中心市街地経済活力向上事業」とは、中心市街地への来訪者又は中心市街地の就業者若しくは小売業の売上高を相当程度増加させることを目指した中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業及び第十一項第一号に掲げる事業であつて、民間事業者が行うものをいう。

第二章 基本方針

第八条 政府は、中心市街地の活性化を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 中心市街地の活性化の意義及び目標に関する事項

二～六 略

七 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の中心市街地における経済活力の向上のための事業及び措置に関する基本的な事項

八～十二 略

3～7 略

第四章 中心市街地の活性化のための特別な措置

第三節 認定特定民間中心市街地活性化事業及び認定特定民間中心市街地経済活力向上事業に対する特別の措置

(特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の認定)

第五十条 特定民間中心市街地経済活力向上事業（認定基本計画に記載されたものに限る。）を実施しようとする者（第七条第七項第五号に定める事業を実施しようとする場合にあつては同号に掲げる会社を設立しようとする中小小売業者とし、同項第六号に定める事業を実施しようとする場合にあつては同号に掲げる会社を設立しようとする中小小売業者を、同項第七号に定める事業を実施しようとする場合にあつては特定会社を設立しようとする者を、同条第八項に規定する事業及び同条第十一項第一号に掲げる事業を実施しようとする場合にあつては当該事業を実施する法人を設立しようとする者を含む。第四項において「特定民間中心市街地経済活力向上事業者」という。）は、単独で又は共同して、協議会における協議を経て、特定民間中心市街地経済活力向上事業に関する計画（以下この条及び次条において「特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」という。）を作成し、経済産業大臣の認定を申請することができる。

- 2 前項の規定による認定の申請は、市町村を経由して行わなければならない。この場合において、市町村は、当該特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に関し意見を付すことができる。
- 3 特定民間中心市街地経済活力向上事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - 一 特定民間中心市街地経済活力向上事業の中心市街地への来訪者又は中心市街地の就業者若しくは小売業の売上高の増加の目標及び内容
  - 二 特定民間中心市街地経済活力向上事業の実施時期
  - 三 特定民間中心市街地経済活力向上事業を行うのに必要な資金の額及びその調達方法
  - 四 第五十八条第一項に規定する大規模小売店舗立地法の特例の適用を受けようとする場合にあつては、その旨及び当該特例の適用を受けて設置しようとする大規模小売店舗の所在地その他経済産業省令で定める事項

4～9 略

○ 中心市街地の活性化を図るための基本的な方針 一部抜粋

第11章 特定民間中心市街地経済活力向上事業の中心市街地への来訪者又は中心市街地の就業者若しくは小売業の売上高の増加の目標の設定に関する事項

1. 目標設定の意義

特定民間中心市街地経済活力向上事業は、地元住民や自治体の強いコミットメントがあり、かつ経済効果の高い民間プロジェクトに対して、経済産業大臣が認定した場合に重点的な支援を講じるものである。限られた政策支援を重点化するに相応しい事業に絞り込んで、予算措置の拡充、税制措置の創設、低利融資措置の創設、地元が望む場合には大規模小売店舗立地法の特例措置の創設などの政策支援を集中させることで、中心市街地への民間投資を強力に喚起していくことが必要である。

こうした中心市街地の活性化の起爆剤となる民間プロジェクトは、中心市街地の経済活力の向上（来訪者、就業者、売上高のいずれかで評価）を相当程度増加させることを目指して実施されなければならない。また、こうした目標を達成する成功率を高めるための取組が併せて実施されなければならない。

2～3 略

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

別紙1参照

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）  
別紙2参照

要望措置適用見込数の推計資料・減収見込額の積算根拠(平成27年度地方税制改正要望)

平成26年8月作成

(別紙1)

租税特別措置の適用件数の将来推計について

(特定民間中心市街地経済活力向上事業の認定数試算)

経済産業省 中心市街地活性化室

	26fy	27fy	28fy	29fy
中心市街地活性化 基本計画の 認定見込み数	121	177	229	273
特定民間中心市街地 経済活力向上事業の 認定見込み数	12	26	33	39
租税特別措置の 適用見込み数	12	26	33	33

○中心市街地活性化基本計画の認定見込み数は、現在の認定数及び近年の新規認定数から試算

$$\text{認定見込み数} = \text{現在の認定数} - \text{終了予定数} + \text{新規認定数}$$

○特定民間中心市街地経済活力向上事業の認定見込み数は、中心市街地活性化基本計画の認定数に26fy事業計画予定割合を乗じて試算

(26fyにおける経済活力向上計画の事業計画割合は、14.45% ※)

$$\text{経済活力向上事業認定予定数} = \text{基本計画認定数} \times 14.45\%$$

※ H26.8.1時点におけるデータを元に計算

1. 適用見込数の推計

特定民間中心市街地経済活力向上事業を見据えて、平成25年度補正商店街まちづくり事業(中心市街地活性化事業)の調査事業を行っているものうち、調査事業後、平成27年度に商業施設等の整備を実施する見込みがある事業を適用見込み数とした。  
平成27年度以後は、今般の法改正により、中心市街地活性化基本計画の認定要件を緩和し、裾野拡大によって、より多くの市町村がより多様な事業を基本計画に定めることが可能となることから、重点支援が可能な効果が高い民間プロジェクトが今後増加する見込み。  
税目ごとの適用見込数を表1に、各年各税目ごとの適用有無を表2に整理する。なお、整理にあたって設定した事業スケジュールは以下のとおりである。

【事業スケジュール】  
平成27.4月、平成28.4月、平成29.4月 特定民間中心市街地経済活力向上事業計画を認定  
平成27.7月、平成28.7月、平成29.7月 事業用地の確保、施設整備着工(新築)  
平成28.3月、平成29.3月、平成30.3月 施設整備完了、取得

＜表1＞

対象	税目名	適用見込数(件)		
		27年度事業	28年度事業	29年度事業
土地	不動産取得税	12	26	33
	固定資産税	12	26	33
	都市計画税	12	26	33
家屋	不動産取得税	12	26	33
	固定資産税	12	26	33
	都市計画税	12	26	33

＜表2＞

対象	税目名	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
土地	不動産取得税	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	固定資産税	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	都市計画税	○	○	○	○	○	○	○	○	○
家屋	不動産取得税	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	固定資産税	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	都市計画税	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(注)○=27年度事業 ▲=28年度事業 ◇=29年度事業

2. 減収見込額の積算根拠

(1)各年度事業分の土地・家屋の決定価格及び特例適用後の課税標準額(一事業者あたり) (単位:百万円)

年度	対象	項目名	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
27年度事業分	土地	決定価格(A)	149	149	149	149	149	149			
		課税標準額(B)=(A)×1/2	74	74	74	74	74	74			
28年度事業分	土地	決定価格(A)		230	225	220	215	210			
		課税標準額(B)=(A)×1/2		115	112.5	110	107.5	105			
29年度事業分	土地	決定価格(A)			149	149	149	148	148	148	
		課税標準額(B)=(A)×1/2			74.5	74.5	74.5	74	74	74	
	家屋	決定価格(A)				460	450	440	430	420	
		課税標準額(B)=(A)×1/2				230	225	220	215	210	
	家屋	決定価格(A)				460	450	440	430	420	
		課税標準額(B)=(A)×1/2				230	225	220	215	210	

(2)各年度事業分の土地・家屋の不動産取得税・固定資産税・都市計画税の特例適用見込数 (単位:件)

年度	対象	項目名	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
27年度事業分	土地	不動産取得税	12								
		固定資産税		12	12	12	12	12			
		都市計画税		12	12	12	12	12			
28年度事業分	土地	不動産取得税		26							
		固定資産税			26	26	26	26	26		
		都市計画税			26	26	26	26	26		
29年度事業分	土地	不動産取得税			33						
		固定資産税				33	33	33	33	33	
		都市計画税				33	33	33	33	33	
	家屋	不動産取得税						33	33	33	33
		固定資産税						33	33	33	33
		都市計画税						33	33	33	33

	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	計
不動産取得税の減収見込額(税率4.0%)	36.0	78.0	209.4	239.2	303.6	-	-	-	-	866.2
固定資産税の減収見込額(税率1.4%)	-	12.0	76.4	192.6	297.0	293.2	352.4	207.4	95.7	1,526.7
都市計画税の減収見込額(税率0.2%)	-	1.2	9.8	26.1	41.4	38.8	34.3	26.9	13.2	191.7

本特例措置による減収見込額合計 **36.0 91.2 295.6 457.9 642.0 332.0 386.7 234.3 108.9 2,584.6**

【決定価格の積算基礎】

- (1)土地取得時の決定価格 = 路線価(平成25年度/国税率)×敷地面積
  - (2)翌年度以降の土地の決定価格 = 評価替えが実施される年度は前年度の決定価格×H26地価公示/H25地価公示  
評価替えが実施されない年度は前年度の決定価格
  - (3)家屋取得時の決定価格 = 当該用途の構造別平均評価額(事業が属する都道府県の固定資産税評価額の平均)×延床面積×初年度の経年減点補正率
  - (4)翌年度以降の家屋の決定価格 = 当該用途の構造別平均評価額×延床面積×経過年毎の経年減点補正率
- (※1)路線価・敷地面積・延床面積・当該用途の構造別平均評価額は、5月8日時点で想定される特定民間中心市街地経済活力向上事業計画(2件)の平均値とする。  
(※2)経年減点補正率は鉄筋コンクリート造、鉄骨造の平均値により算出

【減収見込額の計算方法】

- (1)不動産取得税の減収見込額:(土地・家屋の決定価格-土地・家屋の課税標準額)×4.0%×適用見込数
- (2)固定資産税の減収見込額:(土地・家屋の決定価格-土地・家屋の課税標準額)×1.4%×適用見込数
- (3)都市計画税の減収見込額:(土地・家屋の決定価格-土地・家屋の課税標準額)×0.2%×適用見込数

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	認定特定民間中心市街地経済活力向上事業に係る特例措置の創設 (地方税4)(固定資産税:外、都市計画税:外、不動産取得税:外)
2	要望の内容	認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき、当該事業の用に供する土地・建物の取得等を行った場合に、不動産取得税・固定資産税・都市計画税における課税標準の特例措置を創設する。 ①認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画で整備される商業基盤施設又は一定の商業基盤施設と一体的に整備される商業施設(以下「商業施設等」という。)の用に供する土地及び建物の取得等に係る不動産取得税を1/2、固定資産税及び都市計画税の課税標準を5年間1/2とする。 ②認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画で整備される商業施設等の用に供するために、土地の所有者が土地の貸付を行う場合において、当該土地の固定資産税及び都市計画税の課税標準を5年間1/2とする。 (1)対象者: ①. 特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の認定を受けた者 ②. ①に対し、認定事業の用に供するために、土地の賃貸借契約を締結した土地の所有者 (2)対象設備: ①. 土地、建築物及び構築物 ②. 土地
3	担当部局	経済産業省商務流通保安グループ中心市街地活性化室
4	評価実施時期	平成26年7月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	3年間(平成27年4月～平成30年3月)
7	必要性 ① 政策目的等及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 改正中心市街地活性化法により創設された特定民間中心市街地経済活力向上事業のもと、地元住民や自治体の強いコミットメントがあり、かつ経済効果の高い民間プロジェクトに絞り込んで、従来より手厚い支援を重点的に行うことにより、民間投資の喚起を通じた中心市街地の活性化を図る。 (参考) 中心市街地の活性化を図るための基本的な方針第11章 抜粋  《政策目的の根拠》 中心市街地の活性化については、平成10年に中心市街地活性化法を制定し、平成18年にまちなか居住や都市機能整備も含め総合的な対策を講じるため同法の見直しを行ってきたが、平成18年度から平成24年度末までに市町村が策定する中心市街地活性化の基本計画期間が終了した44の中心市街地において、各市が自己評価を実施したところ、目標達成率が約3割となつて

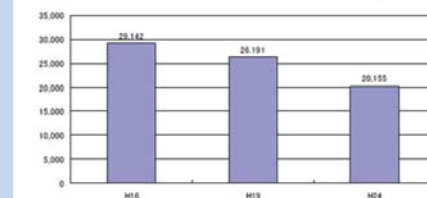
おり、中心市街地が十分に活性化しているとは言えない状況であった。この要因の一つとして、中心市街地活性化に対する民間投資が不十分であったことが挙げられる。

こうした状況を踏まえ、民間投資を喚起するためには、民間事業者の事業採算性を向上させ、事業実施を決断させるインセンティブを与える必要がある。

また、事業実施の対象となる事業用地の所有者に土地の貸付に対する決断を促し、民間事業者が一体的かつ一定規模の事業用地の確保をすることが容易になるように、土地の所有者に対するインセンティブも講じる必要がある。本取組を通じて魅力ある商業施設やその事業展開を支える各種の商業基盤施設の整備を強力に促し、中心市街地の活性化を図るため、本特例措置を講ずる必要がある。

【年間小売業販売額推移】

■中心市街地の年間販売額の動向(平成16年～24年) (単位:百万円)



出典:平成25年度中心市街地商業等活性化支援業務「中心市街地活性化施策の効果分析・検証事業」(経済産業省委託調査事業)

(参考)  
中心市街地の活性化を図るための基本的な方針第1章 抜粋

② 政策体系における政策目的の位置付け  
(参考)  
中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律第50条

③ 達成目標及び測定指標  
《租税特別措置等により達成しようとする目標》  
本特例措置等は、自治体からの強いコミットメントを受けた特定民間中心市街地経済活力向上事業の実施に必要な建物等の取得や保有に係るコストを低減することで、当該事業の採算性を向上させ、事業実施を決断するインセンティブを与えるための措置である。高い目標の達成というハードルを超える可能性を高めるために、必要なコストの負担を軽減することで、事業実施予定者に投資回収の算段を付けさせ、担い手を呼び込むことを目的としている。  
事業立ち上げ段階では予算、低利融資、規制緩和等による支援を実施することとなるが、波及効果をもたらす上で事業継続が不可欠となり、こうしたランニングコストを低減することで採算性を向上させ、担い手を呼び込むことを目指す。  
また、土地の所有者の貸付に対する決断を促すインセンティブを与えることによって、一体的かつ一定規模の事業用地の確保が容易になることで、事業実施に関する見通しが立てやすく、一層の担い手を呼び込むことも目指すものである。



	<p>本特例措置等が適用される特定民間中心市街地経済活力向上事業により、中心市街地の経済活力の向上（来訪者、売上高、就業者のいずれかで評価）を相当程度増加させることを目指す。</p> <p>（参考） 中心市街地の活性化を図るための基本的な方針第 11 章 特定民間中心市街地経済活力向上事業の目標は、以下の二つの要件をともに満たすものとして設定する。 （1）意欲的な数値指標 以下のいずれかの指標を達成することが、当該事業の事業計画に照らして十分に見込まれること。 ①「年間来訪者数」が、中心市街地の居住人口の 4 倍以上であること。 ②「年間売上高」が、中心市街地の年間小売商品販売額の 1% 以上であること。 ③「年間平均雇用人数」が、50 人以上であること。 （2）周辺地域の経済活力を向上させる波及効果 来訪者、就業者、売上高の増加が、事業実施区域に止まらず、当該事業実施区域を含んだ中心市街地及びその周辺地域に対して、どのような形で寄与するかが明確であること。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 中心市街地における空き店舗率及び歩行者通行量 ＜測定指標について＞ 中心市街地の活性化は、中心市街地に蓄積されている歴史的・文化的資源、景観資源、社会資本や産業資源等の既存ストックを有効活用しつつ、地域の創意工夫を活かしながら、地域が必要とする事業等を、総合的かつ一体的に推進することにより、地域が主体となって行われるべきものである。 本特例等は、特定民間中心市街地経済活力向上事業の用に供する土地の地権者に対して税制上のインセンティブを与えることで、土地の所有と利用の分離が進み、空き店舗・未利用地の流動化を促進することが求められるため、定量的な測定指標として、中心市街地における空き店舗率を設定する。 また、中心市街地へ居住者及び来街者を回遊させることは新規の業態や業種の導入を促し、空き店舗・未利用地の流動化を促進する効果が見込まれるため、中心市街地における歩行者通行量も指標として設定する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置等は、意欲的な数値目標（来訪者、売上高、就業者のいずれかで評価）を達成できる魅力ある商業施設等を整備しやすくなるための措置の一つとして、ランニングコストの軽減を図っていくもの。 また、地権者に対する税制上のインセンティブを与えることで、土地の所有と利用の分離を図り、遊休資産の有効活用や資産の流動化促進に寄与することが出来る。</p>
8 有効性等	<p>① 適用数等 （適用件数） 平成 27 年度 : 12 件 平成 28 年度 : 26 件</p>

	<p>平成 29 年度 : 33 件 （経済産業省推計）</p>																												
② 減収額	<p>（減収額） 平成 27 年度 : 36.0 百万円 平成 28 年度 : 91.2 百万円 平成 29 年度 : 295.6 百万円 平成 30 年度 : 457.9 百万円 平成 31 年度 : 642.0 百万円 平成 32 年度 : 332.0 百万円 平成 33 年度 : 386.7 百万円 平成 34 年度 : 234.3 百万円 平成 35 年度 : 108.9 百万円 （経済産業省推計）</p>																												
③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》〈分析対象期間：改正中心市街地活性化法施行前 1 年間〉 中心市街地における空き店舗・未利用地の状況を見ると、中心市街地では空き店舗・未利用地が増加しており、その要因として「地権者に積極的な利活用の意思がない」、「地価と比較して賃料が高い」、「事業の収益性に対して地価に関連したコスト（取得額、固定資産税等）が高い」等の声があり、このような問題に対応するため、空き店舗・未利用地の流動化を促進していくことが必要である。</p> <p>【中心市街地における空き店舗・未利用地が活用されない理由（認定市）】</p> <table border="1"> <caption>【中心市街地における空き店舗・未利用地が活用されない理由（認定市）】</caption> <thead> <tr> <th>理由</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地価と比較して賃料が高い</td> <td>54.8%</td> </tr> <tr> <td>事業の収益性に対して地価に関連したコスト（取得額、固定資産税等）が高い</td> <td>45.2%</td> </tr> <tr> <td>既存建物の解体費用が払出できない</td> <td>28.0%</td> </tr> <tr> <td>耐震補強等の改修コストが高い</td> <td>20.4%</td> </tr> <tr> <td>定期借地等の、地価コストを顕在化させない手法を模索できない</td> <td>8.6%</td> </tr> <tr> <td>資金調達が困難</td> <td>7.5%</td> </tr> <tr> <td>その他資金調達に関すること</td> <td>2.2%</td> </tr> <tr> <td>地権者に積極的な利活用の意思がない</td> <td>61.3%</td> </tr> <tr> <td>権利関係が複雑であり、合意形成に時間を要する</td> <td>43.0%</td> </tr> <tr> <td>権利調整や合意形成を促進する主体がない</td> <td>15.1%</td> </tr> <tr> <td>土地の規模や形状に問題があり、利用しづらい</td> <td>19.4%</td> </tr> <tr> <td>土地利用に関する行政的な措置がない</td> <td>4.3%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>17.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：平成 24 年度実施 経済産業省アンケート調査</p>	理由	割合	地価と比較して賃料が高い	54.8%	事業の収益性に対して地価に関連したコスト（取得額、固定資産税等）が高い	45.2%	既存建物の解体費用が払出できない	28.0%	耐震補強等の改修コストが高い	20.4%	定期借地等の、地価コストを顕在化させない手法を模索できない	8.6%	資金調達が困難	7.5%	その他資金調達に関すること	2.2%	地権者に積極的な利活用の意思がない	61.3%	権利関係が複雑であり、合意形成に時間を要する	43.0%	権利調整や合意形成を促進する主体がない	15.1%	土地の規模や形状に問題があり、利用しづらい	19.4%	土地利用に関する行政的な措置がない	4.3%	その他	17.2%
理由	割合																												
地価と比較して賃料が高い	54.8%																												
事業の収益性に対して地価に関連したコスト（取得額、固定資産税等）が高い	45.2%																												
既存建物の解体費用が払出できない	28.0%																												
耐震補強等の改修コストが高い	20.4%																												
定期借地等の、地価コストを顕在化させない手法を模索できない	8.6%																												
資金調達が困難	7.5%																												
その他資金調達に関すること	2.2%																												
地権者に積極的な利活用の意思がない	61.3%																												
権利関係が複雑であり、合意形成に時間を要する	43.0%																												
権利調整や合意形成を促進する主体がない	15.1%																												
土地の規模や形状に問題があり、利用しづらい	19.4%																												
土地利用に関する行政的な措置がない	4.3%																												
その他	17.2%																												

本特例措置は、魅力ある商業施設や事業展開を支える各種の商業基盤施設を整備しやすくするための措置の一つとして、ランニングコストの軽減や事業用地確保に関する予見性の向上を図ることにより、事業者の採算性及び事業実施に関する見通しの向上に寄与するものであり、事業者による意欲的な数値目標（来訪者、売上高、就業者のいずれかで評価）の達成を図り、もって中心市街地を活性化していくもの。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：改正中心市街地活性化法施行前1年間)

中心市街地活性化基本計画に定めた期間が終了した自治体の自己評価の結果、目標達成率は約3割となっており、特に、経済活力系(販売額、空き店舗数)の目標達成率は約1割と衰退傾向に歯止めがかかっていない状況にある。

【中心市街地活性化基本計画の達成状況】

	通行量	居住人口等	施設入込数等	販売額等	公共交通機関利用	空き店舗等	その他	計
設定数	45	28	25	18	6	10	13	145
目標達成数	12	5	11	2	2	2	8	42
目標達成率	27%	18%	44%	11%	33%	20%	62%	29%
基準値改善数	26	13	20	3	5	5	11	83
基準値改善率	58%	46%	80%	17%	83%	50%	85%	57%

出典：第1回中心市街地活性化評価・調査委員会資料(内閣官房地域活性化統合本部作成)より経済産業省作成

今般、改正中心市街地活性化法が平成26年7月3日に施行されたことを受け、地元住民や自治体等による強いコミットメントを前提に、実効性のある計画を立てることができる事業について、政策資源を選択・集中させる特定民間中心市街地経済活力向上事業として認定し、本特例措置等の適用により、意欲的な目標を掲げた民間投資の喚起及び空き店舗・未利用地の流動化を通じて、中心市街地の魅力を高め、中心市街地全体が活性化し、地域の個性を生かした魅力ある中心市街地の形成が期待される。

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》

本租税特別措置等がない場合には、中心市街地への民間投資は依然として低迷し、空き店舗・未利用地の流動化は進まず、地域の個性を生かした魅力ある中心市街地の形成を図ることはできない。

《税収減を是認するような効果の有無》

減収額の将来推計は、平成27年以降、約320百万円/年と推計される。

一方、本租税特別措置等を実施することで、中心市街地における空き店舗・未利用地の流動化が促進され、民間投資の増大が予想される。このため、当初税収の見込めなかった未利用地等が利用されることによって、民間投資が増えることにより、副次的に長期的視点では税収減による税収を補てんすることが期待される。

本租税特別措置等がない場合には、中心市街地への民間投資は依然として低迷し、空き店舗・未利用地の流動化は進まず、ますます中心市街地が衰退していくと推察されるため、特定民間中心市街地経済活力向上事業を中心市街地活性化の起爆剤として、魅力ある中心市街地の形成を図ることが必要

である。

9 相当性 ① 租税特別措置等によるべき妥当性等

民間投資を喚起するために実施する事業者への措置の中で、予算、低利融資、規制緩和等は事業立ち上げ段階の支援措置となるが、事業の波及効果をもたらす上では事業継続が不可欠であるため、こうしたランニングコストを低減することで事業の採算性を向上させるには本税制措置が有効であると考えられる。

他方、民間事業者が事業実施に関する見通しをたてるうえで、事業用地に必要な一体的かつ一定規模の土地の確保を容易にするためには、土地の所有者の決断を促すインセンティブを付与することが有効であると考えられる。

本税制措置の対象となる特定民間中心市街地経済活力向上事業は、中心市街地のプロジェクト全てを対象とするのではなく、地元の強いコミットメントがあり、経済効果が高い民間プロジェクトに絞り込んでいるため、民間投資の喚起を通じた中心市街地の活性化を図るうえで、必要最小限の特例措置となっている。

② 他の支援措置や義務付け等との役割分担

民間投資を一層喚起するため、経済効果の高い民間プロジェクトに絞り込み、税、予算、低利融資といった支援策を思い切って集中投入するとともに規制緩和を拡充することで、中心市街地への民間投資を強力に支援していくもの。特定民間中心市街地経済活力向上事業に関する税制措置は、以下の措置を創設、または要望中。

<税制の役割>

空き店舗・未利用地の流動化を促進させる。

(措置名)

- ・認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減(租税特別措置法第81条の2/登録免許税/平成26年度創設)
- ・特定再開発建築物等の割増償却制度の延長(租税特別措置法第14条の2、第47条の2、第68条の35/法人税等/平成27年度延長要望中)

<予算の役割>

近隣市町村の住民や観光客等のニーズに対応できる高度な商業等の機能の整備への支援や地域経済を牽引する先進的なまちづくりを実証するため省エネルギー設備の導入を支援する。

(措置名)

- ・中心市街地再興戦略事業費補助金
- ・戦略的中心市街地エネルギー有効利用事業費補助金

	<p>&lt;融資の役割&gt;</p> <p>財政基盤が脆弱かつ経営資源に乏しい中小小売業者や特定会社等に対して資金提供を円滑にし、経営基盤の安定・強化を図る。</p> <p>(措置名)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業活力強化貸付(中小・国民)</li> </ul>
③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>中心市街地の活性化については、中心市街地活性化法第3条において、地域の主体性についての重要性を言及しているものの、地域における問題は一律ではなく、法第4条において総合的な施策の策定・実施について国が責務を有していることが定められており、全国一律の措置とされなければならない。</p> <p>また、本租税特別措置等が適用される特定民間中心市街地経済活力向上事業は、市町村が主体的に策定する基本計画に記載されている必要がある。市町村は自らの必要性に応じて計画策定を行うこととなる。</p>
10 有識者の見解	<p>(参考①)</p> <p>中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(平成26年4月17日、衆・参議院経済産業委員会附帯決議)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空き地、空き家、空き店舗など、計画区域内の遊休資産の有効活用が重要であることに鑑み、流動性の向上や合意形成を促すため、税制措置を含む施策を早急に検討すること。</li> </ul> <p>(参考②)</p> <p>中心市街地の再活性化にむけて(提言)(平成25年6月4日、産業構造審議会中心市街地活性化部会)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中心市街地が活性化していないのは、民間投資が不十分であることが要因であると考えられるため、投資がより活性化するよう、施策を再構築する必要がある。</li> <li>・地権者や空き店舗・未利用地の利用者・取得者に対して、税制上の措置等の支援策を講じ、不動産の流動化を図ることを検討すべき。</li> </ul>
11 前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	独立行政法人日本貿易保険の特殊会社化に伴う所要の税制措置	府省名	経済産業省
税目	法人住民税、法人事業税、法人住民税利子割		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化（根拠なし） <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定量化（根拠なし） <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
  - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
    - 本租税特別措置等の効果を測るための測定指標が設定されていないため、その効果の検証が困難であることから、これを設定する必要がある。
  - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
 

[将来の見込み]

    - 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「NEXIによる貿易保険事業の政策的効果は、これまで、独立行政法人評価委員会において厳格に評価されてきており、NEXIの特殊会社への移行後においても、透明性ある形で貿易保険事業の意義について評価を行う予定」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。  
 また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
      - 本租税特別措置等の減収額の将来推計（平成27年度）について、「734万円」とされているが、算定の過程の説明に課題があるため、適切な算定根拠に基づき、推計する必要がある。
      - 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について予測されていないため、効果・達成目標の実現状況を明らかにする必要がある。
- 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分
  - 同様の政策目的に係る他の政策手段の有無について示し、他の政策手段がある場合には他の政策手段との役割分担を明らかにすることにより、本租税特別措置等の相当性を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

## &lt;点検結果表の別紙&gt;

## 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

## ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

減収額については、直近の独立行政法人日本貿易保険（以下「NEXI」という。）の平成24年度末の決算等を根拠とし算出。なお、今後、我が国輸出、海外投資の増減による保険料収入の変化や、突発的な巨額の保険金支払事故の発生等により減収額についても大きく変動する可能性がある。

（注） NEXIの特殊会社への移行は、平成28年度末までに行われることとされており、表中の27年度減収額とは、特殊会社への移行初年度における減収額として試算したものである。

## ◎ 特殊会社への移行初年度

## (1) 都道府県民税利子割

・ 5,054 百万円（注） × 税率（5.0%） = 253 百万円

（注） NEXIの平成24年度決算における預金・有価証券からの受取利息。

## (2) 都道府県民税法人税割

## (i) 本店（東京）

・ 3,498 百万円（注1） × 136/142（注2） × 税率（16.3%） - 242 百万円（注3） = 304 百万円

## (ii) 大阪支店

・ 3,498 百万円（注1） × 6/142（注2） × 税率（4.2%） - 11 百万円（注3） = ▲ 5 百万円

（注） 1 NEXIの平成24年度決算を基に試算した所得税額控除前の法人税額  
2 従業員割合（本店（東京）136名 大阪支店6名 計142名）  
3 都道府県民税利子割（253百万円）を従業員割合で按分し税額控除した。

## (iii) 合計

・ 304 百万円 - 5 百万円 = 299 百万円

## (3) 市町村税法人税割

## (i) 本店（東京）

・ NEXIの本店は23区内に所在するため、都道府県民税に含まれる。

## (ii) 大阪支店

・ 3,498 百万円 × 6/142 × 税率（11.9%）（注） = 18 百万円

（注） 大阪市の税率。

## (4) 法人事業税（収入割）

## (i) 法人事業税（収入割）

・ 40,627 百万円（注1） × （40%（注2） - 10.0%（注3）） × 税率（0.965%）（注4） = 118 百万円

（注） 1 NEXIの平成24年度決算を基に試算した特殊会社化後のNEXIの正味収入保険料。  
2 船舶保険、運送保険、積荷保険、自賠責保険、地震保険以外の保険の課税標準（正味収入保険料の40%）  
3 税制要望する課税標準の特例（正味収入保険料の10%）  
4 東京都・大阪府における法人事業税の税率

## (ii) 地方法人特別税額（収入割）

・ 40,627 百万円 × （40% - 10%） × 0.965% × 43.2% = 51 百万円

## (iii) 合計

・ 118 百万円 + 51 百万円 = 169 百万円

◎ 次年度以降についても、法人住民税、法人事業税、法人住民税利子割について初年度と同額の減収額を見込み、739 百万円とした。

## ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

諸外国においても、貿易保険制度は国の事業として行われており、貿易保険に対する課税は行われていない。我が国の貿易収支が悪化しているという状況を踏まえれば、我が国が先に述べたインフラ輸出を含めた輸出面において国際競争力を維持するためには、貿易保険における利用者負担を増加させないことが極めて重要である。

NEXIの特殊会社化に伴う税制措置は、利用者負担の増加を防止することを目的としており、それ自体が直接の政策効果を有するものではないが、NEXIによる貿易保険事業の政策的効果は、これまで、独立行政法人評価委員会において厳格に評価されてきており、NEXIの特殊会社への移行後においても、透明性ある形で貿易保険事業の意義について評価を行う予定（詳細は法改正後に具体化予定）。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	独立行政法人日本貿易保険の特殊会社化に伴う所要の税制措置 (地方税8)(法人住民税:義、法人事業税:義、法人住民税利子割:外)
2	要望の内容	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)(以下、「基本的方針」という。)に基づき、日本貿易保険が独立行政法人から全額政府出資の特殊会社に移行した後においても、我が国企業の国際競争力や保険利用者の利便性を損なうことなく、引き続き国の事業として貿易保険を円滑かつ的確に実施できるようにするため、以下に掲げる措置を講ずる。 ① 将来の保険金の支払に充てるため、十分な責任準備金を積み立てるための損金算入を認める措置を講ずる。 ② 新会社の設立に係る登記及び増資の登記に関する登録免許税の免税措置を講ずる。 ③ NEXIの資産運用による利子所得に対する所得税の免税措置を講ずる。 ④ その他、日本貿易保険の特殊会社化に伴う所要の税制上の措置を講ずる。
3	担当部局	経済産業省貿易経済協力局貿易保険課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 独立行政法人日本貿易保険が、基本的方針に基づき全額政府出資の特殊会社に移行した後においても、我が国企業の国際競争力や保険利用者の利便性を損なうことなく、引き続き国の事業として貿易保険を円滑かつ的確に実施できるようにする。 《政策目的の根拠》 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定) 【日本貿易保険、貿易再保険特別会計】 ○ 国の政策意図の反映など国との一体性を高めつつ、経営の自由度、効率性、機動性を向上させるため、全額政府出資の特殊会社に移行する。 ○ 貿易再保険特別会計は、平成28年度末までに廃止し、その資産及び負債は本法人に承継する。 ○ 全額政府出資の特殊会社化に当たっては、貿易再保険特別会計の廃止に伴い、貿易保険の特性を踏まえた経済産業大臣による指揮監督、本法人の保険金支払いに係る債務等に対する政府保証、必要な税制措置、予算管理及び組織・事務の機動性確保のための措置を検討する。 なお、本法人が保有する将来の保険金支払いのための準備金について

		は、定期的に規模の妥当性を検証し、その結果も踏まえ、保険料率等の見直しの措置を講ずる。  平成21年度税制改正の要綱(平成21年1月23日閣議決定) ○九 その他 16 独立行政法人日本貿易保険が特殊会社化されることに伴い、次の措置を講ずる。 (1) 貿易保険に係る責任準備金の損金参入制度を創設するとともに、国庫納付金の損金算入ができることとする等所要の措置を講ずる。 (2) 金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用の特例の適用対象に、株式会社日本貿易保険を加える。 (3) 株式会社日本貿易保険が受ける設立に係る登記等及び増資の登記に対する登録免許税の免税措置を講ずる。 (4) 株式会社日本貿易保険を印紙税法別表第二(非課税法人の表)に加える。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	3. 対外経済  3-3 貿易投資
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 貿易保険の円滑かつ的確な実施を確保し、日本企業の国際競争力や保険利用者の利便性を損なうことなく、対外取引に伴うリスク軽減を図る。  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》  —  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》  —
8	有効性等	① 適用数等 1法人(日本貿易保険)  ② 減収額 平成27年度 734百万円(推計) (1)都道府県民税法人税割 294百万円 (2)都道府県民税利子割 253百万円 (3)法人事業税 169百万円 (4)市町村税 18百万円  ③ 効果・達成目標の実現状況 —

			《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 —
			《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》  本措置が講じられなかった場合、保険料の高騰につながり、我が国企業の国際競争力を損なうおそれがある。
			《税收減を是認するような効果の有無》 —
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	独立行政法人から特殊会社に移行することとなるが、移行後においても、①国の事業として行われるべき貿易保険事業のみを実施する法人であること、②政府により日本貿易保険の株式は常時全額保有されること、保険金支払債務等に係る政府保証が付与されることなどにより、引き続き国の責任と関与の下で運営されることなどが想定されていることから、日本貿易保険の公共的性格に何ら変わりはない。よって、現行の独立行政法人形態と同様、税制上の所要の措置を講ずることは妥当である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③: 地方公共団体が協力する相当性	本措置の対象税目には地方税も含まれているが、貿易保険による国際展開支援によって、地域企業が事業を拡大させ成長することは、地域経済の活性化に繋がるため、地方公共団体が協力することは妥当である。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更	府省名	経済産業省
税目	法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。  
 [将来の見込み]

⑫ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せず税収減を是認するような効果が「…税負担が減少すれば、電気料金も低減することとなる。したがって、本措置の適用によって、電気の供給を受ける需要家も裨益することとなるため、特定の業界に対する支援とはならず、有効性が認められる」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑥ 本租税特別措置等の適用者数の将来推計について年度が不明なため、分析対象期間の年度ごとに適用者数を明らかにする必要がある。

⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計について年度が不明なため、分析対象期間の年度ごとに減収額を明らかにする必要がある。

・ 本租税特別措置等の減収額の将来推計について、「一般電気事業者 10 社の平成 25 年度の決算実績を基に資源エネルギー庁で試算した数字を記載。具体的には、平成 25 年度の一般電気事業者 10 社の、(収入割による税額×0.975%) + (付加価値割による課税標準額×0.48%) + (資本割による課税標準額×0.2%) で算出している」と算定に用いた数値の出典が示されているが、減収額の算定に用いた数値が不明なため、減収額について、算定に用いた数値を明らかにし、説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。



<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）  
 エネルギー基本計画（平成26年4月11日閣議決定）においては、「電力システム改革を始めとする制度改革は、エネルギー分野を開放し、優れた技術を有する異業種の事業者の参入を促進することとなり、こうした新規事業者がエネルギー分野の顧客との距離を狭め、新たな価値を見つけ出して新市場を創造していく重要な契機となるものであり、こうした取組により、エネルギー分野を我が国の経済成長を牽引する有望分野として発展させていく」と記載され、電力市場の活性化を我が国の経済成長を牽引するものとして位置付けている。  
 電気事業においては、料金規制事業であることを理由とした収入金課税が継続されているが、電力自由化の進展状況に鑑み、電力市場への新規参入を促進する観点から、他の一般の競争下にある企業との税制面でのイコールフットイングを図る必要がある。
- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③《租税特別措置等により達成しようとする目標》欄への補足説明）  
 他の一般の競争下にある企業との税制面でのイコールフットイングを図る税制措置が講じられれば、目標は達成される。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
 本措置の適用件数及び適用者数については、将来の電力市場への新規参入者数を予測することが困難であるため、平成26年8月末日時点での事業者数を記載している。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）  
 適用額については、新規参入者数の予測が困難であることに加え、一般電気事業者についても、原子力発電所の稼働状況が不透明で、決算見通しを未定としているため、一般電気事業者10社の平成25年度の決算実績を基に資源エネルギー庁で試算した数字を記載。  
 具体的には、平成25年度の一般電気事業者10社の、(収入割による税額×0.975%) + (付加価値割による課税標準額×0.48%) + (資本割による課税標準額×0.2%) で算出している。
- ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）  
 他の一般の競争下にある企業との税制面でのイコールフットイングを図る税制措置が講じられれば、目標は達成される。
- ⑭ 他の政策手段と役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）  
 他の一般競争下にある企業との税制面でのイコールフットイングを図ることが重要であり、本税制措置により、租税負担率を引き下げることが必要不可欠で、予算措置等の他の政策手段はない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更（地方税19）（法人事業税：義）
2	要望の内容	電気供給業の法人事業税について、現行の収入金額を課税標準とする方式から、他の一般の企業と同様の課税方式へと変更する。
3	担当部局	資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 昭和24年に、料金統制が行われていることを根拠に、電気供給業などについては収入金課税が創設され、現在まで継続されてきた。しかし、電気供給業については、平成17年4月から高圧の全ての需要家を対象として自由化範囲が拡大され、卸電力取引所取引が開始されるなど、一般の企業と同様の競争環境が整備されつつある。また、電力システム改革（本年、第2弾の関連法案が成立）により、間もなく全面自由化を迎える。 このように自由化が進展する中で、規制料金を前提とした課税を続けることは課税の平等性を損なうものであり、負担の重い税制は自由化の進展の阻害要件になりかねない。 上記を踏まえれば、電力自由化の進展状況に鑑み、他の一般の競争下にある企業との税制面でのイコールフットイングを図ることが必要である。 なお、平成15年度から26年度の税制改正大綱においても、電気供給業をはじめとする3業種については、これらの法人に対する課税方式を引き続き検討することが明記されている。
		《政策目的の根拠》 平成26年度与党税制改正大綱において、現在収入金額課税を行っている電気供給業、ガス供給業及び保険業に係る法人事業税の課税方式については、引き続き検討することとされている。（平成15～25年度税制改正大綱においても、同趣旨の記載有り。）
		② 政策体系における政策目的の位置付け 5. エネルギー・環境 5-3 電力・ガス
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 一般の競争下にある企業と同様の税制とすることで、課税の公平性を実現する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 租税負担率の業種間比較 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 「その他の事業」と同様の課税標準が組み入れられることにより、これまで

			の重い税負担が緩和されることが想定され、それによって、政策目的を実現するための資金を確保することが可能となる。
8	有効性等	① 適用数等	一般電気事業者(10社)、卸電気事業者(2社)、特定電気事業者(5社)及び特定規模電気事業者(300社強)、再エネ特措法における特定供給者などが対象となる。
		② 減収額	平成25年度ベース減収額(見込): 345億円程度(一般電気事業者10社計) ※現行の外形標準課税を導入した場合。 ※一般電気事業者より聴取。
		③ 効果ないし達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成26年4月～) 設備産業である電気事業において、本措置の減税額は投資のためのキャッシュフローとして代替することが予想される。また、一般電気事業者の電気料金については、省令によって、総括原価方式が採用されているため、減額される事業税額分については料金原価に織り込まれないため、電気料金の低廉化に資することとなり、結果的に需要家に還元されることとなる。 加えて、自由化の進展の阻害要因となりうる現行の課税環境について、他の一般の企業と遜色ない状況とすることのできる本措置は、極めて有効である。 《租税特別措置等による達成目標の実現状況》 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26年4月～) 措置が新設されない場合、これまでと同様に、多大な税負担を強いられることとなる。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成26年4月～) 本措置の直接の適用対象となるのは、電気供給業を行う法人であるが、電気事業者が負担する法人事業税は料金原価に算入されていることから、税負担が減少すれば、電気料金も低減することとなる。したがって、本措置の適用によって、電気の供給を受ける需要家も裨益することとなるため、特定の業界に対する支援とはならず、有効性が認められる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は、他業種との課税の公平性を担保するための措置であるため、補助金などの措置によって支援するのではなく、税制措置により支援することが適当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置との関係は無い。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	料金規制の有無を背景とした収入金課税において、電力小売市場の自由化の進展度合いを鑑み、他の一般の企業における課税状況とのイコールフットイングを図る本措置は、妥当なものである。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成25年8月



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の変更	府省名	経済産業省
税目	法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		<input type="checkbox"/>
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし		◎
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	<input type="checkbox"/>
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
  - 政策目的の根拠が不明なため、本租税特別措置等が政策体系の中で優先度や緊要性の高いものとして明確に位置付けられていることについて、法令や閣議決定等の名称及び該当部分の概要を明らかにし、説明する必要がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分  
 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。  
 [将来の見込み]
  - 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「本措置により、その他の産業との租税負担率の格差が是正されれば、ガス使用者の利益保護や、都市ガス事業の健全な発達（安定供給、保安の確保等）に向けた公平な競争条件が整備されるため、有効性が認められる」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。  
 また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
    - 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について、「…恒久措置適用後はガス料金の低下につながり、ガス需要家（約2,800万件）に対してより低廉なエネルギーが供給されることとなり、結果、広く消費者利益及び産業発展に資する」と説明されているが、測定指標（租税負担率の業種間比較）を用いていないため、当該測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

## &lt;点検結果表の別紙&gt;

## 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<租税特別措置等により達成しようとする目標>欄への補足説明）

本税制の課税標準が「その他の事業」と同一の扱いとなった時期が目標達成時期であり、適用の要望年度は平成27年度である。仮に要望年度の平成27年度において同一の扱いとなれば27年度が目標達成時期であり、また、段階的に同一の扱いに至れば、最終的に同一の扱いとなった時期が目標達成時期である。

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

現時点で適用される私営都市ガス事業者は記載のとおり181社であり、平成28年度及び29年度についても27年度と同程度と考えられる。適用の要望年度は平成27年度である。

- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

適用要望年度は平成27年度である。資源エネルギー庁が業界団体にヒアリング調査を依頼し、現時点で適用される私営都市ガス事業者181社のヒアリング結果から法人事業税を集計したものである（資本金1億円超のガス事業者と資本金1億円以下のガス事業者に区分）。

本要望が認められた場合の想定減収額は、現行制度での納税額（ガス事業者集計）から、①資本金1億円超のガス事業者については、収入金課税の枠組みに外形標準課税を組み入れた場合の納税見込額（注）を、②資本金1億円以下のガス事業者については、他の産業と同様の所得課税となった場合の納税見込額を、それぞれ差し引いた額になる。

なお、現状と同様の経営環境が続くと仮定すれば、平成28年度及び29年度の減収額も27年度と同規模になる。

（注）現行の収入金額による課税のうち3/4を収入割（他の産業は所得割）とし、残りを他の産業と同様の付加価値割（税率0.48%）、資本割（税率0.2%）としたもの。

## 平成25年度ベースの想定減収額

	都市ガス事業者 (公営事業者除く)	うち資本金1億円超 のガス事業者	うち資本金1億円 以下のガス事業者
現行制度での納税額 (ガス事業者調査値)	476億円	462億円	14億円
要望内容での納税見込額	390億円	[収入割3/4+外形] 385億円	[全て所得課税] 5億円
想定減収額	86億円	77億円	9億円

- ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）

適用要望年度は平成27年度である。また減収額は上記⑧に記したとおりであり、恒久措置適用後はガス料金の低下につながり、ガス需要家（約2,800万件）に対してより低廉なエネルギーが供給されることとなり、結果、広く消費者利益及び産業発展に資する。また、特に181社の私営事業

者の過半を占める中小事業者については、安定供給に向けた投資余力の確保及び経営の安定化にも寄与する。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の変更 (地方税20)(法人事業税:義)
2	要望の内容	ガス供給業の課税方式を、現行の収入金額を課税標準とする枠組みに、「その他の事業」と同様の課税標準を組み入れる。ただし、中小ガス事業者については「その他の事業」と同一の扱いとする(新設、新たな課税標準導入に伴う所要の税率の変更を含む)。
3	担当部局	資源エネルギー庁 ガス市場整備課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	① 必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》                      ガス供給業には、法人事業税の課税標準として収入金額が適用されていることから、「その他の事業」に比べ不公平な扱いとなっており、課税方式を改める目的は、課税の公平性を確立することである。                      したがって、ガス供給業においても、一般の競争下にある企業と同様の税制とすることが必要である。</p> <p>《政策目的の根拠》                      地方税法が3業種(電気、ガス、保険)のみ収入金課税としていることは、租税原則の「課税の公平性」に反する(その他の産業は所得課税)。                      これまで、ガス供給業の課税標準が収入金額とされている理由は、①地域独占企業で料金認可制により価格転嫁が容易であること、②料金認可制では所得が低く抑えられるため所得課税方式では事業規模に見合った税負担とならないこと、と言われているが、その前提は大きく変化している。                      具体的には、ガス事業に対する規制緩和は、大口需要に対する自由化範囲が平成16年4月から50万m3以上に、19年4月からはさらに10万m3以上(全販売量の約65%)へと拡大された。また、一方で既に、近時はLPGや灯油等との競争に加え、オール電化住宅の攻勢により競争が激化するなど、ガス事業を取り巻くエネルギー間競争は熾烈を極めており、事業税の価格転嫁が容易という状況にはない。                      さらに、現在、総合資源エネルギー調査会基本政策分科会ガスシステム改革小委員会では、ガス小売事業の全面自由化等が議論されているところである。                      なお、平成15年度から平成26年度の税制改正大綱においても、現在収入金額課税を行っている電気供給業、ガス供給業及び保険業の3業種に係る法人に対する課税方式については、引き続き検討することが明記されている。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	5. エネルギー・環境 5-3 電気・ガス
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》                      ガス供給業は、法人事業税として収入金額(ガス売上)に課税されることから、他の一般企業と同等の課税環境を整備することを通じて、課税の公平性を図る。</p>

8	有効性等	① 適用数等	<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》                      租税負担率の業種間比較</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》                      ガス使用者の利益保護や、都市ガス事業の健全な発達(安定供給、保安の確保等)に向けた公平な競争条件を確保することが可能となる。</p> <p>本措置の適用を受けている私営都市ガス事業者約180社(うち約6割は経営基盤が脆弱な中小事業者(資本金1億円以下))。                      本措置によっても、ガス供給業を行う全ての法人が対象となるため、想定外に僅少となることはない。</p>
		② 減収額	<p>平成25年度ベース想定減収額(見込み)                      86億円程度(適用181社計)                      注1. 地方法人特別税を含む。                      注2. 出典:都市ガス事業者調べ(平成25年度決算から試算)</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間: ~ )                      —</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: ~ )                      —</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間: 27年度~ )                      本措置は特定の産業に対する「支援の創設」ではなく、特定の産業(都市ガス事業)に対する「課税の不公平」を是正するものである。                      本措置による効果は、ガス使用者に広く還元されるものであり、一個人や企業等に対して支援を行う補助金制度よりも税制による支援の方が適している。                      本措置がない場合、その他の産業との租税負担率の格差が改善されない。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: 27年度~ )                      本措置により、その他の産業との租税負担率の格差が是正されれば、ガス使用者の利益保護や、都市ガス事業の健全な発達(安定供給、保安の確保等)に向けた公平な競争条件が整備されるため、有効性が認められる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>公正な競争条件を確保するためには、課税方式を他の一般の企業と同様とすることにより、その他の産業との租税負担率の格差を是正するものであり、税制措置により行うことが適当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>補助金等、同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等はない。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>ガス事業における規制緩和は、大口需要の自由化範囲が平成19年4月から10万m3以上(全販売量の約65%)まで拡大するなど、着実に進展する中、他の一般の企業と同様の課税方式とする本措置は、公平な競争条件を確保する観点から妥当である。                      本措置の効果は、都市ガス事業者に留まらず、ガス使用者(約2,800万件)に広く還元されるものである。</p>
10	有識者の見解	—	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成25年8月	



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（鉱さいバラス製造業）	府省名	経済産業省
税目	軽油引取税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
  - 所期における本租税特別措置等により達成しようとする目標の達成状況が説明されていないため、所期の目標が既に達成されていないかを示した上で、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を明らかにする必要がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
  - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
    - 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（鉱さいバラス製造業者数、鉄鋼製造工程で生成される鉱さいのリサイクル率、鉄鋼製造工程で生成される鉱さいによって削減されるCO2排出量）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。
  - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「安定的な鉱さいバラスの供給が、リサイクルを通じた省エネルギー・省資源・CO2削減効果を生み、加えて、今後の東北地方の本格的な震災復旧・復興にも大きく資するものである」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、過去における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「鉱さいバラス製造業者数 17 社、鉄鋼製造工程で生成される鉱さいのリサイクル率 99.7%、鉄鋼製造工程で生成される鉱さいによって削減されるCO2排出量 768 万 t(平成 25 年度)」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「安定的な鉱さいバラスの供給が、リサイクルを通じた省エネルギー・省資源・CO2削減効果を生み、加えて、今後の東北地方の本格的な震災復旧・復興にも大きく資するものである」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について、「鉱さいバラス製造業者数 17 社、鉄鋼製造工程で生成される鉱さいのリサイクル率 99.4%、



鉄鋼製造工程で生成される鉱さいによって削減されるCO<sub>2</sub>排出量 694 万 t (平成 26 年度)」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

#### <点検結果表の別紙>

#### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中 7 ①<政策目的の根拠>欄への補足説明）
 

鉱さいバラス製造業者が製造する鉄鋼スラグを活用した混合セメントの利用拡大は、2013 年 3 月 15 日開催の政府地球温暖化対策推進本部において決定された「当面の地球温暖化対策に関する方針」の新たな地球温暖化対策計画の策定までの間の取組方針において、「地球温暖化対策を切れ目なく推進する必要性に鑑み、新たな地球温暖化対策計画の策定に至るまでの間においても、地方公共団体、事業者及び国民には、それぞれの取組状況を踏まえ、京都議定書目標達成計画に掲げられたものと同等以上の取組を推進することを求めることとし、政府は、地方公共団体、事業者及び国民による取組を引き続き支援することで取組の加速を図ること」から、生産工程で二酸化炭素排出の少ない混合セメントの利用拡大や、廃棄物等の発生抑制、資源や製品等の循環資源の再利用・再生利用の推進は政策的位置付けが明らかである。また、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）においても、副産物に係る再生資源の有効な利用を図る上で特に必要なものとして、鉄鋼スラグが政令で指定されている。さらに、グリーン購入法（平成 12 年法律第 100 号）においても、国等の機関が特に重点的に調達を推進する環境物品等の種類である「特定調達品目」として指定されている。

以上のようなことから、本要望の政策目的の優先度や緊要性が高いことは明らか。
- ② 所期の目標の達成状況（評価書中 8 ③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）
  - ・ セメント材料等へのリサイクルを通じた資源有効利用の促進の結果、リサイクル率は 99.7%と 99%台のリサイクル率をキープすることで、鉱さいバラス製造業事業は、一部中小企業においては難しい環境であるものの経営安定を維持している。
  - ・ 省エネルギー・省資源の観点からは、リサイクル率 99.7%によって年間約 4 千万トンの鉄鋼スラグが石灰石の代替材として利用された。
  - ・ リサイクル率 99.7%によって資源有効利用された鉄鋼スラグの約 46%である年間約 19 百万トンが、セメント用として利用されていることから約 768 万トンのCO<sub>2</sub>排出削減となっている。
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中 8 ①「適用数等」欄への補足説明）
 

地方税法第 758 条第 2 項の規定に基づき国会に提出された「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」では、地方税法附則第 12 条の 2 の 7 第 1 項に基づく軽油引取税の課税免除の特例措置について、鉱さいバラス製造業に限定した適用額が記載されていないため、同報告書の適用額を用いていない。
- ⑤ 僅少・偏りの状況（評価書中 8 ①「適用数等」欄への補足説明）
 

過去 5 年間の適用数等の平均値は件数で 17 件、軽油使用量で 16,966kL、リサイクル率 99.4%であり、前回要望時の想定適用数等である 16 件、16,928kL、リサイクル率 99.0%と比較して想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていない。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中 8 ①「適用数等」欄への補足説明）

適用件数は平成 26 年度において本租税特別措置等を利用している鉱さいバラス製造業者数を集計したもの。軽油使用量は平成 26 年度において本租税特別措置等を利用している鉱さいバラス製造業者の課税免除額の見込額を集計した額（563 百万円）を税率 32,100 円/kL で割り戻したもの。平成 27 年度、28 年度及び 29 年度における適用件数及び軽油使用量についても、26 年度見込みと同程度を予測する。

また、過去 5 年の平均値を見ても件数 17 件、軽油使用量で 16,966kL であった。

⑦ 減収額の実績把握（評価書中 8②「減収額」欄への補足説明）

地方税法第 758 条第 2 項の規定に基づき国会に提出された「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」では、地方税法附則第 12 条の 2 の 7 第 1 項に基づく軽油引取税の課税免除の特例措置について、鉱さいバラス製造業に限定した適用額が記載されていないため、同報告書の適用額を用いていない。

⑧ 減収額の将来予測（評価書中 8②「減収額」欄への補足説明）

減収額は平成 26 年度において本租税特別措置等を利用している鉱さいバラス製造業者の課税免除額の見込額を集計したもの（5.6 億円）。平成 27 年度、28 年度及び 29 年度における減収額については、26 年度見込額と同程度を予測する。

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中 9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

製造される鉱さいバラスの量は鉄鋼生産量に連動するものであり、その生産量は経済情勢の変化に影響される。このため、鉱さいバラス製造業者が使用する軽油の見込量を正確に予測することは困難であり、予算措置等による対応は困難である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（鉱さいバラス製造業） （地方税21）（軽油引取税：外）
2	要望の内容	鉱さいバラス製造業を営む者の事業場内においてもつばら鉱さいの破碎、鉱さいバラスの集積・積み込みのために使用する機械の動力源の用途に供する軽油について、1kl につき 32,100 円（32.1 円/l）の課税免除の延長。
3	担当部局	製造産業局 鉄鋼課 製鉄企画室
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和39年度（創設） 課税免除対象用途は「鉱さいバラスの集積等のために使用する機械の動力源」  平成21年度法制改正により軽油引取税は目的税（道路特会財源）から普通税に改められたことにより、使用制限が廃止。課税免除措置については3年（平成21年度～平成23年度末）存続。さらに、平成24年度法制改正により、3年（平成24年度～平成26年度末）存続。
6	適用又は延長期間	延長 平成27年4月1日～平成30年3月31日（3年間）
7	① 必要性等	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ものづくり産業における基礎物資である鋼材の安定的な供給、安全・安心な国民生活や環境問題の解決につながるものづくり等を推進することによって、我が国製造業の国際競争力強化を実現する。また、鉱さいのリサイクルを通じた資源の有効利用促進、省エネルギー・省資源、CO2排出削減を促進する。 《政策目的の根拠》 幅広い産業で活用される鋼材の生産工程において必然的に生じる副産物である鉱さいを再生資源に利用できるよう加工する鉱さいバラス製造業は、その半数以上が中小企業者であり、我が国の基幹産業である鉄鋼業の発展を支える重要な位置づけを担っている。また、鉱さいバラスは平成12年に制定されたグリーン購入法の公共工事における「特定調達物品」として指定され、土木資材として全国各地で有効利用されており、省資源・省エネルギーの観点からリサイクル材としての役割はますます重要となっている。 さらに、セメント、コンクリート骨材、道路路盤材等の材料として、安定的な鉱さいバラスの供給が、今後の東北地方の本格的な震災復旧・復興にも大きく資するものである。よって、本税制措置は必要不可欠である。
		② 政策体系における政策目的の位

	置付け																								
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>鉱さいパラス製造業の経営安定及びセメント材料等へのリサイクルを通じた資源有効利用の促進、省エネルギー・省資源、CO2 排出削減。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉱さいパラス製造業社数</li> <li>・鉄鋼製造工程で生成される鉱さいのリサイクル率</li> <li>・鉄鋼製造工程で生成される鉱さいによって削減されるCO2排出量</li> </ul> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>鉱さいパラスのセメント材料等への広範な有効利用により、鉄鋼製造工程で生成される鉱さいのリサイクル率は99%であり、高炉セメント利用により1トンあたりのCO2 排出量は40%削減でき、高炉セメントは年間1,500万トン生産されていることから資源・エネルギーの節約、地球温暖化の防止、資源の有効利用の促進が図られている。</p>																							
	8 有効性等	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>件数</td> <td>軽油使用量</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>15 件</td> <td>17,290KL</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>17 件</td> <td>16,760KL</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>17 件</td> <td>17,165KL</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>17 件</td> <td>16,324KL</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>17 件</td> <td>17,290KL</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>17 件</td> <td>17,539KL</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>17 件</td> <td>17,539KL</td> </tr> </table> <p>平成26、27年度は推計値（鐵鋼スラグ協会調べ）</p>		件数	軽油使用量	平成21年度	15 件	17,290KL	平成22年度	17 件	16,760KL	平成23年度	17 件	17,165KL	平成24年度	17 件	16,324KL	平成25年度	17 件	17,290KL	平成26年度	17 件	17,539KL	平成27年度	17 件
	件数	軽油使用量																							
平成21年度	15 件	17,290KL																							
平成22年度	17 件	16,760KL																							
平成23年度	17 件	17,165KL																							
平成24年度	17 件	16,324KL																							
平成25年度	17 件	17,290KL																							
平成26年度	17 件	17,539KL																							
平成27年度	17 件	17,539KL																							
	② 減収額	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>減収額</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>5.6 億円</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>5.4 億円</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>5.5 億円</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>5.2 億円</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>5.6 億円</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>5.6 億円</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>5.6 億円</td> </tr> </table> <p>平成26、27年度は推計値（鐵鋼スラグ協会調べ）</p>		減収額	平成21年度	5.6 億円	平成22年度	5.4 億円	平成23年度	5.5 億円	平成24年度	5.2 億円	平成25年度	5.6 億円	平成26年度	5.6 億円	平成27年度	5.6 億円							
	減収額																								
平成21年度	5.6 億円																								
平成22年度	5.4 億円																								
平成23年度	5.5 億円																								
平成24年度	5.2 億円																								
平成25年度	5.6 億円																								
平成26年度	5.6 億円																								
平成27年度	5.6 億円																								

	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成21年4月～平成30年3月)</p> <p>本措置により、鉱さいパラスの破碎、集積・積み込みのために使用する機械の動力源の用途に使用される軽油に係る軽油引取税の課税が免除され、事業者の経営安定の確保と低廉かつ安定的な鋼材の供給が図られている。また、鉱さいパラスのセメント材料等への広範な有効利用により、資源・エネルギーの節約、地球温暖化の防止、資源の有効利用促進に大きく貢献している。(鉄鋼製造工程で生成される鉱さいの約99%が鉱さいパラスとしてリサイクルされている)。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成21年4月～平成30年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉱さいパラス製造業社数 17社</li> <li>・鉄鋼製造工程で生成される鉱さいのリサイクル率 99.7%</li> <li>・鉄鋼製造工程で生成される鉱さいによって削減されるCO2排出量 768万t (平成25年度)</li> </ul> <p>平成26年度以降は推計値</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>21年度</td> <td>22年度</td> <td>23年度</td> <td>24年度</td> <td>25年度</td> <td>26年度</td> <td>27年度</td> <td>28年度</td> <td>29年度</td> </tr> <tr> <td>製造業者数</td> <td>15社</td> <td>17社</td> <td>17社</td> <td>17社</td> <td>17社</td> <td>17社</td> <td>17社</td> <td>17社</td> <td>17社</td> </tr> <tr> <td>リサイクル率</td> <td>99.2</td> <td>99.2</td> <td>99.2</td> <td>99.5</td> <td>99.7</td> <td>99.4</td> <td>99.4</td> <td>99.4</td> <td>99.4</td> </tr> <tr> <td>CO2削減量(万t)</td> <td>599</td> <td>650</td> <td>705</td> <td>750</td> <td>768</td> <td>694</td> <td>694</td> <td>694</td> <td>694</td> </tr> </table>		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	製造業者数	15社	17社	17社	17社	17社	17社	17社	17社	17社	リサイクル率	99.2	99.2	99.2	99.5	99.7	99.4	99.4	99.4	99.4	CO2削減量(万t)	599	650	705	750	768	694	694	694	694
			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度																															
		製造業者数	15社	17社	17社	17社	17社	17社	17社	17社	17社																															
リサイクル率	99.2	99.2	99.2	99.5	99.7	99.4	99.4	99.4	99.4																																	
CO2削減量(万t)	599	650	705	750	768	694	694	694	694																																	
9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥	<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成21年4月～平成30年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営の悪化</li> </ul> <p>鉱さいの安定的なリサイクルが行われなくなり、省エネルギー・省資源・CO2削減効果が損なわれるおそれ。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成21年4月～平成30年3月)</p> <p>セメント、コンクリート骨材、道路路盤材等の材料として、安定的な鉱さいパラスの供給が、リサイクルを通じた省エネルギー・省資源・CO2削減効果を生み、加えて、今後の東北地方の本格的な震災復旧・復興にも大きく資するものである。</p>																																								
		<p>本措置が廃止され、軽油に課税された場合、その半数以上が中小企業者である鉱さいパラス製造業者の経営が悪化し、鉱さいの安定的なリサイクルが行われなくなるおそれがあり、こうした状況を回避するためにも、本制度は妥当である。また、鉱さいパラスは、セメント材料等として、石炭・石灰石の節約、省エネルギー、CO2排出量の削減に大きく寄与するとともに、平成12年に制定されたグリーン購入法の公共工事における「特定調達物品」にも指定されており、リサイクル材としての役割は極めて重要である。</p>																																								

	当 性 等	
②	他 の 支 援 措 置 や 義 務 付 け 等 と の 役 割 分 担	他の支援措置はなし。
③	地 方 公 共 団 体 が 協 力 す る 相 当 性	リサイクル材として安定的な鉱さいの利用は、最終処分される廃棄物の削減となり、地方公共団体が行う廃棄物処理の負担軽減に寄与する。
10	有識者の見解	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成23年8月



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（生コンクリート製造業）	府省名	経済産業省
税目	軽油引取税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	◎
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
  - 政策目的（生コンクリート製品の円滑かつ低廉な供給による、社会資本整備等の促進を通じた我が国産業、経済の発展及び生コンクリート製造業者の経営の安定を通じた同産業での雇用の安定化）の根拠が不明なため、本租税特別措置等が政策体系の中で優先度や緊要性の高いものとして明確に位置付けられていることについて、法令や閣議決定等の名称及び該当部分の概要を明らかにし、説明する必要がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
  - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
    - 本租税特別措置等の効果を測るための定性的な測定指標（生コンクリートの大幅な価格上昇の抑制や供給量の安定化、同産業における急激な雇用減の回避）が設定されているが、定量的な測定指標が設定できない理由が示されていないため、定量的に設定できない適切な理由を明らかにする必要がある。
      - 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。
  - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
 

【過去の実績】

    - 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せず税収減を是認するような効果が「本措置は当該事業の経営基盤の安定化に大きく寄与し、生コンクリートの円滑かつ低廉な供給や雇用の維持に有効な手段である」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、過去における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。
 

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

      - 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「生コンクリートの市場価格について、近年10年間に於いて1%程度の変動で推移し、低廉で安定的な供給が行われている。また、現在のところ急激な雇用者の減少などにはつながっていない」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

【将来の見込み】

    - 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せず税収減を是認するような効果が、「本税制の効果により、国民生活を維持する社会資本整備や住宅等の建設における重要な基礎資材である生コンクリートが、低廉な価格でかつ安定的な供給を継続的に行うことが可能となっている。また、将来においても同程度の効果が見込まれることから、税収減を是認する効果があると考えている」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について、「これらは将来においても同程度の効果があるものと想定される」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

#### <点検結果表の別紙>

#### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7②「政策体系における政策目的の位置付け」欄への補足説明）  
政策体系における政策目的の位置付けは「4. 中小・地域 4-3 経営安定化・取引適正化」であり、生コンクリートは、国民生活を維持する社会資本整備や住宅等の建設には必要不可欠な基礎資材であり、また生コンクリート製造事業者のほとんどが中小企業であることから、その経営の安定を通じ、低廉かつ安定的な供給を図ることが必要である。
- ② 所期の目標の達成状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）  
国民生活を維持する社会資本整備や住宅等の建設における重要な基礎資材である生コンクリートが、低廉な価格でかつ品切れ等がなく安定的な供給が行われることが目標であり、特定の目標値及び時期における達成状況を設定・把握することは困難である。  
あくまで事後的な評価手法として、継続的な価格の安定が図られていることをもって、安定供給がなされていることを説明しており（生コンクリートの市場価格については、前回の平成23年度要望時以降も1%程度の変動で推移している。）、今後も継続的な安定供給を図るためには、本租税特別措置等を引き続き実施する必要がある。
- ⑤ 僅少・偏りの状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
前回の平成23年度要望時は22年度以降の適用件数を95件と想定しており、その実績も90件程度で推移しているため、想定外に僅少とはなっていない。  
また、生コンクリート製造業は中小企業比率が99%と大きいため、本租税特別措置等の適用が特定の大企業に偏ったものとはなっていない。  
さらに、生コンクリート製造業の場合、軽油引取税の課税免除の特例対象となる事業者は、地方税法施行令附則第10条の二の二第6項の規定により、「製造した生コンクリートを事業場外において自ら運搬するものを除く」とされており、全ての生コンクリート製造事業者が対象とはなっていない。  
その一方、上記の適用条件（コンクリートミキサー車を自社保有していない者）に合致した事業者での適用は決して少ないものではなく、当課で生コンクリート製造事業者を対象に実施したアンケート調査では、コンクリートミキサー車を保有していない事業者のうち、41%程度の事業者が本制度を適用しているとの回答があり、相当数の事業者が適用していると言える。
- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）  
本税制の効果により、国民生活を維持する社会資本整備や住宅等の建設における重要な基礎資材である生コンクリートが、低廉な価格でかつ安定的な供給を継続的に行うことが可能となっている。また、将来においても同程度の効果が見込まれることから、税収減を是認する効果があると考えている。

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

公共事業や民間の建築事業等の需要量に応じて生産量が左右される生コンクリートについて、その生産量をあらかじめ予測できないことから補助金等の予算措置による対応は困難である。

⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

他の政策手段はない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（生コンクリート製造業） （地方税22）（軽油引取税：外）
2	要望の内容	生コンクリート製造業を営む者の事業場内において、専ら骨材の積卸しのために使用するフォークリフト等の機械の動力源の用途に供する軽油について、1kLにつき32,100円（32.1円/L）の課税免除の延長。
3	担当部局	製造産業局住宅産業窯業建材課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成13年度 創設 平成21年度 3年間延長 平成24年度 3年間延長
6	適用又は延長期間	平成27年4月1日～平成30年3月31日（3年間）
7	① 必要性等及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>土木・建築用の重要な基礎資材である生コンクリートを円滑かつ低廉に供給することにより、国民生活を維持する社会資本整備や住宅等の建設を促進し、我が国産業、経済の発展を図るとともに、中小企業である生コンクリート製造業者の経営の安定を通じてこれら産業での雇用の安定を図る</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>生コンクリートは、社会資本整備や土木建築分野に不可欠な基礎資材であり、道路や橋、鉄道、空港・港湾等のほか、各種防災、災害復旧工事など、我々の社会生活に必要な構造物の建設にとって不可欠な建設資材等である。</p> <p>一方、こうした生コンクリートを製造する事業場内で使用するフォークリフトやホイールローダー等で使用する軽油は、運輸業のトラック等と異なり、他の動力等に転換することができない。また、こうした事業者の殆どが経営基盤の脆弱な中小企業（中小企業比率99%）であり、軽油引取税による課税があった場合に、その負担を下流のゼネコン等に価格転嫁しにくい状況にある。</p> <p>こうしたことから、サプライチェーンの中で弱い立場にある生コンクリート製造業者に自社の経営努力では回避し得ない課税を行うことは、こうした事業者の経営状態と雇用に大きな影響を与えることとなり、ひいては社会インフラ等の整備に不可欠な生コンクリートの安定的供給に支障を及ぼす可能性がある。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	経営安定・取引適正化



	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業である生コンクリート製造業者の経営の安定化を通じて雇用の安定を図り、また、土木・建築用の重要な基礎資材である生コンクリートの円滑で低廉な供給を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 生コンクリートの大幅な価格上昇の抑制や供給量の安定化、同産業における急激な雇用減の回避。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 中小企業比率が高く下流産業に価格転嫁が難しい生コンクリート製造業者の経営の安定を通じて急激な価格上昇の抑制を図ることは、円滑な生コンクリートの供給につながるほか、生コンクリート製造産業における雇用の維持に寄与する。</p>																														
8	有効性等	<table border="1"> <tr> <th>(年度)</th> <th>(適用件数)</th> <th>(適用数量 (kL))</th> </tr> <tr><td>平成21年度</td><td>95</td><td>2,617</td></tr> <tr><td>平成22年度</td><td>90</td><td>864</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td>93</td><td>781</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>90</td><td>809</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>90</td><td>809</td></tr> <tr><td>平成26年度</td><td>90</td><td>809</td></tr> <tr><td>平成27年度</td><td>90</td><td>809</td></tr> <tr><td>平成28年度</td><td>90</td><td>809</td></tr> <tr><td>平成29年度</td><td>90</td><td>809</td></tr> </table> <p>出所：総務省「道府県税の課税状況等に関する調」、平成25年度以降は経済産業省試算（生産量の予測が困難なため同数と見込む。）</p>	(年度)	(適用件数)	(適用数量 (kL))	平成21年度	95	2,617	平成22年度	90	864	平成23年度	93	781	平成24年度	90	809	平成25年度	90	809	平成26年度	90	809	平成27年度	90	809	平成28年度	90	809	平成29年度	90	809
(年度)	(適用件数)	(適用数量 (kL))																														
平成21年度	95	2,617																														
平成22年度	90	864																														
平成23年度	93	781																														
平成24年度	90	809																														
平成25年度	90	809																														
平成26年度	90	809																														
平成27年度	90	809																														
平成28年度	90	809																														
平成29年度	90	809																														
	② 減収額	<table border="1"> <tr> <th>(年度)</th> <th>(減税額 (百万円))</th> </tr> <tr><td>平成21年度</td><td>84</td></tr> <tr><td>平成22年度</td><td>28</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td>25</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>26</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>26</td></tr> <tr><td>平成26年度</td><td>26</td></tr> <tr><td>平成27年度</td><td>26</td></tr> <tr><td>平成28年度</td><td>26</td></tr> <tr><td>平成29年度</td><td>26</td></tr> </table> <p>出所：総務省「道府県税の課税状況等に関する調」、平成25年度以降は経済産業省試算（生産量の予測が困難なため同数と見込む。）</p>	(年度)	(減税額 (百万円))	平成21年度	84	平成22年度	28	平成23年度	25	平成24年度	26	平成25年度	26	平成26年度	26	平成27年度	26	平成28年度	26	平成29年度	26										
(年度)	(減税額 (百万円))																															
平成21年度	84																															
平成22年度	28																															
平成23年度	25																															
平成24年度	26																															
平成25年度	26																															
平成26年度	26																															
平成27年度	26																															
平成28年度	26																															
平成29年度	26																															
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成21年4月～平成26年3月) 生コンクリートの市場価格について、主要原料であるセメントの価格変動による要因を除き比較的安定しており、近年10年間に於いて1%程度の変動で推移し、低廉で安定的な供給が行われている。また、現在のところ急激な雇用者の減少などにはつながっていない。これらは将来においても同程度の効果があるものと想定される。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>セメント(原料)</td> <td>生コンクリート</td> </tr> <tr> <td>平成21年</td> <td>106.0%</td> <td>101.7%</td> </tr> </table>		セメント(原料)	生コンクリート	平成21年	106.0%	101.7%																								
	セメント(原料)	生コンクリート																														
平成21年	106.0%	101.7%																														

		<table border="1"> <tr> <td>平成22年</td> <td>101.7%</td> <td>103.5%</td> </tr> <tr> <td>平成23年</td> <td>100.0%</td> <td>99.0%</td> </tr> <tr> <td>平成24年</td> <td>101.0%</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>平成25年</td> <td>100.0%</td> <td>101.4%</td> </tr> </table> <p>出所：(一財)経済調査会「積算資料」 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成21年4月～平成26年3月) 同上</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成21年4月～平成26年3月) アンケート調査によれば、本措置が廃止された場合には、現在本措置を活用している事業者のうち6%の事業者が平均2人の従業員の削減を考えると回答している。 このように、本措置の撤廃は、事業者の経営の安定や雇用の維持など業界全体に大きな影響を及ぼす恐れがあり、また、こうした経営状況の悪化等により、生コンクリートの円滑な供給に大きな支障が生じる可能性がある。</p> <p style="text-align: center;"><b>税制の適用がなくなった場合の事業者の対応</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応内容</th> <th colspan="2">具体的内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>従業員の削減</td> <td>6%</td> <td>平均2人程度人員を削減</td> </tr> </tbody> </table> <p>(資料) アンケート調査</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成21年4月～平成26年3月) 前記のとおり、アンケート調査によれば、6%の事業者が平均2人の従業員の削減を考えると回答しており、本措置は、昨今の厳しい雇用情勢の中、地域の雇用維持に大きく貢献している。 さらに、生コンクリートの市場価格についても、主要原料であるセメントの価格変動による要因を除き比較的安定しており、近年10年間に於いて1%程度の変動で推移していることから、製品の低廉かつ安定的な供給が確保されてきたところである。 したがって、本措置は当該事業の経営基盤の安定化に大きく寄与し、生コンクリートの円滑かつ低廉な供給や雇用の維持に有効な手段である。</p>	平成22年	101.7%	103.5%	平成23年	100.0%	99.0%	平成24年	101.0%	100.0%	平成25年	100.0%	101.4%	対応内容	具体的内容		従業員の削減	6%	平均2人程度人員を削減
平成22年	101.7%	103.5%																		
平成23年	100.0%	99.0%																		
平成24年	101.0%	100.0%																		
平成25年	100.0%	101.4%																		
対応内容	具体的内容																			
従業員の削減	6%	平均2人程度人員を削減																		
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等 本措置の存廃は、土木・建築用の基礎資材として使用される生コンクリートの円滑かつ低廉な供給の確保や経営基盤が脆弱な当該事業者の経営安定等に大きな影響がある。 本措置が廃止された場合には、これら事業者の経営不安定化の要因となり、製品の安定供給にも支障が生じる可能性がある。このため、本措置はこうした事態を回避し、国民生活に直結した土木・建築工事に必要な物資の安定供給と当該産業での雇用の安定化に貢献する有効な措置である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 他の支援措置との関係はない。</p>																		

	③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	本措置により、製品の円滑かつ低廉な供給と、中小企業である生コンクリート製造業者の経営の安定と雇用の維持が図られており、地域経済の発展に大きく寄与している。
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 23 年 8 月



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（セメント製品製造業）	府省名	経済産業省
税目	軽油引取税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	◎
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
  - 政策目的（セメント製品の円滑かつ低廉供給による、社会資本整備等の促進を通じた我が国産業、経済の発展及びセメント製品製造業者の経営の安定を通じた同産業での雇用の安定化）の根拠が不明なため、本租税特別措置等が政策体系の中で優先度や緊要性の高いものとして明確に位置付けられていることについて、法令や閣議決定等の名称及び該当部分の概要を明らかにし、説明する必要がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
  - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
    - 本租税特別措置等の効果を測るための定性的な測定指標（セメント製品の大幅な価格上昇の抑制や供給量の安定化、同産業における急激な雇用減の回避）が設定されているが、定量的な測定指標が設定できない理由が示されていないため、定量的に設定できない適切な理由を明らかにする必要がある。
      - 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。
  - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
 

【過去の実績】

    - 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せず税収減を是認するような効果が「本措置は当該事業の経営基盤の安定化に大きく寄与し、セメント製品の円滑かつ低廉供給や雇用の維持に有効な手段である」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、過去における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。  
 また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
      - 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「セメント製品の市場価格について、近年10年間において1%程度の変動で推移し、低廉で安定的な供給が行われている。また、現在のところ急激な雇用者の減少などにはつながらず」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

【将来の見込み】

    - 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せず税収減を是認するような効果が「本税制の効果により、国民生活を維持する社会資本整備や住宅等の建設における重要な基礎資材であるセメント製品が、低廉な価格でかつ安定的な供給を継続的に行うことが可能となっている。また、将来においても同程度の効果が見込まれることから、税収減を是認する効果があると考えている」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について、「これらは将来においても同程度の効果があるものと想定される」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

#### <点検結果表の別紙>

#### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7②「政策体系における政策目的の位置付け」欄への補足説明）  
政策体系における政策目的の位置付けは「4. 中小・地域 4-3 経営安定化・取引適正化」であり、セメント製品は、国民生活を維持する社会資本整備や住宅等の建設には必要不可欠な基礎資材であり、またセメント製品製造事業者のほとんどが中小企業であることから、その経営の安定を通じて、低廉かつ安定的な供給を図ることが必要である。
- ② 所期の目標の達成状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）  
国民生活を維持する社会資本整備や住宅等の建設における重要な基礎資材であるセメント製品が、低廉な価格でかつ品切れ等がなく安定的な供給が行われることが目標であり、特定の目標値及び時期における達成状況を設定・把握することは困難である。  
あくまで事後的な評価手法として、継続的な価格の安定が図られていることをもって、安定供給がなされていることを説明しており（セメント製品の市場価格については、前回の平成23年度要望時以降も1%程度の変動で推移している。）、今後も継続的な安定供給を図るためには、本租税特別措置等を引き続き実施する必要がある。
- ⑤ 僅少・偏りの状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
前回の平成23年度要望時は22年度以降の適用件数を1,091件と想定しており、その実績も1,011件程度で推移しているため、想定外に僅少とはなっていない。  
セメント製品製造業は中小企業比率が99%と大きいいため、本租税特別措置等の適用が特定の大企業に偏ったものとはなっていない。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）  
算定に誤りがあったため、平成23年度の減収額は552百万円となる（平成23年度の適用数量17,191 kLに軽油引取税（32,100円/kL）を乗じた）。
- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）  
本税制の効果により、国民生活を維持する社会資本整備や住宅等の建設における重要な基礎資材であるセメント製品が、低廉な価格でかつ安定的な供給を継続的に行うことが可能となっている。また、将来においても同程度の効果が見込まれることから、税収減を是認する効果があると考えている。
- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）  
公共事業や民間の建築事業等の需要量に応じて生産量が左右されるセメント製品について、その生産量をあらかじめ予測できないことから補助金等の予算措置による対応は困難である。

⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

他の政策手段はない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（セメント製品製造業） （地方税23）（軽油引取税：外）
2	要望の内容	セメント製品製造業を営む者の事業場内において、専らセメント製品又はその原材料の積卸しのために使用するフォークリフト等の機械の動力源の用途に供する軽油について、1kLにつき32,100円（32.1円/L）の課税免除の延長。
3	担当部局	製造産業局住宅産業窯業建材課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和56年度 創設 平成21年度 3年間延長 平成24年度 3年間延長
6	適用又は延長期間	平成27年4月1日～平成30年3月31日（3年間）
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 土木・建築用の重要な基礎資材であるセメント製品を円滑かつ低廉に供給することにより、国民生活を維持する社会資本整備や住宅等の建設を促進し、我が国産業、経済の発展を図るとともに、中小企業であるセメント製品製造業者の経営の安定を通じてこれら産業での雇用の安定を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 コンクリート管やコンクリートブロック等のセメント製品は、社会資本整備や土木建築分野に不可欠な基礎資材であり、道路や橋、鉄道、空港・港湾等のほか、各種防災、災害復旧工事など、我々の社会生活に必要な構造物の建設にとって不可欠な建設資材等である。 一方、こうしたセメント製品を製造する事業場内で使用するフォークリフトやホイールローダー等で使用する軽油は、運輸業のトラック等と異なり、他の動力等に転換することができない。また、こうした事業者の殆どが経営基盤の脆弱な中小企業（中小企業比率99%）であり、軽油引取税による課税があった場合に、その負担を下流のゼネコン等に価格転嫁しにくい状況にある。 こうしたことから、サプライチェーンの中で弱い立場にあるセメント製品製造業者に自社の経営努力では回避し得ない課税を行うことは、こうした事業者の経営状態と雇用に大きな影響を与えることとなり、ひいては社会インフラ等の整備に不可欠なセメント製品の安定的供給に支障を及ぼす可能性がある。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	経営安定・取引適正化

	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業であるセメント製品製造業者の経営の安定化を通じて雇用の安定を図り、また、土木・建築用の重要な基礎資材であるセメント製品の円滑で低廉な供給を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 セメント製品の大幅な価格上昇の抑制や供給量の安定化、同産業における急激な雇用減の回避。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 中小企業比率が高く下流産業に価格転嫁が難しいセメント製品製造事業者の経営の安定を通じて急激な価格上昇の抑制を図ることは、円滑なセメント製品の供給につながるほか、セメント製品製造産業における雇用の維持に寄与する。</p>																														
8	有効性等	<table border="1"> <tr> <th>(年度)</th> <th>(適用件数)</th> <th>(適用数量 (kL))</th> </tr> <tr><td>平成21年度</td><td>1,091</td><td>17,977</td></tr> <tr><td>平成22年度</td><td>1,054</td><td>17,348</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td>1,030</td><td>17,191</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>1,011</td><td>17,984</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>1,011</td><td>17,984</td></tr> <tr><td>平成26年度</td><td>1,011</td><td>17,984</td></tr> <tr><td>平成27年度</td><td>1,011</td><td>17,984</td></tr> <tr><td>平成28年度</td><td>1,011</td><td>17,984</td></tr> <tr><td>平成29年度</td><td>1,011</td><td>17,984</td></tr> </table> <p>出所：総務省「道府県税の課税状況等に関する調」、平成25年度以降は経済産業省試算（生産量の予測が困難なため同数と見込む。）</p>	(年度)	(適用件数)	(適用数量 (kL))	平成21年度	1,091	17,977	平成22年度	1,054	17,348	平成23年度	1,030	17,191	平成24年度	1,011	17,984	平成25年度	1,011	17,984	平成26年度	1,011	17,984	平成27年度	1,011	17,984	平成28年度	1,011	17,984	平成29年度	1,011	17,984
(年度)	(適用件数)	(適用数量 (kL))																														
平成21年度	1,091	17,977																														
平成22年度	1,054	17,348																														
平成23年度	1,030	17,191																														
平成24年度	1,011	17,984																														
平成25年度	1,011	17,984																														
平成26年度	1,011	17,984																														
平成27年度	1,011	17,984																														
平成28年度	1,011	17,984																														
平成29年度	1,011	17,984																														
	② 減収額	<table border="1"> <tr> <th>(年度)</th> <th>(減収額 (百万円))</th> </tr> <tr><td>平成21年度</td><td>577</td></tr> <tr><td>平成22年度</td><td>557</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td>572</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>577</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>577</td></tr> <tr><td>平成26年度</td><td>577</td></tr> <tr><td>平成27年度</td><td>577</td></tr> <tr><td>平成28年度</td><td>577</td></tr> <tr><td>平成29年度</td><td>577</td></tr> </table> <p>出所：総務省「道府県税の課税状況等に関する調」、平成25年度以降は経済産業省試算（生産量の予測が困難なため同数と見込む。）</p>	(年度)	(減収額 (百万円))	平成21年度	577	平成22年度	557	平成23年度	572	平成24年度	577	平成25年度	577	平成26年度	577	平成27年度	577	平成28年度	577	平成29年度	577										
(年度)	(減収額 (百万円))																															
平成21年度	577																															
平成22年度	557																															
平成23年度	572																															
平成24年度	577																															
平成25年度	577																															
平成26年度	577																															
平成27年度	577																															
平成28年度	577																															
平成29年度	577																															
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成21年4月～平成26年3月) セメント製品の市場価格について、主要原料であるセメントの価格変動による要因を除き比較的安定しており、近年10年間において1%程度の変動で推移し、低廉で安定的な供給が行われている。また、現在のところ急激な雇用者の減少などにはつながっていない。これらは将来においても同程度の効果があるものと想定される。</p> <table border="1"> <tr> <th></th> <th>セメント(原料)</th> <th>セメント製品</th> </tr> <tr> <td>平成21年</td> <td>106.0%</td> <td>105.3%</td> </tr> </table>		セメント(原料)	セメント製品	平成21年	106.0%	105.3%																								
	セメント(原料)	セメント製品																														
平成21年	106.0%	105.3%																														

		<table border="1"> <tr> <td>平成22年</td> <td>101.7%</td> <td>101.4%</td> </tr> <tr> <td>平成23年</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>平成24年</td> <td>101.0%</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>平成25年</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> </tr> </table> <p>出所：(一財)経済調査会「積算資料」 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成21年4月～平成26年3月) 同上</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成21年4月～平成26年3月) アンケート調査によれば、約8割のセメント製品製造業者が本措置を利用している一方で、本措置が廃止された場合には、これまで税制措置を受けていた事業者のうち13%の事業者が平均2人の従業員の削減を、また、3%の事業者が平均5%の事業の縮小を考えると回答している。</p> <p>このように、本措置の撤廃は、事業者の経営の安定や雇用の維持など当業界全体に大きな影響を及ぼす恐れがあり、また、こうした経営状況の悪化等により、セメント製品の円滑な供給に大きな支障が生じる可能性がある。</p> <p style="text-align: center;">税制の適用がなくなった場合の事業者の対応</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応内容</th> <th colspan="2">具体的内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>従業員の削減</td> <td>13%</td> <td>平均2人程度人員を削減</td> </tr> <tr> <td>事業縮小</td> <td>3%</td> <td>平均5%程度事業を縮小</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(資料) アンケート調査</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成21年4月～平成26年3月) 前記のとおり、アンケート調査によれば、13%の事業者が平均2人の従業員の削減を、また、3%の事業者が平均5%の事業の縮小を考えると回答しており、本措置は、昨今の厳しい雇用情勢の中、地域の雇用維持に大きく貢献している。</p> <p>さらに、セメント製品の市場価格についても、主要原料であるセメントの価格変動による要因を除き比較的安定しており、近年10年間において1%程度の変動で推移していることから、製品の低廉かつ安定的な供給が確保されてきたところである。</p> <p>したがって、本措置は当該事業の経営基盤の安定化に大きく寄与し、セメント製品の円滑かつ低廉な供給や雇用の維持に有効な手段である。</p>	平成22年	101.7%	101.4%	平成23年	100.0%	100.0%	平成24年	101.0%	100.0%	平成25年	100.0%	100.0%	対応内容	具体的内容		従業員の削減	13%	平均2人程度人員を削減	事業縮小	3%	平均5%程度事業を縮小
平成22年	101.7%	101.4%																					
平成23年	100.0%	100.0%																					
平成24年	101.0%	100.0%																					
平成25年	100.0%	100.0%																					
対応内容	具体的内容																						
従業員の削減	13%	平均2人程度人員を削減																					
事業縮小	3%	平均5%程度事業を縮小																					
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本措置の存廃は、土木・建築用の基礎資材として使用されるセメント製品の円滑かつ低廉な供給の確保や経営基盤が脆弱な当該事業者の経営安定等に大きな影響がある。</p> <p>本措置が廃止された場合には、これら事業者の経営不安定化の要因となり、製品の安定供給にも支障が生じる可能性がある。このため、本措置はこうした事態を回避し、国民生活に直結した土木・建築工事に必要な物資の安定供給と当該産業での雇用の安定化に貢献する有効な措置である。</p>																					

	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置との関係はない。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	本措置により、製品の円滑かつ低廉な供給と、中小企業であるセメント製品製造業者の経営の安定と雇用の維持が図られており、地域経済の発展に大きく寄与している。
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 23 年 8 月





点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（鉱物の掘採事業を営む者のうち岩石及び砂利掘採業）	府省名	経済産業省
税目	軽油引取税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑤ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を測るための定性的な測定指標（砂利等価格の大幅な価格上昇の抑制や供給量の安定化、砂利採取業等の産業における急激な雇用減の回避）が設定されているが、定量的な測定指標が設定できない理由が示されていないため、定量的に設定できない適切な理由を明らかにする必要がある。
- ・ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
- ⑤ 本租税特別措置等の適用数等の過去の実績が適切に分析されていないことから、適用数等が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていないことについて、適切な適用数等の実績に基づいて説明する必要がある。
- (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

- ⑪ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに税収減を是認するような効果が「本措置は当該事業の経営基盤の安定化に大きく寄与し、砂利等の円滑かつ低廉な供給や雇用の維持に有効な手段である」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、過去における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。
- また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
- ④ 本租税特別措置等の適用件数及び適用数量の過去の実績について、「経済産業省調べ・試算」と算定に用いた数値の出典が示されているが、適用件数及び適用数量の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、適用件数及び適用数量について、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「砂利等の市場価格については、平成21年度から25年までの平均伸び率が1%前後と低位で推移し、供給も安定している。また、砂利採取業者等において、急激な雇用の減少などは見受けられない」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

- ⑫ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに税収減を是認するような効果が、「本税制の効果により、国民生活に直結する社会資本整備や住宅等の建設に不可欠な砂利等製品の円滑かつ低廉な供給が可能となっている。また、将来においても同程度の効果が見込まれることから、税収減を是認する効果があると

考えている」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について、「将来においても同程度の効果があるものと想定される」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

#### <点検結果表の別紙>

#### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①<政策目的の根拠>欄及び②「政策体系における政策目的の位置付け」欄への補足説明）  
政策体系における政策目的の位置付けは「4. 中小・地域 4-3 経営安定化・取引適正化」であり、砂利等は、生コンクリートの原料や路盤材など社会資本整備に必要な土木建築分野に不可欠な基礎資材であり、また、砂利採取業者等のほとんどが中小企業であることから、その経営の安定を通じて低廉かつ安定的な供給を図ることが必要である。  
また、砂利等を採取する際に適用を受ける砂利採取法（昭和43年法律第74号）や採石法（昭和25年法律第291号）においても、資材としての重要性や事業所の中小企業性等から、それらの目的（第1条）において、当該事業の健全な発達を図る旨が規定されており、その根拠は明らかとなっている。
- ② 所期の目標の達成状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）  
国民生活に直結する社会資本整備や住宅等の建設に不可欠な砂利等製品の円滑かつ低廉な供給を行うことが目標であり、特定の目標値及び時期における達成状況を設定・把握することは困難である。  
あくまでも事後的な評価手法として、継続的な価格の安定が図られていることをもって、安定供給がなされていることを説明しており（砂利製品等の市場価格については、前回の平成23年度要望時以降も1%程度の変動で推移している）、今後も継続的な安定供給を図るためには、本租税特別措置を引き続き実施する必要がある。
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
総務省「道府県税の課税状況等に関する調」において把握されている軽油引取税の課税免除の特例措置における適用総額は、岩石及び砂利掘採業以外の事業の適用額についても合算したものであり、直接活用できないため、石灰石・鉱物掘採業及び石炭掘採業の実績値を担当部署から確認し、報告書の適用総額等から減算した値を当該業として算定している。
- ⑤ 僅少・偏りの状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
前回の要望時における当該業の実績見込みは、平成22年度以降、適用件数2,025件、減収額10,399百万円と見込んでおり、実績との乖離は少ないと考えている。  
また、岩石及び砂利掘採業は中小企業比率が99%と大きいため、本租税特別措置等の適用が特定の大企業に偏ったものとはなっていない。
- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<税収減を是認するような効果の有無>欄への補足説明）  
本税制の効果により、国民生活に直結する社会資本整備や住宅等の建設に不可欠な砂利等製品の円滑かつ低廉な供給が可能となっている。また、将来においても同程度の効果が見込まれることから、税収減を是認する効果があると考えている。

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

公共工事や民間の建築事業等の需要量に応じて生産量が左右される砂利等について、その生産量をあらかじめ予測できないことから補助金等の予算措置による対応は困難である。

⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

他の政策手段はない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	軽油引取税の課税免除の特例措置（鉱物の掘採事業を営む者のうち岩石及び砂利掘採業） （地方税24）（軽油引取税：外）
2	要望の内容	さく岩機、動力付試すい機並びに鉱物（岩石及び砂利に限る）の掘削事業を営む者の事業場（砂利を洗浄する場所を含む。）内において、専らその掘削、積込み又は運搬のために使用する機械（道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途に供する軽油について、1kLにつき32,100円（32.1円/L）の課税免除の特例措置の延長。
3	担当部局	製造産業局住宅産業課建材課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和36年度 創設 昭和37年度 拡充 昭和46年度 拡充 平成21年度 3年間延長 平成24年度 3年間延長 ・「鉱物」に「砂利」を含める。 ・対象機械を「鉱物の掘採及び運搬のために使用されるパワーショベル、ブルドーザーその他これらに類する機械及びダンプカー」から「鉱物の掘採、積込み又は運搬のために使用する機械」に拡充。 「事業場」に「砂利を洗浄する場所」を含める。
6	適用又は延長期間	平成27年4月1日～平成30年3月31日（3年間）
	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 鉄鋼、セメント、木材等と並んで土木・建築用の重要な基礎資材である砂利、碎石（岩石を砕いたもの）を円滑かつ低廉に供給することにより、国民の生活を維持する社会資本整備や住宅等の建設（民生需要）を円滑に進めるとともに、中小企業である砂利採取業者や採石業者の経営の安定と雇用の安定化を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 砂利等は、骨材の中核として、生コンクリートの原料や路盤材など社会資本整備に必要な土木建築分野に不可欠な基礎資材であり、住宅、ビル並びに道路、橋、トンネル、ダム、鉄道及び港湾施設のほか、各種防災、災害復旧工事など、我々の社会生活に必要な構造物の建設にとって不可欠な建設資材等である。 一方、砂利採取場や採石場で掘削などに使用されるブルドーザーや油圧ショベル等は、運輸業のトラック等と異なり、他の運送手段や動力源に転換することができない。また、事業者の殆どが経営基盤の脆弱な中小企業（中小企業比率99%）であり、軽油引取税による課税があった場合に、立場上その負担を下流のゼネコン等に価格転嫁しにくい状況にある。更に、アンケート調査によれば、生産費中に占める軽油価格の割合も平均1割を超えており極めて高い。 こうしたことから、サプライチェーンの中で弱い立場にある砂利採取業者等</p>

			<p>に自社の経営努力では回避し得ない課税を行うことは、こうした事業者の経営状態と雇用に大きな影響を与えることとなり、ひいては社会インフラ等の整備に必要な不可欠な砂利等の安定的供給に支障を及ぼす可能性がある。</p>																															
	②	政策体系における政策目的の位置付け	経営安定・取引適正化																															
	③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業である砂利採取業者等の経営の安定と雇用の維持し、土木・建築用の重要な基礎資材である砂利等の円滑かつ低廉な供給を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 砂利等価格の大幅な価格上昇の抑制や供給量の安定化、同業界における急激な雇用減の回避。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 中小企業比率が高く、下流産業に価格転嫁が難しい砂利採取業者等の経営の安定を通じて大幅な価格上昇の抑制を図ることは、砂利等の円滑で低廉な供給と砂利採取業者等における経営の安定と雇用の維持に大きく寄与する。</p>																															
8	有効性等	①	適用数等	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用件数</th> <th>適用数量 (kL)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成21年度</td><td>2,025</td><td>323,960</td></tr> <tr><td>平成22年度</td><td>1,992</td><td>308,203</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td>1,894</td><td>293,048</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>1,911</td><td>313,891</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>1,919</td><td>316,303</td></tr> <tr><td>平成26年度</td><td>1,919</td><td>316,303</td></tr> <tr><td>平成27年度</td><td>1,919</td><td>316,303</td></tr> <tr><td>平成28年度</td><td>1,919</td><td>316,303</td></tr> <tr><td>平成29年度</td><td>1,919</td><td>316,303</td></tr> </tbody> </table> <p>※アンケート調査によれば、8割を超える事業者が本措置を利用。 ※総務省「道府県税の課税状況等に関する調」、経済産業省調べ・試算</p>		適用件数	適用数量 (kL)	平成21年度	2,025	323,960	平成22年度	1,992	308,203	平成23年度	1,894	293,048	平成24年度	1,911	313,891	平成25年度	1,919	316,303	平成26年度	1,919	316,303	平成27年度	1,919	316,303	平成28年度	1,919	316,303	平成29年度	1,919	316,303
	適用件数	適用数量 (kL)																																
平成21年度	2,025	323,960																																
平成22年度	1,992	308,203																																
平成23年度	1,894	293,048																																
平成24年度	1,911	313,891																																
平成25年度	1,919	316,303																																
平成26年度	1,919	316,303																																
平成27年度	1,919	316,303																																
平成28年度	1,919	316,303																																
平成29年度	1,919	316,303																																
		②	減収額	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>減収額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成21年度</td><td>10,399</td></tr> <tr><td>平成22年度</td><td>9,893</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td>9,407</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>10,076</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>10,153</td></tr> <tr><td>平成26年度</td><td>10,153</td></tr> <tr><td>平成27年度</td><td>10,153</td></tr> <tr><td>平成28年度</td><td>10,153</td></tr> <tr><td>平成29年度</td><td>10,153</td></tr> </tbody> </table> <p>※総務省「道府県税の課税状況等に関する調」、経済産業省調べ・試算</p>		減収額(百万円)	平成21年度	10,399	平成22年度	9,893	平成23年度	9,407	平成24年度	10,076	平成25年度	10,153	平成26年度	10,153	平成27年度	10,153	平成28年度	10,153	平成29年度	10,153										
	減収額(百万円)																																	
平成21年度	10,399																																	
平成22年度	9,893																																	
平成23年度	9,407																																	
平成24年度	10,076																																	
平成25年度	10,153																																	
平成26年度	10,153																																	
平成27年度	10,153																																	
平成28年度	10,153																																	
平成29年度	10,153																																	
		③	効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成21年3月～平成26年3月) 砂利等の市場価格については、平成21年から平成25年までの5年間の平均伸び率が1%前後と低位で推移し、供給も安定している。また、中小企業である砂利採取業者等において、急激な雇用の減少などは見受けられず、その</p>																														

			<p>維持が図られている。これらは、将来においても同程度の効果があるものと想定される。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(砂利)</th> <th>(砕石)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成21年</td><td>100.8%</td><td>101.4%</td></tr> <tr><td>平成22年</td><td>100.6%</td><td>100.3%</td></tr> <tr><td>平成23年</td><td>100.9%</td><td>100.3%</td></tr> <tr><td>平成24年</td><td>101.3%</td><td>100.0%</td></tr> <tr><td>平成25年</td><td>102.0%</td><td>101.3%</td></tr> </tbody> </table> <p>※出典：一般財団法人建設物価調査会「建設物価」</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成21年3月～平成26年3月) 同上</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成21年3月～平成26年3月) アンケート調査によれば、8割を超える砂利採取事業者が本措置を利用して一方、本措置が廃止された場合には、12%の事業者が当該事業からの撤退を、また、23%の事業者は平均3人の従業員の削減を考慮としている。更に、営業利益が赤字となっている事業者の赤字幅が拡大するばかりでなく、黒字の事業者のうち50事業者が赤字に転落する状況にあるなど、事業からの撤退や倒産等を加速させる懸念がある。 このほか、20%の事業者は平均20%の大幅な事業縮小を考慮としている。 このように、本措置の撤廃は、事業者の経営の安定や雇用の維持など当業界全体に大きな影響を及ぼす恐れがあり、また、こうした経営状況の悪化等により、砂利等の円滑で低廉な供給に大きな支障が生ずる可能性がある。</p> <p style="text-align: center;"><b>税制の適用がなくなった場合の事業者の対応</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応内容</th> <th colspan="2">具体的内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業撤退</td> <td>12%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>従業員の削減</td> <td>23%</td> <td>平均3人程度人員を削減</td> </tr> <tr> <td>事業縮小</td> <td>20%</td> <td>平均20%程度事業を縮小</td> </tr> </tbody> </table> <p>(資料)アンケート調査</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成21年3月～平成26年3月) 前記のように、アンケート調査によれば、本措置が廃止された場合には、12%の事業者が当該事業からの撤退を、また、23%の事業者は平均3人の従業員の削減を考慮としているほか、営業利益が赤字となる事業者が拡大する等、事業からの撤退や倒産等を加速させる懸念があり、現下の雇用情勢が厳しい中、本措置は、事業者の経営の安定と地域における雇用維持に大きく貢献している。 更に、砂利等の市場価格についても、平成21年から平成25年までの5年間の平均伸び率が1%前後と低位で推移し、その円滑かつ低廉な供給が図られている。 このように、本措置は、当該事業の経営基盤の安定化に大きく寄与し、砂利等の円滑かつ低廉な供給や雇用の維持に有効な手段である。</p>		(砂利)	(砕石)	平成21年	100.8%	101.4%	平成22年	100.6%	100.3%	平成23年	100.9%	100.3%	平成24年	101.3%	100.0%	平成25年	102.0%	101.3%	対応内容	具体的内容		事業撤退	12%		従業員の削減	23%	平均3人程度人員を削減	事業縮小	20%	平均20%程度事業を縮小
	(砂利)	(砕石)																															
平成21年	100.8%	101.4%																															
平成22年	100.6%	100.3%																															
平成23年	100.9%	100.3%																															
平成24年	101.3%	100.0%																															
平成25年	102.0%	101.3%																															
対応内容	具体的内容																																
事業撤退	12%																																
従業員の削減	23%	平均3人程度人員を削減																															
事業縮小	20%	平均20%程度事業を縮小																															

9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>本措置の存廃は、土木・建築用の基礎資材として使用される砂利等の円滑かつ低廉な供給の確保や経営基盤が脆弱な砂利採取業者等の経営の安定等に大きな影響がある。</p> <p>仮に本措置が廃止された場合には、これら事業者の経営不安定化の要因となり、事業からの撤退や倒産等を加速させる懸念があるほか、製品の安定供給にも支障が生じ、結果的に国民生活に直結した建設業等にも多大な影響（国民の負担増）を及ぼす可能性があることから、こうした状況を回避する観点からも、本措置の継続は必要である。</p> <p>他の支援措置との関係はない。</p> <p>本措置により、製品の円滑かつ低廉な供給と、中小企業者である砂利採取業者等の経営の安定と雇用の維持が図られており、地域経済の発展にも寄与している。</p>
10	有識者の見解	—	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成23年8月	



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（鉱物の掘採事業を営む者のうち石炭掘採業）	府省名	経済産業省
税目	軽油引取税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長
	<input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題	
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		○	
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※	
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑤ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	○	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし		
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり			<input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり			<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり			<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性					
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

1 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分  
 ① 政策目的（国内炭を生産する炭鉱構内で使用する軽油に係る軽油引取税を免除することにより、採掘原価を低減し、国内石炭の安定的な生産を図る）の根拠が不明なため、本租税特別措置等が政策体系の中で優先度や緊要性の高いものとして明確に位置付けられていることについて、法令や閣議決定等の名称及び該当部分の概要を明らかにし、説明する必要がある。

2 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分  
 (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。  
 ③ 本租税特別措置等の効果を測るための定性的な測定指標（国内石炭の安定的な生産体制の確保）が設定されているが、定量的な測定指標が設定できない理由が示されていないため、定量的に設定できない適切な理由を明らかにする必要がある。  
 ・ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。  
 (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 本租税特別措置等の税収減を是認するような効果を説明するために用いる次の点検項目が適切に説明されていないため、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。  
 ④ 本租税特別措置等の適用額の過去の実績について、地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文及び適用額を記載し、所期の見込みとかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。  
 ⑦ 本租税特別措置等の過去の減収額について、地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文及び適用額を記載し、所期の見込みとかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。  
 ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「石炭採掘事業者の直近年度（平成25年度）における各社合計の利益のうち、本特例措置による減収額は約4割を占めており、石炭採掘事業者の石炭生産における採掘原価を低減させ、事業の継続に与える影響は非常に大きく、これまで国内石炭の安定的な生産体制の確保に寄与したと考えられる」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 本租税特別措置等の税収減を是認するような効果を説明するために用いる次の点検



項目が適切に説明されていないため、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について、「石炭採掘事業者の直近年度（平成 25 年度）における各社合計の利益のうち、本特例措置による減収額は約 4 割を占めており経営に与える影響が非常に大きい。本特例措置は、引き続き、石炭採掘事業者の石炭生産における採掘原価の低減につながり、事業の継続及び国内石炭の安定的な生産体制の確保につながるものと考えられる」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

### 3 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分

⑬ 政策目的実現のための手段として、本租税特別措置等が必要かつ適切であることが、他の政策手段と比較した上で説明されていないため、他の政策手段との比較を踏まえて、本租税特別措置等の相当性を説明する必要がある。

### <点検結果表の別紙>

#### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標の達成状況（評価書中 8 ③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）

本特例措置は、石炭採掘事業者の石炭生産における採掘原価を低減させ、もって、国内石炭の安定的な生産体制を確保することを目標とするもの。当年度において対象事業者は、事業を継続し、安定的採掘及び供給を続けており、所期の目標を達成しているものの、将来においても国内石炭の安定的な生産体制を確保するよう、引き続き本特例措置を存続する必要がある。

⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中 8 ③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）

石炭採掘事業者の直近年度（平成 25 年度）における各社合計の利益のうち、本特例措置による減収額は約 4 割を占めており、石炭採掘事業者の石炭生産における採掘原価を低減させ、事業の継続に与える影響は非常に大きく、これまで国内石炭の安定的な生産体制の確保に寄与したと考えられる。

⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中 8 ③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）

石炭採掘事業者の直近年度（平成 25 年度）における各社合計の利益のうち、本特例措置による減収額は約 4 割を占めており経営に与える影響が非常に大きい。本特例措置は、引き続き、石炭採掘事業者の石炭生産における採掘原価の低減につながり、事業の継続及び国内石炭の安定的な生産体制の確保につながるものと考えられる。

⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中 8 ③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）

石炭採掘事業者の直近年度（平成 25 年度）における各社合計の利益のうち、本特例措置による減収額は約 4 割を占めており経営に与える影響が非常に大きい。石炭採掘事業者のうち数社は減収額が利益を上回っていることから本特例措置がなければ直ちに赤字に転落し、事業継続そのものが困難となり、国内石炭の安定的な生産体制の確保に支障を来すことと考えられる。そのため、本特例措置は減収額に比して高い効果を達成していると考えられる。

⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中 8 ③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）

石炭採掘事業者の直近年度（平成 25 年度）における各社合計の利益のうち、本特例措置による減収額は約 4 割を占めており経営に与える影響が非常に大きく、本特例措置により、事業の継続そのものが確保され、国内石炭の安定的な生産体制の確保につながるものと期待される。そのため、本特例措置は、減収額に比して、高い政策効果を持つものと考えられる。

⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中 9 ②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

他の政策手段は存在しない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長(鉱物の掘採事業を営む者のうち石炭掘採業)(地方税25)(軽油引取税:外)
2	要望の内容	【延長】 石炭の掘採事業を営む者の事業場内において石炭の採掘、積み込み又は運搬のために使用する機械の動力源の用途に用いる軽油について、1KLにつき32,100円(32.1円/L)の課税免除。 上記用途に供される軽油引取税を非課税とする措置を3年間延長する。
3	担当部局	資源エネルギー庁 資源・燃料部 石炭課
4	評価実施時期	平成26年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	○ 昭和36年度(創設) 課税免除対象用途は「石炭の採掘、積み込み又は運搬のために使用する機械の動力源」。 ○ 平成21年度税制改正により軽油引取税は目的税(道路特定財源)から普通税に改められたことにより、使途制限が廃止。課税免除措置については3年(平成24年度～平成26年度末)存続。
6	適用又は延長期間	平成27年4月1日～平成30年3月31日(3年間)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国内炭を生産する炭鉱構内で使用する軽油に係る軽油引取税を免除することにより、採掘原価を低減し、国内石炭の安定的な生産を図る。  《政策目的の根拠》 国内炭の生産量は国内の石炭消費の0.6%ではあるものの、主に炭鉱に隣接する石炭火力発電所向けに供給するために石炭を生産しているところ。電力会社からの燃料コスト抑制の要請により、事業者は生産原価の低減に努めているが、石炭の採掘にあたっては生産コストの低い場所から順次開発していること、近年軽油の価格が上昇(過去3年間で6%増)していること等から採掘原価は上昇基調となっている。軽油の使用量の削減にも取り組んでいるが、石炭の生産に使われるブルドーザ等には軽油に代替しうる燃料がないこと、軽油の使用量の削減は石炭生産量の減少に直接影響を与えることになり、石炭の生産の維持が困難になる。
		② 政策体系における政策目的の位置付け エネルギー・環境 資源・燃料
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 国内石炭の安定的な生産を図る。

		<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 国内石炭の安定的な生産体制の確保</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 軽油引取税の免税により、国内石炭事業においては、採掘原価の低減効果があり、国内石炭生産の安定化に寄与。</p>																																																						
8	有効性等	<p>①: 適用数等</p> <p>平成21年度～平成25年度の適用者数は対象8社中すべてが対象(北海道のみ)、26年度から29年度においても適用者数は同数で推移する見込み。</p> <p>免税軽油使用量(KL)</p> <table border="1"> <tr><td>平成21年度</td><td>9,514</td></tr> <tr><td>平成22年度</td><td>10,745</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td>11,644</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>10,996</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>10,495</td></tr> <tr><td>平成26年度</td><td>10,495</td></tr> <tr><td>平成27年度</td><td>10,495</td></tr> <tr><td>平成28年度</td><td>10,495</td></tr> <tr><td>平成29年度</td><td>10,495</td></tr> </table> <p>※ 北海道経済産業局の各社聞き取り実績(8社合計)26年度から29年度においても適用者数は同数で推移する見込み。</p> <p>②: 減収額</p> <p>&lt;算出方法&gt;北海道経済産業局の各社聞き取り実績(軽油使用数量)に免税額(32.1円/L)を乗じ算出(8社合計)。(単位:千円)</p> <table border="1"> <tr><td>平成21年度</td><td>305,399</td></tr> <tr><td>平成22年度</td><td>344,914</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td>373,772</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>352,971</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>336,881</td></tr> <tr><td>平成26年度</td><td>336,881</td></tr> <tr><td>平成27年度</td><td>336,881</td></tr> <tr><td>平成28年度</td><td>336,881</td></tr> <tr><td>平成29年度</td><td>336,881</td></tr> </table> <p>③: 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成21年4月～平成30年3月) (石炭生産量:千トン)</p> <table border="1"> <tr><td>平成21年度</td><td>1,207</td></tr> <tr><td>平成22年度</td><td>1,135</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td>1,227</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>1,233</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>1,224</td></tr> <tr><td>平成26年度</td><td>1,224</td></tr> <tr><td>平成27年度</td><td>1,224</td></tr> <tr><td>平成28年度</td><td>1,224</td></tr> <tr><td>平成29年度</td><td>1,224</td></tr> </table> <p>※北海道経済産業局の各社聞き取り実績(8社分)、26年度から29年度においても適用者数は同数で推移する見込み。</p>	平成21年度	9,514	平成22年度	10,745	平成23年度	11,644	平成24年度	10,996	平成25年度	10,495	平成26年度	10,495	平成27年度	10,495	平成28年度	10,495	平成29年度	10,495	平成21年度	305,399	平成22年度	344,914	平成23年度	373,772	平成24年度	352,971	平成25年度	336,881	平成26年度	336,881	平成27年度	336,881	平成28年度	336,881	平成29年度	336,881	平成21年度	1,207	平成22年度	1,135	平成23年度	1,227	平成24年度	1,233	平成25年度	1,224	平成26年度	1,224	平成27年度	1,224	平成28年度	1,224	平成29年度	1,224
平成21年度	9,514																																																							
平成22年度	10,745																																																							
平成23年度	11,644																																																							
平成24年度	10,996																																																							
平成25年度	10,495																																																							
平成26年度	10,495																																																							
平成27年度	10,495																																																							
平成28年度	10,495																																																							
平成29年度	10,495																																																							
平成21年度	305,399																																																							
平成22年度	344,914																																																							
平成23年度	373,772																																																							
平成24年度	352,971																																																							
平成25年度	336,881																																																							
平成26年度	336,881																																																							
平成27年度	336,881																																																							
平成28年度	336,881																																																							
平成29年度	336,881																																																							
平成21年度	1,207																																																							
平成22年度	1,135																																																							
平成23年度	1,227																																																							
平成24年度	1,233																																																							
平成25年度	1,224																																																							
平成26年度	1,224																																																							
平成27年度	1,224																																																							
平成28年度	1,224																																																							
平成29年度	1,224																																																							

		<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成21年4月～平成26年3月)</p> <p>軽油引取税の免税により国内石炭事業においては、平成21年度～平成25年度で1社当たり約42.8百万円/年(同期間1社当たり純利益約59.7百万円の約72%)の採掘原価の低減効果があり、国内石炭生産の安定化に寄与。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成27年4月～平成30年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・石炭の採掘事業を営む者(露天掘り7社、坑内掘1社)は、石炭採掘場、貯炭場、土捨て場等の自社事業場内において使用する重機、運送用車輛の燃料として軽油を使用。代替はできないため、軽油使用量の削減努力をしている。</li> <li>・代替燃料はなく、本措置が延長されなければ、直近5年を見ても露天石炭事業等を生業としている会社のほとんどが赤字に転落することになり、存続(倒産)に影響する会社がほとんど。</li> <li>・中小企業性も高く(8社中7社が中小)、山開発の都合上、開発当初に費用が発生するため、年度によって赤字となっている会社(約4割)がある。</li> <li>・本措置の廃止に伴う増税分を国内石炭の安定的な生産体制の確保や雇用維持のために代替策として補助金等による支援も考えられるが、厳しい財政状況下においてその可能性は皆無。したがって、予算執行を伴わない既存の課税免除措置による支援が適切であると考えられる。</li> </ul> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成21年4月～平成26年3月)</p> <p>本税制は、国内石炭採掘事業者が炭鉱構内で使用する機器の動力源としての軽油にかかる措置であり、当該措置によりその採掘原価を直接、低減する実効的効果がある。</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>他の支援措置との関係はない。</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>当該業種は、中小企業割合が高く(8社中7社)、現在石炭を採掘している北海道において、雇用の確保に寄与している。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（鉱物の掘採事業を営む者のうち石灰石・鉱物掘採業）	府省名	経済産業省
税目	軽油引取税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし			○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を測るための定性的な測定指標（100%の自給率を有する石灰石等鉱物資源の安定的かつ効率的な供給を中長期的に確保）が設定されているが、定量的な測定指標が設定できない理由が示されていないため、定量的に設定できない適切な理由を明らかにする必要がある。
- 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

【過去の実績】

⑪ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「本措置は当該事業の経営基盤の安定化に寄与し、鉱山資源の安定供給や雇用の維持に有効な手段である」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、過去における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「平成21年度から24年度までの自給率は、石灰石、けい石いずれも100%で推移し、安定供給に大きく貢献している」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

【将来の見込み】

⑫ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「本措置は当該事業の経営基盤の安定化に寄与し、鉱山資源の安定供給や雇用の維持に有効な手段である」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するよう効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について、「将来においても同程度の効果があるものと想定される」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された点検結

果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①<<政策目的の根拠>>欄及び②「政策体系における政策目的の位置付け」欄への補足説明）

石灰石等鉱物は、その用途の重要性（コンクリート、鉄鋼等の製造や建設資材等として国民生活に必要不可欠な基礎物資）や、当該鉱物を原材料として使用する事業の発展が国民経済の発達と生活向上に寄与するため、合理的に開発することによって公共の福祉の増進に寄与する鉱物資源の鉱業に関する基本的制度を定めた鉱業法（昭和25年法律第289号）の適用鉱物（法第3条第1項）となっている。

我が国における鉱業に関する法制としては、明治5年「鉱山心得」の発布、6年「日本坑法」の制定、23年「鉱業条例」の制定、38年「旧鉱業法」の制定を経て昭和25年に現行法の制定に至るといふ経緯からも近代日本の黎明期から長く続く施策を講じており、石灰石等鉱物も上述の重要性等から政策的に25年の現行法制定時に適用鉱物として追加されている。

したがって、石灰石等鉱物資源の低廉かつ安定供給は、鉱業法が目標とする公共の福祉の増進に大いに寄与するものである（鉱業法第1条に「この法律は、<sup>れいめい</sup>鉱物資源を合理的に開発することによって公共の福祉の増進に寄与するため、鉱業に関する基本的制度を定めることを目的とする。」と規定している。）。)

石灰石等鉱物資源の安定供給確保については、経済産業省の6つの政策の柱の一つである「エネルギー・環境」、その中の4つの施策の一つである「資源・燃料」において明確に位置付けられている。

- ② 所期の目標の達成状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

所期の目標は、国民生活に欠かせない基本物資である石灰石等鉱物資源の中長期的な安定供給であり、過去4年間（平成21年度から24年度まで）においては、石灰石等鉱物の供給が不足に至った事実はなく（石灰石、けい石の自給率100%）、安定的な生産は維持されている。

当省が行った中小企業の掘採事業者に対する実態調査では、仮に本措置が廃止となり軽油引取税が課税されることとなると、赤字企業の割合は4割強に上昇する見込みの回答であったが、直近の経営状況は、約3割弱の赤字にとどまっており、増税になれば経営状況の悪化により、廃業・倒産が多数発生し、事業者にとって、また地域雇用において、その影響度は極めて大きいことが予見される。また、中小事業者の事業継続が困難になった場合、閉山時に必要な緑化修復や埋戻し工事に必要な経費が十分積み立てられないまま閉山を迎えることとなり、その結果、緑地化や補強工事が行われないまま跡地が放置され、陥没等が生じかねないこととなる。

現状においては、上記の状況に大きく陥っていないものと推測され、軽油引取税の課税免除の特例措置により所期における目標は達成し、また、引き続き目標を達成し続けるため特例措置を延長する必要がある。

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」において把握されている軽油引取税の課税免除の特例措置における適用総額は、石灰石・鉱物掘採業以外の事業の適用額についても合算したものであるため、直接活用することができない。

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

「平成24年度免税軽油使用量（92,939kl）を、平成24年度免税軽油使用量（97,930kl）を算出」と記載されているが、記載誤りであり「平成24年度免税軽油使用量（92,939kl）を、平成25年度免税軽油使用量（91,028kl）を算出」が正しい。

「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」において把握されている軽油引取税の課税免除の特例措置における適用総額は、石灰石・鉱物掘採業以外の事業の適用額についても合算したものであるため、直接活用することができない。

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

公共事業や民需に応じて生産量が左右される石灰石等鉱物資源について、その生産量をあらかじめ予測できないことから、補助金等の予算措置による対応は困難。

⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

同様の政策目的に係る他の政策手段はない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（鉱物の掘採事業を営む者のうち石灰石・鉱物掘採業） （地方税26）（軽油引取税：外）	
2	要望の内容	・さく岩機及び動力付試す機並びに鉱物の掘採事業を営む者の事業場内において専ら鉱物の掘採、積み込み又は運搬のために使用する機械（道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途に供する軽油について、1KLにつき32,100円（32.1円/L）の課税を免除。 ・適用期限を延長する。	
3	担当部局	資源エネルギー庁 資源・燃料部 鉱物資源課	
4	評価実施時期	平成26年8月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和31年度（創設） ・対象用途は「さく岩機及び動力付試す機の動力源」 昭和34年度（拡充） ・対象用途に「鉱物の掘採事業を営む者の事業場内においてもつばら鉱物の掘採及び運搬のために使用されるパワーショベル、ブルドーザー及びダンプカー（道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源」を追加 昭和36年度（拡充） ・「鉱物」に「岩石」を含める ・対象用途に「その他これらに類する機械」を追加 昭和37年度（拡充） ・「鉱物」に「砂利」を含める ・対象用途の「鉱物の掘採及び運搬のために使用されるパワーショベル、ブルドーザーその他これらに類する機械及びダンプカー」を「鉱物の掘採、積み込み又は運搬のために使用する機械」に拡充 昭和46年度（拡充） ・対象用途を「さく岩機及び動力付試す機並びに鉱物の掘採事業を営む者の事業場（砂利を洗浄する場所を含む。）内においてもつばら鉱物の掘採、積み込み又は運搬のために使用する機械（道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源」に拡充  （平成21年度より軽油引取税は道路特定財源から一般財源に改正） 平成21年度 3年間延長 平成24年度 3年間延長	
6	適用又は延長期間	平成24年4月1日～平成27年3月31日（3年間）	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ・国民生活に不可欠な石灰石等鉱物資源の安定的かつ効率的な供給を中長期的に確保する。 《政策目的の根拠》 経済産業省設置法第3条（経済産業省の任務）
		② 政策体系における	政策軸名：鉱物資源の安定供給確保

		政策目的の位置付け																																							
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民生活に欠かせない基礎物資である石灰石等鉱物資源の低廉かつ中長期的な安定供給。</li> </ul> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・100%の自給率を有する石灰石等鉱物資源の安定的かつ効率的な供給を中長期的に確保。</li> </ul> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・石灰石等鉱物の掘採事業者の経営基盤が安定するとともに生産コストの低減が図られ、鉱物資源の安定供給がなされること。</li> </ul>																																						
8 有効性等	① 適用数等	適用件数(鉱山数)	<table border="1"> <tr><td>平成18年度</td><td>429</td></tr> <tr><td>平成19年度</td><td>422</td></tr> <tr><td>平成20年度</td><td>418</td></tr> <tr><td>平成21年度</td><td>416</td></tr> <tr><td>平成22年度</td><td>414</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td>406</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>389</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>381</td></tr> <tr><td>平成26年度</td><td>381</td></tr> <tr><td>平成27年度</td><td>381</td></tr> <tr><td>平成28年度</td><td>381</td></tr> <tr><td>平成29年度</td><td>381</td></tr> </table> <p>(算出方法・データの出所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・石灰石等鉱物を掘採している鉱山では、掘採する鉱物の種類に関わらず、発破孔の穿孔、原石鉱物の積み込み、運搬等の作業には、軽油を動力源の燃料とする車両を使用していることから、全ての事業者は当該免税措置を受けているものと推定し、適用件数は稼行している鉱山数とした。</li> <li>・平成18年度～平成25年度の鉱山数は、経済産業局調べ。</li> <li>・平成26～28年度の鉱山数の見込みは、平成25年度と同数と推計。</li> </ul>	平成18年度	429	平成19年度	422	平成20年度	418	平成21年度	416	平成22年度	414	平成23年度	406	平成24年度	389	平成25年度	381	平成26年度	381	平成27年度	381	平成28年度	381	平成29年度	381														
		平成18年度	429																																						
平成19年度	422																																								
平成20年度	418																																								
平成21年度	416																																								
平成22年度	414																																								
平成23年度	406																																								
平成24年度	389																																								
平成25年度	381																																								
平成26年度	381																																								
平成27年度	381																																								
平成28年度	381																																								
平成29年度	381																																								
	② 減収額	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>免税軽油使用量(KL)</th> <th>減収額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成18年度</td><td>112,167</td><td>3,601</td></tr> <tr><td>平成19年度</td><td>108,982</td><td>3,498</td></tr> <tr><td>平成20年度</td><td>99,562</td><td>3,196</td></tr> <tr><td>平成21年度</td><td>87,548</td><td>2,810</td></tr> <tr><td>平成22年度</td><td>89,320</td><td>2,867</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td>90,081</td><td>2,892</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>92,939</td><td>2,983</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>91,028</td><td>2,922</td></tr> <tr><td>平成26年度</td><td>91,028</td><td>2,922</td></tr> <tr><td>平成27年度</td><td>91,028</td><td>2,922</td></tr> <tr><td>平成28年度</td><td>91,028</td><td>2,922</td></tr> <tr><td>平成29年度</td><td>91,028</td><td>2,922</td></tr> </tbody> </table> <p>(算出方法・データの出所)</p> <p>(1)平成22年度免税軽油使用量の算出(推計)</p>		免税軽油使用量(KL)	減収額(百万円)	平成18年度	112,167	3,601	平成19年度	108,982	3,498	平成20年度	99,562	3,196	平成21年度	87,548	2,810	平成22年度	89,320	2,867	平成23年度	90,081	2,892	平成24年度	92,939	2,983	平成25年度	91,028	2,922	平成26年度	91,028	2,922	平成27年度	91,028	2,922	平成28年度	91,028	2,922	平成29年度	91,028	2,922
	免税軽油使用量(KL)	減収額(百万円)																																							
平成18年度	112,167	3,601																																							
平成19年度	108,982	3,498																																							
平成20年度	99,562	3,196																																							
平成21年度	87,548	2,810																																							
平成22年度	89,320	2,867																																							
平成23年度	90,081	2,892																																							
平成24年度	92,939	2,983																																							
平成25年度	91,028	2,922																																							
平成26年度	91,028	2,922																																							
平成27年度	91,028	2,922																																							
平成28年度	91,028	2,922																																							
平成29年度	91,028	2,922																																							

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国石灰石等鉱物鉱山に対する実態調査から、鉱物生産量当たりの免税軽油使用量を算出。(生産量百万トン当たり 590.73KL)</li> <li>・この「生産量当たりの免税軽油使用量」に平成22年度の石灰石等鉱物生産量(151,201,995トン)を乗じることで「免税軽油使用量(89,320KL)」を算出。</li> <li>(2)平成23年度～平成25年度免税軽油使用量の算出(推計)</li> <li>・鉱物生産量当たりの免税軽油使用量(生産量百万トン当たり 590.73KL)に平成23年度の石灰石等鉱物生産量(152,491,385トン)、平成24年度の石灰石等鉱物生産量(157,329,332トン)、平成25年度の石灰石等鉱物生産量(165,777,788トン)を乗じることで平成23年度免税軽油使用量(90,081KL)を、平成24年度免税軽油使用量(92,939KL)を、平成24年度免税軽油使用量(97,930KL)を算出。</li> <li>(3)平成26年度～平成29年度の免税軽油使用量の算出(推計)</li> <li>・鉱山数の見込みを平成25年度と同数と見込んでいることから、免税軽油使用量も平成25年度と同量(91,028KL)と推計。</li> <li>(5)減収見込額(推計)</li> <li>・上記(1)～(3)で推計算出した免税軽油使用量に軽油引取税額(32,100円/KL)を乗じ各年度の減収見込額を算出。</li> </ul>
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成21年4月～平成30年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉱物の中で生産量が多い「石灰石」及び「けい石」を例にすると、平成21年度から平成24年度までの自給率は、「石灰石」、「けい石」いずれも100%で推移し安定供給に大きく貢献しており、将来においても同程度の効果があるものと想定される。</li> </ul> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成21年4月～平成30年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同上</li> </ul> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成21年4月～平成30年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・価格転嫁の困難性</li> <li>石灰石生産会社及びセメント会社へのヒアリング結果によれば、石灰石の主要用途であるセメントの生産コストに占める、石灰石、粘土、けい石の原料コストは24%であり、焙焼の際の石炭に係る燃料コストは30%。</li> <li>一般的に、石灰石生産会社とセメント会社では会社の規模が異なるため(石灰石生産会社の93%は中小企業、セメント会社の82%は大企業)、その力関係により、原材料価格の上昇等の影響を価格転嫁することは原則として困難。例外的に、石炭のように国際相場で価格が設定される燃料コストの上昇分については、その一部について製品価格に転嫁することが可能である一方で、石灰石や粘土のような原材料については、価格転嫁はほぼ不可能な状態であり、石灰石の製造コストが上昇しても、石灰石生産会社側で飲み込まざるを得ない状況にある。</li> <li>・経営・雇用への影響</li> <li>石灰石、けい石等の生産会社へのヒアリングの結果、足下では中小事業者の3割弱が赤字の状態であるが、軽油引取り税の減免措置の廃止により生産コストが上昇し価格転嫁が困難な結果、赤字企業の割合は中小事業者の4割強に上昇する見込みであり、増税による経営状況の悪化により廃業・倒産が多数発生することが懸念される。ヒアリング結果によれば、赤字中小企業のうち2割が事業継続が困難と回答している。</li> <li>石灰石、けい石等の生産会社は地域における重要な雇用の受け皿となっており、これらの会社が廃業・倒産に至れば地域経済にも大きな影響を与える。</li> </ul>

		<p>例えば、A県の山間部の自治体にあるB株式会社の石灰石鉱山は、現在黒字経営であるが、減免措置が継続されない場合、赤字経営に陥ることになる。当該鉱山で関連社員（下請、協力会社を含む）は当該自治体就労者数の8.1%雇用しており、当該鉱山が廃業等に追い込まれれば地域雇用に大きな影響が出る。</p> <p>・石灰石鉱山閉山に伴う影響</p> <p>中小の石灰石鉱山事業者が、軽油引取り税の減免措置の廃止により、事業継続が困難となった場合、以下の問題が生じることとなる。</p> <p>石灰石の掘削の結果、陥没、脱水等により他人に損害が生じた場合には、鉱業権者が賠償の責めを負うこととなる。これは鉱山閉山後であっても同様であり、廃止した鉱山が陥没等して他人に損害を与えた場合には、その時点でこの鉱業権者が賠償の責めを負う（鉱業法 109 条）。</p> <p>こうした事態を避けるため、石灰石鉱山の閉山後は跡地の緑地化や補強工事を行うこととなるが、通常、この閉山に係る費用は鉱山の操業期間中に積み立てて、閉山後の費用支出に備えている。この積立てについては、鉱山の可採年数、各年の収益等を勘案（軽油引取り税の減免措置があることが前提）して積立てを行うこととなるが、多くの中小事業者鉱山は依然として十分な積立てがなされていない状況にある。</p> <p>このため、軽油引取り税の減免措置が平成 27 年 3 月に廃止され、中小事業者の事業継続が困難になった場合、十分な閉山費用が積み立てられないまま閉山を迎えることとなる。その結果、緑地化や補強工事が行われないうまま跡地が放置され、陥没等が生じかねない。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成21年4月～平成30年3月）</p> <p>・石灰石、けい石等の生産会社へのヒアリングの結果、足下では中小事業者の3割弱が赤字の状態であるが、軽油引取り税の減免措置の廃止により生産コストが上昇し価格転嫁が困難な結果、赤字中小企業の割合は4割強に上昇する見込みであり、増税による経営状況の悪化により廃業・倒産が多数発生することが懸念され、事業者にとってその影響度は極めて大きいことが予想される。</p> <p>・石灰石、けい石等の生産会社は地域における重要な雇用の受け皿となっており、これらの会社が廃業・倒産に至れば地域経済にも大きな影響を与える。</p> <p>・例えば、A県の山間部の自治体にあるB株式会社の石灰石鉱山は、現在黒字経営であるが、減免措置が継続されない場合、赤字経営に陥ることになる。当該鉱山で関連社員（下請、協力会社を含む）を当該自治体就労者数の8.1%雇用しており、当該鉱山が廃業等に追い込まれれば地域雇用に大きな影響が出る。</p> <p>・したがって、本措置は当該事業の経営基盤の安定化に極めて大きく寄与し、鉱物資源の安定供給や雇用の維持に有効な手段である。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>・本措置の廃止に伴う増税分を国内鉱物資源の安定供給や雇用維持のために代替策として補助金等による支援も考えられるが、厳しい財政状況下においてその可能性は皆無に等しい。</p> <p>・このため、予算執行を伴わない既存の課税免除措置による支援が適切。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>・他の支援措置との関係はない。</p>

	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>・当該業種は鉱物を掘採する事業であるため、その事業場所である鉱山はそのほとんどが地方圏にあり貴重な地場産業となっていること、また、我が国の石灰石等鉱物鉱山は381鉱山（平成25年4月1日現在）存在しているが、そのうち中小企業鉱山は9割以上の349鉱山であり中小企業割合が極めて高い業種である。</p> <p>・更に、関連する事業者も少なくなく、鉱物掘採の火薬類販売業者、掘採された鉱物をセメント工場や石灰工場等の需要先へ運搬する運送業者、鉱山で使用する車両系機械の燃料（軽油）を販売する燃料業者等、地域において貴重な雇用先が存在している。</p> <p>・したがって、仮に本措置が廃止され、経営悪化によって鉱山が閉山となった場合、鉱山のみならず連鎖的にこれらの関連する事業者の経営悪化や雇用にも影響を及ぼすことになる。</p> <p>・なお、地方公共団体からは、本措置の恒久化若しくは期間延長について申し入れがなされている。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成23年8月





点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（電気供給業）	府省名	経済産業省
税目	軽油引取税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の達成目標（電源について、安定的な供給の確保、環境への適合、経済効率性の確保と整合したベストミックスを追求していく）については、目標値及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば目標を達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値及び達成時期を設定する必要がある。
- 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（総発電電力量に占める火力発電電力量割合及び電気料金軽減額推移）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
- ⑤ 本租税特別措置等の適用数等が想定外に僅少でないことについて、本租税特別措置等の適用数等の所期（制度創設時又は前回延長要望時）の想定が示されていないため、所期に想定していた適用数等を示して説明する必要がある。
- 本租税特別措置等の適用数等が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていないことについて、過去の実績と所期の想定を比較せず、「軽油使用量は平成 24 年度及び 25 年度平均で、321,132kL であるが、所期の想定と比較して、僅少であったり、特定の者に偏っていることはない」と説明されているにとどまるため、適切に説明する必要がある。
- (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

- ⑪ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「本措置により、70 から 130 億円程度の減収が生じてきているが、本措置による減税額分については、電気料金の原価に織り込まれておらず、全額電気料金の低減につながっている」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、過去における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「火力発電は重要な電源として活用しており、火力の助燃に当たっては、助燃用途として考え得る燃料（重油）と比べ排出係数の低い軽油を用い環境適合を図っている」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

## [将来の見込み]

⑫ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せず、税収減を是認するような効果が「軽油を汽力発電に用いることは、安定供給の確保及び環境への適合を図ることのために有効な手段であるほか、料金の値上げの抑制及び安定化を図り、需要家の負担を最小限にするために必要な措置である」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑩ 本租税特別措置等の軽油使用量の将来推計について平成 26 年度及び 27 年度しか予測されていないため、28 年度及び 29 年度の軽油使用量を明らかにする必要がある。
  - ・ 本租税特別措置等の軽油使用量の将来推計について、「平成 26 年度及び 27 年度は推計値を記載」と算定に用いた数値の出典が示されているが、軽油使用量の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、軽油使用量について、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑪ 本租税特別措置等の減収額の将来推計について平成 26 年度及び 27 年度しか予測されていないため、28 年度及び 29 年度の減収額を明らかにする必要がある。
  - ・ 本租税特別措置等の減収額の将来推計（平成 26 年度及び 27 年度）について、「平成 26 年度及び 27 年度は推計値を記載」とされているが、原単位となる軽油使用量の説明に課題があるため、適切な算定根拠に基づき、推計する必要がある。
- ⑫ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について予測されていないため、効果・達成目標の実現状況を明らかにする必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

## &lt;点検結果表の別紙&gt;

## 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標の達成状況（評価書中 8 ③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

「前回要望時の目標」は以下のとおり。

「安定的かつ効率的な供給の確保、環境への適合を確保するための電力政策を着実に推進する。また、火力発電は、安定供給及び経済性の確保の観点に加え、再生可能エネルギー由来の電気の大量導入時の系統安定化対策において今後とも必要不可欠である。高効率化技術等による低炭素化を徹底的に進め、CO<sub>2</sub>の排出を極力抑制しつつ、適切な活用を図る。」

①原子力発電所の停止により、火力発電による供給割合が高まる中で、軽油を助燃材料とする火力発電所における円滑な需給調整の実施、②東日本大震災後、需給が逼迫する中、軽油を燃料とするガスタービン発電による供給力の確保という形を通じて、安定的かつ効率的な供給の確保という目標達成を達成している。

また、重油等の他の燃料に比してCO<sub>2</sub>排出量が小さい軽油を利用することがCO<sub>2</sub>排出量の抑制につながることを通じて、環境への適合という目標を達成している。

目標については、特定の時点でのみ達成すればよいものではなく、常に追求していかなければならないものであるため、引き続き本措置が必要である。

⑤ 僅少・偏りの状況（評価書中 8 ①「適用数等」欄への補足説明）

軽油使用量は平成 24 年度及び 25 年度平均で、321,132kL であるが、所期の想定と比較して、僅少であったり、特定の者に偏っていることはない。

⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中 8 ③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）

本措置により、70～130 億円程度の減収が生じてきているが、本措置による減税額分については、電気料金の原価に織り込まれておらず、全額電気料金の低減につながっている。

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中 9 ①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

補助金等の予算措置では、あらかじめ必要な額の予測ができず、必要な補助金額が確保されないおそれがあることから、本租税特別措置の手段をとることは必要かつ適切である。

⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中 9 ②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

同様の政策目的に係る他の支援措置等はない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長(電気供給業) (地方税27)(軽油引取税:外)
2	要望の内容	・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要)  汽力発電装置の助燃(軽油燃焼バーナー及び重油加熱バーナーによるものに限る)(H27年度:41億円) ガスタービン発電装置の動力源の用途(H27年度:0.4億円) に供する軽油について、1KLにつき32,100円(32.1円/L)の課税免除。  ・特例措置の内容 電気供給業において軽油を上記の設備に使用する場合は、軽油引取税を免除とする措置を3年間延長する。
3	担当部局	資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和32年度創設 平成21年度3年間の期限の設定 平成24年度3年間の期限の設定
6	適用又は延長期間	平成27年4月1日～平成30年3月31日(3年間)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 エネルギー基本計画(平成26年4月閣議決定)では、安全性(Safety)を前提とした上で、エネルギーの安定供給(Energy Security)を第一とし、経済効率性の向上による低コストでのエネルギー供給(Economic Efficiency)を実現し、同時に、環境への適合(Environment)を図ることをエネルギー政策の基本的視点とするとともに、国際的視点、経済成長の視点を重要な視点としている。これらの基本的な視点の下、“多層化・多様化した柔軟なエネルギー需給構造”の実現のための電力政策を着実に推進する。  《政策目的の根拠》 本措置による免税額は、電気料金原価の低廉化を通じて需要家に還元されており、国民生活や産業活動の基礎である電気料金の低廉化・安定化のため、本措置を存続する必要がある。 また、原発の停止により、火力発電による電力供給割合が高まっていること等から、火力発電所の起動・停止による需給調整はさらに重要性が増している。軽油は火力発電所の起動時に多く消費されるため、軽油に対する課税措置は、火力発電所の需給調整機能を阻害することにもなりかねない。 さらに、仮に本措置がなくなると、軽油による発電単価が大幅に上昇するため、電気事業者が軽油を燃料とする発電設備を持つインセンティブが失われ、ひいては、需給逼迫時の供給力不足が懸念される事態にもつながりかねない。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 5. エネルギー・環境 5-3 電力・ガス

③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 電源について、安定的な供給の確保、環境への適合、経済効率性の確保と整合したベストミックスを追求していく。 下記に示すとおり、汽力発電は重要な電源として活用しており、汽力の助燃に当たっては、助燃用途として考え得る燃料(重油)と比べ排出係数の低い軽油を用い環境適合を図っている。本政策目的は一過性のもではなく、継続して行うことが重要であり、そのためには引き続き措置することが必要である。  <総発電電力量に占める電源(汽力・原子力)別発電電力量割合> (単位:%)																																
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>H21</td> <td>H22</td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> </tr> <tr> <td>汽力</td> <td>61.4</td> <td>60.3</td> <td>79.1</td> <td>89.5</td> <td>90.2</td> </tr> <tr> <td>原子力</td> <td>30.2</td> <td>31.4</td> <td>11.9</td> <td>1.9</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>水力</td> <td>8.1</td> <td>8.1</td> <td>8.7</td> <td>8.2</td> <td>8.3</td> </tr> </table> 出典:電力調査統計 ※一般電気事業者・卸電気事業者・特定電気事業者・特定規模電気事業者計  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 総発電電力量に占める汽力発電電力量割合及び電気料金軽減額推移  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 軽油は、着火性が高く、始動が容易であり、燃料中に不純物含まず粘度が適当であるため、噴霧がしやすく、汽力発電を円滑に行うために必要不可欠である。単価の安い重油ではなく、軽油を助燃用に用いているのはそのためであり、それは、安定供給を確保することと環境への適合を図ることの双方の目的を達成するための有効な手段である。 また、現在、電気事業営業費用に占める、燃料費の割合は約40%にのぼり、多額の燃料費が必要であることが確実となっている。特に、公共料金規制のある電気事業については、料金の値上げの抑制及び安定化を図り、需要家の負担を最小にする必要がある。		H21	H22	H23	H24	H25	汽力	61.4	60.3	79.1	89.5	90.2	原子力	30.2	31.4	11.9	1.9	1.1	水力	8.1	8.1	8.7	8.2	8.3								
	H21	H22	H23	H24	H25																												
汽力	61.4	60.3	79.1	89.5	90.2																												
原子力	30.2	31.4	11.9	1.9	1.1																												
水力	8.1	8.1	8.7	8.2	8.3																												
8 有効性等	① 適用数等 適用件数:57社(汽力発電装置:47件、ガスタービン発電装置10件) (平成24年度実績値、出典:総務省による道府県税の課税状況等に関する調査H26.4.25) 適用対象者:一般電気事業者、卸電気事業者等 <適用量について> ○汽力発電装置の用途 (単位:kℓ) <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H21</td> <td>H22</td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> <td>H27</td> </tr> <tr> <td>使用量</td> <td>212,274</td> <td>201,041</td> <td>156,147</td> <td>162,983</td> <td>187,706</td> <td>182,212</td> <td>128,795</td> </tr> </table> ○ガスタービン発電装置の動力源の用途 (単位:kℓ) <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H21</td> <td>H22</td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> <td>H27</td> </tr> <tr> <td>使用量</td> <td>4,335</td> <td>2,129</td> <td>74,992</td> <td>247,119</td> <td>44,457</td> <td>92,700</td> <td>1,400</td> </tr> </table>		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	使用量	212,274	201,041	156,147	162,983	187,706	182,212	128,795		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	使用量	4,335	2,129	74,992	247,119	44,457	92,700	1,400
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27																										
使用量	212,274	201,041	156,147	162,983	187,706	182,212	128,795																										
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27																										
使用量	4,335	2,129	74,992	247,119	44,457	92,700	1,400																										

	<p>※一般電気事業者及び卸電気事業者(11社)より聞き取り。 ※数値については、H21～H25年度は実績値であり、H26,H27年度は推計値(H26年8月時点)を記載。</p>																																
②: 減収額	<p>○汽力発電装置の用途 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H21</td> <td>H22</td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> <td>H27</td> </tr> <tr> <td>免税額</td> <td>6,813</td> <td>6,452</td> <td>5,011</td> <td>5,231</td> <td>6,024</td> <td>5,848</td> <td>4,133</td> </tr> </table> <p>○ガスタービン発電装置の動力源の用途 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H21</td> <td>H22</td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> <td>H27</td> </tr> <tr> <td>免税額</td> <td>139</td> <td>68</td> <td>2,407</td> <td>7,932</td> <td>1,427</td> <td>2,975</td> <td>44</td> </tr> </table> <p>※一般電気事業者及び卸電気事業者より聞き取り。 ※数値については、H21～H25年度は実績値であり、H26,H27年度は推計値を記載。 ※免税額(円) = 軽油使用量 × 税率(32,100円/kl)</p>		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	免税額	6,813	6,452	5,011	5,231	6,024	5,848	4,133		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	免税額	139	68	2,407	7,932	1,427	2,975	44
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27																										
免税額	6,813	6,452	5,011	5,231	6,024	5,848	4,133																										
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27																										
免税額	139	68	2,407	7,932	1,427	2,975	44																										
③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成18年度～平成29年度) 現在使用されている軽油は、温暖化対策の推進に関する法律におけるCO2排出係数が2.58tCO2/kl、他方、代替燃料として考え得る重油(A重油)を助燃燃料として用いて発電を行うとすると(同量の重油量を用いる場合及び熱量補正をかけた場合)、CO2排出係数は2.71tCO2/klとなっており、軽油を助燃燃料として用いる場合よりも多量のCO2を排出することとなり、環境への適合という側面に反する。 過去から現時点まで助燃燃料として軽油を使用してきたこと、上記理由から、継続的に政策目的を実現している。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成18年度～平成29年度) ＜総発電電力量に占める汽力発電電力量割合(参考:原子力発電比率)＞ (単位:%)</p> <table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td>H21 (実績)</td> <td>H22 (実績)</td> <td>H23 (実績)</td> <td>H24 (実績)</td> <td>H25 (実績)</td> </tr> <tr> <td>汽力発電比率</td> <td>61.4</td> <td>60.3</td> <td>79.1</td> <td>89.5</td> <td>90.2</td> </tr> <tr> <td>原子力発電比率</td> <td>30.2</td> <td>31.4</td> <td>11.9</td> <td>1.9</td> <td>1.1</td> </tr> </table> <p>出典:電力調査統計月報 ※一般電気事業者・卸電気事業者・特定電気事業者・特定規模電気事業者計 ※汽力発電には地熱発電を含まない。</p> <p>上記に示すとおり、汽力発電は重要な電源として活用しており、汽力の助燃に当たっては、助燃用途として考え得る燃料(重油)と比べ排出係数の低い軽油を用い環境適合を図っている。本政策目的は一過性のものではなく、継続して行うことが需要であり、そのためには引き続き措置することが重要である。</p>	年度	H21 (実績)	H22 (実績)	H23 (実績)	H24 (実績)	H25 (実績)	汽力発電比率	61.4	60.3	79.1	89.5	90.2	原子力発電比率	30.2	31.4	11.9	1.9	1.1														
年度	H21 (実績)	H22 (実績)	H23 (実績)	H24 (実績)	H25 (実績)																												
汽力発電比率	61.4	60.3	79.1	89.5	90.2																												
原子力発電比率	30.2	31.4	11.9	1.9	1.1																												

		<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成18年度～平成29年度) 本措置による免税額は、電気料金原価の低廉化を通じて需要家に還元されているところであり、逆に言えば、本措置が廃止された場合、免税額分を需要家が負担することとなり、負担増となる。従って、本措置については、国民生活や産業活動の基礎である電気料金の低廉化・安定化という目的のため、なお、存続する必要がある。</p> <p>《租税減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成18年度～平成29年度) 軽油は、着火性が高く、始動が容易であり、燃料中に不純物を含まず粘度が適当であるため、噴霧がしやすく、汽力発電を円滑に行うために必要不可欠である。単価の安い重油ではなく、軽油を助燃用に用いているのはそのためであり、それは、安定供給を確保することと環境への適合を図ることの双方の目的を達成するための有効な手段である。 また、現在、電気事業営業費用に占める、燃料費の割合は約40%にのぼり、多額の燃料費が必要であることが確実となっている。特に、公共料金規制のある電気事業については、料金の値上げの抑制及び安定化を図り、需要家の負担を最小にする必要がある。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等 本措置については、元来、道路との関連がなかったことから免税されていたが、平成21年に道路特定財源から一般財源化されたことに伴い、原料用途以外は原則により激変緩和措置的に時限措置とされたものである。 しかし、電気供給業における用途については、現在、環境への付加等を踏まえると燃料の代替性がなく、また、今後の汽力発電ニーズも引き続き高い。汽力発電の調整力・機動力の観点から、軽油は引き続き必要となる。その際の影響額も無視できるものではない。 また、ガスタービン発電装置については、比較的短期間での設置が可能なことなどから、東日本大震災等に伴う供給力不足対策として重要な役割を担っており、近年使用量が大幅に増加している。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 他の支援措置との関係はない。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性 本措置については、元来、道路との関連がなかったことから免税されていたが、平成21年に道路特定財源から一般財源化されたことに伴い、原料用途以外は原則により激変緩和措置的に時限措置とされたものである。 しかし、電気供給業における用途については、現在、環境への付加等を踏まえると燃料の代替性がなく、また、今後の汽力発電ニーズも引き続き高い。汽力発電の調整力・機動力の観点から、軽油は引き続き必要となる。その際の影響額も無視できるものではない。 また、ガスタービン発電装置については、比較的短期間での設置が可能なことなどから、東日本大震災等に伴う供給力不足対策として重要な役割を担っており、近年使用量が大幅に増加している。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成23年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（地熱資源開発事業）	府省名	経済産業省
税目	軽油引取税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。  
 なお、背景にある政策の今日的な「合理性」、政策目的に向けた手段としての「有効性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」のいずれについても、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

## &lt;点検結果表の別紙&gt;

## 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標の達成状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

平成24年度は3社の適用を想定していたが、実績は5社となっており、想定外に僅少となっていることはない。

なお、地熱発電用の井戸の性質による蒸気の減衰量の違いにより、発電所によって井戸の掘削頻度が異なるため、特例措置の適用を受ける頻度の高い事業者もあるが、想定外に特定の者に偏っていることはない。

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

適用額の過去の実績について、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」に記載されている適用額は、軽油引取税の課税免除の特例措置を受けている全事業の適用額の合計となっており、地熱資源開発事業はその内数となっているため、同情報を用いることはできない。

このため、過去の適用数等の実績については、地熱資源開発事業において軽油引取税の課税免除の適用を受けた事業者に対しヒアリングを行い把握している。

- ⑤ 僅少・偏りの状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成24年度は3社の適用を想定していたが、実績は5社となっており、想定外に僅少となっていることはない。

なお、地熱発電用の井戸の性質による蒸気の減衰量の違いにより、発電所によって井戸の掘削頻度が異なるため、特例措置の適用を受ける頻度の高い事業者もあるが、想定外に特定の者に偏っていることはない。

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成29年度の適用件数及び適用量の見込みは、以下のとおり。

適用件数：16件

適用量：2,933kL

将来推計における適用件数については、地熱発電事業者及び地熱資源開発事業者の掘削計画に基づき井戸の掘削本数を合算している。

また、適用量については、過去における掘削事業の実績より、事業者において事業規模、抗井種別を勘案し、軽油使用量の推計を行っている。なお、詳細は別紙のとおり。

- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

適用額の過去の実績について、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」に記載されている適用額は、軽油引取税の課税免除の特例措置を受けている全事業の適用額の合計となっており、地熱資源開発事業はその内数となっているため、同情報を用いることはできない。

このため、過去の適用数等の実績については、地熱資源開発事業において軽油引取税の課税免除の適用を受けた事業者に対しヒアリングを行い把握している。

- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

平成29年度の減収額の見込みは、以下のとおり。

減収額：94百万円

⑥に記載した将来推計における適用量に、1kL当たり32,100円の課税免除額を乗じて算定。

- ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

減収額の見込みは、平成27年度148百万円、28年度148百万円、29年度94百万円。本特例措置の効果として掘削コストの低減を目標としており、平成21年度から25年度までの掘削コストの削減実績より、平成27年度から29年度までにおいても約1.6%の掘削コスト低減が可能と見込まれる。

また、掘削コスト削減により地熱発電所の発電単価の低減及び調査事業における事業費の低減が見込まれるため、我が国の政策目標をさらに推し進め、電力の安定供給を図ることができる。

- ⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

減収額の実績は、平成24年度39百万円、25年度58百万円であるのに対して、21年度から25年度までの掘削コストの削減実績は約1.6%であり、達成目標を達している。このことから、本措置は、税収減を是認する効果がある。

- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

減収額の見込みは、平成27年度148百万円、28年度148百万円、29年度94百万円であるのに対して、27年度から29年度までにおいても約1.6%の掘削コスト低減が可能と見込まれていることから、本措置は、税収減を是認する効果がある。

- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

地熱資源の開発プロセスは、以下のとおり。

①「調査」：井戸を掘削、地下の詳細構造を把握

②「探査」：調査井を掘削し、蒸気噴出量を確認し、持続的な発電の可能性を評価

③「開発」：大口径の井戸を掘削し発電に供する蒸気を回収

④「運転」：既存の発電所の出力維持のため蒸気減衰を補充する追加の井戸を掘削

また、既存の取組において対象としている開発プロセスは以下のとおり。

・地熱資源開発調査事業：新規開発初期段階における「調査」段階の構造試験井に対する補助

・地熱発電開発費等補助金：発電所「運転」開始後の出力維持のための蒸気減衰を補充する追加の井戸掘削に対する補助

地熱発電は、開発コスト、リスクが高いこと、蒸気減衰等により出力が低下するという課題があるため、既存の取組において補助を行っているが、地熱開発の促進を図り、我が国の政策目標をさらに推し進めるためには、地熱発電の総事業費に占める比率が高い掘削費用に対するの支援が必要

である。

全ての開発プロセスにおける地下資源獲得のために必要な掘削に対し、政策目的実現のためにコスト低減を行える手段は、当該特例措置以外はない。

また、本特例措置は既存の発電事業者だけでなく、調査事業者、開発事業者、蒸気供給事業者等広く適用が可能であり、地熱資源開発に有効な手段である。

免税軽油適用実績・見込

1. 免税軽油使用量 (単位：ℓ)

事業者名	実績					見込				
	平成21年度 2009年度	平成22年度 2010年度	平成23年度 2011年度	平成24年度 2012年度	平成25年度 2013年度	平成26年度 2014年度	平成27年度 2015年度	平成28年度 2016年度	平成29年度 2017年度	
北海道電力(株)										
東京電力(株)										
九州電力(株)										
電源開発(株)	460,700									
東北水力地熱(株)	20,220	648,120	263,180	283,300			100,000	90,000		
三菱マテリアル(株)	194,681		429,510	229,420	428,020	195,000	214,000	657,000		
奥会津地熱(株)	156,100		85,610			229,420	62,840	141,390		
出光大分地熱(株)	81,700			151,100			291,000			
日鉄鹿兒島地熱(株)				404,000			423,000	423,000		
(株)杉乃井ホテル										
廣瀬商事(株)										
(合)九重観光ホテル										
大和紡観光(株)										
東北					588,750	883,500	400,000	366,577	366,577	
北海道					150,950	150,950	150,950	366,577	366,577	
北海道				150,950	157,241	366,577	366,577	366,577	366,577	
北海道					150,950	150,950	301,900	366,577	366,577	
東北					176,598	136,500	366,577	366,577	366,577	
東北					150,950	150,950	366,577	366,577	366,577	
九州						301,900	301,900	366,577	366,577	
九州						150,950	366,577			
北海道							150,950	366,577	366,577	
東北										
東北						150,950	366,577	366,577		
東北						301,900	366,577			
合計	913,401	648,120	778,300	1,218,770	1,803,459	3,169,547	4,596,004	4,610,586	2,932,618	
既存発電事業案件数	6	3	4	4	1	2	5	5		
新規調査事業案件数				1	8	13	18	18	16	
適用件数合計	6	3	4	5	9	15	23	23	16	

2. 減収額 (単位：百万円)

年度	実績					見込				
	平成21年度 2009年度	平成22年度 2010年度	平成23年度 2011年度	平成24年度 2012年度	平成25年度 2013年度	平成26年度 2014年度	平成27年度 2015年度	平成28年度 2016年度	平成29年度 2017年度	
既存発電事業使用量	913,401	648,120	778,300	1,067,820	428,020	424,420	1,090,840	1,311,390	0	
新規調査事業使用量	0	0	0	150,950	1,375,439	2,745,127	3,505,164	3,299,196	2,932,618	
使用量合計(ℓ)	913,401	648,120	778,300	1,218,770	1,803,459	3,169,547	4,596,004	4,610,586	2,932,618	
減収額	29	21	25	39	58	102	148	148	94	

3. コスト削減率 (単位：%)

年度	実績					見込				
	平成21年度 2009年度	平成22年度 2010年度	平成23年度 2011年度	平成24年度 2012年度	平成25年度 2013年度	平成26年度 2014年度	平成27年度 2015年度	平成28年度 2016年度	平成29年度 2017年度	
既存発電事業費(百万円)	2,270	1,159	1,534	2,066	831	1,153	2,059	2,446		
新規調査事業費(百万円)				305	2,716	5,420	6,923	6,771	6,018	
減収額(百万円)	29	21	25	39	58	102	148	148	94	
コスト削減率	1.27%	1.76%	1.60%	1.62%	1.61%	1.52%	1.62%	1.58%	1.54%	
コスト削減率(21~25年平均)	1.56%									



		租税特別措置等に係る政策の事前評価書
1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長(地熱資源開発事業) (地方税28)(軽油引取税:外)
2	要望の内容	・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 地熱資源の開発のために使用する動力付試すい機の動力源の用途に供する軽油について、1kLにつき、32,100円(32,1円/L)の課税免除。 ・特例措置の内容 上記用途に供される軽油に係る軽油引取税の課税免除とする措置を3年間延長する。
3	担当部局	資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課 資源・燃料部政策課
4	評価実施時期	平成26年7月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和55年度 創設 平成21年度 3年間延長 平成24年度 3年間延長
6	適用又は延長期間	平成27年4月1日～平成29年3月31日(3年間)
7	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国において、重要な低炭素の国産エネルギー源である再生可能エネルギーのうち、発電コストも低く、安定的に発電を行うことが可能な地熱発電の推進を図る。</p> <p>----- 《政策目的の根拠》 エネルギー基本計画(平成26年4月11日閣議決定)においては、再生可能エネルギーに係る政策の方向性において、次のとおり記載されている。</p> <p>「これまでのエネルギー基本計画を踏まえて示した水準を更に上回る水準の導入を目指し、エネルギーミックスの検討に当たっては、これを踏まえることとする。」</p> <p>このうち、「これまでのエネルギー基本計画を踏まえて示した水準」については、次のとおり。</p> <p>「2009年8月に策定した「長期エネルギー需給見通し(再計算)」(2020年の発電電力量のうち再生可能エネルギー等の割合は13.5%(1,414億kWh))及び2010年6月に開催した総合資源エネルギー調査会総合部会・基本計画委員会合同会合資料の「2030年のエネルギー需給の姿」(2030年の発電電力量のうち再生可能エネルギー等の割合は約2割(2,140億kWh))。』</p> <p>これらにおける地熱発電の設備容量及び発電電力量は、それぞれ以下のとおり。</p>

		<p>・2009年8月に策定した「長期エネルギー需給見通し(再計算)」 2020年 設備容量:53万kW 発電電力量:34億kWh</p> <p>・2010年6月の「2030年のエネルギー需給の姿」 2030年 設備容量:165万kW 発電電力量:103億kWh</p> <p>特に、地熱発電は安定的に発電が可能な「ベースロード電源」として、また、再生可能エネルギーの中でも風力と並んで、導入加速に向けた取組を強化すべき電源として位置付けられており、特に積極的な推進が必要である。</p> <p>(参考)エネルギー基本計画 抜粋 第2章 エネルギー需給に関する施策についての基本的な方針 第2節 各エネルギー源の位置付けと政策の時間軸 1. 一次エネルギー構造における各エネルギー源の位置付けと政策の基本的な方向 (1)再生可能エネルギー 3)地熱 世界第3位の地熱資源量を誇る我が国では、発電コストも低く、安定的に発電を行うことが可能なベースロード電源を担うエネルギー源である。 また、発電後の熱水利用など、エネルギーの多段階利用も期待される。 一方、開発には時間とコストがかかるため、投資リスクの軽減、送配電網の整備、円滑に導入するための地域と共生した開発が必要となるなど、中長期的な視点を踏まえて持続可能な開発を進めていくことが必要である。</p> <p>第3章 エネルギー需給に関する長期的、総合的かつ計画的に講ずべき施策 第3節 再生可能エネルギーの導入加速～中長期的な自立化を目指して～ 1. 風力・地熱の導入加速に向けた取組の強化 開発規模によって経済性を確保できる可能性のある風力・地熱については、導入に向けた課題が多く、それを解決する取組を進める。 (2)地熱 地熱発電の開発には、時間とコストがかかり、風力発電と同様に、地元との調整や、環境アセスメントのほか、立地のための各種規制・制約への対応等の課題がある。 このため、地熱発電設備の導入をより短期間で、かつ円滑に実現できるよう、投資リスクの軽減、環境アセスメントの迅速化、電気事業法上の安全規制の合理化等の取組、また、必要に応じて更なる規制・制度の合理化に向けた取組等を進める。</p>
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>エネルギー基本計画(平成26年4月閣議決定)において、発生電力量のうち再生可能エネルギー等の割合について、2020年で13.5%、2030年で約20%を更に上回る水準の導入を目指す。</p> <p>5. エネルギー・環境 5-3 電力・ガス</p>

		<p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 地熱資源獲得を推進するため、本特例措置により掘削コストを約 1.6% 低減させる。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 総掘削費用に対する減収額の割合を測定指標として評価する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 地熱発電は、開発コスト、リスクが高いこと、蒸気減衰等により出力が低下するという課題があるため、本特例措置による事業者の負担軽減が不可欠。また、軽油取引価格は平成 21 年度頃より高値での推移しており、本特例措置は掘削コスト低減に有効である。特例措置を講じなかった場合、掘削コストが増大し、地熱発電の推進に影響を及ぼすおそれがある。よって、我が国における再生可能エネルギーの導入促進を図る上で本税制の特例措置の延長が必要である。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>平成 21 年度 6 件 913kL 平成 22 年度 3 件 648kL 平成 23 年度 4 件 778kL 平成 24 年度 5 件 1,219kL 平成 25 年度 9 件 1,803kL 平成 26 年度 15 件 3,170kL(見込み) 平成 27 年度 23 件 4,596kL(見込み) 平成 28 年度 23 件 4,611kL(見込み) [課税免除の特例措置適用事業者へのヒアリングによる。]</p> <p>② 減収額</p> <p>平成 21 年度 29 百万円 平成 22 年度 21 百万円 平成 23 年度 25 百万円 平成 24 年度 39 百万円 平成 25 年度 58 百万円 平成 26 年度 102 百万円(見込み) 平成 27 年度 148 百万円(見込み) 平成 28 年度 148 百万円(見込み) [課税免除の特例措置適用事業者へのヒアリングによる。]</p> <p>③ 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 21 年 4 月～平成 26 年 3 月) 現在、地熱発電は全国で 19 カ所、出力 52 万 kW であり、その出力の維持等に寄与している。 また、平成 26 年 3 月時点において、固定価格買取制度や地熱資源開発調査事業などの各種支援制度により、約 50 地点の調査案件(地理解段階を含む)が現在進捗しており、掘削調査段階の案件についてはコスト削減等に寄与している。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 21 年 4 月～平成 26 年 3 月) 本特例措置の適用により、地熱資源獲得に係る掘削コストは約 1.6% 程度減少する。また、軽油取引価格は平成 21 年度頃より上昇し、高値で推移しており、本措置は掘削コスト低減に有効である。 なお、掘削コスト削減実績は、平成 21 年度 1.27%、平成 22 年度 1.76%</p>

		<p>平成 23 年度 1.60%、平成 24 年度 1.62%、平成 25 年度 1.61%となっている。 (参考:課税免除の特例措置適用事業者へのヒアリングによる)</p> <p>・追加井 1 本の掘削コストに係る免税後における軽油コストの割合(実績) 平成 21 年度 2.34%、平成 22 年度 3.69%、平成 23 年度 3.94%、 平成 24 年度 3.90%、平成 25 年度 4.05%</p> <p>地熱発電は、開発コスト、リスクが高いこと、蒸気減衰等により出力が低下するという課題があるため、本特例措置を引き続き実施していく必要がある。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 21 年 4 月～平成 26 年 3 月) 資源エネルギー庁公益事業部発電課がとりまとめた「21 世紀に向けた発電技術懇談会地熱部会」中間報告(平成 8 年 11 月)では、坑井掘削費の全体に占める割合が 24% という大きなものであることが示されている。</p> <p>地熱資源開発においては、この掘削費用をどれだけ抑えることができるかが重要であるが、昨今の燃料及び原材料価格の高騰に伴い、坑井掘削費は上昇傾向にある。</p> <p>また、日本における掘削コストは海外に比べ割高であるため、地熱資源の開発を進めるうえで、掘削コスト低減に直接寄与する「軽油取引税の免税措置」が重要である。</p> <p>本特例措置が延長されなかった場合、建設コストの増大により、地熱発電の推進に影響を与える恐れがある。また、本措置は至近 5 年累計において 71% が東北地域において活用されており、復興再建に取り組む東北地域における電力の安定供給にも支障を生じる。地熱発電による発電量低下に伴い、化石燃料を使用する火力発電の発電量が増え、二酸化炭素排出量増加することが見込まれる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 21 年 4 月～平成 26 年 3 月) 本特例措置の活用により、全国で 19 カ所、出力 52 万 kW の地熱発電所の発電出力の維持に貢献している。また、本措置の適用を受けている蒸気供給業者は発電事業者へ蒸気を売却しているが、地熱資源の調査及び掘削により予定していた蒸気が得られなかった場合等の費用については、蒸気価格に反映することができず、現時点で単年度黒字でも事業全体を通して見ると過去の投資が回収できていない。</p> <p>地熱発電事業については、震災前は一部の大企業のみが携わっていたが、震災後は地熱発電開発に参画する大企業が増えている。これは国を挙げて地熱発電開発への参画を促す様々な施策が施された結果であるが、地熱資源の開発リスクは依然として高いものがあり、企業の内部では事業採算性が厳しくチェックされている。</p> <p>大企業は様々な新規事業を抱えていて常に採算性による取捨選択を行っており、地熱発電開発を担当する部署は事業が中断・廃止される選択を受けることの無いようにコスト削減による投資効率の向上を至上命題としている。</p> <p>地熱発電開発プロジェクトの採算性を向上する努力は全方位的に積み重ね</p>
--	--	---

		<p>られているが、その中で、掘削費の削減には前述の通り注目が集まっている。</p> <p>したがって、大企業に於いても資本力や会社全体の利益に関わらず、免税軽油の経過措置の継続による掘削費の削減効果への要望が強い。</p> <p>このため、既存事業の経営改善がなされれば新規の地熱発電開発を進める上で大きなインセンティブとなり、再生可能エネルギーの導入促進に効果を上げている。</p> <p>また、エネルギー基本計画における目標を達成するためにも、新規地熱開発を促進することは非常に重要である。しかしながら、初期コストが非常に高い地熱開発において、一本3～8億円程度からかかる掘削コストを、本措置の適用を受け、初期コストを少しでも低減することで、地熱発電の導入促進に繋がる。</p>												
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>税率の変更に伴う建設コストの増大は、地熱発電の推進に影響を及ぼすおそれがある。今後、地熱発電の導入を進めるに当たっては、延長が不可欠。</p> <p>また、本措置は至近5か年累計において71%（減収額割合ベース）が東北地域にて活用されており、東北地域における電力の安定供給及び復興支援の観点からも妥当な手段である。</p> <p>○全発電量に対する地熱発電量の割合（平成25年度）</p> <table border="0"> <tr> <td>全電源発電量</td> <td>9,397億kWh</td> </tr> <tr> <td>地熱発電量</td> <td>26億kWh(0.3%)</td> </tr> </table> <p>○地熱発電所が多い東北、北海道地方の地熱発電量の割合（平成25年度）</p> <table border="0"> <tr> <td>東北地方全電源発電量</td> <td>958億kWh</td> </tr> <tr> <td>東北地方地熱発電量</td> <td>10億kWh(1.1%)</td> </tr> <tr> <td>北海道地方全電源発電量</td> <td>341億kWh</td> </tr> <tr> <td>北海道地方地熱発電量</td> <td>1億kWh(0.3%)</td> </tr> </table> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>地熱発電は、開発コスト、リスクが高いこと、蒸気減衰等により出力が低下するという課題があるため、以下の取組を行っている。</p> <p>① 地熱発電開発費等補助金：発電所における追加掘削に対して20%を補助。平成26年度予算額843百万円。 ※後年度負担のみ</p> <p>② 地熱資源開発調査事業：新規開発のための初期段階の地質調査掘削に対して、50%を補助。平成26年度予算額6,500百万円。</p> <p>地熱発電開発費等補助金は、既存の発電所の出力維持を目的としているが、平成22年度以前に審査を受けた事業についてのみ後年度負担を行うこととなり、当該補助金は平成28年度に廃止される。</p> <p>また、地熱資源開発調査事業においては、新規開発初期段階の地熱調査掘削に対する補助であるため、新規発電所建設における掘削及び発電所運転開始後の出力維持のための追加掘削に係る補助を目的としていない。</p> <p>本特例措置は掘削に必要な燃料費負担の低減が目的であり、本特例措置を活用することにより、我が国の政策目標をさらに推し進めることができ、我が国の電力の安定供給を図ることができる。</p>	全電源発電量	9,397億kWh	地熱発電量	26億kWh(0.3%)	東北地方全電源発電量	958億kWh	東北地方地熱発電量	10億kWh(1.1%)	北海道地方全電源発電量	341億kWh	北海道地方地熱発電量	1億kWh(0.3%)
全電源発電量	9,397億kWh													
地熱発電量	26億kWh(0.3%)													
東北地方全電源発電量	958億kWh													
東北地方地熱発電量	10億kWh(1.1%)													
北海道地方全電源発電量	341億kWh													
北海道地方地熱発電量	1億kWh(0.3%)													

		③ 地方公共団体が協力する相当性	施設に関わる技術者、開発者等が補助対象地域に集まることにより、資材・物流・建設等の面から地域経済へ貢献する。貢献内容として、当該地域における工事の発注並びに技術者及び開発者等の滞在に伴う宿泊施設の活用等地域経済の活性化が見込まれる。
10	有識者の見解		経済性の問題を理由として事業化を見送っている事業者に対して、開発インセンティブを与える上でコスト低減策は効果的である。（地熱発電に関する研究会・平成21年6月）
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成23年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	低公害車の燃料等供給設備に係る課税標準の特例措置の延長	府省名	経済産業省
税目	固定資産税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長
	<input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題	
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない			
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎	
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	◎	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑤ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※	
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	○	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	○	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
租税特別措置等の相当性					
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし		
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
  - 所期における本租税特別措置等により達成しようとする目標の達成状況が説明されていないため、所期の目標が既に達成されていないかを示した上で、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を明らかにする必要がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
  - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
    - 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（燃料供給設備の設置状況、低公害車・次世代自動車の普及状況）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。
  - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
 

[過去の実績]

 ⑪ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せず税収減を是認するような効果が水素充填設備や天然ガス充填設備の…導入、運営が促進された…また、こうしたインフラ整備の促進により燃料電池自動車や天然ガス自動車といった次世代自動車の普及が図られ、新たな需要の創出、関連産業の活性化等の経済効果も生じたと説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、過去における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。  
 また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
    - 本租税特別措置等の適用額の過去の実績について、地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文及び適用額を記載し、所期の見込みとかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
    - 本租税特別措置等の減収額の過去の実績について、「経済産業省試算」と算定に用いた数値の出典が示されているが、減収額の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、減収額について、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。
      - 本租税特別措置等の過去の減収額について、地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文及び適用額を記載し、所期の見込みとかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
- 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、燃料供給設備の設置数は、平成25年度317件、新車販売（乗用車）に占める次世代自動車の割合は平成25年度23%と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目

標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに税収減を是認するような効果が大气汚染対策等に大きな効果が期待できる、新たな需要の創出等の経済効果も期待できると説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑥ 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の将来推計について平成 26 年度が不明なため、26 年度の適用件数及び適用額を明らかにする必要がある。

⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計について、「経済産業省試算」と算定に用いた数値の出典が示されているが、減収額の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、減収額について、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について予測されていないため、効果・達成目標の実現状況を明らかにする必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標の達成状況（評価書中 8 ③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）

租税特別措置等により達成しようとする目標として、乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を 2020 年までに最大 50%と設定しており、前回要望時からは変更していない。

なお、平成 26 年 8 月に策定された「自動車産業戦略 2014」においても「政府目標では、次世代自動車の新車販売に占める割合を 2020 年に 20～50%、2030 年に 50～70%とする。」と明記されている。

達成状況については、新車販売に占める次世代自動車の割合が平成 23 年度 16%、24 年度 21%、25 年度 23%となっており、前回要望時実績（平成 23 年度）から目標の達成に近づいている。

③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中 7 ③<租税特別措置等により達成しようとする目標>欄への補足説明）

次世代自動車の目標達成時期が 2030 年に設定されているのは、閣議決定に定められた達成時期を用いているため（「次世代自動車について、2030 年までに新車販売に占める割合を 5 割から 7 割とすることを目指す。」（エネルギー基本計画（平成 26 年 4 月閣議決定）））。

④ 適用数等の実績把握（評価書中 8 ①「適用数等」欄への補足説明）

過去の実績等については、業界団体等からのヒアリングを通じて実績を積み上げたもの。

⑤ 僅少・偏りの状況（評価書中 8 ①「適用数等」欄への補足説明）

想定外に僅少であることについて、前回要望時の想定適用件数が、天然ガス充填設備は 42 件（平成 25）、58 件（平成 26）、水素充填設備は 25 件（平成 25）、53 件（平成 26）となっている。それに対して適用件数の実績は、天然ガス充填設備は 33 件（平成 25）、水素充填設備は 6 件（平成 25）となっており、天然ガス充填設備に関しては目標と同程度の実績を上げている。なお、水素充填設備に関しても、目標としている 2015 年内の 100 か所程度の整備に向けて、今年度に 41 件の実績を上げており、目標達成に向けて引き続き本租税特別措置が必要。

天然ガス自動車スタンド 300 か所（平成 25 年度末現在）のうち、ガス事業者は 150 か所、それ以外の企業等は 150 か所のスタンドを整備しており、適用に偏りがあるとはいえない。

水素充填設備については、燃料電池自動車が 2014 年度から市場投入される計画であることから、現在の設備は全て実証用であり、したがって事業者も限定されている。また、地方公共団体、財団法人、大学等が設備を導入するケースもあり、本制度が適用されないケースもある。

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中 8 ①「適用数等」欄への補足説明）

適用件数及び適用額の将来推計は以下のとおり。

（適用件数）

平成 27 年度 天然ガス充填設備：9 基、水素充填設備：100 基

28 年度 天然ガス充填設備：10 基、水素充填設備：100 基

（適用額）

平成 27 年度 天然ガス充填設備：3.2 百万円、水素充填設備：192.7 百万円  
 28 年度 天然ガス充填設備：3.9 百万円、水素充填設備：170.2 百万円  
 なお、適用件数の見込みについては、業界団体等からのヒアリングによるもの。

⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中 8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）

水素充填設備や天然ガス充填設備の設置や運営に当たっては億円規模の資金が必要であるが、百万円規模の減税インセンティブにより導入、運営が促進されたことを鑑みると政策効果は大きかったと評価できる。

また、こうしたインフラ整備の促進により燃料電池自動車や天然ガス自動車といった次世代自動車の普及が図られ、新たな需要の創出、関連産業の活性化等の経済効果も生じた。

⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中 9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

設備導入に係る経費の一部を補助する補助金制度が存在するが、本租税特別措置は設備の維持に係る負担を軽減する税制上のインセンティブを設ける措置であり、効果の発現時期が異なる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	低公害車の燃料等供給設備に係る課税標準の特例措置の延長 (地方税30)(固定資産税:外)
2	要望の内容	燃料電池自動車及び天然ガス自動車の燃料等供給設備(水素充填設備、天然ガス充填設備)に係る固定資産税の課税標準について、取得から3年間に限り2/3の額とする特例措置を2年間延長する。 (対象設備) 水素充填設備(1億5,000万円以上) 天然ガス充填設備(2,000万円以上) ※( )内は対象となる設備の取得価格要件
3	担当部局	製造産業局自動車課
4	評価実施時期	平成 26 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 9 年度 創設</li> <li>・平成 11 年度 延長</li> <li>・平成 13 年度 延長</li> <li>・平成 15 年度 対象設備の見直しを行ったうえで延長・拡充</li> <li>・平成 17 年度 延長</li> <li>・平成 19 年度 延長</li> <li>・平成 21 年度 一部見直し(充電設備の取得価額要件を 2,000 万円以上から 300 万円以上に引き下げ)のうえで延長・拡充</li> <li>・平成 23 年度 電気充電設備を対象から除外</li> <li>・平成 25 年度 一部見直し(水素充填設備の取得価額要件を 2,000 万円から 1 億 5,000 万円に引き上げ)のうえで延長</li> </ul>
6	適用又は延長期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日(2 年間)
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》                  ○東日本大震災の教訓から、輸送用燃料の多様化が求められており、「国土強靱化政策大綱」(平成 25 年 12 月決定)においても、エネルギーセキュリティの推進のため、CNG自動車の普及等を図ることが求められている。                  ○また、「総合物流施策大綱」(平成 25 年 6 月閣議決定)においては、物流分野における主要なCO2 排出源であるトラック等、輸送モードの省エネ化、低公害化が求められている。自動車からの排出ガスによる大気汚染問題への対応、地球温暖化対策に向けた政府目標を達成するためには、燃料電池自動車、天然ガス自動車といった低公害車の普及促進を図る必要がある。なお、天然ガス自動車は、SOxをほとんど発生させず、CO2 排出量もディーゼル車より約 2 割少なく環境性に優れている。                  ○さらに、低公害車は、我が国自動車産業が強みを有する次世代自動車に位置づけられており、「エネルギー基本計画」(平成 26 年 4 月閣議決定)において、次世代自動車について、2030 年までに新車販売に占める割合を5割から7割とすることを目標に掲げている。                  ○これらの目標を踏まえ、燃料等供給設備の普及を支援することにより、低公害車の普及促進、ひいては地球温暖化防止を図る。</p>

	<p>《政策目的の根拠》                  ○エネルギー基本計画(平成26年4月閣議決定)                  ・次世代自動車について、2030年までに新車販売に占める割合を5割から7割とすることを旨とする。</p> <p>・次世代自動車(ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、CNG自動車等)の普及・拡大に当たっては、研究開発に加え、インフラ整備が不可欠である。</p> <p>・運輸部門については、自動車に係るエネルギーの消費量がその大部分を占めており、その省エネルギー化が重要である。</p> <p>・2014年度内に商業販売が始まる燃料電池自動車の導入を推進するため、規制見直しや導入支援等の整備支援によって、四大都市圏を中心に2015年内に100ヶ所程度の水素ステーションの整備をする。</p> <p>○国土強靱化アクションプラン2014(平成26年6月国土強靱化推進本部決定)</p> <p>・エネルギーセキュリティの推進(CNG車両等の普及)、バスターミナルの耐震化の促進を図る。</p>
② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>個別産業 — 流通・物流                  エネルギー・環境 — 新エネルギー・省エネルギー、電力・ガス、環境</p>
③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》                  ○運輸部門については、自動車に係るエネルギーの消費量がその大部分を占めており、その省エネルギー化が重要である。</p> <p>○2014年度内に商業販売が始まる燃料電池自動車の導入を推進するため、規制見直しや導入支援等の整備支援によって、四大都市圏を中心に2015年内に100ヶ所程度の水素ステーションの整備をする。</p> <p>○次世代自動車について、2030年までに新車販売に占める割合を5割から7割とすることを旨とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》                  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》                  ○燃料供給設備の設置状況                  ○低公害車・次世代自動車の普及状況</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》                  ○燃料電池自動車、天然ガス自動車といった次世代自動車については、燃料供給設備の整備が十分でないことが普及の障害となっており、燃料供給設備の整備が進むことにより、次世代自動車の普及を促進することができる。</p> <p>また、燃料供給設備の取得者に対して、税制上の特例措置による維持費用の負担を軽減することにより、燃料供給インフラの整備が進むことが期待できる。</p>

8 有効性等	① 適用数等	<p>○適用件数(試算)                  (単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21FY</th> <th>H22FY</th> <th>H23FY</th> <th>H24FY</th> <th>H25FY</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水素充填設備</td> <td>4</td> <td>7</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>天然ガス充填設備</td> <td>32</td> <td>30</td> <td>23</td> <td>33</td> <td>33</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)燃料供給設備の設置状況、業界団体等へのヒアリング結果等から試算</p> <p>&lt;参考&gt;燃料供給設備の設置数の推移(単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21FY</th> <th>H22FY</th> <th>H23FY</th> <th>H24FY</th> <th>H25FY</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水素充填設備</td> <td>15</td> <td>14</td> <td>16</td> <td>16</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>天然ガス充填設備</td> <td>342</td> <td>333</td> <td>321</td> <td>314</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>357</td> <td>347</td> <td>337</td> <td>330</td> <td>317</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)低公害車ガイドブック、日本ガス協会 HP 等から作成</p> <p>&lt;参考&gt;低公害車の普及状況(単位:台)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21FY</th> <th>H22FY</th> <th>H23FY</th> <th>H24FY</th> <th>H25FY</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料電池自動車</td> <td>54</td> <td>54</td> <td>52</td> <td>47</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td>天然ガス自動車</td> <td>38,861</td> <td>40,429</td> <td>41,463</td> <td>42,590</td> <td>43,601</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)日本ガス協会 HP、JHFC 資料等から作成</p> <p>&lt;参考&gt;新車販売に占める次世代自動車の割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23FY</th> <th>H24FY</th> <th>H25FY</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>16%</td> <td>21%</td> <td>23%</td> </tr> </tbody> </table>		H21FY	H22FY	H23FY	H24FY	H25FY	水素充填設備	4	7	10	10	6	天然ガス充填設備	32	30	23	33	33		H21FY	H22FY	H23FY	H24FY	H25FY	水素充填設備	15	14	16	16	17	天然ガス充填設備	342	333	321	314	300	合計	357	347	337	330	317		H21FY	H22FY	H23FY	H24FY	H25FY	燃料電池自動車	54	54	52	47	47	天然ガス自動車	38,861	40,429	41,463	42,590	43,601		H23FY	H24FY	H25FY		16%	21%	23%
			H21FY	H22FY	H23FY	H24FY	H25FY																																																															
		水素充填設備	4	7	10	10	6																																																															
天然ガス充填設備	32	30	23	33	33																																																																	
	H21FY	H22FY	H23FY	H24FY	H25FY																																																																	
水素充填設備	15	14	16	16	17																																																																	
天然ガス充填設備	342	333	321	314	300																																																																	
合計	357	347	337	330	317																																																																	
	H21FY	H22FY	H23FY	H24FY	H25FY																																																																	
燃料電池自動車	54	54	52	47	47																																																																	
天然ガス自動車	38,861	40,429	41,463	42,590	43,601																																																																	
	H23FY	H24FY	H25FY																																																																			
	16%	21%	23%																																																																			
② 減収額	<p>○減収額見込み</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H21FY</th> <th>H22FY</th> <th>H23FY</th> <th>H24FY</th> <th>H25FY</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15.8 百万円</td> <td>17.6 百万円</td> <td>18.2 百万円</td> <td>22.1 百万円</td> <td>17.3 百万円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26FY</th> <th>H27FY</th> <th>H28FY</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90.6 百万円</td> <td>195.9 百万円</td> <td>174.1 百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)経済産業省試算</p>	H21FY	H22FY	H23FY	H24FY	H25FY	15.8 百万円	17.6 百万円	18.2 百万円	22.1 百万円	17.3 百万円	H26FY	H27FY	H28FY	90.6 百万円	195.9 百万円	174.1 百万円																																																					
H21FY	H22FY	H23FY	H24FY	H25FY																																																																		
15.8 百万円	17.6 百万円	18.2 百万円	22.1 百万円	17.3 百万円																																																																		
H26FY	H27FY	H28FY																																																																				
90.6 百万円	195.9 百万円	174.1 百万円																																																																				
③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年度~平成28年度)</p> <p>○新車販売(乗用車)に占める次世代自動車の割合の推移は、平成23年度16%、平成24年度21%、平成25年度23%(軽自動車と登録車を合わせた割合)。</p> <p>○燃料供給設備の設置数は平成25年度で317基に上っているものの、「エネルギー基本計画」における2030年までに新車販売に占める次世代自動車の割合を5割から7割という目標達成のためには、本特例措置の延長が必要。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23年度~平成28年度)</p> <p>○対象となる燃料供給設備の設置数は、平成25年度317件に上っている。</p> <p>○新車販売(乗用車)に占める次世代自動車の割合の推移は、平成23年度16%、平成24年度21%、平成25年度23%に増加。</p> <p>○全国の大気汚染に係る環境基準の達成状況は、平成24年度において二酸化窒素:98.6%、浮遊粒子状物質:100%と全体的に改善傾向にあり、各種施策の成果が着実に現れている。</p>																																																																					

		<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成23年度～平成28年度)</p> <p>○燃料電池自動車や天然ガス自動車といった次世代自動車の普及目標(2030年までに新車販売に占める割合を5割から7割とする)は、自動車メーカーの販売計画等を基に、政府が必要な政策支援を積極的に講じた場合に達成可能な数値を目標として掲げたものであり、これまで実績を上げてきた本特例措置が延長されず、支援が後退した場合、事業者の自主的な努力だけでこれら目標の達成は困難。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年度～平成28年度)</p> <p>○燃料供給設備の整備が進展することにより、次世代自動車の普及が進むと考えられることから、大気汚染対策、CO2排出量の抑制等に大きな効果が期待できる。</p> <p>○また、次世代自動車に位置づけられる燃料電池自動車、天然ガス自動車の普及が進むことにより、新たな需要の創出、関連産業の活性化等の経済効果も期待できる。</p>
9	相当性	<p>①:租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>○燃料供給設備は燃料電池自動車及び天然ガス自動車といった次世代自動車を使用する際に必要不可欠な社会インフラであることから、設備を取得する全ての者を対象とする税制上の措置を設けることは公平な支援措置と考える。また、2014年度内に燃料電池自動車における商業販売が始まる予定であり、天然ガス自動車においては、今後普及が見込まれる大型CNGトラックについて、従来の改造車に加え2015年にメーカー車を市場投入することをトラックメーカーが表明しており、今後、次世代自動車の普及が進むと見込まれていることから、引き続き措置が必要。</p> <p>②:他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>○燃料電池自動車及び天然ガス自動車といった次世代自動車は従来車に比べ高額であることから短時間での普及は困難であり、燃料等供給設備の設置する者においては、設置当初の稼働率が低いことが予想されることから当面収益性がない。本特例措置により、燃料等供給設備の設置者の維持費用を軽減し、燃料等供給設備を設置する者に対してインセンティブが働くことになる。燃料等供給設備の設置は燃料電池自動車及び天然ガス自動車といった次世代自動車の普及促進を図るうえで前提となる社会インフラの整備であり、政策的な支援が必要不可欠。</p> <p>③:地方公共団体が協力する相当性</p> <p>○大気汚染問題への対応、地球温暖化対策は、地域を問わず取り組んで行くべき課題。</p> <p>○燃料供給設備は低公害車を使用する際に必要不可欠なものであり、全国一律に設置することで自動車ユーザーの利便性が高まり、低公害車の普及が進むと考えられることから、地方税においても支援することが妥当。</p>
10	有識者の見解	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成24年度政策評価(事前評価・事後評価) (3. エネルギー・環境)





点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	コージェネレーションに係る課税標準の特例措置の延長	府省名	経済産業省
税目	固定資産税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（2030年の電源構成に占める天然ガスコージェネレーションの割合）は、補助金等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「本措置は、設備投資判断のポイントの一つとなる、設備導入後の運転初期段階におけるランニングコストを軽減することから、コージェネレーションに係る投資を呼び込む効果がある。自治体にとっては投資がなかった場合に比べ税収が見込めることから（コージェネレーションの耐用年数は15年）、効果がある」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計について、「業界ヒアリングにより推計」と算定に用いた数値の出典が示されているが、減収額の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、減収額について、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について、「平成26年度から28年度まで11万kW（見込）」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目等に関し点検過程で新たに示された説明

③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<<租税特別措置等により達成しようとする目標>>欄及び<<租税特別措置等による達成目標に係る測定指標>>欄への補足説明）

達成しようとする目標及び測定指標としては2020年の1,400万kW、2030年の2,200万kW、うち家庭用燃料電池を除く天然ガスコージェネレーションの設備容量は、約1,650万kW（2030年）の長期的計画目標を想定しており、中間目標はない。ただし、直近の2020年の1,400万kWを目安の一つとすることは可能である。

コージェネレーション導入拡大の阻害要因となっている燃料価格やイニシャルコスト等の改善は短期間で効果が出るものではなく、少なくとも改善効果の出るまでの間は、補助金によりイニシャルコストの低減を図る。本措置は対象設備の範囲が広く、設備投資判断のポイントの一つとなる設備導入後の運転初期段階3年間におけるランニングコストを軽減することにより、コージェネレーションの導入促進につなげるものである。このため、本特例措置を始め、あらゆる政策手段を通じてコージェネレーションの導入を促進する必要がある。

④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

当該税制は、創設が平成25年4月であり固定資産税課税の基準となる同年1月1日時点では適用されないことから、25年度の適用件数は測定不能とした（平成26年1月1日を固定資産税課税の基準とするものが初の適用件数となる）。

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

適用件数の推計については、資源エネルギー庁が業界団体に依頼して実施した大手一般ガス事業者10社に対するヒアリング調査により情報を収集したもの。

⑧ 減税額の将来予測（評価書中8②「減税額」欄への補足説明）

別紙（減収見込額の積算内訳）のとおり。

(別紙) 減収見込額の積算内訳  
(コージェネレーションに係る課税標準の特例措置の延長)

(単位:百万円)

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	発電出力(kW)	90,000	110,000	110,000	110,000	110,000	
	投資額	18,000	22,000	22,000	22,000	22,000	
	件数(件)	129	157	157	157	157	
平成25年取得分	課税標準		16,722	14,347	12,310		
	減税額		39	33	29		
" 26年 "	課税標準			20,438	17,536	15,046	
	減税額			48	41	35	
" 27年 "	課税標準				20,438	17,536	15,046
	減税額				48	41	35
" 28年 "	課税標準					20,438	17,536
	減税額					48	41
" 29年 "	課税標準						20,438
	減税額						48
	減税額合計		39	81	117	124	124

特例措置の内容: 課税標準を最初の3年間5/6とする。

【試算方法】

- 各年度の発電出力、投資額、件数
  - 各年度の導入見込み(発電出力フロー)を業界ヒアリングにより推計。
  - 各年度の発電出力から発電出力1kW当たり平均単価20万円を乗じて投資額を算出。
  - 各年度の発電出力から平均発電出力700kWで除して導入件数を算出。
- 課税標準額、減税額
  - 取得の翌年度の課税標準額 = 取得価額 × (1 - (減価率0.142/2))
  - 取得の翌々年度以降の課税標準額 = 前年の評価額 × (1 - 減価率0.142)
  - 減税額 = 課税標準額 × 1.4%(標準税率) × (1 - 5/6) (最初の3年間)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	コージェネレーションに係る課税標準の特例措置の延長 (地方税31)(固定資産税:外)
2	要望の内容	コージェネレーション設備について、新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年度分の固定資産税の課税標準を、課税標準となるべき価額の5/6に軽減する(2年間延長)。
3	担当部局	資源エネルギー庁ガス市場整備課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成25年4月創設
6	適用又は延長期間	平成27年4月～平成29年3月(2年間)
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 エネルギー供給構造が脆弱な我が国において、エネルギー安定供給の確保、地球温暖化の防止、省エネルギーの観点から、コージェネレーションの導入を促進することの意義は極めて大きい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コージェネレーションの普及拡大を通じて、分散型エネルギーシステムへの転換を図ることで、大規模集中型電力システムの脆弱性を補完し、もって電源セキュリティの向上を図る(エネルギーの安定供給)。</li> <li>・また、発電の際に発生する廃熱をオンサイトで有効利用すること(エネルギーの高度利用)により、大幅な省エネルギー及び環境負荷の低減を実現し、地球温暖化問題に対応する(環境への適合)。</li> </ul> <p>このように、コージェネレーションは、熱と電気の一休利用や排熱の有効活用による大幅な省エネルギー・省CO2を実現し、また発電機として電力需給対策・電源セキュリティの向上に寄与し、さら地域活性化による成長戦略にも貢献できる多様な便益を有する設備であることから、本税制措置を始め様々な施策を集中的に講ずることにより、更なる普及拡大を進めていくことが必要である。</p> <p>《政策目的の根拠》 エネルギー基本計画(平成26年4月閣議決定) ・一次エネルギー構造における各エネルギー源の位置付けと政策の基本的な方向として「地球温暖化対策の観点からも、コージェネレーションなど地域における電源の分散化や(中略)利用など、(中略)産業分野などにおける天然ガスシフトを着実に促進」する必要がある(第2章第2節1.(4)) ・「熱と電気を組み合わせて発生させるコージェネレーションは、(中略)エネルギーを最も効率的に活用することができる方法の一つで(中略)導入拡大を図っていくことが必要である」(第2章第2節2.(2)) ・「コージェネレーションの導入促進を図るため、導入支援策の推進」が必要とされている(第3章第8節1.(1))。</p> <p>また、国土強靱化政策大綱(平成25年12月国土強靱化推進本部決定)においても、「大規模被災時にあっても必要なエネルギー供給量を確保できるよう(中略)コージェネレーション(中略)等の地域における自立・分散型エネルギーの導入を促進する」とされている。</p> <p>さらに、「総務省地域の元氣創造本部」(平成25年2月8日設置)が地域活性化の視点から見た成長戦略を構築するために推進している「地域の元氣創造プラン」の取組の一つである「分散型エネルギーインフラプロジェクト」において、コージェネレーションを活用した計画を策定している。</p>

	②	政策体系における政策目的の位置付け	5. エネルギー・環境 5-3 電力・ガス	
		③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 「コージェネを最大限普及させ、2020年に1,400万kW600億kWh、2030年に2,200万kW1,500億kWhの導入」(革新的エネルギー・環境戦略(平成24年9月))</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 2030年の電源構成に占める天然ガスコージェネレーションの割合 設備容量約1,650万kW(家庭用を除く) ※出典:総合資源エネルギー調査会第20回基本問題委員会(平成24年4月26日)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本税制措置により、需要家の運転初期段階のランニングコストが軽減されるため、需要家の投資決断を加速させる効果が見込まれ、コージェネレーションの普及拡大が進む。</p>
8	有効性等	①	適用数等	<p>平成25年度 1件(初年度見込)</p> <p>平成26年度 129件(見込)</p> <p>平成27年度 286件(見込)</p> <p>平成28年度 443件(見込)</p> <p>※出典:業界団体へのヒアリング調査</p>
		②	減収額	<p>平成25年度 1億円(初年度見込)</p> <p>平成26年度 0.4億円(見込)</p> <p>平成27年度 0.8億円(見込)</p> <p>平成28年度 1.2億円(見込)</p> <p>※出典:業界団体へのヒアリング調査</p>
		③	効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 平成21年度末 440万kW 平成22年度末 440万kW 平成23年度末 441万kW 平成24年度末 467万kW 平成25年度末 474万kW ※出典:日本ガス協会調べ ※注:年度末の天然ガスコージェネレーションの現存設備容量(家庭用除く)</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 平成25年度 9万kW(初年度実績見込) 平成26年度 11万kW(見込) 平成27年度 11万kW(見込) 平成28年度 11万kW(見込) ※出典:業界団体へのヒアリング調査 ※注:当該年度の対象設備の新規導入容量(家庭用除く)</p> <p>本措置創設要望時から縮減実施されたこと及び東日本大震災後の需要反動減があったことから25年度は伸び悩んだが、今後、燃料価格低下やコストダウン、自立・分散型エネルギー等の機能性能に係る再評価により、将来的に拡大していくことが見込まれる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 コージェネレーションの普及拡大が遅れが生じ、2030年の電源構成における発電電力量の目標を達成できない。</p>

			<p>《税込減を是認するような効果の有無》</p> <p>天然ガス等を燃料とするコージェネレーションシステムは、発電時に発生する廃熱を有効利用することで高い総合効率を実現し、省エネ・省CO2に加え、電力需給対策・セキュリティ向上の観点からも非常に有用な設備である。</p> <p>本措置は、設備投資判断のポイントの一つとなる、設備導入後の運転初期段階におけるランニングコストを軽減することから、コージェネレーションに係る投資を呼び込む効果がある。自治体にとっては投資がなかった場合に比べ税収が見込めることから(コージェネの耐用年数は15年)、効果がある。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>コージェネレーションは、需要家設備として導入されるため、需要家は電力会社から系統電力を購入するケースとの経済性比較を行うことになる。設備導入当初3年間の固定資産税について 5/6 の軽減措置を講ずることは、需要家の運転初期段階3年間のランニングコスト軽減につながり、投資決断を促進する効果が期待できる。</p> <p>コージェネレーション導入拡大の阻害要因となっている燃料価格やイニシャルコスト等の改善は短期間で効果が出るものではなく、少なくとも改善効果の出るまでの間は、補助金によりイニシャルコストの低減を図る。なお、補助金は、省エネ率が高く省エネ量の多いトップランナー設備のみを対象としている。</p> <p>本措置は対象設備の範囲が広く、設備投資判断のポイントの一つとなる設備導入後の運転初期段階3年間にランニングコストを軽減することにより、コージェネレーションの導入促進につなげるものである。</p> <p>本措置は、設備投資判断のポイントの一つとなる、設備導入後の運転初期段階におけるランニングコストを軽減することから、コージェネレーションに係る投資を呼び込む効果がある。自治体にとっては投資がなかった場合に比べ税収が見込めることから(コージェネの耐用年数は15年)、特例措置として有効である。</p> <p>また、東日本大震災以後、エネルギーセキュリティ強化を目指す地方自治体にとって、自立・分散型電源であるコージェネレーションシステムは、防災対策やエネルギー自給率向上を実現するための有効な手段の一つとなっている。</p> <p>※例えば、東京都では「2020年の東京」のアクションプログラムの中で、コージェネレーションシステム等の自立・分散型電源の導入を促進することとしている。</p>
10	有識者の見解		<p>コージェネの導入意義として以下の4点が示された。</p> <p>①省エネ(省化石燃料)、②省CO2、③発電コストの最適化、④電力需給対策・セキュリティ</p> <p>※出典:総合資源エネルギー調査会基本問題委員会(第22回会合)「コージェネ(熱電併給型のエネルギーシステム)について」(平成24年5月14日)</p> <p>また、今後取り組むべき促進策の一つとして、「設備の導入支援」が掲げられている。</p> <p>※出典:総合資源エネルギー調査会基本問題委員会(第30回会合)「コージェネ(熱電併給型のエネルギーシステム)の導入促進のための取り組みについて」(平成24年7月30日)</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成24年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充	府省名	経済産業省
税目	法人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標の達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、点検の過程において、評価書の修正が行われたことにより、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充 (地方税32)(法人住民税:義)
2	要望の内容	<p>・制度概要</p> <p>法人住民税法人税割の課税標準となる法人税額は、原則として税額控除を行う前の法人税額を用いることとされているが、中小企業者の試験研究費の税額控除については、これらの税額控除後の法人税額を法人住民税の課税標準として用いることとされている。(大企業は税額控除前の法人税額が課税標準となる。)</p> <p>・要望内容</p> <p>我が国の国際競争力を支える研究開発の維持・強化を図るため、主要国の研究開発税制とのイコールフットイングを確保しつつ、オープンイノベーションの重点的推進等を含め、効率的・効果的な民間研究開発投資を促す仕組みとする。</p> <p>○オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の拡充を図る(恒久措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・控除率の大幅引き上げ(5倍程度)及び控除上限の別枠化(法人税額の10%)</li> <li>・特別試験研究費の範囲の拡大(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化)</li> </ul> <p>○総額型の控除上限の引上げ措置(法人税額の30%)の延長を図る(平成28年度まで)</p>
3	担当部局	中小企業庁経営支援部技術・経営革新課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和60年度 創設(税額控除率6%)</p> <p>昭和63年度 2年間延長</p> <p>平成2年度 3年間延長</p> <p>平成5年度 2年間延長</p> <p>平成7年度 2年間延長</p> <p>平成9年度 1年間延長</p> <p>平成10年度 税額控除率の拡充(6%→10%)</p> <p>平成11年度 1年間延長</p> <p>平成12年度 1年間延長</p> <p>平成13年度 1年間延長</p> <p>平成14年度 1年間延長</p> <p>平成15年度 税額控除率の拡充(12%の恒久化)</p> <p>税額控除率の3%上乗せ措置の拡充(12%→15%)</p> <p>平成18年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)の拡充</p> <p>税額控除率3%上乗せ措置の廃止(15%→12%)</p>

		<p>平成20年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)または売上高の10%超過に係る税額控除の選択制の追加</p> <p>平成21年度 試験研究費の総額に係る税額控除制度等について</p> <p>①平成21、22年度において税額控除限度額を、当期の法人税額の20%から30%へ引上げるとともに②平成21、22年度に生じる税額控除超過額について、平成23、24年度において税額控除の対象とすることを可能にする。</p> <p>平成22年度 2年間延長(上乗せ措置)</p> <p>平成24年度 2年間延長(同上)</p> <p>平成25年度 総額型の控除上限を20%から30%に引き上げ(2年間の時限措置)</p> <p>平成26年度 上乗せ措置(増加型・高水準型)を3年間延長するとともに、増加型の控除率を定率5%から5%~30%(試験研究費の増加率に応じて控除率を変更する仕組み)に変更</p>
6	適用又は延長期間	<p>○オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の拡充(恒久措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・控除率の大幅引き上げ(5倍程度)及び控除上限の別枠化(法人税額の10%)</li> <li>・特別試験研究費の範囲の拡大(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化)</li> </ul> <p>○総額型の控除上限の引上げ措置(法人税額の30%)の延長(平成28年度まで)</p>
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>我が国の研究開発投資総額(平成24年度:17.3兆円)の約7割(同:12.2兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化する。</p> <p>具体的には、民間研究開発投資を平成28年度までに対GDP比で世界第1位に復活することを目指す。数値水準としては、対GDP比3%以上である。あわせて、自前主義からオープンイノベーションへ企業行動を変革する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)</p> <p>3. 科学技術イノベーションの推進</p> <p>⑥官・民の研究開発投資の強化</p> <p>「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。</p> <p>これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすると目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを目指すこととする。」</p>

	<p>○日本再興戦略改訂2014（平成26年6月24日閣議決定） 3. 科学技術イノベーションの推進／世界最高の知財立国</p> <p>（3）新たに講ずべき具体的施策 官民合わせた研究開発投資の目標（対GDP比4%以上）及び政府研究開発投資として目指す水準（対GDP比1%）が掲げられている日本再興戦略に基づき、研究開発投資を促進するとともに（以下略）。 企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。</p>
<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>1. 経済産業 1-3 イノベーション ○日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定） 3. 科学技術イノベーションの推進 ⑥官・民の研究開発投資の強化 「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指し、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、（中略）、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。 これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にするとともに目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを旨とする。」</p> <p>○日本再興戦略改訂2014（平成26年6月24日閣議決定） 3. 科学技術イノベーションの推進／世界最高の知財立国 （3）新たに講ずべき具体的施策 官民合わせた研究開発投資の目標（対GDP比4%以上）及び政府研究開発投資として目指す水準（対GDP比1%）が掲げられている日本再興戦略に基づき、研究開発投資を促進するとともに（以下略）。 企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。</p> <p>○第4期科学技術基本計画（平成23～27年度）（平成23年8月閣議決定） II. 将来にわたる持続的な成長と社会の発展の実現 5. 科学技術イノベーションの推進に向けたシステム改革 （1）科学技術イノベーションの戦略的な推進体制の強化 ②産学官の「知」のネットワーク強化 「科学技術によるイノベーションを促進するための「知」のネットワークの強化に向けて、産学官の連携を一層拡大するための取組を進める。」 V. 社会とともに創り進める政策の展開 4. 研究開発投資の拡充 「民間の研究開発投資を誘発するため、国として、・・・民間研究開発投資への税制優遇措置等について検討を行うことが必要である。」</p> <p>○科学技術イノベーション総合戦略2014（平成26年5月23日閣議決定） 第3章 科学技術イノベーションに適した環境創出 3. 重点的取組 （3）イノベーションを結実させる ①新規事業に取り組む企業の活性化 「我が国では、行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、必要となる研究開発能力、技術的知見、人的資源及び資金を広くオープンな外部資源から調達し、効率的なイノベーションを目指すオープンイノベーションの必要性が高まっている」</p>

	<p>③ 達成目標及び測定指標</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活する（日本再興戦略）。数値水準としては、対GDP比3%以上である。 あわせて、企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。（日本再興戦略改定2014） また、中小企業者は大企業に比べ研究開発投資リスクが高く、研究開発資金の確保が困難である。そのため、中小企業者が行う競争力強化につながるための試験研究に対して特に充実した税制を講じることにより、中小企業者の経営革新や雇用機会の創出を促進させ、地域経済の活性化及び持続的な成長を実現する。</p>										
		<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較</p>										
		<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高め、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化することに大きく寄与することが可能。なお、研究論文（kasahara et al. (2011)）によれば、研究開発税制（総額型）は、控除額に対し民間研究開発投資を約2.33倍押し上げる効果がある。平成26年度経済産業省アンケート調査でも、約75%の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。 また、異なる組織間の技術知識ストックが交流・融合することがオープンイノベーションの要諦であることから、補助金と比して企業の研究開発内容に対して中立的である税制による支援により、創意工夫ある自主的なオープンイノベーションに取り組む企業を効果的に支援することができ、企業行動をオープンイノベーション志向へ変革するよう、環境整備に寄与することが可能。</p>										
<p>8 有効性等</p>	<p>① 適用数等</p>	<p>国税及び地方税における中小企業者利用実績</p> <table border="1"> <tr> <td>平成20年度</td> <td>4,899件</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>3,807件</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>4,530件</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>5,290件</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>5,528件</td> </tr> </table> <p>【平成20～22年度：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」 平成23～24年度：財務省「租税特別措置の実態調査の結果に関する報告書」より算出】 （注）平成18年度以前の会社標本調査においては、事業年度に係るデータが表記されていない。</p>	平成20年度	4,899件	平成21年度	3,807件	平成22年度	4,530件	平成23年度	5,290件	平成24年度	5,528件
平成20年度	4,899件											
平成21年度	3,807件											
平成22年度	4,530件											
平成23年度	5,290件											
平成24年度	5,528件											



## ○国税利用実績

①減収額実績 ( ) 内が中小企業者分(資本金1億円以下)

## &lt;総額型&gt;

平成22年度 3,337億円(16億円)  
 平成23年度 2,848億円(45億円)  
 平成24年度 3,017億円(42億円)  
 平成25年度 4,618億円(48億円)(見込み)  
 平成26年度 4,618億円(48億円)(見込み)

## &lt;中小企業技術基盤強化税制&gt;

平成22年度 165億円(164億円)  
 平成23年度 224億円(222億円)  
 平成24年度 212億円(209億円)  
 平成25年度 278億円(275億円)(見込み)  
 平成26年度 278億円(275億円)(見込み)

## &lt;オープンイノベーション型&gt;

平成22年度 0.6億円(0億円)  
 平成23年度 0.4億円(0.1億円)  
 平成24年度 0.6億円(0億円)  
 平成25年度 0.6億円(0億円)(見込み)  
 平成26年度 0.6億円(0億円)(見込み)

## ②適用事業者(法人)数

## &lt;総額型&gt;

平成22年度 2,611(504)  
 平成23年度 2,793(705)  
 平成24年度 3,297(842)  
 平成25年度 3,636(972)(見込み)  
 平成26年度 3,636(972)(見込み)

## &lt;中小企業技術基盤強化税制&gt;

平成22年度 4,029(4,026)  
 平成23年度 4,603(4,585)  
 平成24年度 4,706(4,686)  
 平成25年度 5,430(5,412)(見込み)  
 平成26年度 5,430(5,412)(見込み)

## &lt;オープンイノベーション型&gt;

平成22年度 91(28)  
 平成23年度 91(27)  
 平成24年度 100(32)  
 平成25年度 100(32)(見込み)  
 平成26年度 100(32)(見込み)

## ○地方税影響額実績

平成23年度 43億円  
 平成24年度 43億円  
 平成25年度 43億円(見込み)  
 平成26年度 43億円(見込み)

※平成22年度は、「会社標本調査(国税庁)」、平成23、24年度は「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」により把握。ただし、オープンイノベーション型の平成22年度実績は、「平成25年度経済産業省アンケート調査(大企業)」で得られた、平成23年度、平成24年度の活用実績を「平成23、24年度租税特別措置の活用実態調査(財務省)」の実績値で割り戻し、平均カバー率を算出したうえで試算した。(別紙②参照)

※平成25、26年度については、「平成26年度経済産業省アンケート調査(大企業)」及び「平成26年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査」の結果において、研究開発税制を活用した、または税制を活用する見込みと回答した企業数及び金額を抽出し、上記調査の数字を「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」の数字で割り戻した数値で補正し算出している。(別紙①参照)

(平成26年度については、アンケート調査の回答企業数が少なく、試算した数値が信用に足る数値とは判断できないため、平成25年度と同じ数値とした。)

なお、オープンイノベーション型の平成25、26年度見込みについては、適用数、適用額が少ないこと及び過去の伸び率を勘案し、平成24年度と同数とした。

平成25年度要望時の見込み(平成26年度要望時の見込みは、上乗せ分(増加型、高水準型)の見込みを記載していたため、平成25年度要望時の見込みを記載。総額型の見込みと中小企業技術基盤強化税制の見込みを合算し、中小企業者分のみを算出。

・平成24年度見込み

3,783件 12,032百万円(国税)

3,783件 2,082百万円(地方税)

		<p>・平成25年度見込み          3,783件 12,594百万円(国税)          3,783件 2,179百万円(地方税)</p> <p>※平成25年度租税特別措置の適用実態調査結果(財務省)          平成24年度(実績)          5,528件 25,064百万円(国税)</p> <p>※平成25年度地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(総務省)          平成24年度(実績)          影響額 4,252万円(地方税)</p> <p>平成24年度適用件数及び適用金額については、平成25年度要望時の想定と比較して、想定外に僅少ではないと考える。</p> <p>○将来推計          平成27年度</p> <p>・総額型          &lt;国税における減収額&gt;(別紙①、別紙②参照)          件数 3,636(972)          事業年度 461,786百万円(4,801百万円)</p> <p>&lt;地方税における減収額&gt;(別紙③参照)          事業年度 619百万円</p> <p>・中小企業技術基盤強化税制          &lt;国税における減収額&gt;(別紙①、別紙②参照)          件数 5,430(5,412)          事業年度 27,846百万円(27,509百万円)</p> <p>&lt;地方税における減収額&gt;(別紙③参照)          事業年度 3,549百万円</p> <p>・オープンイノベーション型          &lt;国税における減収額&gt;(別紙①、別紙②参照)          件数 373(115)          事業年度 2,749百万円(310百万円)</p> <p>&lt;地方税における減収額&gt;(別紙③参照)          事業年度 40百万円</p> <p>平成28年度</p> <p>・総額型          &lt;国税における減収額&gt;          件数 3,636(972)          事業年度 475,640百万円(4,945百万円)</p>
--	--	--

		<p>&lt;地方税における減収額&gt;          事業年度 638百万円</p> <p>・中小企業技術基盤強化税制          &lt;国税における減収額&gt;          件数 5,430(5,412)          事業年度 28,681百万円(28,334百万円)</p> <p>&lt;地方税における減収額&gt;          事業年度 3,655百万円</p> <p>・オープンイノベーション型          &lt;国税における減収額&gt;          件数 373(115)          事業年度 2,831百万円(319百万円)</p> <p>&lt;地方税における減収額&gt;          事業年度 41百万円</p> <p>平成29年度</p> <p>・総額型          &lt;国税における減収額&gt;          件数 3,636(972)          事業年度 489,909百万円(5,093百万円)</p> <p>&lt;地方税における減収額&gt;          事業年度 657百万円</p> <p>・中小企業技術基盤強化税制          &lt;国税における減収額&gt;          件数 5,430(5,412)          事業年度 29,541百万円(29,184百万円)</p> <p>&lt;地方税における減収額&gt;          事業年度 3,765百万円</p> <p>・オープンイノベーション型          &lt;国税における減収額&gt;          件数 373(115)          事業年度 2,916百万円(329百万円)</p> <p>&lt;地方税における減収額&gt;          事業年度 42百万円</p> <p>※平成28、29年度の適用件数見込みについては、現時点において適用件数を増減させる要素が明確でないことから、平成27年度将来推計と同数とした。また、適用金額については、日本再興戦略期間中は名目GDPが毎年3%増加する見込みであることから、平成28年度見込みについては、平成27年度見込みの103%に相当する額、平成29</p>
--	--	---

年度についても平成28年度見込みの103%に相当する額とした。  
(平成26年度経産省アンケート調査結果による試算)

○利用業種

(総額型控除上限20%→30%適用企業)

平成25年度において、下記の通り、幅広い業種で利用されている。

【総額型控除上限20%→30%適用企業 業種別内訳】

業種名	適用企業数	(うち中小企業)
総計	2919	1893
化学	423	237
電気機器	366	203
精密機器	243	174
医薬品	224	116
食料品	190	145
輸送用機器	152	58
機械	136	87
非鉄金属	102	58
金属製品	102	87
建設業	73	29
鉄鋼	73	58
卸売業	63	58
その他	772	581

平成26年度「経済産業省企業アンケート調査」、平成26年度「中小企業庁企業アンケート調査」及び財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より作成

(オープンイノベーション型)

平成24年度において、下記の通り、幅広い業種で利用されている。

【オープンイノベーション型 業種別内訳】

業種名	適用企業数	(うち中小企業)
総計	100	32
食料品	6	0
化学工業	12	2
窯業・土石製品	3	1
機械製造業	5	2
電気機械器具	8	3
卸売業	11	5
小売業	3	3
運輸通信公益事	4	0

業		
サービス業	13	8
その他	35	8

財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より

② 減収額

1. 減収額について

○地方税における減収額

影響額実績

平成20年度	43億円
平成21年度	23億円
平成22年度	30億円
平成23年度	43億円
平成24年度	43億円

【平成20～22年度：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」

平成23～24年度：総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」より算出】

(参考) 国税における減収額

減収額実績(うち、税法上の中小企業分)

平成20年度	2,881億円(246億円)
平成21年度	2,565億円(131億円)
平成22年度	3,726億円(174億円)
平成23年度	3,395億円(234億円)
平成24年度	3,952億円(223億円)

○増加型・高水準型における減収額

減収額実績

平成20年度	2.4億円
平成21年度	1.0億円
平成22年度	1.7億円
平成23年度	2.1億円
平成24年度	2.3億円

(参考) 減収額実績額(うち、税法上の中小企業分)

平成20年度	178億円(14億円)
平成21年度	133億円(6億円)
平成22年度	224億円(10億円)
平成23年度	232億円[増加型116億円、高水準型116億円](12億円)
平成24年度	266億円[増加型173億円、高水準型93億円](14億円)

		<p>【平成 20～22 年度：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」 平成 23～24 年度：財務省「租税特別措置の実態調査の結果に関する報告書」より算出】</p> <p>(減収額の算出方法) 「税務統計から見た法人企業の実態」より中小企業技術基盤強化税制の利用実績及び増加型、高水準型を利用した資本金 1 億円以下の企業の実績を足し合わせて中小企業者による国税部分の減収額を算出したものに、17.3%を乗じて地方税にかかる減収額を試算した。</p> <p>2. 利用実績について 国税及び地方税における中小企業利用実績</p> <table border="1"> <tr><td>平成 20 年度</td><td>4, 899 件</td></tr> <tr><td>平成 21 年度</td><td>3, 807 件</td></tr> <tr><td>平成 22 年度</td><td>4, 530 件</td></tr> <tr><td>平成 23 年度</td><td>5, 290 件</td></tr> <tr><td>平成 24 年度</td><td>5, 528 件</td></tr> </table> <p>【平成 20～22 年度：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」 平成 23～24 年度：財務省「租税特別措置の実態調査の結果に関する報告書」より算出】</p> <p>○増加型利用実績</p> <table border="1"> <tr><td>平成 23 年度</td><td>1, 228 件</td></tr> <tr><td>平成 24 年度</td><td>1, 447 件</td></tr> </table> <p>○高水準型利用実績</p> <table border="1"> <tr><td>平成 23 年度</td><td>83 件</td></tr> <tr><td>平成 24 年度</td><td>81 件</td></tr> </table> <p>【平成 23～24 年度：財務省「租税特別措置の実態調査の結果に関する報告書」より算出】</p> <p>(注) 平成 18 年度以前の会社標本調査においては、事業年度に係るデータが表記されていない。</p> <p>○将来推計</p> <table border="1"> <tr><td>平成 27 年度</td><td></td></tr> <tr><td>総額型</td><td>▲562 億円 (▲12.4 億円)</td></tr> <tr><td>オープンイノベーション型</td><td>▲27 億円 (▲3.1 億円)</td></tr> </table> <p>(平成 26 年度経産省アンケート調査結果による試算)</p>	平成 20 年度	4, 899 件	平成 21 年度	3, 807 件	平成 22 年度	4, 530 件	平成 23 年度	5, 290 件	平成 24 年度	5, 528 件	平成 23 年度	1, 228 件	平成 24 年度	1, 447 件	平成 23 年度	83 件	平成 24 年度	81 件	平成 27 年度		総額型	▲562 億円 (▲12.4 億円)	オープンイノベーション型	▲27 億円 (▲3.1 億円)
平成 20 年度	4, 899 件																									
平成 21 年度	3, 807 件																									
平成 22 年度	4, 530 件																									
平成 23 年度	5, 290 件																									
平成 24 年度	5, 528 件																									
平成 23 年度	1, 228 件																									
平成 24 年度	1, 447 件																									
平成 23 年度	83 件																									
平成 24 年度	81 件																									
平成 27 年度																										
総額型	▲562 億円 (▲12.4 億円)																									
オープンイノベーション型	▲27 億円 (▲3.1 億円)																									

		<p>※平成 27 年度推計の根拠</p> <p>総額型については、平成 26 年度経産省アンケート調査（大企業）により得られた平成 25 年度の総額型活用実績を使用し、法人税額の 20%超の控除を受けた企業について、控除額から法人税額の 20%を減じた額を試算。この数値を、上記経産省アンケート調査（大企業）の数字と財務省租税特別措置の適用実態調査の数字を比較して得たカバー率で除して算出した。（中小企業者についても、平成 26 年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査により得られた平成 25 年度の総額型活用実績から上記と同様に試算。）</p> <p>※オープンイノベーション型についても、平成 26 年度経産省アンケート調査（大企業）において、平成 25 年度の特別試験研究費の額を記入している企業（黒字企業のみ）は、別枠化されたオープンイノベーション型を活用するとし、オープンイノベーション型の控除率を 60%、別枠化されたオープンイノベーション型の控除上限を法人税額の 10%として試算。この数値を、上記経産省アンケート調査（大企業）の数字を財務省「租税特別措置の適用実態調査」の数字と比較して得たカバー率で除し、上記経産省アンケート調査の平成 25 年度特別試験研究費の額を減じて試算した。）</p> <p>なお、中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、特許庁「平成 25 年度知的財産活動調査」によると、資本金が 1 億円未満の企業が企業グループ外から受領したライセンス収入（特許、実用新案及びノウハウ）及び資本金 1 億円未満の企業が特許譲渡の対価として受領した額の合計は、1,641 百万円であり、この金額には、研究開発目的でないものも含まれている。一般に、ライセンス収入は売上にかかるロイヤリティ収入が大部分を占めるものであるため、我が国企業が研究開発目的にて支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を全体の 1/10 程度と仮定すると 164 百万円となる。これに我が国における欠損計上法人の比率（70.3%（平成 24 年度））等を考慮すると、減収見込額は極めて僅少になるため、中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、試算に含めないこととした。</p>
③	効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成 19 年～平成 29 年）</p> <p>我が国は、2008 年をピークに、官民合わせた研究開発費の対 GDP 比率が低下しており、目標としている 4%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第 2 位の対 GDP 研究開発投資比率となっている。</p>

○主要国の対GDP研究開発投資比率（単位：％）

	2007	2008	2009	2010	2011	2012
韓国	3.21	3.36	3.56	3.74	4.04	4.36
日本	3.46	3.47	3.36	3.25	3.38	3.35
アメリカ	2.63	2.77	2.82	2.74	2.76	2.79
ドイツ	2.53	2.69	2.82	2.80	2.89	2.98
フランス	2.08	2.12	2.27	2.24	2.25	2.29
イギリス	1.75	1.75	1.82	1.77	1.78	1.73
中国	1.40	1.47	1.70	1.76	1.84	1.98
ロシア	1.12	1.04	1.25	1.13	1.09	1.12

\*2012年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国

（出典：OECD「Main Science and Technology Indicators」）

リーマンショック後の民間研究開発投資の対GDP比率の大幅な落ち込みからは回復基調にあるが、平成24年度の研究開発投資の伸び率は引き続き低い水準に留まっている。

<今後の達成予測>

主要先進諸国等において研究開発投資が拡充されている中ではあるが、本租税特別措置の効果を通じて、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準（第1位）に押し上げることができるものと考えられる。

<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>（分析対象期間：平成19年～平成29年）

我が国は、2008年をピークに民間の研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている3%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。

- \* 民間の研究開発費の対GDP比率の目標
- 官民合わせた目標（4%以上）から、政府分（1%）を除いた数値

○主要国の対GDP民間研究開発投資比率（単位：％）

	2007	2008	2009	2010	2011	2012
韓国	2.45	2.53	2.64	2.80	3.09	3.40
日本	2.70	2.72	2.54	2.49	2.60	2.57
アメリカ	1.86	1.97	1.96	1.87	1.89	1.95
ドイツ	1.77	1.86	1.91	1.88	1.96	2.02
フランス	1.31	1.33	1.40	1.42	1.44	1.48
イギリス	1.09	1.09	1.10	1.08	1.13	1.10
中国	1.01	1.08	1.25	1.29	1.39	1.51
ロシア	0.72	0.66	0.78	0.68	0.66	0.66

\*2012年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国  
（出典：OECD「Main Science and Technology Indicators」）

<今後の達成予測>

主要先進諸国等において研究開発税制が拡充されている中ではあるが、平成26年度税制改正で実施した増加型の抜本的拡充に加え、総額型の控除上限（法人税額の30%）の恒久化を実施することで、企業における研究開発投資を比較的短期間に拡大させる環境を整えることができるため、最高水準（第1位）の対GDP民間研究開発投資比率の確保に寄与することが可能と考えられる。

<租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響>

リーマンショック後の民間研究開発投資の対GDP比率の大幅な落ち込みから脱却できていない現状が続き、わが国の成長力・国際競争力の壊滅的な低下が懸念される。

加えて、企業の研究開発が自前主義に留まり、今後我が国における画期的イノベーションの創出が滞り、わが国の成長力・国際競争力が長期的に減衰することが懸念される。

《税收減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成19年～平成29年）

日本再興戦略の当面の目標「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す」「官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にする」の達成に向け、過去及び将来において、以下の効果が期待される。

なお、研究論文（kasahara et al. (2011)）によれば、研究開発税制（総額型）は、控除額に対し民間研究開発投資を約2.33倍押し上げる効果がある。平成26年度経済産業省アンケート調査でも、約75%の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。

上記で示した総額型の押し上げ倍率（2.33倍）及び「租税特別措置の適用実態調査」の実績から、国税における平成24年度における研究開発投資押し上げ額は、7,029億円（平成24年度総額型実績301673百万円×2.33倍＝702898百万円）。同様に「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」の実績から、地方税における平成24年度における研究開発投資押し上げ額は、99億円（平成24年度影響額4,252百万円×2.33）。

また押し上げ効果として、平成24年度の12.2兆円（平成24年度実績）は約5.8%押し上げられており、研究開発税制は、対GDP民間研究開発投資比率の増加に貢献したといえる。

○総額型の控除上限引き上げ措置（30%）の延長（平成28年度まで）  
現行の総額型は、民間研究開発投資を維持する方策として有効であることから、主要国の研究開発税制とのイコールフットイングを確保することで、民間研究開発投資を安定的に維持・拡大させることが期待でき、日本再興戦略に明示された3年という限られた期間における研究開発投資の増加が期待できる。

○オープンイノベーション型（特別試験研究費税額控除制度）の拡充（恒久措置）

- ・控除率の大幅引上げ（5倍程度）及び控除上限の別枠化（法人税の10%）

- ・特別試験研究費の範囲の拡大（中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化）

我が国企業におけるオープンイノベーションの取組は国際的に遅れており、これが競争力において他国に劣する大きな要因となっている。特別試験研究費税額控除制度は、企業の自前主義・自己完結主義からの脱却を図り、効率的な研究開発を促進することに有効であることから、オープンイノベーションに向けた企業行動の変革に寄与することが期待

		<p>きる。</p> <p>また、今回要望による経済波及効果を試算したところ以下のとおりであり、税収減以上の高い効果があると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年度減収見込額 562億円（総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ分）（中小企業者：12.4億円）【地方税：1.6億円】             <ul style="list-style-type: none"> <li>↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果</li> </ul> </li> <li>・研究開発投資押上げ額 1,309億円（中小企業者：29億円）【地方税 3.7億円】             <ul style="list-style-type: none"> <li>↓ GDP押上げ効果（マクロモデルによる計算）</li> </ul> </li> <li>・単年度の減収（562億円分（中小企業者：12.4億円））が、平成27年度～平成36年度までの10年間に及ぼす</li> </ul> <p>①GDP押上げ効果：5,627億円（中小企業者：124億円）【地方税：16億円】</p> <p>②雇用創出効果：約6.7万人（中小企業者：約1,500人）【地方税：約190人】</p> <p>③税収効果：約927億円（中小企業者：約20億円）【地方税：約2.6億円】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年度減収見込額 27億円（オープンイノベーション型の抜本拡充分）（中小企業者：3.1億円）【地方税0.4億円】             <ul style="list-style-type: none"> <li>↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果</li> </ul> </li> <li>・研究開発投資押上げ額 63億円             <ul style="list-style-type: none"> <li>↓ GDP押上げ効果（マクロモデルによる計算）</li> </ul> </li> <li>・単年度の減収（27億円分（中小企業者：3.1億円））が、平成27年度～平成36年度までの10年間に及ぼす</li> </ul> <p>①GDP押上げ効果：270億円（中小企業者：31億円）【地方税：4億円】</p> <p>②雇用創出効果：約0.3万人（中小企業者：約340人）【地方税：約44人】</p> <p>③税収効果：約44億円（中小企業者：約5.1億円）【地方税：約0.7億円】</p> <p>さらに、日本再興戦略や科学技術イノベーション総合戦略2014に記載のある他の施策（「橋渡し」）を担う公的研究機関等における機能の強化、新規事業に取り組む企業の活性化の促進、規制・制度の改革の推進、国際標準化・知的財産戦略の強化等）の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。</p>
9	相当性	<p>①：租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>我が国における研究開発投資の現状については、以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高い（76.1%、主要国中トップ）。</li> <li>②企業が実施する研究開発費の大部分を企業が負担している（98.2%）。</li> <li>③政府による企業への直接支援が少ない（1.1%、主要国中最低）。</li> </ol>

		<p>すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要。また研究開発投資にはスピルオーバー効果はあり（負の外部経済）、研究開発主体が研究開発成果を独占できないことから、社会的に望ましい水準よりも過小投資となるとの指摘もあることから、政府による支援が必要であり、その基盤となる研究開発税制の拡充・延長が重要。</p> <p>特に、日本再興戦略において掲げられた「民間研究開発投資を今後3年以内に対 GDP 比で世界第1位に復活する」という目標を達成するためには、今後3年で研究開発費を大幅に増加させる必要があり、研究開発投資増加促進及び研究開発投資の維持効果の高い総額型の措置を中心に本税制を拡充・延長することが必要かつ効果的である。</p> <p>なお、研究開発に対する優遇税制措置は世界各国で導入されており、かつ、近隣の競争国である韓国をはじめ、近年、主要国では積極的に拡充されている。</p> <p>（参考）</p> <p>◎<b>各国は研究開発税制の拡充競争を激化。</b></p> <p>◎OECD加盟国と比較すると、1999年当時は研究開発税制採用16ヶ国中4ヶ国が増加型のみで、2013年現在、研究開発税制採用27ヶ国のうち増加型のみは10ヶ国に減少。◎なお、OECD非加盟の主要国（中国、ロシア、シンガポール、台湾）においても、現在増加型のみは10ヶ国に減少。</p> <table border="1" data-bbox="1489 710 2083 1005"> <caption>主要国の研究開発税制の動向</caption> <thead> <tr> <th>国</th> <th>税制</th> <th>概要</th> <th>1999年時点</th> <th>2013年時点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>英国</td> <td>恒久増徴 法人税法</td> <td>2006 大企業向け追加減税導入割合を引上げ（25%→30%） 2008～2012 中小企業向け追加減税導入割合を引上げ（10%→25%、2013年→10%、2014年→12%、2015年） 2013 大企業向け追加減税の導入</td> <td>1999年時点 現行制度</td> <td>追加型 現行制度</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>恒久増徴 ※重点分野に 適用 租税特別措置法</td> <td>2006 重点分野（新設企業及び小規模技術研究開発）に特許取得率を優遇 2018 半導体等の重点分野に、優遇税率を適用（20%減、大企業と同等） ※2014年9月に公布された政府税制改革では、重点分野の範囲をさらに拡大する方針。</td> <td>1999年時点 現行制度</td> <td>追加型 重点分野に適用 ※重点分野の優遇税率</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>恒久増徴 法人所得税法</td> <td>2015 対外競争に勝つための、製造業用中核層の研究・開発に課税する税率を段階的に引き下げ</td> <td>現行制度</td> <td>増徴型</td> </tr> <tr> <td>米国</td> <td>租税優遇 国内留入法</td> <td>※2014年5月に公布された税制改革では、長期投資促進の観点から、研究開発費の引上げについて影響。</td> <td>1999年時点 現行制度</td> <td>追加型 ハイブリッド型 ※追加型と増徴型の併用もった増徴。</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、我が国におけるオープンイノベーションの現状は、OECDの調査によると他国と比較しても劣後している。（我が国の高等教育機関及び公的研究機関の研究開発費に占める民間拠出の割合は2.4%であり、OECD平均5.0%の約半分と低水準）</p> <p>すなわち、いまだに少なからぬ企業が自前主義に固執している状況であることから、日本再興戦略改訂版2014において掲げられている「企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。」という目標を達成するためには、企業行動を自前主義からオープンイノベーション志向へ変革させる必要がある。このため、企業行動に影響を与え得る税制によってインセンティブを与えることが必要である。</p>	国	税制	概要	1999年時点	2013年時点	英国	恒久増徴 法人税法	2006 大企業向け追加減税導入割合を引上げ（25%→30%） 2008～2012 中小企業向け追加減税導入割合を引上げ（10%→25%、2013年→10%、2014年→12%、2015年） 2013 大企業向け追加減税の導入	1999年時点 現行制度	追加型 現行制度	韓国	恒久増徴 ※重点分野に 適用 租税特別措置法	2006 重点分野（新設企業及び小規模技術研究開発）に特許取得率を優遇 2018 半導体等の重点分野に、優遇税率を適用（20%減、大企業と同等） ※2014年9月に公布された政府税制改革では、重点分野の範囲をさらに拡大する方針。	1999年時点 現行制度	追加型 重点分野に適用 ※重点分野の優遇税率	中国	恒久増徴 法人所得税法	2015 対外競争に勝つための、製造業用中核層の研究・開発に課税する税率を段階的に引き下げ	現行制度	増徴型	米国	租税優遇 国内留入法	※2014年5月に公布された税制改革では、長期投資促進の観点から、研究開発費の引上げについて影響。	1999年時点 現行制度	追加型 ハイブリッド型 ※追加型と増徴型の併用もった増徴。
国	税制	概要	1999年時点	2013年時点																							
英国	恒久増徴 法人税法	2006 大企業向け追加減税導入割合を引上げ（25%→30%） 2008～2012 中小企業向け追加減税導入割合を引上げ（10%→25%、2013年→10%、2014年→12%、2015年） 2013 大企業向け追加減税の導入	1999年時点 現行制度	追加型 現行制度																							
韓国	恒久増徴 ※重点分野に 適用 租税特別措置法	2006 重点分野（新設企業及び小規模技術研究開発）に特許取得率を優遇 2018 半導体等の重点分野に、優遇税率を適用（20%減、大企業と同等） ※2014年9月に公布された政府税制改革では、重点分野の範囲をさらに拡大する方針。	1999年時点 現行制度	追加型 重点分野に適用 ※重点分野の優遇税率																							
中国	恒久増徴 法人所得税法	2015 対外競争に勝つための、製造業用中核層の研究・開発に課税する税率を段階的に引き下げ	現行制度	増徴型																							
米国	租税優遇 国内留入法	※2014年5月に公布された税制改革では、長期投資促進の観点から、研究開発費の引上げについて影響。	1999年時点 現行制度	追加型 ハイブリッド型 ※追加型と増徴型の併用もった増徴。																							

		<p>加えて、異なる組織間の技術知識ストックが交流・融合することがオープンイノベーションの要諦であることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進する税制による措置が効果的である。</p> <p>なお、オープンイノベーションに係る優遇税制措置は、フランスやイタリア、スペインなど欧州においても導入されている。</p>
②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。OECDレポートにおいても、「研究開発税制は産業、地域及び企業に対して中立的」な特徴を持つと評価されており、企業の創意工夫を可能とする研究開発税制と特定分野等に誘導する補助金とを組み合わせることが効果的であることを示唆している。</p> <p>また、日本再興戦略や科学技術イノベーション総合戦略2014に記載のある他の施策（「橋渡し」を担う公的研究機関等における機能の強化、新規事業に取り組む企業の活性化の促進、規制・制度の改革の推進、国際標準化・知的財産戦略の強化等）の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。</p>
③	地方公共団体が協力する相当性	<p>地方税法第23条第1項第4号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則抄第8条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。</p>
10	有識者の見解	-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成25年9月

平成25年度、平成26年度の適用数等推計の考え方

- 租税特別措置法の適用実態調査（財務省：平成24年度実績）
  - 総額型：適用件数：3,297（うち中小企業：842）
  - 適用総額：301,673百万円（うち中小企業：4,163百万円）
  - 中小企業技術基盤強化税制：適用件数：4,706（うち中小企業：4,686）
  - 適用総額：21,164百万円（うち中小企業：20,901百万円）
  - オープンイノベーション型：平成23年度適用件数：91（27）
  - 平成23年度適用総額：41百万円（8）
  - 平成24年度適用件数：100（32）
  - 平成24年度適用総額：63百万円（4）
- 平成26年度経済産業省アンケート調査（大企業）（平成24年度実績）
  - 総額型 平成24年度集計結果 適用件数：497（租税特別措置法の適用実態調査に対するカバー率：15.07%）
  - 適用総額：183,271百万円（カバー率：60.75%）
  - （平成24、25年度の適用額が記載されている企業のみ抽出して試算）
  - 平成25年度集計結果 適用件数：548
  - 適用総額：280,535百万円
  - 平成25年度推計件数：548÷15.07%=3,636
  - 総額：280,535百万円÷60.75%=461,786百万円
- うち、中小企業分（平成26年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査（平成24年度実績））
  - 総額型 平成24年度集計結果：適用件数：142（カバー率：16.86%）
  - 適用総額：647（カバー率：15.54%）
  - 平成25年度集計結果 適用件数：164
  - 適用総額：746百万円
  - 平成25年度推計件数：164÷16.86%=972
  - 総額：746百万円÷15.54%=4,801百万円
  - オープンイノベーション型：平成25年度適用件数 100社
  - 平成25年度適用総額 63百万円
- ※オープンイノベーション型の減収見込額・適用見込事業者数については利用数及び利用金額が少ないこと、また過去の伸び率等を勘案し、平成24年度実績と同数とした。
- 中小企業技術基盤強化税制
  - 平成26年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査（平成24年度実績）
  - 平成24年度集計結果：適用件数：142（カバー率：3.02%）
  - 適用総額：658（カバー率：3.11%）
  - 平成25年度集計結果 適用件数：164
  - 適用総額：866百万円
  - 平成25年度推計件数：164÷3.02%=5,430
  - 総額：866百万円÷3.11%=27,846百万円
- うち資本金1億円以下
  - 平成24年度集計結果：適用件数：142（カバー率：3.03%）
  - 適用総額：658（カバー率：3.15%）
  - 平成25年度集計結果 適用件数：164
  - 適用総額：866百万円
  - 平成25年度推計件数：164÷3.03%=5,412
  - 総額：866百万円÷3.15%=27,509百万円

別紙②

【減収額・適用事業者数の推計の考え方】

総額型及び中小企業技術基盤強化税制（控除上限30%の延長）における  
減収見込額・適用見込事業者数について

○減収見込額  
（大企業）

1. 経済産業省平成26年度企業アンケート調査（以下「大企業アンケート」という。）により得られた平成25年度の総額型活用実績を使用。法人税額の20%超の控除を受けた企業について、控除額から法人税額の20%を減じた額を合計すると、36,313百万円。
2. 財務省租税特別措置の適用実態調査（以下「実態調査」という。）によると、平成24年度の総額型の活用実績は301,669百万円。
3. 大企業アンケートにおける平成24年度の総額型実績は199,331百万円なので、金額のカバー率は約66.08%。
4. 1. で得られた36,313百万円を金額のカバー率で割り戻して得られた54,957百万円を減収見込額とした。

（中小企業者等）

1. 中小企業庁平成26年度企業アンケート調査（以下「中小企業アンケート」という。）により得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び実態調査を用い、上記1～4と同様の手法により得られた減収見込額は、1,237百万円。

よって、大企業と中小企業者等の減収見込額の合計56,194百万円を、減収見込額とした。

○適用見込事業者数  
（大企業）

1. 大企業アンケートにより得られた平成25年度の総額型活用実績を使用。法人税額の20%超の控除を受けた企業数は180社。
2. 実態調査によると、平成24年度の総額型の活用企業数は3,297社。
3. 大企業アンケートにおける平成24年度の総額型活用企業数は497社なので、件数のカバー率は約15.07%。
4. 1. で得られた180社を件数のカバー率で割り戻して得られた1,194社を適用見込事業者数とした。

（中小企業者等）

1. 中小企業アンケートにより得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び実態調査を用い、上記1～4と同様の手法により得られた適用見込件数は、2,320社。

よって、大企業と中小企業者等の適用見込件数の合計3,514社を、適用見込件数とした。

オープンイノベーション型 減収見込額・適用見込事業者数について

○減収見込額

1. 大企業アンケートにおいて、平成25年度の特別試験研究費の額を記入している企業（黒字企業のみ）は、別枠化されたオープンイノベーション型を活用するとする。
2. オープンイノベーション型の控除率を60%、別枠化されたオープンイノベーション型の控除上限を法人税額の10%とした場合、それら企業の減収見込額は649百万円。
3. 実態調査によると、平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は59百万円。
4. 大企業アンケートにおける平成24年度のオープンイノベーション型実績は15.7百万円なので、金額のカバー率は約26.61%。
5. 2. で得られた649百万円を金額のカバー率で割り戻して得られた2,439百万円から、実態調査の実績額である59百万円を差し引いて得られた2,380百万円を大企業の減収見込額とした。
6. 中小企業者等の減収見込額については、以下の式により得られた310百万円から、実態調査の実績額である4百万円を差し引いて得られた306百万円とした。

$$\text{中小企業者等} : 2,380 \times \frac{(8+4/33+59)}{100} = 310 \text{百万円}$$

大企業の適用金額に対する中小企業者等割合  
(実態調査平成23年度及び平成24年度実績平均)

7. 大企業及び中小企業者等の控除見込額合計額2,686百万円を、オープンイノベーション型の減収見込額とした。

（中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価について）

1. 特許庁「平成25年度知的財産活動調査」によると、資本金が1億円未満の企業が企業グループ外から受領したライセンス収入（特許、実用新案及びノウハウ）及び資本金1億円未満の企業が特許譲渡の対価として受領した額の合計は、1,641百万円。
2. 上記金額には、研究開発目的でないものも含まれている。一般に、ライセンス収入は売上にかかるロイヤリティ収入が大部分を占めるものであるため、我が国企業が研究開発目的にて支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を全体の1/10程度と仮定すると、164百万円。
3. 我が国における利益計上法人の比率（29.7%（平成24年度））等を考慮すると、減収見込額は極めて僅少になるため、中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、試算に含めないこととした。

○適用見込事業者数

1. 大企業アンケートにおいて、平成25年度の特別試験研究費の額を記入している企業（黒字企業のみ）は38社。



2. 実態調査によると、平成24年度のオープンイノベーション型の適用事業者数は68社。
3. 大企業アンケートにおける平成24年度のオープンイノベーション型実績は10社なので、件数のカバー率は約14.71%。
4. 1. で得られた38社をカバー率で割り戻して得られ258社を大企業の適用見込件数とした。
5. 中小企業者等の適用見込件数については、以下の通りとした。

$$\text{中小企業者等} : 258 \times \frac{(27+32/64+68)}{\text{大企業の適用金額に対する中小企業者等割合}} = 115 \text{社}$$

(実態調査平成23年度及び平成24年度実績平均)

6. 大企業及び中小企業者等の適用見込件数373社を、オープンイノベーション型の適用見込件数とした。

#### オープンイノベーション型 平成22年実績について

1. 経済産業省平成25年度企業アンケート調査（対象：大企業）により得られた、平成23年度及び平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は、それぞれ16.7百万円及び14.6百万円。
2. 実態調査によると、平成23年度及び平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は、それぞれ33百万円及び59百万円。
3. 上記アンケートにおける、平成23年度及び平成24年度の金額の平均カバー率は、約34.0%。

$$\text{カバー率} : 16.7 + 14.6 / 33 + 59 = 34.0\%$$

4. 経済産業省平成25年度企業アンケート調査により得られた、平成22年度のオープンイノベーション型の活用実績16.5百万円を、上記金額の平均カバー率で割り戻して得られた48百万円を、平成22年度におけるオープンイノベーション型の適用実績とした。
5. うち中小企業者等の実績についてはアンケート等により把握できていないため、以下のとおり6百万円とした。

$$\text{中小企業者等} : 48 \times \frac{(8+4/33+59)}{\text{大企業の適用金額に対する中小企業者等割合}} = 6 \text{百万円}$$

5. よって、大企業と中小企業者等の減収額の合計を54百万円とした。
6. 同様の手法により、平成22年度の適用事業者数を91と試算した。

$$\text{カバー率} : 12 + 9 / 64 + 68 = 15.9\%$$

$$\text{適用事業者数} : 10 / 15.9\% = 63$$

$$\text{中小企業者等} : 63 \times \frac{(27+32/64+68)}{\text{大企業の適用事業者数に対する中小企業者等割合}} = 28$$

別紙③

平成27年度中小企業者等の試験研究費に係る特例措置要求減収額等算出根拠

<地方税における将来推計>

①総額型の控除上限の引上げ措置の延長（法人税額の30%）

・総額型

技術振興・大学連携推進課算出国税の減収見込額（別紙①、別紙②参照）

減収見込額：▲461,786百万円 3,636社

うち中小企業者：▲4,801百万円、972社

この試算された減収見込み額より、12.9%を乗じて地方税にかかる減収額を試算した結果、地方税における減収額見込み額を算出。

※なお、平成26年10月の税率改定前の試算には17.3%を適用している。

4,801百万円×12.9%=619.3百万円

(参考) 法人住民税の減収額（平成26年10月以降）

法人住民税の減収額＝法人税の減収額×税率12.9%（※）

※市町村分9.7%、都道府県分3.2%

・中小企業技術基盤強化税制

技術振興・大学連携推進課算出国税の減収見込額（別紙①、別紙②参照）

減収見込額：▲27,846百万円 5,430社

うち中小企業者：▲27,509百万円、5,412社

同様に地方税適用見込みは以下のとおり

27,509百万円×12.9%=3548.6百万円

②オープンイノベーション型（特別試験研究費税額控除制度）の拡充

技術振興・大学連携推進課算出国税の減収見込額（別紙①、別紙②参照）

減収見込額：▲2,749百万円、373社

うち中小企業者：▲310百万円、115社

同様にオープンイノベーション型における地方税適用見込みは以下のとおり

310百万円×12.9%=40.0百万円

<実績把握>

地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（総務省）による影響額

○平成23年度 措置名：試験研究を行った場合の法人税額の特別控除

・中小企業技術基盤強化税制 3,881,485千円

・繰越中小企業者等税額控除限度額に係る税額控除 97,750千円

・試験研究費の増加額に係る税額控除 126,476千円

・平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除 185,193千円

○平成24年度 措置名：試験研究を行った場合の法人税額の特別控除

・中小企業技術基盤強化税制 3,661,353千円

・繰越中小企業者等税額控除限度額に係る税額控除 282,254千円

・試験研究費の増加額に係る税額控除 184,527千円

・平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除 123,700千円



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置の延長	府省名	経済産業省
税目	固定資産税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長
			<input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし
⑤ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり			<input type="checkbox"/> 把握なし
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり			<input type="checkbox"/> 予測なし
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり			<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
  - 所期における本租税特別措置等により達成しようとする目標の達成状況が説明されていないため、所期の目標が既に達成されていないかを示した上で、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を明らかにする必要がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 

以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。  
 [過去の実績]

  - 本租税特別措置等の税収減を是認するような効果を説明するために用いる次の点検項目が適切に説明されていないため、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。
    - 本租税特別措置等の適用額の過去の実績が把握されていないため、分析対象期間における適用額について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
      - 本租税特別措置等の適用額の過去の実績について、地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文及び適用額を記載し、所期の見込みとかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
    - 本租税特別措置等の過去の減収額について、地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、適用額を記載し、所期の見込みとかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。

[将来の見込み]

  - 本租税特別措置等の税収減を是認するような効果を説明するために用いる次の点検項目が適切に説明されていないため、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。
    - 本租税特別措置等の適用額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用額について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）  
本措置の要望期間内の減収額の将来推計は以下のとおりである。

	平成 26 年度 (見込み)	27 年度 (見込み)	28 年度 (見込み)	29 年度 (見込み)	30 年度 (見込み)	31 年度 (見込み)
減収額 (百万円)	1,274	1,236	1,215	1,192	1,162	1,124
販売電力量 (百万 kWh)	7,564	7,636	7,667	7,737	7,808	7,878
影響額 (円/kWh)	0.17	0.16	0.16	0.15	0.15	0.14

(注) 1 数値は沖縄電力(株)から聴取  
2 ここでの影響額は、減収額/販売電力量により算出

- ⑩ 税込減は認の効果の実績確認（評価書中8③「税込減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

本措置による減税額分については、電気料金の原価に織り込まれておらず、全額県民の電気料金負担軽減につながっている（平成 21 年度から 25 年度までの合計で 4,938 億円の減収額）。

具体的には、平成 21 年度から 25 年度までの 5 年間平均で、1 kWh 当たり約 0.13 円の電力料金の低減がなされており、電気の安定的かつ適正な供給の確保に寄与しており、税込減を是認する効果があった。

	平成 21 年度 (実績)	22 年度 (実績)	23 年度 (実績)	24 年度 (実績)	25 年度 (実績)
減収額 (百万円)	949	908	896	923	1,262
販売電力量 (百万 kWh)	7,478	7,521	7,440	7,314	7,556
影響額 (円/kWh)	0.13	0.12	0.12	0.13	0.17

(注) 1 数値は沖縄電力(株)から聴取  
2 ここでの影響額は、減収額/販売電力量により算出

- ⑫ 税込減は認の効果の将来見込み（評価書中8③「税込減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

本措置による減税額分については、電気料金の原価に織り込まれず、全額県民の電気料金負担軽減につながる（平成 27 年度から 31 年度までの合計で 5,929 億円の減収額の見込み）。

具体的には、平成 27 年度から 31 年度までの 5 年間平均で、1 kWh 当たり約 0.15 円の電力料金の低減が見込まれ、電気の安定的かつ適正な供給の確保に寄与すると見込まれ、将来においても税込減を是認する効果が見込まれる。

沖縄における県民生活の向上及び産業振興のためには、今後とも電気の安定的な供給及び電気料金の低廉化は必要不可欠である。

このためには、継続性のより高い政策手段である本租税特別措置を行うことが必要かつ適切である。

減収額の将来推計と達成目標の実現状況の将来予測

	平成 27 年度 (見込み)	28 年度 (見込み)	29 年度 (見込み)	30 年度 (見込み)	31 年度 (見込み)
減収額 (百万円)	1,236	1,215	1,192	1,162	1,124
販売電力量 (百万 kWh)	7,636	7,667	7,737	7,808	7,878
影響額 (円/kWh)	0.16	0.16	0.15	0.15	0.14

(注) 1 数値は沖縄電力(株)から聴取  
2 ここでの影響額は、減収額/販売電力量により算出

- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

沖縄は、電力需要が小さく、また地理的・地形的制約等から火力発電に依存せざるを得ないこと、供給コストの高い離島を抱えるなど、多額の設備投資が必要となること等の電力供給面における構造的な不利性を抱えている。

このような中、設備投資コストを抑制し、沖縄における電気の安定的かつ適正供給を確保するため、本租税特別措置等を講じてきたところであり、沖縄における県民生活の向上及び産業振興のためには、継続性のより高い政策手段である本租税特別措置に基づく支援が必要である。

また、補助金等の予算措置では、あらかじめ必要な額の予測ができず、必要な補助金額が確保されないおそれがあることから、本租税特別措置の手段を採ることは必要かつ適切である。

- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

さらに、引取りに係る沖縄発電用特定石炭等の免税は、政策的に一定の類似性がみられるものであるが、地理的・地形的な制約や需要規模の制約から水力発電等の導入が困難であり、化石燃料（特に石炭、LNG）に大きく依存せざるを得ないことから、燃料費の軽減等を図るための施策であることから、本措置と明確な役割分担がなされている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置の延長 (地方税35)(固定資産税:外)
2	要望の内容	・ 特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 沖縄電力株式会社が行う電気供給業の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準  ・ 特例措置の内容 昭和57年度から平成26年度までの各事業年度分の固定資産税に限り、当該償却資産(事務所及び宿舍の用に供するものを除く。)に係る固定資産税の課税標準を2/3とする措置を5年間延長する。
3	担当部局	資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和57年度 創設 昭和60年度 2年間の延長 昭和62年度 5年間の延長 平成4年度 5年間の延長 平成9年度 5年間の延長 平成14年度 5年間の延長 平成18年度 5年間の延長 平成24年度 3年間の延長
6	適用又は延長期間	平成27年4月1日～平成32年3月31日(5年間)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 エネルギー基本計画(平成26年4月閣議決定)では、安全性(Safety)を前提とした上で、エネルギーの安定供給(Energy Security)を第一とし、経済効率性の向上による低コストでのエネルギー供給(Economic Efficiency)を実現し、同時に、環境への適合(Environment)を図ることをエネルギー政策の基本的視点とするとともに、国際的視点、経済成長の視点を重要な視点としている。これらの基本的な視点の下、“多層化・多様化した柔軟なエネルギー需給構造”の実現のための電力政策を着実に推進する。 特に沖縄は、電力需要が小さく、また地理的・地形的制約等から火力発電に依存せざるを得ないこと、供給コストの高い離島を多く抱えていること等の電力供給面における構造的な特殊性を抱えていることから、本措置により、沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保を図る。  《政策目的の根拠》 沖縄振興基本方針(抄)(平成24年5月11日、内閣総理大臣決定) Ⅲ 沖縄の振興に関する基本的な事項 11 社会資本の整備及び土地の利用に関する基本的な事項 (3) エネルギーの供給等 沖縄は電力供給面で構造的な不利性等の課題を有しており、沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保は沖縄県民の生活及び産業界にとって非常に重要である。このため、供給コスト軽減等に取り組み、エネルギーの安定的かつ適正な供給の確保を図る。また、再生可能エネルギーの普及促進及び環境関連産業の育成を図る。

		<p>沖縄21世紀ビジョン基本計画(沖縄振興計画)(抄)(平成24年5月、沖縄県作成)</p> <p>2 心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して</p> <p>(6) 地域特性に応じた生活基盤の充実・強化 A 地域特性に応じた生活基盤の整備 島しょ地域である沖縄県の各地域の特性や社会環境の変化等に対応した、住宅、水道、電気、道路等の生活基盤の整備・拡充を図ります。～(略)～安定したエネルギーの確保については、県民生活や産業活動の重要な基盤であることから、電気事業に関する税制の特別措置を活用した液化天然ガス(LNG)の利用促進や海底ケーブルの更新・新設の促進等を図るほか、現在も駐留軍用地内に多くの電力供給設備が存在する現状を鑑み、駐留軍用地の返還に伴って生じる電力供給設備の移設等に関して支援を行うことにより、沖縄における電力の安定的かつ適正な供給の確保に努めます。また、全県的なスマートグリッドに取り組み、太陽光発電、風力発電、太陽熱利用、バイオマスエネルギー等のクリーンエネルギーの導入促進を図り、エネルギーの多様化及び効率化を推進します。(以下、略)</p> <p>3 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して</p> <p>(9) ものづくり産業の振興と地域ブランドの形成 ウ 安定した工業用水・エネルギーの提供 産業の振興及び持続的発展のために重要な社会資本である水資源やエネルギー等については、将来にわたり低コストでの安定供給が図られるよう取り組むとともに、地球環境問題への適切な対応を促進します。このため、工業用水については、老朽化した施設を計画的に更新し、あわせて耐震化を推進します。エネルギーについては、電気事業に関する税制の特別措置等を活用した液化天然ガス(LNG)の利用や、太陽光発電、風力発電、太陽熱利用、バイオマスエネルギー等のクリーンエネルギーの導入を促進します。また、経済特区など新たな電力需要の伸びが想定される地域においては特別高圧電力供給設備等の基盤整備を促進します。あわせて、沖縄本島中南部及び宮古島に賦存する水溶性天然ガスの有効活用に向けた取組を促進します。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	5. エネルギー・環境 5-3 電力・ガス
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 設備投資負担の軽減及び適正な料金水準の確保</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本措置による免税額分が電気料金に与える影響</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 租税の目標である「電力の安定的な供給及び適正な料金水準を確保することにより、沖縄の産業活動及び住民の生活における基礎条件の改善」を実現することで、政策目的である「効率的かつ安定的な供給の確保、環境への適合を確保するための電力政策を着実に推進」及び「沖縄県の自立型経済を構築するため、その基礎となる社会資本の整備や県民生活の向上」に寄与する。</p>

8	有効性等	① 適用数等	適用事業者：1社(沖縄電力(株))																																								
		② 減収額	(単位：百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H21 (実績)</th> <th>H22 (実績)</th> <th>H23 (実績)</th> <th>H24 (実績)</th> <th>H25 (実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軽減額</td> <td>949</td> <td>908</td> <td>896</td> <td>923</td> <td>1,262</td> </tr> </tbody> </table> <p>※数値は沖縄電力(株)から聴取</p>	年度	H21 (実績)	H22 (実績)	H23 (実績)	H24 (実績)	H25 (実績)	軽減額	949	908	896	923	1,262																												
		年度	H21 (実績)	H22 (実績)	H23 (実績)	H24 (実績)	H25 (実績)																																				
軽減額	949	908	896	923	1,262																																						
③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 (分析対象期間：平成21年4月～平成26年3月) 本措置により、平成21年度から平成25年度までの5年間平均で、1kWh当たり約0.13円の電力料金の低減がなされており、電気の安定的かつ適正な供給の確保に寄与している。他方で、沖縄の電気料金は未だ他地域と比べて割高であることから、引き続き本措置を講じる必要がある。</p> <p>&lt;電気料金に与える影響(実績)&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>販売電力量(百万kWh)</td> <td>7,478</td> <td>7,521</td> <td>7,440</td> <td>7,314</td> <td>7,556</td> </tr> <tr> <td>影響額(円/kWh)</td> <td>0.13</td> <td>0.12</td> <td>0.12</td> <td>0.13</td> <td>0.17</td> </tr> </tbody> </table> <p>※販売電力量は沖縄電力(株)より聴取。 ※影響額は、減収額/販売電力量により算出。</p> <p>&lt;電気料金の推移&gt; (単位：円/kWh)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>沖縄電力(株)</td> <td>20.14</td> <td>19.90</td> <td>21.07</td> <td>21.44</td> <td>22.08</td> </tr> <tr> <td>9社平均</td> <td>15.98</td> <td>15.87</td> <td>16.80</td> <td>17.92</td> <td>19.79</td> </tr> <tr> <td>単価差</td> <td>4.16</td> <td>4.03</td> <td>4.27</td> <td>3.52</td> <td>2.29</td> </tr> </tbody> </table> <p>※電気料金の算定方法は、電灯・電力料収入を電灯・電力(自由化対象需要分を含む)の販売電力量(kWh)で除したものの。</p> <p>(参考) 沖縄電力(株)はこれまで、効率化の推進により逐次料金改定を行っているが、構造的不利性により電源を火力発電に頼っていることから、燃料価格高騰などの外部要因により、実績単価は上昇傾向にある。</p> <p>○沖縄電力(株)の料金改定率の推移：            昭和63年1月 ▲19.62%、平成元年4月 ▲2.79%、            平成8年1月 ▲5.96%、平成10年2月 ▲3.72%、            平成12年10月 ▲3.78%、平成14年10月 ▲5.79%、            平成17年7月 ▲3.27%、平成18年7月 ▲3.24%、            平成20年9月 ▲0.45%</p>	年度	H21	H22	H23	H24	H25	販売電力量(百万kWh)	7,478	7,521	7,440	7,314	7,556	影響額(円/kWh)	0.13	0.12	0.12	0.13	0.17	年度	H21	H22	H23	H24	H25	沖縄電力(株)	20.14	19.90	21.07	21.44	22.08	9社平均	15.98	15.87	16.80	17.92	19.79	単価差	4.16	4.03	4.27	3.52	2.29
年度	H21	H22	H23	H24	H25																																						
販売電力量(百万kWh)	7,478	7,521	7,440	7,314	7,556																																						
影響額(円/kWh)	0.13	0.12	0.12	0.13	0.17																																						
年度	H21	H22	H23	H24	H25																																						
沖縄電力(株)	20.14	19.90	21.07	21.44	22.08																																						
9社平均	15.98	15.87	16.80	17.92	19.79																																						
単価差	4.16	4.03	4.27	3.52	2.29																																						

			<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 (分析対象期間：平成21年4月～平成26年3月) 本措置による固定資産税の軽減分は、電気料金原価に織り込まれていないことから、電気料金の低減を通じて県民負担の軽減に繋がっている。例えば、平成25年度における一般家庭のモデルケース(300kWh/月)では月額約48円の負担軽減効果がある。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H21 (実績)</th> <th>H22 (実績)</th> <th>H23 (実績)</th> <th>H24 (実績)</th> <th>H25 (実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>販売電力量(百万kWh)</td> <td>7,478</td> <td>7,521</td> <td>7,440</td> <td>7,314</td> <td>7,556</td> </tr> <tr> <td>影響額(円/kWh)</td> <td>0.12</td> <td>0.12</td> <td>0.12</td> <td>0.12</td> <td>0.16</td> </tr> </tbody> </table> <p>※販売電力量は沖縄電力(株)より聴取。 ※影響額は、減収額/販売電力量により算出。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 (分析対象期間：平成27年4月～平成32年3月) 本措置が存在しない場合、沖縄電力(株)の需要家への料金に、軽減されない分が上乗せされることになるため、沖縄県内の一般家庭及び産業界に与える影響も大きいことから、本措置を継続することが重要である。</p> <p>&lt;電気料金に与える影響(見込み)&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>販売電力量(百万kWh)</td> <td>7,564</td> <td>7,636</td> <td>7,667</td> <td>7,737</td> <td>7,808</td> <td>7,878</td> </tr> <tr> <td>影響額(円/kWh)</td> <td>0.17</td> <td>0.16</td> <td>0.16</td> <td>0.15</td> <td>0.15</td> <td>0.14</td> </tr> </tbody> </table> <p>※沖縄電力(株)及び電源開発(株)より聴取 ※影響額は、免税額/販売電力量により算出。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 (分析対象期間：平成27年4月～平成32年3月) 本措置が存在しない場合、沖縄電力(株)の需要家への料金に、軽減されない分が上乗せされることになる。上乗せされる金額は上記の通りであり、沖縄県内の一般家庭及び産業界に与える影響も大きいことから、本措置を継続することが重要である。 なお、本措置により、平成27年度は標準家庭(300kWh)で月額約48円の料金軽減効果が見込まれる。</p>	年度	H21 (実績)	H22 (実績)	H23 (実績)	H24 (実績)	H25 (実績)	販売電力量(百万kWh)	7,478	7,521	7,440	7,314	7,556	影響額(円/kWh)	0.12	0.12	0.12	0.12	0.16	年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	販売電力量(百万kWh)	7,564	7,636	7,667	7,737	7,808	7,878	影響額(円/kWh)	0.17	0.16	0.16	0.15	0.15	0.14
			年度	H21 (実績)	H22 (実績)	H23 (実績)	H24 (実績)	H25 (実績)																																		
			販売電力量(百万kWh)	7,478	7,521	7,440	7,314	7,556																																		
影響額(円/kWh)	0.12	0.12	0.12	0.12	0.16																																					
年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31																																				
販売電力量(百万kWh)	7,564	7,636	7,667	7,737	7,808	7,878																																				
影響額(円/kWh)	0.17	0.16	0.16	0.15	0.15	0.14																																				
9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>沖縄における電気事業については、            1) 地理的・地形的な制約や需要規模の制約から水力発電等の導入が困難であり、化石燃料(特に石炭、LNG)に大きく依存せざるを得ない、            2) ①多数の離島を抱え、ユニバーサルサービスを提供するため、多額の投資が必要(離島部門は構造的な収支不均衡)、②他の電力会社との電力相互融通が不可能であるため、高い供給予備力が必要、③地域特有の台風・塩害対策に巨額の投資が必要、等の理由から設備投資負担が大きい、            等の構造的不利性があり、電力料金が他社より割高となっている。</p> <p>このような構造的不利性がある中、沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保のためには、政策的支援が必要となる。</p>																																								

		特に、沖縄においては、今後とも、設備投資が大きな負担となることが見込まれるため、電気料金の抑制のためには、本措置による設備投資負担の軽減が必要不可欠である。
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>沖振法等に基づく支援措置として、沖縄振興開発金融公庫からの融資、沖縄電力(株)に係る課税標準の特例、産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の課税の特例がある。</p> <p>まず、産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の課税の特例は、沖縄県における産業高度化や事業革新の促進を目的とした施策であることから、本措置と趣旨を異にしている。</p> <p>また、沖縄振興開発金融公庫からの融資は、設備形成を促すため、より条件の良い資金の確保を目的とした施策であることから、本措置と趣旨を異にしている。</p> <p>更に、沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る課税標準の特別措置は、政策的に一定の類似性が見られるものであるが、沖縄が本土から遠く離れた離島であり、他の電力会社との相互融通が不可能であるため、高い供給予備力を持たざるを得ないこと等に鑑み、設備投資負担の軽減等を図るための施策であることから、本措置と明確な役割分担がなされている。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本措置は、沖縄県内の電気料金低減に資する施策の一つであり、沖縄県民はもちろん、県内の産業政策にとっても影響は大きい。措置がないことによつて、沖縄県内の産業の空洞化を招く可能性も否定はできないことから、地方税法において、負担の軽減を図ることが重要である。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 23 年 8 月